

# 平成29年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成30年9月18日 開会 10時00分 散会 17時07分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出席者

① 委員 (17名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
若山和幸	小川純文	岡本眞利子	東口隆弘	野原恵子
中橋友子	藤谷謹至	田口廣之	谷口和弥	千葉幹雄
寺林俊幸	藤原 孟			

② 委員長 小島智恵

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	菅野勇次	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	乾 邦廣	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	合田利信	経 済 部 長	萬谷 司
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	原田雅則
忠類総合支所長	伊藤博明	札 内 支 所 長	坂井康悦
教 育 部 長	岡田直之	政 策 推 進 課 長	谷口英将
総 務 課 長	新居友敬	地 域 振 興 課 長	川瀬吉治
糠内出張所長	天羽 徹	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	佐藤勝博	防 災 環 境 課 長	寺田 治
福 祉 課 長	樫木良美	こ だ も 課 長	高橋宏邦
保 健 課 長	白坂博司	農 林 課 長	香田裕一
農 林 課 参 事	松井公博	農 業 振 興 担 当 参 事	渡部賢一
商 工 観 光 課 長	亀田貴仁	都 市 計 画 課 参 事	河村伸二
会 計 課 長	金田一宏美	保 健 福 祉 課 長	半田 健
経 済 建 設 課 長	川瀬康彦	住 民 課 長	杉崎峰之
農業委員会事務局長	廣瀬紀幸	監 査 委 員 事 務 局 長	妹尾 真

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

4 審査事件 平成29年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 小島智恵

# 議 事 の 経 過

(平成30年9月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（小島智恵） ただいまより、平成29年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。  
事務局より諸般の報告があります。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 高橋委員及び小川委員より、遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（小島智恵） 審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において設置された本特別委員会の委員長として、私が大任を果たすこととなりました。

議会における決算審査は、議決した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を確認し、評価をするという極めて重要な意味を持っております。

来年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、慎重かつ効率的に審査を進めたいと思いますので、皆様の特段のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、審査の方法についてご確認をさせていただきます。

はじめに、決算に関わります幕別町一般会計、特別会計の資料及び総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から款ごとに順を追って審査をしてみたいと思います。

その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたします。

特別会計の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出を一括して行いたいと思います。

次に、質疑をされる委員の皆様に申し上げます。

質疑に当たっては一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第1発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成29年度幕別町一般会計決算認定から認定第9号、平成29年度幕別町水道事業会計決算認定までの9議件を一括議題といたします。

最初に、平成29年度幕別町一般会計、特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） お手元に配付しております決算資料に基づきまして、平成29年度の概要についてご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

まず初めに、第1表、平成29年度の決算状況についてであります。

はじめに、歳入であります。点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は、左側、平成29年度につきましては165億9,107万3,000円となりまして、前年比では5%の減となっております。

また、特別会計の決算額は80億1,641万1,000円で、前年比2.4%の減となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳入の合計は246億748万4,000円ですが、前年度と比較いたしまして、額で10億6,894万7,000円の減、率では4.2%の減となっております。

次に、歳出ですが、一般会計の平成29年度決算額は160億2,727万1,000円で、前年度と比較いたしまして6.2%の減となっております。

特別会計決算額は78億8,788万7,000円で、前年比0.1%の増となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳出の合計は239億1,515万8,000円ですが、前年比10億5,515万7,000円の減、率にしますと4.2%の減となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額であります、10 ページをごらんいただきたいと思います。

10 ページ、第 8 表にありますように、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで、七つの特別会計の決算額等をそれぞれ記載しておりますが、合計いたしますと C 欄の支出済額の計にありますように、78 億 8,788 万 7,000 円となります。

以下、各特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をしておりますが、後段のほうの歳出決算額につきましてご説明させていただきます。

(1) の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 1 億 470 万 1,000 円の減、率にいたしまして 3.0%の減となっております。

主な歳出は、保険給付費、共同事業拠出金などであります。

(2) の後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 1,221 万 9,000 円の増、率では 3.5%の増となっております。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

(3) の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 2 億 3,427 万 3,000 円の増、率で 10.7%の増であります。

主な歳出は、各種介護サービスに係る保険給付費であります。

次のページになりますが、(4) の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 5,595 万 8,000 円の減、率にいたしまして 13.9%の減であります。

主な歳出は、公債費や忠類簡水整備工事などの建設事業費であります。

(5) の公共下水道特別会計の歳出決算額であります、前年度と比較しますと 3,584 万 4,000 円の減、率にして 3.2%の減となっております。

主な歳出は、公債費や十勝環境複合事務組合負担金及び中継ポンプ場更新工事などの建設事業費であります。

(6) の個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 3,899 万円の減、率にしまして 17.8%の減で、主な歳出は公債費や排水処理施設整備工事費などであります。

(7) の農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 154 万 8,000 円の減、率にしますと 2.3%の減で、主な歳出は公債費などであります。

以上が特別会計の決算状況であります。

次に、2 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、平成 29 年度一般会計収支の状況になりますが、歳入総額 165 億 9,107 万 3,000 円に対し、歳出総額は 160 億 2,727 万 1,000 円であり、歳入歳出差引額 5 億 6,380 万 2,000 円の歳計余剰金を生じましたが、このうち翌年度への繰越明許費に関わる繰越財源が 3,385 万 2,000 円でありますので、その額を差し引いた残り 5 億 2,995 万円が、平成 29 年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により、歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に 1 億 7,000 万円、減債基金に 1 億円、合計 2 億 7,000 万円を積み立ていたしましたので、残りの 2 億 5,995 万円が翌年度への繰越金となるものであります。

次に、歳入であります、3 ページをごらんいただきたいと思います。

第 3 表、一般会計歳入決算額は、1 款の町税から 22 款の町債まで、予算現額から構成比までそれぞれの数値を記載しておりますが、C 欄の収入済額の計の欄にありますように 165 億 9,107 万 3,000 円が平成 29 年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1 款の町税、13 款の分担金及び負担金、14 款の使用料及び手数料、21 款の諸収入であります、これを合計いたしまして 1,394 万 8,000 円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で 1 億 5,902 万 3,000 円となっております。

次に、4 ページをごらんください。

4 ページ下段には、歳入の構成比を円グラフであらわしております。

構成比の中で大きなウエートを占めておりますのは、地方交付税で 34.6%、以下、町税が 17.3%、町債は 9.1%、国庫支出金 7.5%、道支出金 7.1%などといった構成となっております。

次に、3 ページ中ほどの町税以下の歳入の状況についてご説明いたします。

①の町税では、前年比 3.2%の増となっております。

主な要因につきましては、給与所得、営業所得の増及び新築家屋の軽減期間終了及び農業機械の償却資産の新規取得による固定資産税の増などあります。

②の地方交付税は、前年比2億5,513万円、率にして4.3%の減となっております。

これは、歳出特別枠である地域経済雇用対策費や個別算定経費の減などによる普通交付税の減が主な要因であります。

次に、5ページをお開きください。

③の国庫支出金は、前年比2億7,133万8,000円、率にして17.9%の減、これは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付費国庫補助金の皆減、社会資本整備総合交付金の減などが主な要因であります。

④の道支出金につきましては、前年比40万4,000円の減となっておりますが、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金などの皆減が主なものであります。

⑤の町債につきましては、前年比7億6,887万9,000円、率にして33.7%の減となっておりますが、これは新庁舎建設事業債の減、ナウマン公園整備事業債の減などが主な要因であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5ページ下段からになります。まず6ページをごらんください。

6ページに、第5表、平成29年度目的別歳出決算を記載しております。

1款議会費から14款予備費までの、予算現額から不用額までそれぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B欄支出済額の一番下の欄にありますように160億2,727万1,000円であります。

この中で構成比が最も高いのは、3款民生費の21.1%、額で33億7,483万7,000円、次いで11款公債費、8款土木費の12.2%などの順となっております。

次に、7ページをお開きください。

7ページの下段に、第6表、性質別歳出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1の人件費が、前年度との比較で1,697万5,000円、率で0.9%の減であります。

なお、この表には記載しておりませんが、ラスパイレス指数で申し上げますと、平成27年度は97.1、平成28年度は96.9、平成29年度は98.1と、平成28年度に比較し1.2ポイント増となっております。

次に、2の物件費であります。前年比4,972万1,000円の減、率にして2%の減となっておりますが、平成29年度から物件費のうち括弧書きで臨時職員賃金について表記しております。その額につきましては、前年比894万9,000円、率にして1.9%の増となっております。増の要因といたしましては、忠類へき地保育所が直営化になったことに伴う臨時職員賃金の増が主なものでございます。

次に、3の維持補修費であります。前年比1億1,986万3,000円、率にして30.3%の増となっております。これは町道管理委託料、除排雪機械借上料の増などによるものであります。

5の補助費等は、前年比4,123万7,000円、率で2.3%の減となっておりますが、主な要因としましては、森林総合研究所営事業償還金の皆減などによるものであります。

8の投資出資貸付金は、前年比1億1,543万5,000円、率で17.1%の減となっておりますが、主な要因といたしましては、工業団地取得資金貸付金、忠類振興公社貸付金などが主なものであります。

次に、10の投資的経費であります。10億2,105万9,000円、率にして28.1%の減となっております。

内訳としましては、普通建設事業費の補助事業費が6億3,061万1,000円の減であり、主に畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金の皆減等であり、単独事業では5億982万3,000円の減であります。これは主に札内コミュニティプラザ建設事業、糠内分遣所建設事業の減などによるものであります。

以上が、一般会計歳出についてのご説明であります。

次に、平成29年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金についての説明につきましては別冊になりますので、お手数ですが、一般会計の歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思っております。

一般会計の歳入歳出決算書の最終のページ、266ページに記載しておりますのでごらんください。

上段の表、3、基金の表であります。それぞれ一番右側の額が平成29年度末の現在高となります。

この表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思っておりますが、現金が36億5,011万9,000円、土地が1億8,068万7,000円となっております。

これを合算いたしました基金総額であります。38億3,080万6,000円で、前年度と比較しまして2億5,059万1,000円の減ということになります。

また、下の表、4、その他に備荒資金への納付金の表を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

なお、先ほど決算資料2ページの説明で申し上げましたが、平成29年度の決算剰余金からの積立金は、財政調整基金へ1億7,000万円及び減債基金への1億円につきましては、この残高には含まれていない額となっております。

今申し上げました基金のうち、平成30年度予算において、財政調整基金から3億5,000万円、地方債の償還財源として減債基金から1億円、まちづくり基金から3億3,242万3,000円を取り崩し、一般会計に繰り入れをしたところであります。

次に、また資料のほうにお戻りいただきたいと思います。

12ページをお開きください。

12ページ中ほどに、第9表、一般会計財政状況として、各種指標等をあらわした表がありますが、表の下から3行目に財政力指数、一番下に実質公債費比率を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、財政力指数ですが、数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力が豊かであるということになります。本町の財政力指数につきましては、平成27年度は0.331、平成28年度は0.337、平成29年度は0.344となりまして、若干上向き傾向にあります。

次に、実質公債費比率について申し上げますが、平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い、新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や一部事務組合への負担金のうち公債費に充当される負担金等を加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

これによりまして、18.0%以上25%未満が起債発行に対して許可制となり、25%以上になりますと起債発行において制限を受けることとなります。平成29年度の幕別町の実質公債費比率は11.8%となり、前年度より0.9ポイント下がったところであります。

しかしながら、事業における借入金の抑制や繰上償還を実施したことによる軽減となったものであります。今後とも借り入れに当たりましては、交付税の措置率の高い優良な起債の借り入れを行うなど、公債費負担の適正な管理に努め、平成24年度の決算をもちまして、目標値である18.0%を下回り、毎年着実に低下しているところでありますが、今後も引き続き適正管理に努めていかなければならないものと考えております。

次に、16ページをお開きください。

下段の第12表、地方債の状況でありまして、一般会計の地方債の残高を一覧表として掲載しております。

表の一番下の計欄で、右から3列目が地方債の平成29年度末残高となります。差し引き現在高188億5,414万2,000円でありまして、平成29年度末と比較しますと2億8,574万1,000円減少したところであります。

次に、17ページ上段には、特別会計の地方債の残高を掲載しております。

簡易水道特別会計から農業集落排水特別会計まで4会計の合計の平成29年度末残高は、差し引き現在高の計の欄、105億3,341万3,000円であり、平成29年度末と比較しますと、4億9,433万円減少となったところであります。

次に、その下の段の(2)につきましては、これら地方債の借入先別・利率別現在高の状況について記載した表であります。

一般会計を申し上げますと、表の右側「左の利率別内訳」という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しております。

一番右の欄の4%超えの欄につきましては、合計が1億5,844万5,000円で、構成比にいたしますと全体の0.8%ということになります。したがって、残りの99.2%が金利4%以下の借入利率となっております。

これは、過去に行った高利率の地方債の繰上償還あるいは近年の低金利による影響であると分析しているところであります。

なお、平成29年度起債借入利率は、銀行縁故債で0.5%となっております。

次に、18ページでございます。

下段、第13表、債務負担行為の状況をごらんいただきたいと思っております。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

30年度以降、支出予定額の欄であります、金額の欄の一番下、計欄にありますとおり、7億1,577万6,000円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1番の物件の購入のうち(2)のその他の物件3,393万8,000円は、公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、3番のその他にあります6億8,183万8,000円ではありますが、これは国営土地改良事業に係る償還金及び防犯灯等リース料などの債務負担が主なものとなっております、このほかに農業関係の利子補給金等が含まれております。

これらにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中では、その取扱について十分留意していかなければならないものと考えております。

次に、19ページをごらんください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況を表にしたものであります。

さきの本会議において報告させていただいたところでありますが、一般会計における実質赤字比率など平成27年度から3年間を掲載しております。また、中ほどに資金不足比率についても各会計ごとに掲載しておりますが、赤字がないことにより算定結果の数字は記載されておられません。

なお、表の下段のほうに各比率などの説明を掲載しておりますので、後刻ごらんいただきたいと思っております。

次に、20ページをごらんください。

20ページでは、第14表といたしまして、各款における節ごとの決算額を記載しております。

次に、21ページ、第15表になりますが、団体等に対する各種補助金・交付金の一覧としまして、23ページまで掲載しております。

次に、24ページでございます。

24ページからは、最近5か年間における各款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ32ページまで掲載しております。

次に、33ページでございます。

33ページになりますが、平成26年度からの地方消費税の引き上げに伴い、地方消費税交付金を含む引き上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充て、その用途についても明確にすることとされたことから、平成26年度決算資料から新たに追加した資料であります。

歳入、本町における平成29年度の地方消費税交付金の引き上げ分は2億1,885万円で、その全額を歳出の社会保障関係経費に充当したものであります。

次に、34ページ、平成29年度指定管理者施設管理評価シートでございます。この評価シートにつきましては、平成28年度決算から新たに追加した資料であります。

現在、本町において指定管理者制度を導入している施設について、「幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」及び各指定管理の基本協定書に基づき、毎年度、施設の管理業務、経理の状況等に関し、実地調査及び報告書等により、これまでも評価を行っていたところであります。

しかしながら、平成29年度から、共通した様式により、指定管理者制度を導入している2施設について評価を行い、その評価概要について評価シートとして35ページから36ページに掲載しているものであります。

35ページをごらんください。

シートの内容についてご説明いたします。

上段に指定管理しています施設の名称を記載しております。

次に、指定管理者の名称、その右側には指定管理期間として、本施設が指定管理されている期間について記載しております。

次に、1、予算決算の推移であり、上段が予算、下段が決算状況を示しており、3か年の状況について記載しております。

予算決算の下段、現管理者による管理の有無の欄につきましては、本施設が現管理者において指定管理されている期間について記載しております。

次に、2、評価項目であります。

評価につきましては、事業運営に関すること、施設の維持管理に関すること、会計処理に関することとして3項目についてそれぞれ評価を行い、その評価については、その下段、3、評価に記載の4段階の評価基準に基づき実施したところであります。

評価の結果につきましては、その下段に記載しておりますが、本表でありますアルコ236及び道の駅

忠類につきましては、（１）事業運営に関する評価はA、適正、（２）施設の維持管理に関する評価はA、適正。（３）会計処理に関する評価はA、適正と評価したところであります。

次に、指定管理者の総合評価を実施しておりますが、その総合評価の評価ランクを一番下段の表に基づき、総合評価のランクとしております。

その総合評価結果として、本施設は、妥当と評価したところであります。

次に、5、前年度評価結果を受けた対応と今後の課題等として、評価結果について今後の課題等について記載しているものであります。

以上が評価シートの内容であり、同様の評価方法を持って、36 ページは幕別町百年記念ホールの指定管理に関する評価結果についてあらわしたものであり、総合評価として良好と評価したものであります。

次に、37 ページからになります。平成 29 年度の主要な施策の成果としてまとめております。

38 ページの議会活動の項目以降、最終の 189 ページ、上水道事業まで、各項目にわたる主な施策につきまして、具体的な数字を含めて掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（小島智恵） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けいたします。ございませんか。

（なしの声あり）

（10：30 小川議員入場）

○委員長（小島智恵） ないようですので、これより認定第 1 号、平成 29 年度幕別町一般会計決算、1 款議会費に入らせていただきます。

1 款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 1 款議会費につきましてご説明申し上げます。

86 ページをお開きください。

1 款 1 項議会費、予算現額 1 億 149 万 6,000 円に対しまして、支出済額 1 億 40 万 6,462 円であります。

議員報酬、議員共済費ほか、議会だより印刷費、会議録反訳委託料など、各種議会運営に係る経費であります。

なお、議会活動内容につきましては、先ほどご説明いたしました決算資料の 38 ページに記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 1 款議会費につきましては質疑がないようですので、以上を持って終了とさせていただきます。

次に、2 款総務費に入らせていただきます。

2 款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 2 款総務費につきましてご説明申し上げます。

88 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 20 億 8,086 万 6,000 円に対しまして、支出済額 14 億 5,452 万 2,828 円であります。

1 目一般管理費の 4 節共済費及び 7 節賃金は、事務補助の臨時職員などに係る費用であります。

11 節需用費は、事務用消耗品及び役場庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

12 節役務費につきましては、庁舎の郵便料、電話料が主なものであります。

13 節委託料、細節 5 は顧問弁護士委託料であります。平成 29 年度の相談実績につきましては、2 件でございます。

細節 8 庁舎宿日直等業務委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土日などの日直業務を民間事業者に委託したものであります。

次のページになります。

細節 11 ファイリングシステム構築指導委託料は、公文書の管理手法を改善し、住民サービスの向上に資するもので、導入から定着までの4年間の最終年の経費であります。

このことから、今年度より、職員で組織しております文書管理推進委員会が中心となり、管理、指導等を行っております。

14 節使用料及び賃借料、細節 2 の複写機借上料ほか各種借上料であります。

2 目広報広聴費につきましては、11 節需用費であります。月 1 回発行の広報まくべつの印刷製本費が主なものであります。

3 目財政管理費につきましては、11 節需用費は、細節 30 の予算書印刷製本費、13 節委託料は、国から全ての地方公共団体に対し統一的な基準による財務書類の整備について要請されたことを受け、地方公会計制度に基づく財務書類の整備業務を委託したものであります。

次のページになります。

4 目会計管理費は、出納室に係る経費で、11 節需用費は、細節 30 の決算書の印刷製本費、12 節役務費の細節 15 派出業務取扱手数料は、役場庁舎の銀行派出窓口に関わる手数料であります。

5 目一般財産管理費、本目は役場庁舎及びパークゴルフ協会などが入居している共同事務所の管理費用であります。11 節需用費は電気料などの光熱水費、13 節委託料は役場庁舎等の管理委託料が主なものであります。

次のページになりますが、6 目札内コミュニティプラザ管理費、本目は平成 29 年 4 月 1 日からオープンいたしました札内コミュニティプラザの維持管理費でございます。

11 節需用費の電気料、13 節委託料の細節 1 管理委託料が主なものであります。

7 目近隣センター管理費、本目は 46 か所の近隣センターと 5 か所のコミセンの光熱費を含めた管理運営に係る経費であります。

次のページになりますが、13 節委託料では、細節 1 と 3 のコミセンに関わる管理、警備の委託料が主なものであります。

15 節工事請負費の細節 1 は、泉町近隣センターの屋根、外壁の塗装やバリアフリー化などに関わる改修工事、細節 2 は、忠類コミセンの暖房設備の更新などに係る改修工事が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 近隣センター運営交付金は、46 か所の近隣センターに関わる運営交付金であります。

8 目庁用車両管理費、本目は集中管理による公用車両 28 台及び町長公用車に係る車両維持管理費であります。

11 節需用費は、燃料費や修繕料が主なものであります。

次のページになりますが、18 節備品購入費は、庁用車両として軽自動車 1 台を購入したものであります。

9 目企画費、本目は町の施策の総合企画や広域行政等に係るもので、1 節報酬及び 9 節旅費、細節 1 費用弁償は、第 6 期総合計画策定に当たっての総合計画策定審議会委員に関わる経費、及びまちづくりワークショップ 2 回開催に関わる経費が主なものであります。

11 節需用費、細節 30 印刷製本費は、第 6 期総合計画の印刷製本に係る費用、及び幕別町応援大使の名刺並びにクリアファイルの作製に係る費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 十勝圏活性化推進期成会負担金、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金など広域行政に関連する経費であります。

10 目協働のまちづくり支援費であります。1 節報酬、細節 1 の公区長報酬初め公区活動や協働まちづくり支援事業に対する交付金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、次のページになりますが、細節 7 のマイホーム応援事業補助金は、平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年間で、移住促進と町内居住者の定着に資するため、町内に住宅を新築または購入する場合に補助金を交付するもので、平成 29 年度の交付実績は 120 件であります。

細節 8 は、町内 114 公区に対する運営費交付金であり、細節 9 協働のまちづくり支援事業交付金は、住民と行政が協働して行う各種活動に対して交付する公区活動支援活動ほか 5 事業、合計 225 件について交付金を交付したものであります。

11 目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、事務用経費が主なものとなっております。

12 目総合支所費、本目は忠類総合支所に係る運営費等の費用で、1 節報酬につきましては、地域住民

会議委員 15 名の報酬であります。

次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 忠類地域魅力発信事業実行委員会補助金は、忠類インターチェンジ開通を機に、忠類地区の魅力を発信する事業として、ナウマンぞうり卓球大会、道の駅花壇整備等を行ったことに伴う補助金でございます。

細節 4 忠類地域民間賃貸住宅建設促進事業補助金は、忠類地域の定住化対策として、賃貸住宅を建設する民間事業者に対して、建築面積に応じて建設費の一部を補助するもので、平成 29 年度は 2 事業者 10 棟 20 戸の建築に対して補助金を交付したものであります。

なお、28 年事業実施以来、14 棟 24 戸の賃貸住宅がこれまで建設されたところであります。

13 目防災諸費、本目は防災対策に係る費用で、1 節報酬は、防災会議委員 12 名に係る報酬、11 節需用費、細節 4 は防災用消耗備蓄品の購入費用、細節 5 は防災訓練に伴う参加者への配付消耗品、13 節委託料は、忠類地区の防災行政無線及び全国瞬時警報システム等の機器保守点検に係る委託料のほか、細節 7 は防災のしおり更新に係る費用、18 節備品購入費は、防災対策備品としてバルーン型投光器及び発電機を購入したものであります。

次のページになります。

14 目交通防災費、本目は交通安全対策及び防犯対策に係る費用で、1 節報酬は交通安全指導員 31 名に係る経費、7 節賃金は交通安全推進員である嘱託職員賃金、11 節需用費、細節 21 は防犯灯に要した電気料であります。

13 節委託料、細節 6 は、30 年度に実施する防犯灯 LED 化に伴う調査委託料、14 節使用料及び賃借料、細節 6 は、平成 29 年度に設置した防犯灯 3 か月分のリース料であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 はコミュニティバス運行に係る運行事業者への補助金、次のページになりますが、細節 8、9 は駒島、古舞線予約型乗り合いタクシー運行に係る経費の補助、細節 10 は地方バス路線維持に対する補助金が主なものであります。

15 目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修に係るもので、9 節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費で、29 年度は 596 人が研修に参加したものであります。

12 節役務費は、職員健康管理のための人間ドックなど各種健康診断手数料であります。

16 目公平委員会費、本目は公平委員会開催に係る経費であります。公平委員 3 名に係る報酬及び費用弁償であります。

17 目諸費、本目は各種委員会開催に係る経費や他の科目に属さない経費の支出科目であります。

1 節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

8 節報償費では、細節 2 の町功労者表彰に係る記念品、細節 4 はふるさと寄附に対する返礼品に係る経費であります。

次のページになりますが、12 節役務費、細節 15 ふるさと寄附クレジット決済手数料は、クレジット利用に係る決済手数料、及び 13 節委託料、細節 5 のふるさと寄附連携包括プラン委託料は、返礼品事業の発注発送等業務を民間業者に委託した経費であります。

なお、ふるさと寄附の平成 29 年度実績は、ふるさと寄附において返礼品を送付した件数として 3 万 7,276 件、4 億 2,484 万 208 円であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 は十勝町村会に対する負担金であります。

18 目基金管理費、本目は各種基金から生ずる利息あるいは寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

なお、細節 3 は、ふるさと寄附金をまちづくり基金に積み立てたものであります。

なお、先ほど説明いたしましたふるさと寄附金総額 4 億 2,484 万 208 円に対し、積立額が 4 億 1,743 万 9,109 円となっており、その差 1,059 万 6,099 円につきましては、出納整理期間に平成 29 年度分として収入しましたが、基金積み立てにつきましては、3 月 31 日までに既に収入した額のみを積み立てることとなっておりますことから、出納整理期間中に収入いたしました寄附金については、平成 29 年度の積立金はしていないものであります。

なお、出納整理期間中に収入いたしました寄附金 1,059 万 6,099 円につきましては、平成 30 年に積み立てを行うものであります。また、各種基金の年度末残高、先ほど説明しましたとおり、本決算書の 266 ページに掲載しているものであります。

19 目電算管理費、本目は電算処理業務に係るものであります。

11 節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費が主なものであります。

13 節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料などで、細節 9 電算システム運用委託

料は、パソコンネットワークの運用を民間事業者に委託したものであります。

次のページになります。

細節 12 は、インターネット利用に係るセキュリティ強化において、北海道と市町村が共同で監視分析しているもので、その運用に要した費用であります。

細節 13 は、マイナンバー制度にかかわって各種電算システムの改修に要した経費であります。

18 節備品購入費の、細節 2 財務会計システムから細節 4 メールサーバーにつきましては、平成 26 年度に備荒資金により導入し、平成 29 年度をもって償還を終了したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 はマイナンバー制度の運用に向けて整備された中間サーバーに係る負担金であります。

20 目新庁舎建設事業費、本目は新庁舎建設に係るもので、平成 29 年度は、庁舎の外構工事に要した費用でございます。

続きまして、2 項徴税费、予算現額 3,380 万 9,000 円に対しまして、支出済額 2,995 万 2,896 円であります。

1 目税務総務費、本目は 9 節旅費など賦課事務に係る事務用経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 十勝圏複合事務組合負担金につきましては、滞納整理機構の管理運営に係る幕別町の負担金であります。

次のページになりますが、細節 9 地方税電子化協議会運用関係費負担金につきましては、地方税の電子申請に係る運用及び維持管理に要する費用の本町負担分であります。

続きまして、2 目賦課徴収費、本目は賦課徴収に係る費用で、12 節役務費、細節 19 コンビニ収納手数料の平成 29 年度の実績は、2 万 4,502 件の利用があり、それに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いしたものであります。

細節 31 電子申告審査システム利用料は、税金の申告をパソコンで受けたものに対する利用料の負担金で、本年度は給与支払報告書など合計で 7,313 件の受け付けを行ったところであります。

13 節委託料、細節 10 路線価算定委託料は、平成 30 年度評価替えの準備に要した費用であります。

23 節償還金利子及び割引料は、過誤納還付金などであります。

次に、3 項戸籍住民登録費、予算現額 1,838 万 4,000 円に対しまして、支出済額 1,471 万 6,449 円であります。

次のページになります。

1 目戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務に係る経費であります。

13 節委託料、細節 6 は、戸籍電算システムの保守点検委託料であり、細節 8 は、マイナンバー制度に係る個人番号等の作成委託料であります。

14 節使用料及び賃借料、細節 20 の戸籍総合システムブックレスソフト使用料は、戸籍電算化に伴うものであります。

18 節備品購入費、細節 1 は平成 26 年度に更新した戸籍電算システムの備荒資金組合への支払費用であります。

次に、4 項選挙費、予算現額 1,016 万 7,000 円に対しまして、支出済額 973 万 8,153 円であります。

1 目選挙管理委員会費、本目は選挙管理委員の報酬ほか選挙管理委員会開催に係る費用であります。

次のページになります。

2 目衆議院議員選挙費、本目は昨年 10 月 21 日執行の衆議院議員選挙に係る経費で、1 節報酬は選挙管理委員、投票立会人などの報酬、13 節委託料、細節 7 は選挙公報配布委託料、15 節工事請負費はポスター掲示板の設置に要した経費であります。

5 項統計調査費、予算現額 88 万 7,000 円に対しまして、支出済額 60 万 6,993 円であります。

1 目統計調査費、本目は 1 節工業統計調査等に係る調査員報酬や、次のページになりますが、11 節需用費ほか、統計調査に要する事務用経費であります。

次に、6 項監査委員費、予算現額 248 万 7,000 円に対しまして、支出済額 241 万 5,478 円であります。

1 目監査委員費、本目は監査委員報酬及び監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わったところですが、この際 11 時まで休憩いたします。

10:50 休憩  
11:00 再開  
(休憩中 高橋議員入場)

○委員長（小島智恵） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2款総務費の質疑をお受けいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 総務費に関わりまして、3点質問させていただきます。

まず1点目が、ページ数では91ページ、資料では41ページの広報広聴費、ホームページにかかわってです。

資料にはアクセス数が書かれておりますが、ホームページを更新するタイミングと、あと新着情報の内容について詳しくお聞きしたいのと、また、以前も更新が遅いといった声があったと思うのですが、改善に向けてどのような対策をしているのかお聞きします。

2点目が、総務費101ページ、資料では46ページ、協働のまちづくり支援費のところ、この事業内容は毎年更新しています。除雪に関しては地域の喫緊の課題であり、メニューの中で地域内除雪機械導入について、これまで何年も実績がなく、平成29年度に購入に関わる経費を2分の1から1分の1に改正しています。ところが、改正後も実績はありませんでした。このことをどう捉えているのかと、また、今後についてのお考えを伺います。

3点目が、ページで言いますと107ページ、109ページ、資料は60ページ、諸費、ふるさと寄附記念品とまちづくり基金積立金についてです。

先ほども説明があったのですが、29年度の寄附額の合計が4億1,722万円になっておりますが、まちづくり基金から6億1,996万円が計上されています。ふるさと寄附は寄附者の意向に沿った使い道を項目別に選んでもらえるようになってはいますが、項目別の寄附額と平成29年度中に実際に項目別に活用された分をそれぞれ件数と金額でお聞きします。

以上です。

○委員長（小島智恵） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） まず、最初のホームページの関係につきまして、私からお答えさせていただきます。

まず最初、更新のタイミングと新着情報の状況、これ二つ関連いたしますのであわせてお答えさせていただきますが、ホームページの更新の内容につきましては、各現課さんから情報をいただきまして、それを随時更新すると。また、広報では間に合わないような情報ですとか、そういったものを新着情報ですとか、そういった形で更新をさせていただいているという状況であります。

それと、更新が遅いということに対するチェック体制ですが、基本は、各現課さんが現課の情報を更新していただくということになるのですが、政策推進課といたしましては、課員のスタッフで毎日チェックをしております、こういった情報の更新が遅れていますよということを各現課にお知らせをして、そういったチェック体制をとっているという状況でございます。

○委員長（小島智恵） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 私のほうからは、協働のまちづくり支援事業におけます地域内除雪機械の導入についてでございますけれども、委員おっしゃいますとおり、平成29年度から助成の内容に当たりまして、交付率を2分の1から1分の1、限度額25万円ということで、助成内容のほうを見直しを行っておりますけれども、公区からは、実際に除雪機を購入してもなかなか保管場所が難しいですとか、あるいは管理の面においても難しさがあるということで、残念ながら29年度におきましては実績がございませんでした。

この点を踏まえて、今後どう捉えているかということでございますけれども、平成30年度、今年度からになりますけれども、現在、幕別町の社会福祉協議会におきまして、30年度より新たな事業ということで、除雪機の貸出事業ということで、社会福祉協議会さんで保有している2台と軽自動車1台、これらをあわせて公区等に貸し出しを行っていきたいということで、現在その取組に向けて検討いただいているところでございます。

なかなかこれまでも実績がないということで、今申し上げたような、購入に当たって管理面が難しいということもありますので、まずはそういった社会福祉協議会さんのほうの新たな事業を踏まえて、貸し出しでどのような取り組みがなされるか、あるいはその中でどのような課題がまた出てくるかという

ようなことを、町としてもあわせて一緒に検討させていただきながら、その動向を見ながらまたこの事業のあり方は考えていきたいと捉えております。

○委員長（小島智恵） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） それと、ご質問の3点目、ふるさと納税の関係につきましてお答えいたします。

まず、まちづくり基金繰り入れ、決算書では歳入の66ページになるのですが、6億1,900万円ほど繰り入れております。この中身につきましては、寄附金を原資として繰り入れているものが決算書、前のページにありますけれども、64ページにありますけれども、原資としているものが内訳としましては4億1,785万8,000円あります。もともとまちづくり基金の中で管理をしていた貯金がございましたので、それが2億2,000万円ほどあります。合わせて6億1,900万円という形になっております。

29年度の決算において、寄附金を原資として積み立てを行った基金から充当した事業につきましては、全部で10事業ございます。内容といたしましては、カーフウォーマー、農林課の乳用牛の子牛の保育器に関する経費、それと災害関連で、緊急粗飼料の基盤整備の事業、それと緊急農用地の排水改善事業ということで、これら「頑張る農業を応援する」ということで、3,400万円ほど充当しております。「子どもたちを守り育てる事業」といたしましては、子育て支援センターの管理用備品、マットですとか、発達支援センターの療育機器、スポーツ推進事業、あと中学校の修学旅行推進事業ということで960万円ほどです。そのほか、マイホーム応援事業に2,000万円。それと、一番大きいのはふるさと納税の返礼品、当該年度非常に一般財源が高くなりますので、そちらの原資として2億円ほど充当しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 1点ずつ再質問させていただきます。

最初に、タイミングとか新着情報の状況についてはわかりました。更新が遅いということも、現課からの更新が遅くなるということも多々あるかと思うのですが、実はこの質問をしたのは、今回、災害で停電になりまして、結構ラジオの情報に頼っていた人が多かったんですね。それで、その中で、ラジオとか、車がある方は車の中でテレビを見ることもできたのかもしれないのですが、大多数がラジオで聞いており、そのラジオとかテレビとか新聞にしても、大体の報道機関というのは、ホームページを確認して新しい情報を入手して、それでラジオだったらリスナーに発信するというような方法をとっていると思うので、多分ホームページで新しい情報が更新されなかったら、それは新しい情報であっても、ラジオの場合はリスナーに伝わらないと思うんですね。

それで、今回、例を挙げますと、7日の朝に臨時休校になったのですが、その臨時休校のお知らせは保護者のほうにSNSで行って、これは皆さんに行ったと思うのです。防災登録メール、これに関しては、7時20分に、臨時休校になりましたという情報が入ったのですが、その両方から情報を得られない人が、ラジオの放送を聞いていまして、ほかの市町村では臨時休校になったという情報が流れたのですが、幕別は何も言っていなかったもので、幕別は学校があるのかみたいな問い合わせがあり、いや、それはいいのですよということで、遅いのではないのでしょうかという声だったんですね。

それで、こうした、このこととか、災害時の情報をホームページへの新着情報として載せるタイミングについての、今回のことに関してどのように把握しているかお聞きします。

2点目は、確かに2分の1から1分の1にしたとしても、管理する場所ですとか、人的なものを考えると、なかなか使うことにならないのかなと思うのですが、先ほど言われました、社会福祉協議会の除雪機を借りたり、あと軽トラを借りられるということになるのであれば、とても使い勝手がいいと思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。

前に、私一般質問のときに、地域で小型除雪機を持っている人に対して何らかの支援をしてくれたら、もう少し広がるのではないかと質問をさせていただいたのですが、その件についての現状の進捗状況はどうでしょうか。2点目がそこまでです。

3点目は、先ほどお答え漏れなのですが、用途を選べるようになっていきますよね。使い道の数字もお聞きしたのですが、用途を選べるようになったので、子供に対する事業に対して何件幾らとか、そういったことも聞きたいのと、あと、自由に使える事業がありましたよね。それに関しても、自治体にお任せ事業というのもありました。それで、最近ホームページを確認したら、何か項目が増えているのですが、これは、項目は時々増えていくものなのでしょうか。お聞きします。

○委員長（小島智恵） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） まず最初、ホームページの災害時の更新の状況ということなのですが、今回の地震で、9月6日から9月8日までホームページ更新させていただいた情報は11件でございます。学校の関係も、いろいろ今ご質問いただきましたが、特に、公共施設の利用状況についてという内容につきましては、9月7日夜8時に更新をさせていただきました。9月6日にもしているのですが、9月7日の段階では、全ての公共施設をちょっと集約をいたしまして、細かく掲載をさせていただいたというところで、多少ちょっと時間がかかってしまったという状況でございます。

それとあわせて、ふるさと納税の関係なのですが、答弁漏れで申しわけございません。

積み立てを行いました件数、寄附件数とは違いますが、積み立てを行った件数は、全体で3万6,370件でございます。そのうち主なもので申しますと、未来を担う子どもたちを守り育てる事業ということで1万824件、寄附額でいたしますと1億2,000万円余りということでありまして。それと、あと、自治体にお任せ、こちらで件数でいきますと1万2,705件、金額でいきますと1億4,400万円余りという状況になっています。

寄附の項目なのですが、こちらは条例で定めておりまして、勝手に増やすことはできないのですが、昨年だったでしょうか、未来のオリンピックを育てる事業ということで、今まで8項目だったのを9項目、1項目増やしているという状況であります。

○委員長（小島智恵） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 続きまして、もう一点、除雪に関してだったのですが、こちらも幕別町の社会福祉協議会のほうで、先ほどの小型除雪機貸し出し事業と、また別枠で機械除雪サポート事業ということで、地域内に小型の除雪機だとかをお持ちの方で、それを地域内の支援が必要な方にサポートをするということなので、こちらも社会福祉協議会のほうで、そういった公区内における手助け、支援のネットワークといいますか、そういった仕組みづくりの一環として、職員が地域に入ってお話を聞きながら、そういうような所有されている方、支援が必要な方のサポートができないかというような事業を計画しております。社会福祉協議会のほうではその要した燃料代相当を支援していきたいという、今、計画しております。いずれも、先ほどの事業とあわせて、30年度につきましてはモデル事業ということで、何公区かちょっと抽出をしながら今まで相談だとかにも応じておられますので、そういったところをモデル的に進めてみたいという話を伺っております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 内山委員。

○委員（内山美穂子） ホームページの更新の事情については、今回の災害においてもわかりました。ただ、町民というか地域の人は、どんな情報でも必要としているので、6日の未明に停電になったので、6日のお昼ぐらいにもあったのですが、細かくでもいいので、災害時は小まめに少しずつでもいいから情報を発信してくれるように求めたいと思います。以上です。

2点目に行きます。2点目も、除雪機、地域で持っている人のサポート事業ということも始まるということなので、30年度はモデル事業としてなのなのですが、これがしっかり周知されて使われて、地域協働でまちづくりをしていくような方向で活用されることを願っています。以上です。

一つつけ加えるのですが、除雪に関しては、町は全体的なことをやっているのですが、地域地域で事情が全く違って、お年寄りがほとんどの世帯とかもあるので、画一的に考えないで、いろいろその現状に応じた支援策を今後も見直ししながら考えていっていただきたいと思います。以上です。

3点目なのですが、返礼品ですね、本当に大きい金額ですよ。それで、まちづくり基金に一応積み立てて管理運用しているということでありまして。それで、幕別町は住民アンケート調査で住みやすさでは満足度が高いという結果が出ています。しかしながら、先ほども説明がありまして、財政指数は改善してきてはいるものの、いい報道がされなくて不安に思っている人がいることは確かなのですが、資料によると、現在のまちづくり基金の残額が約15億円、266ページ、149億3,703万円あるのですが、先ほどの説明で、自治体にお任せも1万2,705件があるということでしたので、例えば、減債基金、今回1億円になっていました。ということで、減債基金に当てて繰上返済をしているということなので、今後もやはり財政の安定化という観点から、そういうことを進めてもいただきたいと思います。

ふるさと納税にかかわって一つ加えさせていただきますが、9月1日の調査で、返礼品が寄附額の3割を超える自治体を公表したのですが、幕別町もその自治体の中に入っております。今の段階

でのお考えをお示ください。

○委員長（小島智恵） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） ふるさと寄附の返礼品の返礼割合についてであります。

幕別町は、27年にスタートしてからずっと4割という形で返礼を続けてきております。当初いろいろ検討した結果、事業者とも相談をさせていただきまして、4割という形でスタートしております。

まずその前段に、29年4月に、返礼割合に対しまして総務省からの通知がございました。いわゆる3割を超えている返礼品につきましては、見直しをとという声であります。そういったことを受けまして、本町としまして、まず、今年の8月、事業者の説明会を開催した中で、その辺の中身の説明をさせていただいたところでもあります。ただ、この中では、一部の事業者の賛同を得ることはできなかったものですから、これは事業者説明会をここの2月、8月と開催いたしましたので、その都度丁寧にご説明をさせていただいて、町としての意向はお話しさせていただいたところでもあります。

そして、このたび9月11日に総務大臣の記者会見の発表の中で、返礼割合を3割を超える自治体につきましては、ふるさと納税の対象から外すという趣旨で、寄附をしても住民税の控除が受けられないようにする方向だということでお話がありました。これを受けまして、町としまして、まず国の調査に対しましては、基本、見直す意向ありという回答をさせていただいておりまして、時期だけ今見計らっているところではあったのですが、今後こういった話でありますので、返礼割合につきましては3割以下とする方向で考えておりまして、まず、それで事業者のほうにも丁寧にご説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 広報広聴費にかかわって3点質問させていただきたいというふうに思います。

資料のほうの41ページからさせていただきたいというふうに思います。

広報費、広報まくべつから1点させていただきますけれども、この資料の中で、広告件数というのが平成28年度から出されているところでもあります。12件であり、29年度は11件であったということがありました。お聞きしたいことの1点目、広報のこの依頼の仕方、こういう広告を出してくださいよということの手法はどのようにとられているのか。それから、限られた紙面の中で広告を載せるということになってくると思います。何件ぐらいが適正な広告の件数というふうに考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

二つ目は、ホームページからお聞きしたいと思います。

ホームページのアクセス件数が出ております。平成29年度は27万8,520件、28年度は多かったけれども、平成27年度と比べたらアクセス件数がそれほど増減がなかったのかなということが読み取れるのだと思うのです。まずは、28年度と29年度の違いの中で、どうして違うのかということをお尋ねしたいと思います。考えられるのは、大きな台風がありましたから、そのようなことなどあるのかなと思うのですけれども、それがどうかということは開かれたアクセス件数の時期を見れば大体予想がつくのかなというふうに思うのですから、そこでお尋ねするのが一つと、それから、このホームページのリニューアルは、ここにもありますように平成25年度に2回目を行っているということがありました。私自身は、大変きれいで、トップページは見やすいものになったなという印象を持っているところでもありますけれども、いろいろと使っていく中では、こんなふうになったらいいなという思いもあります。そういう評価はどのようにされているのか、どんなふうにしたら使いやすいかという町民目線に立って検討するというようなことは、どのようにされているのか、外部評価があるのかどうかということも合わせてお尋ねしたいと思います。

三つ目、アクセス数の隣に掲示板書き込み件数というのが書かれています。年々減っていて、29年度については4件、この掲示板については、やはり私も掲示板の中身を見ていろいろと考えるところがあります。この掲示板の目的が、規約によると、ホームページを訪れた人たちが情報などを交換するコミュニケーションの場として開設するものとありますけれども、そういう目的になっているかどうかということでもあります。その辺の評価について、掲示板に書かれている町民からの声についての評価についてお尋ねしたいと思います。

以上、3点です。

○委員長（小島智恵） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） まず、広報紙の広告の依頼のあり方、それと適正な量といえますか、件数

というところであります。

今現状、広告の依頼につきましては、広報紙の枠に、こういう値段で広告が掲載できますので、どうでしょうかという周知に、現状はとどまっているという状況であります。それと量ですね、適切な量をどのように捉えているかということなのですが、広告収入がございまして、場合によっては他の自治体では、本当に1面を広告のページとして取り扱っているような自治体もございまして、一概には適正な量は何ぼということでは現段階では申し上げられませんが、多い方が収入もありますので、その分と紙面のページ数、その辺を計算して、適正な量というのは判断していかなければならないのかなというふうに考えております。

続きまして、ホームページのリニューアルとアクセス件数との関係です。

決算資料41ページでありますけれども、29年度27万8,000件余り、これを365日で割り返しますと、1日当たり760件ほどになるのですが、28年度、ご指摘のように、8月下旬、9月の台風の時期に、1日当たりのアクセス件数が約10倍の8,000件を超えておりました。それで28年度はアクセス件数が多かったと。合併10周年の事業もあったのですが、そこはそんなに大きな伸びはなかったのですが、2週間ほど災害関連に関する情報をアクセスされている件数が多かったという状況でございます。

それと、リニューアルの関係です。ちょうど今、サーバーの更新時期であります。それと、ソフト、ホームページの関係もあるのですが、今、内部で、どのようなリニューアルの方法がいいのかということで、ちょうど検討しているところであります。使い勝手ですとかそういったところも合わせて、今後どうしたらいいかというようなことにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、掲示板の関係です。

ご紹介いただきましたように、目的としては、訪れた方が情報交換等行う場所ということで記載をさせていただいておりますが、中身を見ると、どちらかというと町へ対する問い合わせですとか、苦情の内容が多いのかなというふうに考えております。決算資料の41ページに、私の意見を送りますというところにも関連してくるのですが、この私の意見を送りますというのは、各支所に直接手書きで書いてもらうものなのですが、今この辺のあり方について、ほかの自治体もそうなのですが、ホームページでもっと町に対する問い合わせを積極的にしてもらえようという方法、それと町が回答した内容も合わせて公開できないかどうかという方向で、今現状考えているところでございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 三つともご答弁の内容はよくわかりました。

一つ目については、多ければ多いほどいいということもあるのだということであるならば、積極的にさらに件数が増えるように努力していただきたいというふうに思いますし、ホームページのアクセス数についても、やはりこういう台風被害のときは、特別な時期があつたということだということとわかりましたけれども、よく今のものについては評価をして、町民目線で開きやすいホームページをつくっていただきたいと思います。私の思いで言えば、トップページはいいなという言い方を一つ目しましたけれども、そこから次に、幕別町を知らない人が、どういうふうに次この町のことを知っていこうというふうに思ったときに、少しインパクトが弱いかな。せっかくパークゴルフ発祥の地であったり、オリンピック選手がたくさん出ていたりということがあれば、興味があるのだと思うのですが、そこから先に広がるようにしていただきたい。ですから、私は、町長のお顔も出てこないですが、町の姿勢なども書いている自治体もあります。そのことは、やはり幕別町、もしかしたら住んでみようかななんていうことの中で、この町長のこの考えは共感できるということになれば、ますます選択肢として強くなっていくでしょうし、そんなことなども感じているところであります。

特にご答弁のほうはなければよろしかったです。

三つ目です。

掲示板の書き込みについては、本当にこのまま続けていいのかなのかということも、よく検討しておかねばならないなというふうに感じています。この間のいろんな災害のことの中でも、SNSの弱点として、虚偽の発信がされてみたり、また人や組織の誹謗中傷になってみたり、そんなことがある。もし今のままであれば、私はこの掲示板については、これは歴史的な使命を終えたのかなというふうにも思いますし、コミュニケーションの場とするならば、コミュニケーションの場としてふさわしい、クリックするに当たって、こういうことを述べてみたいという、明るくなるような前向きになるようなそ

んなつくりにしていただきたい、そんなように思うのです。その点はいかがでしょう。

○委員長（小島智恵） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 掲示板の関係ですけれども、確かに誹謗中傷、中身につきましては平成 26 年度から一度我々が審査して、そういった誹謗中傷に該当しないかどうかということを、審査を得てから公開しているようにしております。それはそれなのですが、今後につきましては、コミュニケーションのツールとして、今、町内でも SNS を使った情報の発信ですとか、そういった形の（今）検討を進めておりますので、基本、広報紙、ホームページという基本的な広報媒体がありつつ、さらにコミュニケーションのツールとして SNS を利用できるかどうか、そういったところを前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 幾つか関連はあるのですけれども、ただいまのホームページの掲示板の関係で、私も住民の皆さんから、このあり方そのものがどうなのだというお問い合わせを、何件かいただいています。ただいまも谷口委員のお話にもありましたように、幕別町の場合には、基本的には掲示板によって、町民の方の投稿されたものについては、その内容がふさわしいかどうかを検証された上で掲示するという形をとっている、それは当然だと思うのですが、こういった幕別町のように基本投稿されたものを全面的に掲示する姿勢を持って臨んでいるというところは少ないですね。音更町、芽室町、いろいろ見せていただきましたら、最初にその投稿をそのまま載せる前に、まずは内部で検討されて、ふさわしいものを掲示しているというところが多いのではないかとこのように思います。そういう方法もやはり考えるべき時期に来たなというふうに私も思います。

といいますのは、土曜や日曜の関係、恐らく職員の方が投稿されて翌朝検証されるのではないかとこのように思うのですけれども、投稿される方は、土曜、日曜関係なく投稿していましたね。それで、例えば、過去にこういうことがあったのですけれども、不適切なものも公開されてしまったと。翌日検証してから、それは不適切でしたよということで、削除されるということがありました。こうなってきましたと、町自体の姿勢はどうかと。本人たちは適切と思ってやっている、でも、見るほうからすると不適切だと思うというようなことを考えると、最初から投稿されるものを全部載せますよということ自体に、やはり無理があるのではないかとこのように考えていました。ですから、その辺も含めて、あり方そのものを検討する時期に、先ほどもありましたけれども、来ているのではないかと、正しく目的に沿って活用される方向に向けていく時期に来ているのではないかとこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 今ちょっと谷口委員の答弁にもお答えさせていただいたのですが、掲示板、平成 26 年 10 月から投稿いただいたものの内容を審査するために、一般の方は見られないような形になっております。題名だけはわかるのですが、中身については、我々が見てから、規定に合うかどうかということで初めて公表させていただいております。ですから、それは、先ほどご紹介ありましたように、過去の教訓からこういうふうにしたほうが良いということで、対応しているという状況であります。

確かに、管内また全国的にも見ますと、こういった掲示板、似たような形はあるのですが、あいつた手法はなかなか今各自治体では取り扱っていない状況です。ただ、やはり町長に対する意見ですとか、各課に対する問い合わせという欄をきちんと設けている、そういったところを参考に、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 差はないと思うのですけれども、結局、繰り返しになるかもしれませんが、町にとって、題名だけは表示されると、そして不適切であればそれは載せないということですね。ここで、投稿した方の不満が残るのですよね。つまり、自分は適切だと思って投稿している、しかし、町は基本、公開しますよと言いつつも、それは削除されると。その削除の文面が載るということに対する不満。ですから、そういう入り口の段階での整理、不適切であるから当然載せないのですけれども、しかし、投稿者にとっては、投稿される方たちは、SNS は本当に多種多様の考えを持ってやられますので、それは当然いろんなものが来るとこのように思うのですけれども、コミュニケーションを広げるとかというふうになれば、音更町や芽室町のやり方でも十分なのかなと。つまり、最初から題名も載せないで、投稿があったものについて受けとめて、これは町としてはみんなのコミュニケーションに必要なというものを掲示していくというふうになっていけば、こういう問題も起きないのだろうというふうに思うのですよね。ぜ

ひその点を酌み取っていただいて、検討されるということでもありますからお答えよろしいですので、研究をしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

(関連の声あり)

○委員長(小島智恵) 藤谷委員。

○委員(藤谷謹至) 内山委員のふるさと納税に関する部分での関連でございます。

重複する部分もございますけれども、107ページの17目諸費の8節報償費、4番目のふるさと寄附記念品、109ページの12節役務費、15番のふるさと寄附クレジット決済手数料、同じく109ページ13節委託料のふるさと寄附連携包括プラン委託料、109ページ18目基金管理費、細節3のまちづくり基金積立金でございますけれども、答弁の中でも聞きとれなかった部分もございますので、もう一度質問させていただきますけれども、数字的な部分でちょっとわからなかったことがありまして、ふるさと納税につきましては、新聞紙上でも最近取り上げておりますけれども、決算上での寄附金の金額、歳入では4億1,722万3,208円、平成30年5月5日の勝毎の公表では、速報値となっているのですけれども、4億2,487万円、9月の広報では4億2,803万5,208円、この金額の違いについてちょっと説明をお願いしたいのと、あと、ふるさと基金の件数ですね、広報では3万7,286件、先ほどの説明でも3万7,206件で、資料の60ページは3万6,360件、この件数の違いについて。

次に、この制度による町民税の流出という部分で、平成27年度の決算で、町外に納税された方が50件で215万9,200円、町民税の減収分を算出すると67万1,530円の減収であったという報告がありました。この点について、平成28年、29年度についてお示しをお願いしたいと。

次に、平成29年度のふるさと寄附金の幕別町における活用できる金額という部分では、ふるさと寄附の記念品とクレジット決済手数料と連携包括プラン委託料、これ加算した部分から、経費ですね、経費からふるさと寄附の金額を引くと、平成28年度は活用可能な寄附金が1億2,137万円、およそ43.6%、続いて、平成29年度は1億3,762万円で活用可能な寄附金率が33%。寄附金の金額は増えたのですけれども、これ33%というふうに経費率が高くなっていて、有効活用できる金額が少なくなったのではないかと考えますけれども、この要因と見解をお伺いしたいと。

次に、平成30年9月12日、十勝毎日新聞に「ふるさと納税高額返礼金自治体今年度中の見直しへ」という記事が出されました。先ほど内山さんの話にもございましたけれども、ふるさと納税の返礼金額3割以下となっていない自治体、その中に、芽室、大樹、池田、浦幌、幕別と5町村が出されました。町民としてはちょっと気持ち的にはちょっと落ち込むというか、あまりいい材料の報道ではなかった。その中では、返礼割合は全て4割で、昨年度は管内3位の額となる4億2,800万円と、前年約2億7,600万円から大幅に増加したとされています。

コメントとしては、町としては、財源であって、ほかを意識して3割以下にする時期がずれ込んだ。先ほども課長から答弁がございましたけれども、1件のふるさと納品者の何か話が引っかかっていて、それでできなかったという話でございますけれども、それだけが理由であったのか、そのふるさと返礼品の1件のクレームというのはどのようなことであったのか、お聞きしたいと思いますし、それと、今後のふるさと納税に対する町としての考え方を聞きたいと思えます。

もう一点、企業版についてのふるさと納税、前の決算の答弁だと、今後、協議を進めていきたいというふうに伺ってございました。その辺の考え方もお聞きしたいと。

あと、資料を請求したいのですけれども、説明をいろいろされてございましたけれども、やはりふるさと納税は平成20年10月から寄附条例が施行されてございます。第1条では事業の目的等を示し、第2条では目的が具体化するための事業を8項目とし、9項目に町長が目的のために必要と認める事業としてございます。第4条には寄附者は第2条に規定する事業のうちから、みずからの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるとされ、3項には事業の指定を行った場合には、寄附者にその内容を報告しなければならないというふうにされています。5条では寄附者の意向が十分反映されることを規定して、第7条では町長は毎年この条例の運用状況について公表しなければならないというふうに定めてございます。

それで、資料請求は、平成27年12月から返礼品の制度を導入したわけでございますけれども、それ以降の条例に定める事業ごとの寄附金額の状況を、年度ごとに示していただきたいと。

2番目に、基金の使い道、広報には載ってございましたけれども、基金の使い道も同様に年度ごとに示していただきたい。この2点を資料請求したいと思えます。

以上です。

○委員長(小島智恵) ただいま、藤谷委員からふるさと納税についての資料の要求がありました。こ

のことについて、ほかにご意見はありませんか。

(なしの声あり)

- 委員長(小島智恵) ふるさと納税の資料について、本委員会として要求することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

- 委員長(小島智恵) ご異議ないようでありますので、資料を要求することに決定いたしました。理事者におかれましては、速やかに資料を提出願います。

政策推進課長。

- 政策推進課長(谷口英将) 私から、寄附額と寄附件数の違いについて申し上げます。

冒頭、企画総務部長からも説明があったのですが、広報紙等で公表している金額につきましては、3月31日現在において寄附者の方が寄附をした件数と金額でございます。その時点で、寄附者の方が寄附をした件数と金額です。ただ、予算書上は、実際お金が入ってくるのがずれ込んでまいります。それに伴いまして、差で申しますと、寄附件数、実際に積み立てた金額と、報道されている金額につきましては、件数でいうと916件、金額でいうと1,050万円ほどという乖離がございます。

それとあわせて、企業版のほうの考え方についても私から説明をさせていただきます。

今現状につきましては、具体的な方向性がまだ整っておりません。もし、企業版のふるさと納税を行うということであれば、地方再生計画ということで、国に認定を受けなければならないということ、相手方の企業と具体的な調整、そういった企業もまだないということ、今現状においてはこのような状況になっているということでございます。

- 委員長(小島智恵) 商工観光課長。

- 商工観光課長(亀田貴仁) まず、ふるさと寄附の事業充当した後の使える金額が、前年に比べると減っているという部分ですけれども、それにつきましては、町の返礼の中でも、事務の中で例えばクレジット決済の手数料であったり、あと、その他ふるさと寄附の委託事務がございます。この中で、オプション委託とか、人によって手続が違う方がいらっしやいまして、そういった部分で増減というのが生じてくる部分がございます。ちょっと細かな詳細の確認がとれていませんけれども、そういった部分で、毎回のよう同じような残が残るといって、率が同じになるということではなくて、そこにずれが生じるということをご理解いただきたいと思います。

あと、4割の返礼を3割にするという部分で、判断が遅くなったというところですが、まず一つ訂正させていただきたいのは、先ほど私のほうで一部の事業者の理解が得られなかったというお話をさせていただきましたが、決してこれはクレームではなくて、町の意向に対して、いわゆる全部の町が全て3割にしているわけではなくて、まだしていない町があったということもありまして、意見として、全ての町がなっていないのに、今すぐやらなければならないのだろうかという疑問の声をいただいていたところでして、決してクレームではないということをご理解いただきたいと思います。

あと、町として、決してそのお話があったから3割にするのを見計らっていたかというわけではなくて、実際にいろいろな事業者の方の声を聞いただけではなくて、例えばサイトの運営している事業者からも話を聞いておりまして、その中では、例えばこの通知を受けて4割から3割にした自治体がほかにもあったのですけれども、そういったところで寄附が大幅に減ってしまって、3割から4割に今度逆に戻したというような事例もお聞きしております。

その後、また昨年4月に総務省からの通知が出た後ですけれども、内閣の改造がありまして、新たな大臣のほうで自治体の裁量というような発言も一度出ておりましたことから、町としても、方向をかためるのにどちらがいいのだろうかという部分、ちょっと時期を見計らっていた部分がございます。それで、3割以下にするという手続にまだ踏み込めていなかったという状況であります。

町民税の減収の部分ですね。28年度と29年度の町民税の減収額でお知らせしたいと思いますけれども、28年度につきましては162件で521万8,565円、29年度の分につきましては204件で833万9,638円、今お話した金額が、ふるさと納税がなかった場合と比較した場合の減収額ということになります。

以上です。

- 委員長(小島智恵) 商工観光課長。

- 商工観光課長(亀田貴仁) 申しわけございません。答弁が漏れておりました。

ふるさと納税の今後の考え方ですけれども、ふるさと納税というものは、自治体に対する寄附でありまして、幕別町では今現状9項目の事業の枠を設けておりまして、町に思いを寄せていただける方に寄附をいただき、心ばかりの返礼を送らせていただいております。こういった事業につきましては、町の

地域振興ですとか、経済振興、町の PR にもつながるものだと考えておりますので、このふるさと寄附の制度につきましても、町の方も推進して進めていきたいというふうに考えております。

また、寄附に関しましても、今現状でラインアップされている寄附の返礼品だけではなくて、さまざまなラインアップの見直しであったり、寄附者に対しますフォローアップであったりも、今検討しているところでありますので、それらも同時に進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） およそはわかります。1点目、2点目についてはわかりました。3点目もですか。

まず、4番目のふるさと寄附金の利用可能額なのですけれども、町の地方交付税に一番歳入としては大きいわけですけれども、この1億円というのはかなり大きな金額でございます。それで、何かこの制度自体、納入業者にクレジット決済手数料とか払って、この制度自体がどうなのかなという部分もございます。今後のふるさと納税に関する先ほどの考え方はわかりましたけれども、タイムリーにきょうの道新にふるさと納税について社説として載ってございましたけれども、過熱した返礼競争が制度をゆがめていると、制度設計に無理があった点は否めないということで、これを機会に、ふるさとをはじめ地方を応援するという本来の趣旨に立ち返るべきだと、返礼品は地域に関心を持ってもらうもらい水に過ぎない、肝心なのは寄附がどう使われるかだと。さらに、使い道をより具体的に示す、先ほど資料請求をいたしましたけれども、どのように使われていくということが大事なことで、その成果を寄附者に知ってもらおうと、やはりそんな努力をして、地域活性化の応援団づくりを進めたいというふうに載ってございます。

さらに、最近では、ほかのところでは釣りやカヌーとかいった体験型の返礼品を考えてくる自治体もございまして、特に幕別町はオリンピックのオリンピックを育てる事業というふうに、条例の中でもうたってございます。その特色を生かしながら、寄附者が幕別町を訪れていただいて、まちづくりに生かされると実感できれば、この社説のように継続的な寄附や、場合によっては移住につながるのではないかと考えてございます。

私もこのとおりだと思いますし、やはりお金を払う納税者が、やはり高収入の方たちだけの優遇策になりつつある部分もあります。ぜひ、町としては、ふるさと納税について、幕別はこういうことをやっていて、こういう政策にこういう金額を使いたいという、今、企業からお金を集めるファンディングですか、その辺の考え方を生かしていただきたいと思いますが、その辺について見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、委員からお話がありましたふるさと寄附に関するあり方、これ新聞に載っているとおり、基本的な考え方は私も新聞に載っていることだというふうに思います。

ただ、我が町のことを考えますと、我が町のふるさと寄附は、純然たる地元産業の育成ということで、地元の事業者なりが製品を提供していただいているという面においては、ふるさと寄附の趣旨に合致しているものだというふうに考えております。そういう面からいくと、私たちの町については、今後ともこのふるさと寄附というのは、なかなか財源がいろんな面で確保することが難しい時代にあって、このこの財源というのは大変有効な財源だというふうに思っておりますので、それら、ふるさと寄附をしていただいた方の意向に沿った中で、事業は進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、課題としましては、委員のお話にありましたように、私たちの町のふるさと寄附をやっている中においては、やはり使われ方の報告というものが今までも若干弱かったかなというふうなことは考えております。そういう面において、その使われ方をいかに寄附者に対して報告し、それがまた返礼品だとかそういうものに回ってくるかと、循環する仕組みというのがこのふるさと納税の趣旨の一番大きな部分だというふうに考えておりますので、そこは、やっていかなければ、今後力を入れていかなければならない部分というふうに考えております。

あと、委員から最後、クラウドファンディングのお話ございましたけれども、それとふるさと寄附というのはイコールではないのでございますので、クラウドファンディングなんかでやる事業があれば、これも有効な財源としては使える部分だというふうに思います。例えば、私たちの町のオリンピックにおいて、何か大きな事業をやろうとしたときに、そのクラウドファンディングを活用するということが可能かなというふうに思いますので、それはその事業において、どういう財源の持ち方なり、そういう他の方の力をかりながら実施して、まちづくりにつなげていくかということは常に考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） やはり納税者に対する、事業をどのようなことをやったかという公表が弱いと思っています。やはり、9月広報に出てはございましたけれども、主なまちづくり基金の使い道としては、マイホーム応援事業、修学旅行費支援事業、緊急農地排水改善対策事業と、合わせて5,221万円の事業は出てございますけれども、これだけではないでしょう。いろんな事業を行っているわけでございます。しっかりとした、納税者、ふるさと納税に関わる方々に、どのような使い道をされたかということをお示ししていただきたいと思います。

あと一つ、ふるさとの返礼品のことについてなのですけれども、幕別町の事業者の方々にもある程度潤っている事業というか、多分喜んでいる方もいると思いますけれども、ほとんどこれが地場産品なのかどうか、ほかの自治体では地場産品以外のものも扱っているという報告がございますけれども、その辺1点だけお伺いします。

○委員長（小島智恵） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） ふるさと寄附で返礼品で取り扱う商品の中身が地場産品かどうかという部分ですけれども、ふるさと寄附の協力事業者の募集要項というものを定めておまして、この中では、町内に本社、支社、生産施設のある、または加工施設を有する事業者ということにしております。ですので、素材自体が幕別町内産のものもあれば、幕別町産ではないものもありますけれども、生産自体は幕別町で生産しているということで、いわゆる参加事業者の整理をしておりますので、そういった形で事業者に参加をいただいております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 審査の途中ですが、この際13時まで休憩いたします。

12:05 休憩

13:00 再開

○委員長（小島智恵） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、2款総務費の質疑をお受けします。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 関連でお願いします。

ふるさと納税についてであります。これ各委員からそれぞれの議論がありましたので、ちょっと重複するかもしれませんが、いずれにいたしましても、平成27年からのこの資料を見てみますと、8,300万円、2億8,000万円近く、4億2,000万円前後ということで、年々増えてきているということは喜ばしいことだというふうに思っております。それは、幕別町の返礼品のメニューがそれなりに納税者に理解をされたというか、納税者の好みにマッチングしたということだというふうに思います。

それで、先ほどからやりとりを聞いていまして、我が町の返礼率は40%に抑えているというお話でありました。これ先ほど聞いてみますと、当該年度4億2,480万円何がしということですよ。それでこれ返礼品の金額を見ますと、寄附記念品、これがそうだろうと思うのですが、2億3,400万円、2億3,500万円ぐらいですよ。これ単純にこの経費は別として、手数料ですか委託料は別として、単純に割り返しますと55%ぐらいの返礼率になるのですが、これは40%と決めているのに、なぜこういう割合になっていくのか。総体として40%と決めているのか、個別に40%と決めているのかちょっとわかりませんが、この数字の状態について説明をいただきたい。

それと、先ほど総務省のほうから通達があつて、3割以上のものは今後認めないという、決定ではないのでしょうか、そういうような通達でありました。新聞等を見ると、どうするかは別として見直しをするということでもあります。新聞でもそうなのですから、時期としては今年度中というようなことを書いてありました。これ私、業者のことを考えると、やはりそれなりの戦略というのでしょうか、いろいろとあるのだろうと思うのです。町がどう決めるかによって、どういうメニューをつくっていくかということですよ。ですから、これは早く町としては決めて業者に通達をしないと、業者のほう非常に営業上支障を来すというようなことも考えられますので、その辺の時期についてお聞かせをいただきたい。

以上であります。

○委員長（小島智恵） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） まず、1点目のふるさと寄附記念品の支出が、寄附額に対して割合が55%ほどになっているというところなのですけれども、このふるさと寄附記念品の内訳なのですけれども、支出全体で2億3,400万円ほどになっておりますが、商品代とあと送料等が含まれております。これを一括して報償費の中で支払いをしております。商品代で見ますと1億7,700万円ほどになってまいりまして、送料が5,700万円ほどになりますので、送料分が結局40%を超える形になりますけれども、40%の範囲内で商品のほうは行っております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 経済部長。

○経済部長（萬谷 司） 先ほどの4割から3割にという、国の通知によりまして、事業者に支障ないうちに事業者に通達をするようにというお話ですけれども、これにつきましては、過去行いました事業者に対する説明会の中でも、3割に変更するという町の方針は伝えていたところなのです。

今後、そういった国の通達を踏まえまして、なるべく早い時期に、年内に、事業者もいろいろ商品の組みかえもございますので、事業者のほうにお伝えして、準備していただくように進めていきたいと思っております。

○委員長（小島智恵） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 1億7,700万円が品物代と、商品代ということですよね。これ割り返すと何パーセントぐらいになりますか、ちょっと私今計算できませんでしたので、教えてください。

そしてこれ、送料が合わさってこの金額だということですので理解はしたのですけれども、これやっぱり表示の仕方として、これ返礼品に入れてしまうと返礼費になるわけですから、商品代が幾ら、送料が幾らと、僕は表示したほうがより親切だし、そうすべきだというふうに思います。そこは指摘をしておきます。

それと、見直しの時期ですけれども、今部長からなるべく早くということですから、それでよろしいかと思うのですけれども、いずれにしても企業側は企業側のいろいろな考え方で進んでいるわけですから、なるべく支障のないようにやっていくように、そこは希望したいというふうに思います。

そしてまた、この制度ですけれども、制度については、今、町とやりとりしてもこの制度そのものはいくらも変えられるわけではありませぬので、それはそれで、よく機能すれば町にも当然税収というか寄附金が入ってくる、そして自主財源がそれぞれ使える、そしてまた企業側は売り上げが増えると、本当にいい制度だと思うのですけれども、やっぱりこれがあまりにも過激になると、やっぱり本当に制度そのものが問われてくるということにもなってくるのだらうと思うのです。そういった意味ではやっぱり節度を持って、この趣旨に沿うような形で進めていくことを、私としては期待したいというふうに思います。

以上です。

○委員長（小島智恵） 答弁は。

○委員（千葉幹雄） 割り返したら、何パーセントになるの、これ。

○委員長（小島智恵） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 先ほどの数字割り返しますと、41.5%になります。これ、なぜ40%を超えているのかと申しますと、このふるさと寄附の記念品は、請求の考え方が、発送して初めて1件としてカウントされていくものですから、必ずしも寄附を受けた段階ですぐ発送できるわけではなくて、どうしても商品をそろえて発送するというので、年度が異なっている部分が、どうしても年度の切りかえのところはずれてまいりますので、その部分が若干ずれておりますけれども、考え方は4割でやっておりますので、そのずれは年度の異なる分だと、ご理解をいただきたいと思っております。お願いします。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵） 板垣委員。関連です。

○委員（板垣良輔） 内山委員の関連で、協働のまちづくりの雪かき支援といいたいでしょうか、除排雪についての関連です。重複する部分もあるかと思いますが、どうぞよろしく申し上げます。

私どもに寄せられております除排雪でお困りの町民の人数と、この事業のメニューの実績に大きな差があるように感じております。困っている方がいっぱいいて、実績のほうが少ないのではないかとという大きな乖離があるというふうに感じていますが、雪かき支援①から④の地域内排雪全部あわせて9件ということですが、この件数についてどのように捉えているか、お考えなのか伺いたいと思っております。

○委員長（小島智恵） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 件数のカウントですけれども、あくまでこの事業につきましては、各公区を実施主体としておりますので、9公区からこの申請があったというカウントの仕方でございます。

- 委員長（小島智恵） 板垣委員。
- 委員（板垣良輔） カウントの仕方ではなくて、少なく感じているのですね。はい。なぜこの件数にあるいは9公区であったら9公区にとどまっているのかということについて、どのようにお考えなのか、もう一度お願いします。
- 委員長（小島智恵） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（合田利信） 確かに、協働のまちづくりにおきますと、雪かき支援は7件と、去年は7件ということで、実際この事業を使われている件数というのが少ないかと。ただ、この事業を使わないまでも、近所の中で、実際に助け合いの中で実施されているというのも、私も聞いております。
- 全てがこの事業で賄っていないことで、雪かきが全て行き渡っていないということではなくて、基本的に地域のつながりの中で雪かきもされていると。ただ、毎年春、秋も含めて協働のまちづくり事業については、公区長会議の中で、こういった事業をぜひ使ってくださいということは、るる説明と協力をお願いしているところであります。
- ことは、特に広報紙の中でこういった事業がありますよということも含めて、町民全般にこの事業の周知をとってまいりたいと考えております。
- 以上です。
- 委員長（小島智恵） 板垣委員。
- 委員（板垣良輔） わかりました。私の考えと言いましょうか、周知不足というところも確かにあるかと思いますが、活用しにくいと言いましょうか、困っているのは、そのそのおうちの間に雪が積もっているということを公区全体で話し合っ、それをどうにかするために皆さんで意思統一するわけですよね。そういった協働のまちづくりの手段と言ったらいいのか、そういうのが少し煩雑なのかなというふうに考えております。
- ちょっと話しが少し大きくなるかもしれませんが、少し前に、款が少しずれるかもしれませんが、民生費のほうでファミリーサポートセンター事業というのをやっております、それなりの実績を上げられていると思いますが、これ、一つの提案なのですが、それに似たような制度と言いましょうか、雪かきサポートセンターみたいなそのような感じでできないものかないうふうに思っています。何か特別な、高齢者であったり、特段の事情がある方がお願い会員みたいに登録して、自分のうちの雪かきをして、なお余剰があるようなところを任せて会員みたいに、そういうふうにして、そういう人たちをつなげていくような、そういった事業をつくるのができないかなというふうにちょっと勝手に考えていたりします。ぜひ検討していただきたいなと思います。
- もしも答弁ありましたら、よろしくをお願いします。
- 委員長（小島智恵） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（合田利信） 今お話がありましたのは、助け合いと言いますか、やってほしい方、やりたい方、そういった取組なのですが、ことし平成29年の冬から30年にかけて、北町の3公区、合同の中で、そういった事業をモデル的にやってみたいという話が事前に聞いておまして、ぜひそういった事業が活用されれば、それを一つのきっかけとして他の公区にも紹介していきたいということを考えていたところなのですが、実際なかなかやっていただきたい方と、やってもいいよという中のペアリングと言いますか、そういったマッチングが整わなくて、結果的には29年度としては実施に至らなかったと。
- ただ、これは30年度これから降雪期を迎える中で、また新たな取組をやっていたらというふうに考えておりますので、その結果を見て、私たちもその良好な状況であれば、ほかの公区に紹介しながら、町の制度として含めるかどうかは結果も見てやっていきたいと考えております。
- 以上です。
- 委員長（小島智恵） ほかに質疑はありませんか。
- 中橋委員。
- 委員（中橋友子） それでは、7点ほどお尋ねしたいと思います。
- まず、ページ数では99ページ、9目の企画費の1節報酬の2創生総合戦略審議会委員報酬というのがありまして、資料によりますと、平成29年度、2回の会合、審議が行われているということであります。これは、ことし5年計画のちょうど平成30年で、真ん中、29年度は2年目ということでありますが、主に幕別町の人口について、将来人口をキープするための戦略というようなことで、一仕事というようなことを関連して計画が持たれたものであり、それに対する審議というふうに考えます。
- 目標は1.55ということで、出生率定めて計画スタートされましたけれども、平成29年度の出生率は

幾らであったのか。そして、その審議会の中ではそういったことどんなふう議論されているのか伺います。

101 ページ、協働のまちづくりの公区に関わりまして、19 節負担金補助及び交付金の 101 ページの中の⑧公区運営費交付金ということで、これにつきましては、資料の 46 ページ、ここで各公区の加入率、それから広報紙の配布数というものが表として示されております。公区の加入率につきましても、それぞれの地域の違いがありますが、しかし、残念ながら大きく改善されたというふうにはなっておりません。とりわけ、第 6 期総合計画のときにも議論をいたしましたけれども、幕別町の基本的な考え方として、町内会組織と公区の組織というのを基本的に分けて、公区は行政の末端の仕事をする、広報紙は全戸に配布するという議論をしてきた経過がありますが、残念ながら、公区の配布率という点では、全体として、例えば地域的に差がありますけれども、平成 29 年度におきましては、100%にいつてるところはありません。70%から 80%台ということでもあります。この辺はどのような取組をされて、こういう結果になってきているのか。また、町内会の加入を促進するための努力はどんなふうに行われてきたのか、伺います。

次、103 ページの 13 目防災諸費の 13 節委託料、6 全国瞬時警報システム保守点検委託、これ Jアラートに関連してお尋ねをするわけですが、これは、北朝鮮のミサイル発射というようなことがあって、全国的に早急に配備するということも関連して、幕別町でも実施をされた事業であります。

お聞きしますと、この Jアラートを使って、総務省になるのでしょうか、国のほうからこれを活用した訓練の指導がされている。実際にそれを実施して報告を求められているというふうにお聞きするのですけれども、町の実態はどうであったのでしょうか。

それから同じページ数の 18 節備品購入の 1 防災対策備品についてお尋ねをします。今回の地震の 48 時間の停電を受けて、特に電源の必要性を感じておりました。幕別町では、それぞれ公共施設等に電源、自家発電を用意して、それぞれ支障のないように取り組みされてきているとは思いますが、必要とされる場所の公共施設と配備率、もう一つ、各町内会、今回、特に情報網が携帯電話を使ってということが多く、町が開設した携帯電話に対して充電ができないということで、本庁、支所、忠類ということで特設に会場を設けられて、充電に対応されたことを報告を受けました。これ、もう少し進めて、自主防災組織というのが各町内で、全体で 5 割弱組織されているということでもあります。この自主防災組織を持って、各町内会で自家発電行えるような設備も設けられていることもあるやに聞いております。その保有率と、これからのそういったことに対する対策は、どのように行っていく考えでいるのか伺います。

次 5 番目ですけれども、107 ページ、15 目職員厚生費の 1 節報酬費、1 産業医報酬。平成 29 年度で初めてこの制度が設けられました。全体として 30 万 1,200 円執行されておりますけれども、具体的などんな事業をされたのか、効果を伺います。

最後です。111 ページ、2 項徴税費の 4 十勝圏複合事務組合の負担金等につきまして、これも資料 66 ページに載せられておりますけれども、全体として引き受け件数、収納の金額、それから収納率は上がっているのですけれども、件数も金額も大幅に減ってきております。そもそもその引き渡している金額も、前年度、前々年度から比べると半分以下になっております。この制度の必要性について、過去何度か論議をしてきておまして、その都度必要だということであったのですけれども、こういった実績を見ますと、制度そのものがもう役割を果たしてきているのではないかというふうにも思っております。

その後の制度そのものに対する議論の経過、また十勝全体でこの制度が活用しておまして、機構全体の収納率は書いてあるのですけれども、機構全体としてどのぐらい引き受け金額があり、そして市町村によっては、それぞれ大きな開きがあるのではないかというふうにも思います。そういったことも含めてどんな議論がされているのか、制度そのものをこれからも必要として、進めていくのか伺いたいと思います。

また、この上のページに滞納処分の状況が記されております。滞納につきましては、給与の差押件数が 3 倍になっております。この内容についてもお示しをいただきたいと思っております。

○委員長（小島智恵） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 私から総合戦略の関係についてお答えをいたします。

まず、平成 29 年度の出生率でございますが、1.25 というふうになっております。それと、これに関連をいたしまして、総合戦略の審議会での議論ということでもあります。毎年 2 回、夏と年度末に会議を開催させていただいております。夏につきましては、前年度の各種事業の実績についてご報告をさせていただいております。年度末につきましては、予算が新年度確定をいたしますので、そこで新たに総

合戦略に位置付ける事業の内容、そういったものをご説明をさせていただいて、議論をしていただいているところであります。

以上です。

○委員長（小島智恵） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 私のほうからは公区の加入率の関係でございますけれども、なかなか資料にも掲載させていただいているとおり、年々加入率は残念ながら減少傾向でございます。加入率の向上に向けましては、やはり地域コミュニティの大切さというものを、町民の方々にいかに知っていただくということが重要であると考えておりまして、やっぱり地域で行われるさまざまな活動、そういったものを皆様知っていただくという意味では、広報あるいはホームページ、そういったものを活用して、お知らせをしていくということとあわせて、転入届をいただいたときに、各公区、町内会に加入しましょうというお知らせとあわせて、公区長の氏名あるいは連絡先をあわせてお知らせをしているところでございます。

また、アパート等への入居者につきましても、同様のチラシを配布いただくよう、宅建事業者をお願いをしております。そういった継続している取組ばかりではございますけれども、引き続き、そういう取組を継続する中で、粘り強く続けていくことが、少しでも加入率促進に結びつくものというふうに捉えております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからはJアラートを利用した訓練の件でございます。

Jアラートは、消防庁のほうから情報が発報されまして、それを受けて、今29年度いきますと本庁舎、30年からは忠類も受けることができるのですけれども、これを受けて、今の現行でいきますと、ミサイルだと自動起動装置というものがあまして、それで幕別本庁でいきますと、登録メールで全員に発信するという方法があります。このテストを一度やってみたいというふうに考えておりまして、年2回、消防庁からのJアラートのテスト発信みたいなものがあるので、このタイミングで、自動発報のテストをやりたいと思っておりますが、まだできておりません。ただ訓練ではなくて、自動発報できるかどうかのテストなので、その後の訓練まではちょっとまだ考えていない状況でございます。

それと、停電のバルーンライトの配備率でしょうかね。バルーンライトは、今、備品でいくと9台、当然、発電機も含めて9台、それと投光機が17台ありまして、主要な避難所、市街地、主に32か所あるのでございますけれども、32か所に配備するとなりますと、投光機を入れて8割程度、バルーンライトでいくと28%でございます。自家発電でいきますと、幕別本庁と札内支所、コミュニティプラザになります。

あと、町内会で発電機を持っているかどうか、自主防災組織、これにつきましては、現状では押さえていないのですが、協働のまちづくりで、そういった防災備品をそろえることができるのですけれども、協働のまちで発電機を買っている公区はございません。リアカーですとか、そういう協働のまちのお金です。ただ、実態的には各公区で持っている公区もいらっしやって、その数字はちょっと押さえておりません。申しわけございません。

先ほどの協働のまちなのですけれども、実績を調べると3年間しかまだ調べてませんので、3年間の中では発電機は購入していない、リアカーですとか、のぼりですとか、あとベストですとか、そういうものを買っておられますけれども、発電機まではちょっと把握しておりません。

以上です。

○委員長（小島智恵） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 職員厚生費の産業医の報酬についてでございますが、労働安全衛生法の改正に伴いまして、50人以上の事業者においてストレスチェックを実施するということになりまして、この実施者として、産業医と町の衛生管理者ということで、そういった業務が出てきたという中で、実質、高ストレス者に対しまして、産業医が面談を行うというような業務に対しまして、そういった報酬を設けたというところでございます。

それで、実質、平成29年度においてはこのストレスチェックにおいて、1名が面談を希望いたしました。産業医と面接をしたという実績でございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） それでは、私のほうから滞納整理機構の関係、ご説明を申し上げたいと思います。これについては、引き渡しの必要性ということで、従来から機構への引き継ぎのものについては、

再三の働きかけにもかかわらず、誠意のない納税者ということと、高額滞納者の方々を引き継いできているというところがございます。

委員がご指摘のとおり、ここ数年、年々町の収納率が上がっているということで、逆に滞納の数が減ってきている状況であります。それについて、昨年、お話があったとおり、今後の機構のあり方についてということで、ご説明をさせていただいたところかと思えます。これについては、現在、1年間検討させていただいた中で、機構が19年にスタートいたしまして、33年度から職員派遣の二巡目に入るといような状況になっております。こういった関係で、昨年1年かけて検討させていただいたのですけれども、まだまだ、町村ごとに機構に対する考え方がいろいろあるということで、これは、ここ今年度と来年度2年間をかけた中で、33年以降の機構の体制を含めたものを検討していこうということで、現在、管内の課長会の中で検討している状況でございます。

それと、機構への全体の引き継ぎということでありますけれども、全体の金額といたしましては、件数で405件でございます。金額が2億9,692万1,107円となっているところがございます。

そして、給与の差押の関係でございます。これにつきましては、滞納処分ということで差押をさせていただいているところですが、これについては、いろいろな滞納されている方、また再三にわたって連絡がとれないですとか、そういった方々について、預金、給与、いろいろな財産調査をさせていただいているところがございます。その調査の結果、預金がある方、財産がある方、また預金がなくて給与所得者の方というように、状況に応じて、差押の仕方が変わってくるというようなことあります。これについては会社さんのほうへ、ご連絡をさせていただきながら、可能な中で給与からの差押をさせていただいているという状況になってございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 先ほど、防災のほうで、電源の自家発電の関係でございますが、大きな建物、庁舎、コンプラというところでは、自家発電装置が当然設置されているのですが、ちょっとほかの施設、例えば水道施設でありますとか下水道施設、そういったところは、各原課が押さえているという状況でございます。まとめているという状況では、今ちょっとそういった把握はしておりません。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1点目の創生総合戦略にかかわって、人口をどう増やしていくかという計画が、かなりのボリュームをもって策定されました。策定したときの、平成28年ですか、そのときの出生率はたしか1.44だったと思います。そして、2060年までを目標としてつくってはいるとは思いますが、1.55までにしていこうと。その1.44に対して、何とか頑張って、現状維持か上がっていくのが理想だと、そのための計画だと思うのですけれども、逆に下がってきている。これは、いろいろな政策の結果、一つだけで人口が上がっていくということはありませんから、まちづくりの総合戦略のもとで、結果というものは導いてこられるものであるのですが、現実には下がっていているということを考えれば、中間年度でも審議会でも、その政策がどうだったのかということとをそこで評価されたり意見が出たりしているのだと思うのですけれども、そして次の政策が打って、次の政策についての議論がされていると思うのですけれども、この1.25に対する押さえ、これでよしとされているのか、どういった押さえをなされて受けとめ、どんなふうには理事者としては押さえているのか伺います。

2点目のJアラートの件なのですが、まだ、発信のための練習といいますが、それであって実際にそれを使った訓練ということにはなっていないということですよ。消防庁からの通達といいますが、それで、各地方自治体については、学校等も含めて、年2回ほどの訓練をすることが望ましいというやに聞いてはいるところなのですが、そういうものがなかったら、それはそれでいいのですけれども、そういうことはなかったのでしょうか。

それと、これ一度Jアラートについて携帯で発信が昨年あったときに、丈夫な建物の中に、丈夫なものところに、身を移動して守ってくださいということが書いてあったと思うのですけれども、一昨年ですか。なかなかこれは町民には非常にわかりづらい、丈夫な建物というものとは一体何なのということもありまして、それでこの発信のあり方や、もう、工夫があるなというふうに思ったのと、このJアラートそのものの有効性といいますが、これも考えるところではないかというふうに、そういった発信を受けたときに思いました。

実際に、今、世界情勢から言ったら、そのミサイル発射に対して瞬時にということが、これからどうなのか、全くなくなればいいのですけれども、どうなのかというところがありますけれども、特に幕別

町の防災担当から町民向けに警報が発信してこられて、何らかの行動をとりなさいというふうに示されたら、やっぱり町民はそれによって動かなくてはならないというふうになっていって、非常にこれ発信するほうも大変でしょうけれども、受けとめるほうもなかなか難しいものがあるというふうに実際思っていました。ですから、極力、普通の台風や地震やそういうものについてはわかるのですが、こういったことについては、町民の混乱を招かない方法、必要に求められるのであればですけども、そうでなければ、発信は極力控えるというようなことのほうが適切ではないかと思いますが、いかがですか。

次、停電の関係です。協働のまちづくり事業で、各町内で購入したところはないということでありませう。リアカーですとか、いろいろな各町内で防災訓練をやり、防災組織を立ち上げて、備品もそれぞれ用意されてきています。その中で、今回のブラックアウトを受けての電源の大事さというところが、多くの人たちが感じ取っている現状にあると思うのです。こういうときに、手軽に町の中で、町内単位で備えていくことができれば、非常にいろいろな不安を解消でき、情報もキャッチできる素地をきちっと守ることができると思うのです。そういうのを、こういうことを機会に、大いに取り組まれる必要があるのではないかと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

それにしても、その入口として、各公区がこの防災計画を持たないと、そういった備品に対するいろいろな支援もされないということで、これそのものを持っている町内会が全体 114 公区のうち半分以上だということでもありますから、まず、こういうものをきちっとつくってもらう手だてと、そして、こういった電源喪失に対しても、今まであまり重視されていなかったことですから、そこを今回の教訓を受けて、町としてもきちっと重視をして取り組まれるように、指導を促していくということが大事じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、今の発電機の関係では、各公共施設の発電機、これ一般質問で野原議員もされておりますので、忠類がなかったとかいろいろありましたけれども、この点でも公共施設での電源が保たれるというのは、やっぱり町民にとっては大きな安心ということでもありますから、数字は持っていないということでもあります、ぜひきちっと調査もされて、数字も示していただいて、必要などころからきちっと備えていただくということを求めておきたいと思っております。

次、産業医のことですけれども、一人の方が対応されたということでありました。これは産業医制度そのものが新しくつくられて、50 人以上の従業員のところでは置かなければいけないということで、町としては平成 29 年度からだったので、定期的に産業医の先生が年に何回か来ていただいて、必要とされる職員の方に対応するとか、そういった仕組みではないのでしょうか。メンタルを必要とする人が自分で判断して、そしてそこのお医者さんところに出向いていくという仕組みなのですか。それでしたら効果がとっても薄いように思っていて、せっかくそういう新しい制度をつくったのであれば、有効に活用して、一般質問の中でも 2 名の方が休職されているということも聞いておりますので、日常的にメンタルに対するアドバイスも専門医から受けながら、対応できる仕組みになっていけば、有効ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、滞納整理機構のほうです。これ 19 年からですから、ちょうど 11 年たったということですね。各回り番で市町村が職員も配置し、それから負担金も払い、そして収納につなげるということで、つくるときから、本来は町の職員がやるべき仕事だなというふうなずっと疑問を持ってきました。

幕別町は独自に頑張られた結果として、今回は 265 万 6,000 円というのが収納額として上げられていますけれども、分担金は既に 107 万 8,000 円ということで、半分近く払っているのですよね。ですから、小さい市町村であればなおのこと、分担金の割合から比べて回収される金額はそう大きくないのかなということが推測されてきて、ちょうどその一巡、33 年に来るというのであれば、その 34 年からどうするかというそういう視点を持って、この 2 年間くらいの間に、きちっとした評価もして、有効な方向に切りかえるということが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

それと最後ですけれども、給与の差押についてであります。去年は 11 人だったので、今回は 35 人、総金額で 1,400 万円、1 件 40 万円くらいになるのかなというふうな思うのですが、もちろん地方税法に基づいて対処された結果というふうには思いますが、給与が差し押さえられるということは、ゆゆしき事態だなというふうな率直に思います。これ、差し支えなければ、預金もない方だと思いますので、家族の構成によっても、差し押さえる金額が変わってくると思います。差し押さえた事例として、どのくらいの給与の方が幾ら差し押さえをされたのか、この 35 人の中の事例の中で、紹介をしていただけませんか。

○委員長（小島智恵） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 私からは出生率 1.25 に対する受けとめ方ということでありませう。

昨年 28 年度の参考までに申し上げますと、出生数が 1.31 でございました。今回、29 年度は 1.25 というところで減少していると。総合戦略、町民の皆様からいただいたアンケートをもとに、目標年度 1.55 というように設定させていただいておりますので、あらゆる場面で申し上げておりますけれども、今現在住んでいただいている方が、長く幕別町に安心して暮らせるように政策を展開していきまして、結果的に、そこでお子さんの数が増えていくのだらうというふうに思いますので、今後においても、引き続き、各種子育て支援等に関する政策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからは、Jアラートの件でございます。

情報が発信されて、丈夫な建物、どこが丈夫なのかよくわからないと言って、おっしゃるとおりだと思いますけれども、まずは安全なところに逃げていただくというしかないと思うのですよね。まずは自助の部分だと思います。

Jアラート自体が、やはり国から発信される唯一の情報なので、テレビや何かよりも情報早く入ってきますので、その情報を伝えないというわけには、なかなかいかないのかなというふうに思っております。委員おっしゃるとおりでして、登録メールで何でもかんでも発信すると、情報の効果が薄くなるという面もあると思うのですけれども、ただ、Jアラートについては、そういった国からの危険な情報、ミサイルとか、でするので、これはやっぱり発信せざるを得ないのかなと考えております。

それと、自主防災組織の発電機ですね、今 113 公区なのですけれども、自主防災組織を立ち上げていただいて、そして協働のまちづくりの交付金を、防災訓練をするということであれば、3分の2補助がもらえますので、ぜひそういった指導を促していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 産業医の関係でありますけれども、今、私どもの相談体制といいますか、そういったことは、町の衛生管理者、それとか保健師が中心となって、まずは相談を受ける。その中でやはり専門的な助言が必要であるといった場合においては、産業医の先生に相談するというような体制で行っております。今回はこのストレスチェックというのが義務付けられたことによりまして、そういったストレスチェックで高ストレス者に対する面談が出てくる。それも勝手に行けということではなくて、実際には町の衛生管理者のほうに申し出させていただいて、それで一緒に寄り添って産業医の先生のところに行って、助言を受けるというような体制をとっているところでございます。

○委員長（小島智恵） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） まず、滞納整理機構の関係でございます。これにつきましては確かに、管内、人の派遣ですとか予算的な部分、こういうところでさすがに負担感を感じている町村が実際にございます。ただ一方で、中にはこの機構のあり方について、必要性を求める声も実際のところございます。そういった点も含めて、昨年 1 年間ではなかなか管内統一した答えが出なかったということで、もう少しじっくり時間をかけて検討するよにということ、副町長会のほうからお話がありましたので、それでことしと来年に向けて、2 年間かけてじっくり今後の機構の方向性について検討していくということでございます。

これについては、町のほうとしても、一定程度、町の考え方については、当然、課長会の中で発言をさせていただく形にならうかと思っておりますけれども、町としての考え方をしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

それと給与の差押でございます。これにつきましては、具体的に実例というものは手元に用意はしてないのですけれども、基本的には給与の差押に当たって禁止をされている額というのは決まっております。税金でありますとか、社会保険料また、最低の生活費ということで、これは所得主、また家族数によっても変わります。そういった中で、当然法令に沿った形で、差し押さえをするということになりますけれども、当然禁止をされている部分については差し押さえをしないということでございます。なぜ給与かということにならうかと思っておりますけれども、例えば預金の調査をした段階で、中には、給与が入った段階で全額下ろされると、全額預金から引き出しをされているという場合もございます。そういう中で、預金等がない、財産がないということで、その後、職場の調査をすると、ある一定程度所得があるということで、そういった中で基本的には分納ですとか、そういう誓約を交わした中で徴収をしていくのですけれども、ご連絡をいただけない、また納税の意思を示していただけないというような方には、これはどうしてもやむを得ず差し押さえというような形になっていくということは、ご理解をい

ただきたいと思います。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 出生率については、この数字が幕別町の現状だということでまず押さえたいと思います。その上で、これからの政策で、どれだけ目標に近づいていくことができるか、いろいろな子育て支援策でありますとか、定住策でありますとか、そういうのを打った上でのこの数字と言うことでありますし、恐らく今データは持っておりませんが、同じように他町村を見ても、決して安心できるような上向きの数字ではなかろうかと、昨今の状況の中で思うところです。

したがって、目標数値が年々出生率が下がっているということを受けとめた上で、次年度の予算ということをごひしかりと位置付けていただきたい。このように申し上げて、この点では終わりたいと思います。

Jアラートの件なのですけれども、もともと疑問を持っていたというのは、Jアラート、多額の費用で、国によって義務付けられてやったというのが実情だと思います。それで、過去にミサイルの実験が外国で頻繁に行われているところ発信されたという中では、そもそも発信された時刻がもう既にミサイルは飛んで行ってしまっている時刻、北朝鮮から4分間で来るのに、私たちに連絡が来るときはその後だというようなことも考えれば、職員の方、ご苦労なされていますいろいろ発信されるのでしょうか、意味合いというのはないと思うのです。ですから、そういうこともいたし方ない現状でやられると思いますので、そういったことも含めて、町民に対する発信を、絶対やりなさいということをとめるということにはならないと思うのですけれども、単純に危険な場所ということだけでは、意味がないということをおし上げておきたいと思います。

それと、ストレスチェックのことでありますけれども、もうちょっとその30万円程度の予算ですから、この程度なのだと思うのですけれども、わざわざこういう位置付けをされて、予算を組むというふうになれば、保健婦さんや、もちろんその専門の方も役場の中にいらっしゃるのですけれども、医師としてのその産業医の役割であると思うのです。産業医であるから、産業を通しての受ける身体に与えられるさまざまなストレスや疾病も含めて、それを取り除くようなことをしていかなかったら、お医者さんとしての役割は果たさないわけです。そうすると、もっとももっとそういった力を生かしてもらう方法というのは、せつかく委託しているわけですから、あつていいのではないかなと思うのですけれども、許可を得て行ってもらう人だけ行って、1名だったのだということでは、わざわざ産業医を置く意味合いがあるのかなというふうにも思います。いかがですか。

それと、滞納整理機構のことはわかりましたので、先ほど申し上げた意見のとおりです。差し押さえることでさらに申し上げますと、預金がなくて給与だけで、そこから差し押さえをされるというのは、やっぱり生活の困難に直結するというふうに思います。課長おっしゃられるように、規定がありますから、そこから控除されるもの、税を引き、そして最低1人当たり10万円、家族1人プラス4万5,000円というような形で計算されて、生活に支障きたさないようにということによってやられるとは思いますが、しかし実際に企業の協力を得たといったとしても、経営主のところには承諾を含めて行って、その滞納の事実をきちっと明らかにして、協力を求めるわけですから、そういったことを考えれば、その事前の、頑張っておられるとは思いますが、そこまで行かない、行く手前で分納なり、時には猶予なりも含めて、相談に何とか結びつける努力がもう少し頑張れないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

以上です。

○委員長（小島智恵） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 産業医の関係でございますが、産業医の先生においても、自分の病院も当然あるものですから、なかなかそういった忙しいということもあるのですが、今後、やはり職員向けの健康講座とか、講話というところで、少しご協力をいただきながら、そういったことも考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） Jアラートです。消防庁が発信する国からの唯一の情報、町で受けるのですけれども、これ国民保護という観点で情報を受け取るのですけれども、北朝鮮のためだけにJアラートがついているわけではないものですから、確かに北朝鮮近いので、情報を受け取る時には前後してしまうかもしれませんが、そういう意味では、町としてはできる限り情報は発信しなければいけないというふうに思っておりますので、決して意味がないとは思わないわけで、やっぱり発信できる情

報は、町民の皆さんに発信して、安全なところに避難してもらうというのが大事なのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） 差し押さえの関係でございますけれども、この点については、当然、差し押さえ、こちら側としてもしたいわけではないわけでありまして、ただ、分納の誓約を結んでいながら、その誓約を守っていただけない方、またそれに当たって、こちら側から文書やお電話、また訪問しても一向にご連絡いただけない方というのは、確かに今一部の方でございますけれども、いるというのが現実でございます。

ただその一方で、納期内に納税をしていただいている方々のお気持ちも、ちょっと考えなければならぬということもございますので、当然こちらにご相談や連絡をとった中で分納と、そういった形をとらせていただいている方については、引き続きそのような丁寧な対応に努めていくことは当然でございますけれども、やはり納税に対しての誠意というのでしょうか、対する意識の薄い方については、差し押さえをするということで、これは法令に載っているところでございますけれども、差し押さえをしたということで、逆にご連絡をいただける場合がございまして。そういったことで、納税に対する啓発というような意味でも、現在行っております。

あと、ある程度滞納額が大きくなってから、差し押さえをするということになりますと、当然、延滞金等もかかってくるということもございまして、滞納されている方には、余計な負担を強いることになってまいります。ですので、極力税務課としては、早期に早い形で納付をいただきたいということで、現在そういったことを行っているということでもあります。

当然、町税、大事な町の財源でありますので、そういった点からも、税務課としては引き続き対応してまいりたいと考えております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。全体としては、いろいろ事が生じる前に、打つべき手は打つというようなことで、再度、努力していただいておりますけれども、申し上げておきたいと思えます。

最後に、Jアラートに関して、町民に対する防災など、危機管理、国民保護の関係もあるということですが、いろいろな発信がメールによって届けられるようになりました。今回も地震に関しては、随分、携帯で情報を受けたという町民が多かったと思えます。それだけに、そういったことを受けとめられる町民がいる一方では、持っていても電源が喪失してしまったということもありますけれども、なかなかそれだけでは、防災の情報が届かないという課題は今回をとおしても残っています。特に、具体的なことで申し上げれば、今回は災害が起きた、停電になった翌日に避難所が開設されたとか、あるいは下水の関係での使用に関わる町民の協力を求める関係であるとか、いろいろなことが決まったのですけれども、前段の避難所が開設されたなどということについては、全く知らない町民の方も終わってからいらしたということがわかりました。これは、ラジオ等ニュースを聞いていられる方にはわかったのですけれども、あるいはメールが通じた方はわかったのですけれども、それ以外の方には届かなかったわけです。

それから、下水の使用のあり方については、これは短時間でありましたから、本当に救われたというふうに思うのですけれども、これが長期に不具合が時間的に長引けば、大変なことになったと思うのです。こういったことに対する周知も、広報車で一巡されたということだけでは、これは徹底できないということもありまして、課題として、こういったことに対する情報の伝達のあり方についても、より研究をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○委員長（小島智恵） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今回の地震を受けて、全道停電になりまして、改めて情報伝達の手法というのは、たくさんこういう状態ではなかなかないということも、今回、私どもいい経験を積みました。今後、あらゆる手法を探りながら、いかに的確な情報が町民全般に行き渡るかということも含めて、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵） よろしかったですか。

ほかに質疑はありませんか。

済みません。審査の途中ですが、この際 14 時 15 分まで休憩いたします。

○委員長（小島智恵） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、2款総務費の質疑をお受けします。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 質問させていただきます。

ページ数 99 ページ、9目企画費、節の 19、細節 10 公益社団法人日本パークゴルフ協会交付金 100 万円ということで、これはたしか去年は、パークゴルフ、昔は国際協会と言ったのでしょけれども、そういう組織ができて 30 周年ということで、初めて幕別で全日本の大会が開かれた、これに対する交付金ということで理解をしております。この中身につきましては、全国都道府県から 300 人近かったかと思うのですけれども、非常に発祥の地の幕別に集ってパークゴルフを楽しんだということで、それなりの成果は私はあったのだろうというふうに思います。そこで、これを踏まえて今後のパークゴルフ振興について、若干質疑をさせていただきたいと思います。

町長が何かの会の挨拶のときに、昔は道外へ行って幕別町の位置を説明するのに時間がかかったと。パークゴルフがこのように発展をして、幕別の知名度が上がって、今では説明をしなくても幕別と言ったら帯広の隣にあって、パークゴルフ発祥の地だねということと言われるようになったという挨拶をされていたのを私も聞いています。私も全くそのとおりだというふうに思っております。そういった意味では、パークゴルフの果たした役割というのでしょうか、本当に大きなものがあるのだろうというふうに思っております。

そこで、私も若干かかわってまして、パークゴルフそのものを冷静に見ていると、公称 120 万人の愛好者と言われてます。それはそのぐらいいるのだろうというふうに思ってますけれども、ただ中身を見ますと、愛好者が非常に高齢化をしております。そういった意味でやはりもっともっと裾野を広げていくことを考えていかなければ、先細りになっていく、それも急激になっていくような気がします。

そこで、今いろんな方々が努力をして、インバウンドはもちろんでありますけれども、インバウンドは限られてますからあれですけれども、国内の旅行者に対して、ことしからあるエージェントが幕別を移動するときにパークゴルフを体験してもらおうと、団体客です。ことし私の聞くところによると、大型バスで 3 台ほど寄って 1 時間か 1 時間半ぐらいだと思いますけれども、体験して、非常にこんな面白いスポーツがあったのですかと言われるという話なのです。ということは、まだまだ 120 万人がいて浸透しているというふうに私たちは思ってたけれども、やはり府県を見ても、かなり強弱があるのですね。コースのあるところは浸透してますけれども、ないところは全くないに等しいというようなこと、それらを考えると、全日本の日本協会それはそれとしてそれぞれの役割を果たしていくことが大事だと思うのですけれども、私はやっぱり行政として、これ前にも私話しましたけれども、昔はパークゴルフ振興係みたいなのがあって、そこでいろんな情報を発信したりあるいは情報を収集したり、振興策を練ったりいろいろしてきたのですね。それで私はそこまでとは今はもう言いませんけれども、前にも申し上げましたように兼任でもいいから、やはり要するに情報の収集、発信あるいはまた振興、どこかで一元化してやらないと、なかなか効率よく広まっていかないと思うのです。それぞれがばらばらにそれぞれの立場でやって、それは悪いことではないです、いいことだとは思いますが、やっぱりそこ体系化しないと、なかなかその効率よく振興、発展ということにつながっていかないと思うのです。

それで、さらに言えば、ことし、札幌の小学生が 100 人弱くらいでしたけれども、パークゴルフを体験に幕別へ修学旅行で来ました。やっぱりこれは、いろんな方々が情報を発信していくことによって、そういうものが幕別であって楽しいスポーツなのだということが浸透して、そういうものにつながっていくのだろうと思うのです。それはやっぱり単発ではだめなのだろうと思うのです。そこをやっぱりいかにそういったことを、継続していくかということが大事だというふうに私は思うのであります。そして、そういった意味では、まだまだ伸びしろというのでしょうか、先細りなのですけれども、まだまだ伸び代のあるコミュニティスポーツだと思うのです。そういった意味で、その伸び代を伸ばしていくということ、どうしていくかということになっていくわけでありまして、私は、今現在、幕別町がパークゴルフ振興に対して金を使っていないとは言いません。いろんな形で間接的にそれは施策として打っていると思います。例えば公園の管理ですとか、これはパークゴルフ場の管理に直結するわけですから、それはそれでいいことだと思うのですけれども、やはりもっとそういうものはもちろん大事、

継続していかなければなりません。

それと同じように、宣伝広告も効率よく集中的に金をつぎ込んでしていかないと、なかなか効果が上がりません。それで一つには、私これ提言というか、あれなのですけれども、今、国道を走っていると、道路の看板があります。幕別町パークゴルフ、矢印を書いたりいろいろね。私あれは否定しませんが、やはり実際走っていると、みんな前見て走っているわけですから、なかなか遠くの、遠くというか、看板を見て、そこまでなかなか目に入りづらいという部分も私はあるのだらうと思うのです。

それで、この間、JRの駅の新田側のコースのところ、大きな看板でパークゴルフ発祥のまち幕別町と、あれ1枚1メートル50ぐらいの看板ですが、それが全部一字ずつ。ああいう形で、例えば以前あったようにサーモンコース、それから今は向こうにはらっぱがありますから、ああいうところに道路から見てもわかるように、パークゴルフ場とか幕別町、発祥の地、そこら文面はいいのですけれども、そういった形ででも目で訴えていくというか、そういったことも私は大事なことのひとつだらうというふうに思うのです。

それと、これ今月号のお知らせ、広報ですけれども、先ほど来から、ふるさと寄附の話が出てきましたけれども、これ見てもやはりパークゴルフの愛好者なのだらうと思うのですけれども、パークゴルフの振興に関する事業ということで、1,000万円以上の寄附があるのです。だからやっぱりこういったものを有効活用しながら、協会に私は金を出せとかそんなことを言っているのではありません、あそのね。そういうことではなくて、その運営はそこはそこでやっているわけですから、それはいいのですけれども、行政としてあそこではできないようなことを私は考えていくべきだというふうに思うのですけれども、その辺について考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（小島智恵） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、千葉委員からお話ありましたパークゴルフの振興についてということかというふうに思います。過去をさかのぼれば、パークゴルフ黎明期においては、確かに教育委員会に担当係を置いて、普及啓蒙に図ってきたということもありまして、それが定着してきて、パークゴルフ自体の協会だとか、そういう組織も整備されてきたといったところで、協会と町の役割分担という面において、今の形になってきているのかなというふうに思います。

今、委員おっしゃいましたとおり、町としましては、国際パークゴルフに対する支援としての金銭的な面、人的な面の支援、また町の主催事業としては、家族パークゴルフ大会というのを実施しながら普及等に取り組んでいるところでございます。ご質問の、よりパークゴルフに対するPRなり、さらなるパークゴルフの振興ということについては、確かに委員のお話にあったとおり、知っている人は知っているけれども、まだまだ知らない人は知らないというのは、現実なのかなというふうに思っております。そういうことから、今プラス8のプロジェクトの中でも、いろんなインバウンド対策だとかいうものを通して、パークゴルフを組み入れたツアーの試行だとか、そういうのも実施しているということで、今後において町としてどうするかという面においては、町だけが先頭を切ってやっていくというよりは、町も当然ですけれども協会ときちんと相談をして、どういう振興策、例えば広報、先ほど言いました宣伝広報も、どのように宣伝することが効果的なのかということについては、国際協会、また町の協会と十分お話しさせていただきながら、実りあるというのでしょうか、そういう宣伝なりPRになるような事業について、検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 予想どおりの答弁というかね。黎明期というか、今、部長おっしゃったような経過があることは私もわかっています。ただ、本当に普及してよかったよかった、120万人もいてよかったよかったと喜んでいっているうちに、急激にこのブームというのですか、愛好者が減りますよ。本当に今80代、90代というか、当初のプレイヤーが。そしてもう若い人が入ってこないのです。それはもちろんいろいろな理由があると思います。協会の宣伝でも足りないのかもしれない。いろいろあると思いますけれども。そうは言いながら、結果として愛好者が少なくなって、パークゴルフが本当に下火になって、一番やっぱり町として、パークゴルフのまち、発祥のまちというそれが売りなわけですから、町が一番ダメージ受けると思うのです。ですから、そうならないために、今から手を打っていかないと、間に合わないということなのです。

私はこれやっぱり、今、真剣でないとは言いませんけれども、もっと真剣に5年後、10年後考えたらどうしていかなければならないかということ、おのずと見えてくると思うのです。これやっぱり真剣に考えていくべき、パークゴルフを売りにして、パークゴルフに今まで頼ってきた部分は大きいですよ。だからそれだけに、やっぱりこの反動というのが恐ろしいような僕は気がするのです。ですから、

今のうちから手を打っておくべきだということです。そして先ほど具体的に言った、一つの方法として、一つの手段です。これがすべてだとは言いませんし、これでいいとも言いませんけれども、やっぱりそういうような細かいところに、気がついたところをどんどん手を打っていかないと、もう気がついたときには、パークゴルフのプレー人口が本当にいなくなるぐらいひどくなってくるような気がするのです。

そういった意味で、このふるさと寄附の1,000万円出した人の声に応える意味でも、これ町長、今まで、さっきも言ったように、真剣でないとは言いませんけれども、もっとさらに真剣に5年後、10年後、20年後を見据えて、今からどうしていかなければならないかということを考えて、手を打ってほしいと思いますけれども、どうですか。

○委員長（小島智恵） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 町の第6期総合計画の中でも、パークゴルフというのは、地域振興として非常に大切なことだということで位置付けております。千葉委員が言われたように、これは町としてもやはり積極的に取り組んでいく必要性はあると十分認識しておりますので、今後も日本パークゴルフ協会、それと幕別パークゴルフ協会、いろいろと意見を伺いながら、やはり有効な手だてをを考えて、そして取り組んでいきたいと、そのように思っております。

○委員長（小島智恵） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 前向きな答弁だというふうに私は思っています。何を具体的にこうすれということとは言いませんけれども、さっき言ったように、やっぱり総合的に判断をして手を打っていかなければ、そういった先細り傾向にある中で、大変なことになっていくのだろうということを心配されますので、今言ったようなことをぜひ早目に具現化してほしいというふうに思います。

以上です。

○委員長（小島智恵） ほかに質疑はございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 114ページ、1目戸籍住民登録費の13節委託料、8の通知カード個人番号カード作成と委託料について質問いたします。

この制度は、平成28年4月からスタートしております。さまざまな意見もありながら、町でもこのカードを発行しておりますけれども、現在、何枚発行されているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） まず個人番号カード、マイナンバーカードでございますが、29年度の実績で申し上げますと、1年間で251枚、これまでの累計を申し上げますと、本年8月末現在で2,058枚、普及率で申し上げますと7.7%という状況でございます。

それから通知カードについて申し上げますと、29年度では234枚となっております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） このカードは、個人情報何らかの方法で漏れてしまう可能性があるのではないかとということで、心配されながらのスタートでした。また、2018年1月から銀行ですとか郵便局の窓口で任意で提出する、それで引き落としなんかいろいろな手続や何かすることなのですからけれども、やはりこのカードの使い方をきちっと使うとか、特に高齢者とか障害者とかというのは、紛失したりする危険性もありまして、個人情報というところでは大変不安な状況があると思います。

それで、こういう制度なのですが、やはり住民に対してこのカードの使用の仕方、保管の仕方、そういうことをしっかりと周知して、個人の責任できちっと管理できるような、そういう喚起も必要だというふうに考えておりますが、そのような手だては行っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） こちらのマイナンバーカードにつきましては、従前より大切な情報でございますので、その保管を含めて管理については、最終的には個人の部分もございまして、そのことは十分こちらでも認識しているところでございまして、なかなかその保管方法ですとか、大切な情報なのでという情報は、もしかするとちょっと、以前、広報を通じてはあったかもしれませんが、近年になってはお知らせはできていないかなと思いますので、今後も引き続き機会あるごとに、周知徹底のほうは行っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小島智恵） ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(小島智恵) ほかに質疑がないようですので、2款総務費につきましては、以上をもって終了とさせていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(合田利信) 3款民生費についてご説明申し上げます。

120 ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額23億4,770万9,000円に対して、支出済額22億8,316万7,694円であります。

1目社会福祉総務費、本目は福祉施策全般に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節5臨時福祉給付金経済対策分は、平成28年度からの繰り越しとして、対象者1人当たり1万5,000円を2,929人に支給しております。

2目国民年金事務費、本目は国民年金事務に要した経費であります。

嘱託職員1名分の賃金などです。

122 ページをお開きください。

3目障害者福祉費、本目は障害者の支援に要した経費であります。

4節共済費、7節賃金につきましては、チャレンジ雇用事業に係る賃金及び社会保険料です。

13節委託料は、障害者の日常生活支援及び相談支援に係る各種委託事業が主なものであります。

次のページになりますが、20節扶助費は障害者の福祉サービス等に係る支援を初めとして、日常生活用具の購入や医療機関等への通院等に係る交通費に対する扶助が主なものであります。

4目東十勝障害認定審査会費、本目は十勝東部4町で共同設置しております障害支援区分認定審査会の運営に要した経費であります。

126 ページをお開きください。

5目福祉医療費、本目は重度心身障害者及びひとり親の家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に要した経費であります。

平成29年度末の対象者は、重度心身障害者が413人で、前年度と比較すると11人の増であり、ひとり親家庭等は814人で、前年度と比較すると40人の減であります。

6目老人福祉費、本目は高齢者福祉全般に要した経費であります。

本町における平成30年3月末現在の高齢者数は8,435人で、高齢化率は31.31%となっており、前年度と比較しますと、138人の増、率にして0.75ポイントの増となっております。

8節報償費、細節2敬老祝金の対象者は496人であります。

次のページになりますが、13節委託料、細節6高齢者食の自立支援サービスは、平成29年度から調理業者と直接契約する方式に切りかえたことにより、委託料が大きく減少しておりますが、新たに糖尿病、腎臓病などに対応した食事を提供するとともに、日曜日も利用可能としたことから、平成29年度の実利用者数は107人で、前年度と比較すると30人の増、延べ配食数は1万6,772食で、前年度と比較すると6,324食の増となっております。

20節扶助費、細節2老人保護措置費は養護老人ホーム入所者に係る措置費であり、細節3社会福祉法人等介護サービス軽減扶助は、社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合に、当該法人等に対して扶助を行ったものであります。

7目後期高齢者医療費、本目は後期高齢者医療制度に要した経費であります。

次のページになりますが、19節負担金補助及び交付金、細節3療養給付費等負担金は療養給付費に係る町の負担分で、給付費の12分の1に相当する額であります。

8目介護支援費、本目は要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要した経費が主なものであります。

9目社会福祉施設費、本目は千住生活館の管理運営に要した経費であります。

132 ページをお開きください。

10目保健福祉センター管理費、本目は保健福祉センターの管理運営に要した経費であります。

11目老人福祉センター管理費、本目は老人福祉センターの管理運営に要した経費であります。

当センターの平成29年度の利用者数は延べ4万7,966人で、前年度と比べますと1,454人の増となっております。

134 ページをお開きください。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、本目はふれあいセンター福寿の管理運営に要した経費であります。

136 ページをお開きください。

2 項児童福祉費、予算現額 11 億 2,250 万 6,000 円に対して、支出済額 10 億 9,142 万 4,457 円であります。

1 目児童福祉総務費、本目は児童福祉全般に要した経費で、20 節扶助費、細節 2 児童手当は平成 29 年度の対象児童数が延べ 3 万 5,477 人で、前年度と比較して 740 人の減となっております。

2 目児童医療費、本目は中学校卒業までの子供に係る医療費扶助及びその事務に要した経費で、20 節扶助費、細節 1 子ども医療費扶助は平成 29 年度末の対象者数が 3,614 人で、1 人当たり扶助額が 3 万 1,001 円となり、前年度と比較すると、対象者数は 78 人の減、1 人当たり扶助額は 686 円の増となっております。

3 目施設型地域型保育施設費、本目は幕別地域 5 の認可保育所の管理運営に要した経費であり、平成 29 年度から札内青葉保育園の運営方式を指定管理者から民設民営に変更しております。

なお、平成 29 年度末の入所児童数は 512 人であり、前年度と比較すると 5 人の減となっております。

次のページになりますが、13 節委託料は細節 11 札内青葉保育園、細節 12 札内南保育園の運営委託料が主なものであります。

140 ページをお開きください。

4 目へき地保育所費、本目は幕別地域 5 か所と平成 29 年度から運営方式を委託から直営に変更した忠類地域 1 か所のへき地保育所の管理運営に要した経費であります。

なお、平成 29 年度末の入所児童数は幕別地域 5 か所では 53 人であり、前年度と比較すると 7 人の減、忠類地域 1 か所では 33 人であり、前年度と比較すると 3 人の減となっております。

142 ページをお開きください。

5 目発達支援センター費、本目は発達の遅れ等に対する相談、支援及び療育などに要した経費であります。

平成 29 年度の利用状況については、幕別地域の発達支援センターへの通所人員は 59 人で、前年度と比較すると 23 人の減、南十勝こども発達支援センターへの通所人員は 9 人で、前年度と比較すると 4 人の増となっております。

144 ページをお開きください。

6 目児童館費、本目は児童館 3 か所及び学童保育所 6 か所の管理運営に要した経費であります。

平成 29 年度末の入所児童数は 6 か所で 298 人であり、前年度と比較すると 8 人の増となっております。

7 目子育て支援センター費、本目は幕別子育て支援センター、平成 29 年度から運営方式を委託から直営に変更した忠類子育て支援センターの運営に要した経費であります。

平成 29 年度の利用状況については、施設開放事業では年間延べ利用人数が 7,455 人で、前年度と比較すると 773 人の減であり、一時保育事業では年間延べ利用人数が 2,113 人で、前年度と比較すると 83 人の増となっております。

また、ファミリーサポートセンター事業の利用実績は 303 回であり、平成 28 年 10 月から開始したため、前年度と比較すると 239 回の増となっております。

次のページになりますが、11 節事業費、細節 30 印刷製本費については、平成 29 年度の新規事業で子育て応援サポートブック「まくはぐ」600 冊の作成に係る費用であります。

3 項災害救助費、予算現額 551 万 5,000 円に対して、支出済額 24 万 4,982 円であります。

1 目災害救助費、20 節扶助費は住宅火災の全焼 2 件、3 月 9 日の大雨の床上浸水 1 件について災害見舞金を支給したものであります。

以上で民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 2 点ほどお伺いいたします。

142 ページ、5 目発達支援センター費についてです。

資料の 90 ページに発達相談の件数が載せられています。28 年度から学齢児童にも対象を合わせてい

ただいて、29年度は10倍に膨れ上がりまして、やはり幼稚園や保育所から、小学校へ上がる時に対して、なかなかつづくことがあったりとか、なかなかうまく学校になじめないという中で、やはり支援センターがその間を取り持って、学校と一緒に取り組んでいただけるということは、大変親御さんからもよかったというお話を聞いているところでありますので、ぜひ前進させていただければと思っております。

ただ、幼児のほうが前年度と比べて半減しているのですが、この要因についてはどのようなことなのか、ぜひ説明をいただければと思います。

次、145 ページ、6目児童館費、18 節備品購入費、学童保育所用備品についてであります。平成 28 年度予算で 125 万円上げられておりました。執行は 119 万円。29 年度の予算が 100 万円、執行が 79 万円ということになっております。前年度予算から減っているということもあるのですが、29 年度の執行で 2 割残して終了しているのです。ご承知のとおり、学童保育所、子供たちが減っているという中で共働きですとか、ひとり親家庭の増加で、やはり学童に預けたいというお子さんや保護者がすごく増えています。数が増えているにもかかわらず、備品購入費が減っている。さらに子ども・子育て支援制度が始まって、4 年生以上の子供たちが対象になることもありまして、必要な備品は多いのだというふうに感じております。今回どのようなものをそろえてきたのか、内訳についてご説明をお願いしたいと思っております。

○委員長（小島智恵） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 発達支援センターの発達相談の件数が半減しているということで、ご質問かと思っております。

ここで、まず最初におわびして、ちょっと数字の訂正のほうをさせていただきたいと思っております。こちらの資料には 231 件となっておりますが、409 件に訂正をさせていただきたいと思っております。この発達相談につきましては、札内で受ける発達相談、発達支援センター幕別地区で受ける発達相談と保育所のほうに出向いて行く巡回相談の数の合算が、ここに載っているわけなのですが、巡回相談のほうの件数を載せる際に、回数と勘違いして載せてしまったために、ちょっと数字を誤って記載をしてしまいました。申しわけありませんでした。

訂正で 409 件ということで、前年に比べ若干は減っているのですけれども、だんだんと減っているような状況にあるというところがございます。どうして減ったのかというところの要因については、うちのほうでもちょっとあまりよくわかってはいないところではありますけれども、大体半年並みの相談は受けているという状況にはございます。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 平成 29 年度の学童保育における備品の購入状況なのですが、遊具といたしましては備品で購入している分につきましては、ミニランポリン 1 台、一輪車 1 台となっております。その他遊具につきましては、消耗品のほうでも対応できる部分があるため、昨年につきましては、ミニバレーボールですとか、バドミントンのラケット、シャトル、それからけん玉ですとか、駒ですとか、そのようなものを整備させていただいております。そのほかの備品につきましては、子供用のテーブルとかを 29 年度において購入しております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 発達支援センターにつきましては、わかりました。

発達件数が少し減っているというような状態があったというお話がありました。やはりこれ重度障害のある方がいたりですとか、子供と親御さんがなかなかうまくいかないという中で、本当に生活どうしたらいいのだろうという相談があったときに、すごく増えるという話を聞いています。今回減っているのは、やはり重度障害の方が、29 年度少し前年と比べて減っているというので、多少そういうのが増減があるのではないかなと思っております。やはりこれ子供の学齢に応じて、子供の発達度合が変わってきますので、そのときになかなかうまく自分とつき合えないという中で、発達件数が上がっていくというようなこともありますので、多少上下することはあるとは思いますが、今後とも取り組んでいただければと思っております。

学童備品についてなのですが、消耗品費でも費用を多少使っているというお話でありましたけれども、月に 1 回、各学童の先生方と情報交換を含めていろいろ話し合っているというお話があります。やはり学童保育所、場所場所によって建物が違ったりですとか、子供たちの状況が違う中で、そこそこで欲しいなと思うものに結構違いが出てくると思うのです。やはり本当にこれは頼んでいい物なのかと

か、そういうものが発生すると思うので、細かく聞き取りをして、そこに合わせた備品購入ですとか、設備の導入を考えていただければと思います。

備品購入になるかはわかりませんが、例えば給湯器がないところがあったりとか、冬でも冷たいというようなお話がありましたので、給湯器を設置する、20万円ほどあればできるかなと思いますので、そういったことも念頭に入れて対応していただければというふうに思っています。

答弁いただけますか。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 備品の購入につきましては、各学童保育所の主任支援員さん、また支援員さん交えまして、限られた予算の中で整備できるように話を詰めて整備してまいりたいと思います。

○委員長（小島智恵） ほかに質疑ありませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 122 ページ、3 目障害者福祉費、7 節の賃金、チャレンジ雇用事業賃金なのですが、資料の 70 ページなのですが、ここでは臨時職員として 1 年未満の期間で雇用して、臨時職員として働きながら社会人としてマナーを身につけて、民間の企業に就労につなげていく、このように明記されております。それで、平成 27 年度が 2 人、28 年度が 1 人、29 年度 1 人になっております。それで、この中で障害者の対応がどのようになっているのかということと、それから企業の雇用につながったのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

そして、同じく 3 目の障害者福祉費の 8 の報償費ですが、その 5 の障害者職場体験事業謝礼ですが、ここでも障害者に対して就労への円滑な移行を図るということで、平成 27 年度 11 人、28 年度 10 人、29 年度 7 人となっております。この中で、役場で、庁舎内の体験者、それから民間で受け入れてくれたそういう人数それぞれ何人なのか、その辺をお聞きいたします。

もう一点、144 ページ、7 目子育て支援センター費の 19 節負担金補助及び交付金、3 ファミリーサポートネットワーク負担金、資料の 92 ページですが、ここでは会員として、まかせて会員、平成 28 年度 25 人、平成 29 年度 5 人となっております。このまかせて会員ですが、たしか講習を受けているというふうに説明を受けておりますけれども、やはり子供さんを、乳児児童を預ける、お互いに信頼して会員に委ねる場合には、資格がある方が一番いいと思うのですが、この制度では講習を受ければ、まかせて会員でも可能だということなのですが、このまかせて会員に対する講習ですとか、そういう手だてをどのように行っているのかお聞きしたいと思います。

以上です。答弁を。

○委員長（小島智恵） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） チャレンジ雇用の障害者の対応ということでございますが、チャレンジ雇用につきましては、最大 1 年間、1 年未満の期間で役場の臨時職員という立場で採用するという形をとりまして、民間企業への就職を目指して、役場の臨時職員として働くスキルだとか働く時間だとか働く期間を体験してもらって、民間企業につなげるという事業になっております。平成 27 年 2 人採用の障害者は、知的障害の方と精神障害の方のお二人です。28 年につきましては、発達障害の方と身体障害の方のお二人、29 年度につきましては知的障害の方をお一人採用しまして、29 年度につきましては働いてもらいながら就職先を探しつつ、12 月に民間企業のほうへ就職が決まりましたので、その時点でチャレンジ雇用を退職といいますか、終了という形で事業のほうは終えているところでございます。

あと、職場体験事業のほうになりますけれども、29 年度 7 人体験をしましたが、役場の福祉課のほうでの作業をしていただいたのが 3 名の方、他 4 名の方は一般企業のほうで体験をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） ファミサボ事業の講習会についてなのですが、平成 29 年度におきましては第 1 回、第 2 回と分けて行っておりまして、第 1 回講習会については 24 名、1 講義当たり 9 名、それから第 2 回につきましては 10 月、11 月に開催しておりまして 18 名、1 講義当たり 6 名が修了して会員となっておられます。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） チャレンジ雇用では、民間につながったということで、引き続きこういう事業というのは本当に必要だなというふうに思います。

また、障害者の職場体験事業なのですが、これは民間のほうにつながる雇用というか、そういう雇用

につながった方は何人かいらっしゃるのでしょうか。

それと、チャレンジ雇用では役場のところに、民間につながったと報告、答弁いただいておりますけれども、庁舎での障害者の雇用率というところでは、やはり積極的に庁舎の中でも雇用を広げていく必要があるのではないかというふうに思います。それで、今、障害者の自治体の雇用率というところも、非常に報道や何かでは課題になっているところなのですが、この庁舎での雇用率も何回かお聞きしておりますけれども、自治体の雇用率が2.5%、それから教育委員会は2.4%となっておりますけれども、自治体での雇用率、これは現在どのようになっているのか、その点もお聞きしたいと思います。

それと、ファミリーサポートの事業なのですが、まかせて会員の講習は、平成29年度は2回行っているということでしたけれども、これは毎年行っている講習なのでしょうか、その点もう一度お聞きします。

○委員長（小島智恵） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 職場体験事業から民間企業への就労につながったかというご質問ですが、平成29年の体験をされた方のお一人が、民間企業のほうに就職することに決まりました。ただ、職場体験事業は、チャレンジ雇用とちょっと事業が違っておりまして、チャレンジ雇用は本当に民間企業に就職したい、もうちょっとでできるんだけれども、ちょっと経験が足りなくてできないという方を対象としておりまして、職場体験事業につきましては、就職するに当たって、まず長時間働けるか、長期間働けるかということを経験してもらうというところで、期間も長くて1日6時間の10日間というふうな決めの中で、体験してもらうような形になっておりますので、そういう形で使われている方は、29年度みたいに民間企業に就職する方もいらっしゃると思いますが、そうではない方のほうが多いというところは現状でございます。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） ファミリーサポート事業の講習会につきましては、毎年行っておりまして、例えば前年に決められた時数がいかなかった場合は、翌年度にへ持ち越して、決められた24時間15分という講習を修了してやっていただいております。

○委員長（小島智恵） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 法定雇用率の考え方につきましては、あくまでも正職員の関係でございますので、臨時職員は含まないということでございます。それでいきますと、現在、障害者雇用としての職員としましては、現状で身体障害のある職員が3名、それから精神障害のある方が1名、4名となっております。身体障害の方で、重度の身体障害の職員が2名おりますので、法定雇用率の換算においては2名というカウントになります。それでいきますと、今現状では、6人カウントとなりまして、町全体としては2.5%をクリアしているところでありますけれども、部局ごとでこの法定雇用率というものは出すものですから、町長部局におきましては現在4名のカウントとなります。今、町長部局の2.5%を確保するためには、5名の障害の職員が必要だということで、今現状においては法定雇用率は下回っているという状況でございます。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） チャレンジ雇用の点は、引き続き数名の方がチャレンジ雇用に挑戦していただいて雇用につながっていけば、障害のある方も自立して暮らしていけることになると思いますので、引き続き、この事業も続けていくことが必要だというふうに思います。

また、職場体験事業なのですが、これは短時間の職場体験ということですが、やはりこういう方たちも自分で働いて収入を得るといのは喜びになると思います。ですから、1日6時間の働く体験ということですが、ここは庁舎内での雇用、民間での雇用、両方あると思うのですが、引き続きそういう方も働ける、体験できる場所を広げていく、そして少しでも収入を得て、それで自分の生活のためにお金を使える、そういう喜びを味わってもらって、少しでも長く働いていくという、そういう手だてが必要だと思うのですが、そういう体験の場をこれからもっと広げていく、そういう手だてをどのように考えているのか、その点をもう一つお聞きしたいというふうに思います。

また、法定雇用率なのですが、教育委員会は2.4%、町部局は2.5%ということで、1名手だてを講じるということでしたけれども、この1名の部分をいつまでにどのように雇用体制と取っていくのか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

また、ファミリーサポートの講習なのですが、24時間15分の講習というふうに答弁いただいておりますが、これは1回だけなのでしょうか。それとも、1回24時間15分講習を受ければ、それでまかせて会員の資格ありというふうになっているのでしょうか。私はまかせて会員の講習というのは1回だけ

ではなくて、やはりそのときそのときによりまして状況も変わってくるという中では、やはり講習を何年かおきにするとか、更新のときにするとか、そういう手だても必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 職場体験の受け入れを広げていく手だてということでございますが、今年度就労促進カフェというのを自立支援協議会のほうで開催しておりまして、町内を中心とした民間企業の方に来ていただいて、障害者雇用をしている企業のお話を聞いたりとか、あと障害者の就労支援の事業所の方も参加していただいているので、そういう方々と情報交換をしていただいて、障害ある方も働けるところもあるし、働ける作業もできるということをお伝えしながら、受け入れしていただけるような形をとれるように情報提供をしているような状況であります。

また、農業のほうとも連携とれるように、農家さんとか援農協力会とも就労促進カフェをこの間開催したところで、農業のほうにもそういったことで働けるような手だてがないかということも、今、検討しているような状況であります。

以上です。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） ファミリーセンター事業の関係なのですが、資格を得る講習会については一度だけ受けていただいて、その後フォローアップ研修ですとか会員さんの交流会、それから子育て講演会等に参加していただいて、品質の向上を図っているところでございます。

○委員長（小島智恵） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） まず1点は、教育委員会においては、実質障害者の採用については従業員数50人以上ということになっておりまして、教育委員会には報告義務はないということでございます。それと今の法定雇用率を下回っている状況については、障害者雇用率を達成するための障害者の採用に対する計画というものを策定いたしまして、それを北海道労働局のほうに提出していきたいというふうには考えております。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） それは、今年度中にその手だてをとっていくということなのでしょうか。その点もう一点確認したいと思います。

○委員長（小島智恵） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 法定雇用率の関係につきましては、今、課長のほうから説明ありまして、全体では2.6%ということでクリアしているのですが、部局ごとに言いますと、幕別本庁舎の雇用人数からいいますと、現在1.9%になっているというのが現実でございます。法定雇用率に足りない分については、今、計画の中で示していくところでございますけれども、実際の法定雇用率2.5%を達成するという中においては、人事異動だとか、そういうのも含めて、総体の中で計画的にやっつけなければならぬことというふうに考えておりますので、それらを含めた計画書を提出するということとなります。

○委員長（小島智恵） ほかに質疑ございませんか。

審査の途中ですが、この際15時20分まで休憩いたします。

15:09 休憩

15:20 再開

○委員長（小島智恵） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、3款民生費の質疑をお受けいたします。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数が147ページ、7目子育て支援センター費、11節需用費の新しい事業で「まくはぐ」の製本費36万1,584円ということで掲載されておりますが、そこで600冊製本したということですが、これどのくらい配布されたのか、またどのように活用されているのか、まずお伺いいたします。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 「まくはぐ」につきましては、昨年度は600冊印刷しまして、昨年度で配布した数が430冊ということで、内容的につきましては子供を安心して産み育てていけるように、子供に

対する支援制度や健診や育児相談、子育てカレンダー、町内の保育所情報などを掲載しておりまして、主には母子健康手帳の交付時や健診時に配付して活用していただいております。

○委員長（小島智恵） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） では、この利用者からの声を伺っているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 直接、利用者からの声というのはまだお伺いしておりませんが、作製に当たりましては、次世代協議会委員の方々からもご意見をいただきまして、中にはマップに例えばおむつの取りかえコーナーがある施設等を載せたらいいとか、そのような意見をいただきながら製作しております。

○委員長（小島智恵） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 確かに、小冊子ですから見るのにはとても見やすいということで、私も見させていただいたのですが、それを常にお母さんが持っているかというところが疑問だと思うのです。今の時代ですから、どうしてもスマホの時代で、どこにいても時間があいているときは、必ずどんな方でもと、そういう言い方ちょっとどうかと思うのですが、ほとんどの方は時間があるとスマホを確認する、携帯を確認するというような場面が多いかと思うのですが、近年では地方自治体で提供する子育て支援アプリというのがありまして、アプリで子供の予防注射を教えてくれたり、行事を教えてくれたりというようなことがあって、どんなときでもお母さん方には情報が行くような体系になっているわけですので、とてもいい冊子ではあるのですが、もっともっと活用していただけるような方法をとるべきではないかなと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 確かに、情報のツールとしましてはスマホということがありまして、かなり市町村の中でも子育てアプリといったことで、独自にアプリを導入している自治体もあります。その中で予防接種とか健診の情報をお知らせしているというところでもありますので、「まくはぐ」はまたファミリーサポート事業のクーポン券があって、これ携帯のアプリではなかなか使えないと。実際そういう限りあるもので活用しているというところがありますので、「まくはぐ」は「まくはぐ」と、予算もあると思います。それとスマホの件につきましては、やはり今後の情報発信の一つのツールとして、我が町も研究しなければならないと考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵） ほかにございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点です。

ページ数でいきますと136ページの3目施設型・地域型保育施設費の139ページに詳細はなります。13節委託料の11、12、青葉保育所、南保育所の委託料に関連しながらお尋ねをしたいと思います。

資料では89ページ2段目、保育所の運営ということで、幕別町内にあります各保育所の定員と平成29年度入所されている子供さんの数が表示されております。

一つは、まず幕別町の保育所には希望されている方が全員入っていただけるかどうか、平成29年度はどうであったか、待機者は生まれているかどうか。

二つ目です。全体の定数は510人ということで、入所されている方は512人、全体で見れば定数オーバーは2名だけなのですが、個別の保育所別に見ますと、幕別本町がマイナス29人、青葉保育所プラスの19人、同じく民間の南保育所がプラスの16人、町営の札内北保育所、さかえ保育所はそれぞれマイナス2人ずつとなっています。

ここで、保育所の特に札内における保育所の入所数、定員に対して受け入れられている人数にばらつきがあるといいますか、過密なところとそうではないところがあるということで、問題が生じていないのかどうかということで、お聞きしたいと思います。まずはそこを伺います。

もう一つ、これは146ページ、3項の災害救助費で、可能かどうかと質問がここで合っているかということも確認しながらなのですが、先日、町長の行政方針の報告の中に、2年前に起きた台風被害の相川地区、開発局との被害に対する賠償も含めて解決されていないところが多数残っている報告がありました。総数で79件だったのでしょうか。補償をまだきちっと契約されていないところが40件近く、三十数件あったと思います。これはどういう事情でそうなっているのか、解決に向けての見通しというのはあるのかどうか、町がどこまで関わるができるのか、伺いたいと思います。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 保育所の入所児童に関しましては、ご存じのように札内地区は、やはり希望される児童が多いということで、現状は定員をオーバーしても受け入れられる施設的な許容量がある保育園、または保育士の配置人数で、定員よりは若干多目に受けていただける保育所については、できるだけ受けていただくというような形で、町全体を見まして待機児童はいないということで何とかやっております。

29年度におきましては、ほぼ希望どおり、当初の入所で第3希望まで希望をとっていますが、それほど調整に不安もなく調整は終えております。

あと、定員を超えてのことに問題点はですが、法的には基準を満たさなければならないのですが、恒常的に定員をオーバーしている場合は指導が入りますが、現在のところ、問題なく経営していただいております。

○委員長（小島智恵） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 猿別水門の閉扉遅れによります損害賠償の関係についてです。

さきの行政報告にありましており、79件、72人といえますか、の対象者に対しまして、現時点で45件お支払いまで至っているという状況です。この内訳としては35件が昨年度まで、それと10件が7月の末までに支払いが終わっているという状況でありまして、約60%ぐらいの進捗率なのかなというところでは。

あと、お伺いしている中で、このほか17件ぐらい帯広開発建設部ですとか、開発局内部での審査が今進んでいるという状況になっております。ですので、残る17件程度がまだちょっと作業の方が未了だといえますか、進んでいないというような状況だということでもあります。ただ、年度内には何とか全ての契約までに持ち込んでいきたいというお話は聞いております。これ、ただ、あくまで相手の方のご意向もございまして、開発局としてはそのような意向であるというお話はお伺いしております。

あと、町の関わり方といいますのは、なかなかあくまで開発局さんとそれぞれの損害に遭われた方との間のお話しになりますので、詳細はその場に立ち会うですとかということは、なかなかできないのですけれども、ただ個別に何か相談が持ち込まれた場合ですとか、そうした場合には、その内容について開発局さんの方に取次いで、具体的な対応をそれぞれの方にさせていただきたいと、そのような対応を既にやっております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） おしまい、保育所の方をお尋ねしたいと思います。

ご答弁では待機者はいないということで押さえてよろしいですね。

それぞれ定員を20名近く超えてもいいんだという緩やかな規定といえますか、そういったことがあるやには聞いておりますけれども、しかし今お答えにもありましたけれども「恒常的でなければ」ということであります。これ3年間の資料を出していただいておりますけれども、南保育所については3年間とも120の定員をオーバーしていますね。それから青葉保育所についても3年間オーバーしています。青葉保育所はこれまで指定管理から完全に民営、それから南保育所は平成25年から民営ということだったと思うのですが、民間の保育所に定員オーバーが集中していて、町営の所は大体定員どおりだというようなところに、ちょっとどうしてこういうことになるのかなというふうに思います。

というのは、それぞれ定員というのは一定の区域を決めて、その予定される子供の数というのをはじき出して決めているというふうに思うのです。ですから、今、保育所はいろいろな事情があつて一応指定となっている区域を越えて、理想的なのは小学校区域とつながっていくのが理想だと思うのですが、そうではない区域についても、本人の希望であれば入れるというようなこともあるのだと思うのです。

そこで、この南保育所、それから青葉保育所について、そういった要するに本来であれば、別な保育所の地域であるのだけれども、保護者が希望されてこちらに入っているというような割合というのはわかりますか。

それと、どうしてそういうふうになるかといいますと、具体的には青葉保育所なのですが、子供さんがずっと増えていると。昨年は90人のところ100人、ことしは90人のところ109人ということで、結局保育所の施設そのものは容量は変わっておりませんので、中の子供さんのクラスを入れかえたりするなどしてしのいでいるということをお聞きしました。ですから、子供さんにとってはやはり狭い中で保育されている事実というのは変わらないでしょうし、それから今、小学校では発達支援の子供さんに対しては手厚い体制をとっておられますけれども、保育所の場合には同じように子供さんが通ってられ

と思うのですけれども、こういった特に定員オーバーしているようなところは、こういったそういう子供さんに対する保育がなされているのかどうか、十分されているのか、伺いたいというふうに思います。

あと、開発局との交渉の件ですけれども、流れとしてはわかりました。随分心配の声を聞くものですから、年度内を目指しておられるということで、年度内にきちっと完結していただければというふうに思います。

ただ、ここまで延びてきたのは、進めなかった理由があるのだと思うんです。それは交渉の金額なのか、どういうことなのか、わかればお示しいただきたいのと、それからこれまでにきちっとわかりましたということで、契約が成立して補償された方たちは、納得されて受けられたのだとは思いますが、交渉事ですから、どうしてもそこが合致しないということがあるのだらうと思うのです。そういった中身は掌握されていらっしゃいますか。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 保育所の地域ごとの入所の関係なのですが、保育所につきましては、地域設定が学校と違って校区というものがございませんので、その地域外からの入所ということでは、特に集計はとっておりません。

定員をオーバーして受け入れている施設につきましては、あくまでも保育所の運営基準に基づいてその1人当たりの面積ですとか、そういうのを超えない範囲で受け入れをいただいている現状でございます。

○委員（中橋友子） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） まず、時間がかかっているのではないかというような点なのですけれども、平成28年の8月末、災害が発生した後、12月に開発局の方で一定の責任を認めて、その後、昨年の春までに賠償に向けた方針の策定をしております。実際に、現地調査が開始されたのが昨年の6月からだというお話を聞いておりますので、先ほどの7月末までで45件の契約をお支払いに至っていると言いましたのは、ほぼこの約1年足らずの間で、ここまで来たという状況になっております。個々具体のお話の中身については、やはり個人情報の中にもありますので、お伺いできていない部分もありますけれども、まず総体としては、開発局さんの方の対応にも多少問題はあるのですが、時間が多少経過した中で、こういったものに損害が生じたのかという聞き取り調査、ここに結構やはり多くの時間がかかっていたというようなことも聞いております。開発局としても、そこは正確に情報をお聞き取りして、賠償金額の積算を正確に積み上げたいという思いもあったものですから、そこにはやはりかなり多くの時間を費やしたということが、まずはこうやってちょっと時間が多少かかっているという状況につながったのではないかというふうに考えております。

個々の、先ほど申し上げましたけれども、お話し合いの内容については、ちょっと立ち入れない部分がありますので、お答えできない部分がありますけれども、いずれにいたしましても先ほど申し上げましたとおり、個別にご心配の相談がありました際には、町の方で聞き取って開発局さんの方につなげていきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） よろしかったですか。

こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 申しわけございません。

青葉につきましては、施設の面積的には120人まで受け入れる面積があり、南保育園につきましては、建設時に140人までは受け入れる面積として建設されております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 民間の保育所に定員オーバーが集中しているというところが、どうしてなのかなというふうにずっと思ってきたのです。それぞれ保育所を申し込んで、それを許可するといいますか認めるのは町がやっているわけですよね。多分希望が多いからなのだろうかというふうに思うのですけれども。本来であれば、これまででしたら、どの保育所ももちろん乳児をやっているところ、やっていないところ、やっていないところは今ないのかな。その保育体制にもよるとは思うのですけれども、こういった恒常的に面積があるからといって、定員を超えてずっと行っているということが好ましいことなのかどうか。これからの子供の人数だとかいろいろなことを考えていけば、手狭になっているという声も聞こえているので、お尋ねするのですけれども、手狭というのは、窮屈な中でやっているということを保護者から聞くものですから、お尋ねするのですけれども、そういうバランスのととり方というのも、町の指導としてはあってもいいのではないかなというふうに思います。

それと、その発達支援を持つ子供さんに対しての保育についてのお答えはなかったのですが、これも本当に極端な話なのかもしれませんが、そういうお子さんは行事のときに休んでいただくということまで聞こえてきているんです。だから、ただ面積があるから入れるというのではなくて、本当にその保育の体制がどうなっているのか、そこまで町は責任があるのではないかと思います。民間だからといって、そのままということにはならないと思います。そういったことについては、わかっていらっしゃるのかどうかわかりませんが、そういう心配があります。どうでしょうか。

それと、開発局との関係の補償の問題はわかりました。やっぱり個人情報があるというのはそのとおりですし、希望どおりきちっと解決されることが、私たちとしては一番望んでいるところでありますので、年度内ということであれば、ぜひ、中には長引くとそれだけ補償というのは遠のいていってしまうのではないかとこの声も寄せられているものですから、そういうことを考えて、できるだけ可能な限り早くやっていただく、年度内目標にきちっとやっていただくということを、これは申し添えて終わりたいと思います。

保育所の方だけもう一度お願いします。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 支援が必要な子につきましては、行事におきましては、運動会につきましても参加していただいて、例えばどうしても走れないお子様につきましては、保育士さんが抱っこして一緒に走る等をして支援を行っております。

また、発達支援センター等との連絡も密にとりまして、例えば保護者と面談を行って、発達支援センター等に通ってもらい相談をしたりといったことで対応しております。

それから、職員につきましても、支援が必要な子が多い場合には、代替さん、また臨時さん等を加配するなどして対応しております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 問題がないというふうには押さえてらっしゃるようなので、ちょっともう少し具体的にお聞きしますが、それでは特にこのオーバーしている青葉保育所と、それから南保育所の各クラスごとの定数と人数、そしてそこに発達障害というふうには判断されているお子さんが、どれぐらいいらっしゃるのかわかりますか。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 個人情報等もありますので、あまり細かい数字は言えませんが、さかえ保育所で支援が必要と思われる子が29名、南保育所では22名通所しておる状況にあります。それで、職員の加配につきましては、青葉保育所で8名、南保育所で7名加配をしております。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 青葉保育所につきましては、この数字で押さえている時点ですと、入所児童数が92名中11名が支援が必要、南保育所では142名中22名が支援が必要な子というふうになっております。

失礼いたしました。2歳児で15名に対して1名、3歳児で27名に対し4名、4歳児で17名に対して4名、5歳児で22名に対して2名。

次は、南保育園につきましては、2歳児で入所が28名に対して5名、3歳児が28名に対し7名、4歳児が27名に対し3名、5歳児が35名に対し7名、あとゼロから1歳については入所しておりません。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今、お答えいただきましたのは、発達支援を必要とする年齢ごとのお子さんの数ですね。入所されているお子さんの数と。それで、これ定員オーバーしていますよね、それぞれ。それでどこのクラスで定員オーバーしているのか、とりわけ年齢が低いところであれば、それだけ保育士を加配していかなければならないとありますよね。どこで定員オーバーしているのか、クラスごとに教えていただけますか。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） この決算資料における定員といいますのは、総体の定員でございまして、年齢ごとの定員につきましては、各施設ごとでマックス児童数というのを決めておりまして、別に報告させていただいてよろしいでしょうか。

青葉につきましては、ゼロ歳児が6人、1歳児が15人、2歳児が20人、3歳児が28人、4歳児が24人、5歳児が26人ということで、119名をマックスの児童数としております。南につきましては、ゼロ歳児が6人、1歳児が20人、2歳児が22人、3歳児が30人、4歳児が30人、5歳児が32人と

いうことで、計 142 人をマックスの児童数としております。

定員をオーバーしている分につきましては、南については 1 歳児が 22 名ということで 2 名オーバー、2 歳児が 22 名に対して 28 名ということで 6 名、それから 5 歳児が 32 名に対して 35 名ということで 3 名オーバーしております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ゼロ歳児、それから特に 1 歳、2 歳児、未満児ですね、それぞれ職員の配置、ここが大事だと思うのですけれども、多少子供さんを多く受け入れたとしても、きちっと保育を保障する体制がとられているかどうかの問題だと思うのです。そこで、保育士の配置はどのようになっていますか。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 全ての年齢層での配置数ということでよろしいですか。オーバーしている部分だけと。

青葉保育園につきましては、ゼロ歳児が、ちょっとお待ちください、済みません。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 職員の配置につきましては、配置基準におきましてはゼロ歳児が児童数 3 人について 1 人以上、1 歳から 2 歳につきましては児童数 6 人につき 1 人以上、3 歳児につきましては児童数 20 人について 1 人以上、4 歳から 5 歳については児童数 30 人について 1 人以上ということで、全ての保育所においてこの基準を満たして配置はしております。

それで、今回オーバーしている南保育園につきましては、ゼロ歳児が職員数 1 名、1 歳児が 4 名、2 歳児が 6 名、3 歳児が 4 名、4 歳児が 3 名、5 歳児は 4 名の職員を配置しております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） いろいろ数字でお答えいただいているのですけれども、メモをとり切れなかったということもありまして、全体の正確な状況がつかめないのですね。それで、今、質問したことを資料として提出していただいけませんか。特に、この定員をオーバーしている保育所の年齢ごとの受け入れている人数、そして発達支援と言われる子供さんの数、それからそこに配置されている先生の数、これをきちっと整理して出していただけないでしょうか。

それと、そういうのを出された上で、再度質問をさせていただきたいと思うのですけれども、よろしいですか。

○委員長（小島智恵） ただいま、中橋委員から資料の要求がありましたが、皆様からご意見はありませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 中橋委員の資料について、本委員会として要求することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 異議がないようでありますので、資料を要求することに決定いたしました。

（発言の声あり）

○委員長（小島智恵） ちょっとご確認なのですけれども、青葉と南保育所だけでよろしいということですか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） できれば全保育所の状況を示していただきたいと思います。

○委員長（小島智恵） わかりました。

それでは、中橋委員の質疑を留保することといたします。

ほかにございませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 2 点です。

127 ページの 6 目老人福祉費の緊急通報装置について、129 ページも 2 か所、緊急通報システムの委託料と借上料等があります。それと、同じく 129 ページの 12 節役務費の 7 番外出支援サービス、2 点についてお尋ねいたします。

まず、緊急通報システム事業なのですけれども、資料の 81 ページに載ってございます。平成 29 年度の設置台数が 496 台ということでございましたけれども、今般の停電によってこのシステムがどのような、正常に稼働していたのかどうか、確認したいと思います。

もう一点の外出支援サービスでございますけれども、平成 29 年度、実利用者数は減ってございますが、延べサービス回数が増えて委託料が増えてございます。それで、平成 27 年から忠類地区のみ委託

先を真幸協会に移してございますけれども、これは社会福祉協議会と真幸協会の二つに委託料というのは分けて掲載するのはどうなのかなという点。金額がそれぞれわかれば教えていただきたいのと、利用者数、これ条例で決まっていると思うのですけれども、まず申請して登録するという形だと思うのですけれども、実利用者数はわかるのですけれども、それぞれ登録してある、幕別、札内、忠類のそれぞれの人数を教えていただきたい。2点でございます。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） まず、1点目の緊急通報システムの関係なのですけれども、今回の災害というか地震の関係で確かに停電になりまして、私どものほうで福祉課のほうで押さえています要支援者の名簿をもとに、朝から電話連絡させていただいて、安否の確認をさせていただいたところです。その中で緊急通報システム当然ついている方もいらっしゃったのですけれども、実は最近の電話ですと、結局は電気、コンセントをつけてつながる電話なので、そういった電話については実際つながらなかったのですけれども、昔の電話、ジャックから引っ張るようなそういった電話については、つながる状態でありましたので、そういった方については緊急通報システムについても、そのまま稼働ができたという状況です。

ただ、実際つながらなかった方につきましては、私どもで手分けをしまして、各家庭を回るなりして安否の確認をさせていただいたところで、今回の地震について、何らかの被害があったという方はいらっしゃらなかったというような状況です。

もう一点の外出支援サービスなのですけれども、委託料につきましては分けて当然記載することはできますので、今後、来年以降の決算資料につきましては、そういった形で記載はしたいなというふうには考えております。

金額なのですけれども、今、口頭でお話しさせていただきますと、幕別分として754万1,000円、忠類分として128万7,935円となっております。先ほどご指摘ありました委託料が回数がそれほど伸びていないというか、利用者数に比べて委託料がちょっとかなり今年度29年度大きかったという要因なのですけれども、実はこの委託料なのですけれども、流れとしましては、年度当初にまず委託先にこちらの利用見込みによって、委託料というのは1回支出します。その後、年度末に実績に応じて精算をしまして、例えば当初見込みから見て少なかった場合には、その分を委託先から委託料の返還をしてもらっているところなのですけれども、実は今年度、平成29年度の精算事務が年度末までちょっと終了しなかったということありまして、返還分が29年度のこちらの歳出で相殺ができなかったという状況がありました。その金額が実は大体100万円前後あったので、それにつきまして昨年から見ると、見た目としては委託料が大きくなっているような状況にはなっているのですけれども、実際その金額については、30年度の会計の方に収入をさせていただいているというところでありまして、

要因としましては、本当に私どもの確認ミスということでもありますので、今後そういったことがないように気をつけていきたいというふうには考えております。

あと、利用者数の内訳なのですけれども、幕別市街地で68人、札内市街地で110人、あと農村地区で22人、忠類地区で24人ということで、合計しますと224人になるのですけれども、資料の方には218人となっていると思うのですけれども、6人が重複しておりまして、そういった方実はワゴン車の利用をしていた方が、体の状態が良くないということでリフト車の方に移った方が年度内にいらっしゃるの、そういった方が重複をしているというような状況であります。

以上です。

○委員長（小島智恵） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） まず、緊急通報システムの関係でございますけれども、手分けして確認をされたということでございました。これ平成27年の8月10日から、通報先を順次北海道健康づくり財団に移行されているというふうに資料では載っております。ということは、緊急通報システムを設置されている方が通報すると、まず北海道財団のほうに通報して、北海道健康づくり財団から、とかち広域消防のほうに通報がいくという多分ネットワークだと思うのですけれども、この健康づくり財団からとかち広域消防への通報というのは、確認されているのかどうか、それを確認したいと思います。

外出支援サービスについては、了解しました。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 委員おっしゃるとおり、流れとしてはまずは健康づくり財団のほうに通報が行きまして、そこで内容等の確認をした後、実際に緊急出動等が必要な場合には、財団の方から消防のほうに連絡が行くということになっております。そちらの状況については、必ずこういった通報によって

緊急出動しましたというような報告が、消防から上がってくるようになっておりまして、その後、その病院から、今度例えば退院する際ですとか、こういったサービスが必要かということも出てきますので、その方たちについては私ども包括支援センターなりのほうから、アプローチをして、状況を確認をして、あらゆる各種サービスにつなげていくというような状況となっております。

○委員長（小島智恵） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 今、その確認をしたのは、今回の停電によって忠類地区の事例を申し上げますと、救急車を呼ぶ際に、忠類地区では防災無線で、その救急の依頼がある方は直接消防署に行ってくださいという、防災無線が流されたところでございます。ですから、広域消防への通報というか、連絡が滞っていた状況によって、そういうことが起きたのではないかというふうに推察するのですけれども、もう一度その辺の確認をお願いします。

○委員長（小島智恵） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（半田 健） 忠類地区の状況でございますけれども、先ほど来、地震の関係で停電があったということで、通常一般家庭におかれて使用されている電気を使用する電話については、不通の状態になったということでありまして、広域消防のほうから各市町村に対して緊急通報システムに限らず、各種救急車の出動を要するものについては、電話が通じない場合には、消防署に駆け込んで利用してくださいというようなお知らせがあったところでございます。それに基づいて、忠類地域においては、防災無線でお知らせをしたというような状況でございます。

○委員長（小島智恵） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 事情はわかりました。停電はしばらくなかったわけでございますけれども、今、電力事情が不安定な状況で、いつまたダウンするかわからないと。早急に対策をとっていただかなければ、やはり住民も不安な状況にあるのではないかというふうに思われるのですけれども、その辺の対策ももう一度お伺いしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 停電時の対応ということなのですが、基本的に今電気を使って、コンセントを差して電話をかける仕組みについては、なかなか解消できないのかなと思っております。電話機にバッテリーがついているのは別としまして、なかなか停電を町がどのような対応をしていくかというのは、なかなか難しいものがあるので、今ここでこういった対策ができるかというのは難しいかなと思っております。こういった状況に陥らないように、日ごろから各家庭も備えていただくことが大事だと思っておりますので、いずれにしましても、何か対策があれば、町も一緒に考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 先ほど、緊急システムの関係で、各家庭に分かれてフットワークを使って確認されたという答弁ございました。この緊急通報システム 498 台、この辺につきまして職員のフットワークを使ってやるというのが、一番単純な方法でできる方法だと思うのですけれども、その辺はどうお考えであるか、お伺いします。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 先ほど、私の方で述べさせていただいたのは、緊急通報システムがついている方全員、496 台について確認をしたという話ではなくて、要支援者名簿の中に載っていて、実際に支援が必要であるということで町のほうにお話しいただいた方、その方たちについて中には緊急通報ついていた方もいらっしゃるのですけれども、そういった方について回っていったというような状況であります。

○委員長（小島智恵） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 町では避難行動要支援者名簿というのを作成しまして、今、公区のほうにもこれからお配りすると。今、民生委員の方にも避難行動要支援者名簿をお渡ししておりますので、そういった民生委員の協力もいただきながら確認等も進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） やはりその通信がとまるということは本当に大変なことだなど、今回思ったのですけれども、今スマホとかそういう携帯電話に頼る時代であります。そのスマホの緊急時の災害メールとかもあるのですけれども、Wi-Fi につなげたらスマホが繋がらない、Wi-Fi を切ると通話ができると

か、何かその辺が後からわかったところでございます。携帯のある程度の緊急時の使用、その辺も緊急通報システムの使用方法等も含めて、やはり広報等でお知らせしていただければと思っております。

以上です。

○委員長（小島智恵） よろしかったですか。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵） 関連、谷口委員。

○委員（谷口和弥） 緊急通報システムの件で関連の質問をさせていただきたいと思います。

この停電のときにどうなったかということは、すごく心配事でした。これはもうずっと以前からこのシステムが古くから導入されているわけですが、さまざまなシステムの変更や、それから機種の変更の中で、どんなことになっていくのだろうということは、いろいろと心配をしているところでありました。

今回、やっぱり本質的には、緊急通報システムがどんな状況でもきちんと使えるのだという環境に置いておくということが、大事なのだというふうに思います。その点では、使えなくなって職員さん方の努力奮闘ということも今お聞きして、なかなか仕事ぶりを、努力をしてくださったのだなということもわかったけれども、その本質的なところというふうに私言いましたけれども、いつでも使えるようにしておくことが大事なのだという、この点では少しお聞きしておかねばならないというふうに思いました。

コンセントで電源をとる、そういう通報機は今回停電中は作動しなかったということでありましたけれども、これは何台ぐらいあるのでしょうか。そしてこのシステムの変更の中では、途中でリースにかわったりもしました。きっと恐らくこの北海道健康財団に移ったことが、この通報機が変わった理由ではないのではないかと思いますので、その辺もちょっと確認をさせてください。何台か、それからどのシステムの通報機が作動しないものか、この2点です。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） そのコンセントを使った電話については、緊急通報システムとは別でして、各家庭の電話の状況までは私どもでも調べはしていませんので、496台中全ての電話の状況というのは、こちらで把握しておりませんので、コンセントで使っていた電話が何台ということでは、数字の方は私どもでは捉えておりません。

ただ、機械自体についてはリースに変わったのですけれども、内容自体は変わりませんので、このリースに変わったからこういった状況になってしまったということではなくて、あくまでもその電話自体の電気の通電の関係でつながらなかったというものであります。

○委員長（小島智恵） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今ご答弁いただいたわけですが、ちょっと私のほうで理解し切れなかったのかもしれませんが、その電話機がコンセントのものがだめだったというのは、それは一般の家庭用電話のことですか。緊急通報システムはきちんと作動していたのだけれども、一般の家庭用の電話が使えなくて、連絡が困難であったということでのいろいろな活動だったのですか。ちょっと確認させてもらいます。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） おっしゃるとおりでして、通常皆様それぞれ持っている電話のほうに緊急通報システムというのを設置というか、作動させるような形で行っておりますので、今おっしゃったように電話がつながらなかったというような状況であるということなんです。

○委員長（小島智恵） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 確認させていただきますけれども、では緊急通報システムは、その利用者さんが必要であったらば、停電中でも普通に使えた、北海道健康財団のほうにその連絡が行ったということではなかったですか。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 緊急通報システムというのは、ボタンを押しますと、北海道財団のほうに通知が行きまして、そちらから電話等で確認をするというものなので、結局その電話での確認の段階でつながらなかったというような状況であります。

○委員長（小島智恵） ほかに質疑ありませんか。

審査の途中ですが、16時25分まで休憩いたします。

16:15 休憩

○委員長（小島智恵） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、3款民生費の質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 130 ページから 131 ページにかけて、9 目社会福祉施設費について質問をさせていただきます。

支出済額が 282 万 5,803 円、そして資料が 69 ページ、資料に基づいて質問させていただきたいと思います。千住生活館の管理運営費に当たる金額でありますけれども、一つ目は、利用者が 27 年度 1,130 人、28 年度 799 人、29 年度は 675 人と、この数年の間に大きな人数の減少になっています。これはどういことが理由としてあるのかということが一つ目。

そして、このいろいろ生活上の相談など、るる利用の仕方について書かれていますけれども、もう少し具体的に、どういうふうなことで 29 年度は 675 人の方が利用されたのだということでご説明をいただけたら、大変わかりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 千住生活館の利用者数の減少ということでございますが、29 年度がどのようなことで使われたということになりますけれども、団体の方が活動として使うことが主な利用と、あと入浴事業を行っておりまして、その入浴事業での利用者の方の利用がほとんどとなっております。そのほか、公区の方の総会、懇親会等に利用と、あと生活改善事業として、食事の料理教室等をこういった形で開催しますよということで、ご案内をさせていただいたところだったのですけれども、昨年度は申し込みがなかったということで、生活改善事業の方の利用はなかったような状況でございます。

減った理由でございますけれども、利用の回数もちょっと減ってきてはいると思うのですけれども、主なものが入浴事業のお風呂の利用になるのですけれども、利用していた方の人数も減ってきている状況にあるので、その分で減っている状況でございます。

○委員長（小島智恵） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 二つの質問をさせていただきましたけれども、それらについてはとりあえずわかったかなと。

それで、675 人、いろいろ地域の方が総会、懇親会で使ったり、いろんな団体の方がきっと文化の伝承などにも使ってらっしゃるのだらうと、そして入浴もあるのだらうというふうに思うのですけれども、これ 675 人毎日が開館しているわけではないというふうに承知しておりますけれども、それにしても 1 日 2 人、3 人というような平均の人数のあり方なのだと思うのです。人数が少ないから必要なのかなんていう、そういう議論をするつもりはもちろんございませんけれども、今後の千住生活館のあり方については、いろいろと地域の方とも相談していかねばならないのではないかなというような数字になってあらわれているのではないかなと思うのですが、その辺は何か議論や、それから町としての方向性を持っていたりというようなことなどはありますか。

○委員長（小島智恵） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 確かに、人数が減っていて、どのような形で活用していただけるかということ、地域の方々ともにお話しさせていただいて、今後、検討していきたいというふうには思っております。

ただ、ここの費用対効果ということをおっしゃられたのですけれども、あ、言ってないですか、ごめんなさい。勘違いでした。申しわけありません。

ここの、2 人のために毎日開くのかというようなお話もあったのですけれども、千住生活館のところは管理人がおりまして、千住生活館のほうと考古館のほうも管理をしているような状況なので、そういった両方を一緒に管理しているような状況になっております。

○委員長（小島智恵） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 誤解をしていただいたら困るので、はっきり申し上げますけれども、人数が少ないから存在をどうするのだとよな議論を言った覚えもないですし、毎日あげたらもっと利用するのではないかなどというようなことも言ったつもりもないし、その辺はちゃんと承知してください。

やっぱり私は地域の方がどういうふうにさまざまな行事を成功させていくかということや、これ社会福祉事業でありますから、そういう入浴施策もどうあるべきかということなど、地域の方、利用者の方によく聞いていただいて、そしてやっぱり建物も大分傷んでいるという印象も受けますし、どうするのが最善なのかというようなことなども、町の方で住民の方に投げかけていただくようなことが必要なの

だと思っております。そのようなことなどをぜひ進めていってみたいと思います。よろしいのではないのでしょうか。

何か答弁があったらお聞きします。

○委員長（小島智恵） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今、谷口委員がおっしゃっていただいたように、せつかくの施設ですから、利用が促進されることがもちろんなことだと思いますので、地域と今後の利用の促進に向けて協議といえますか、話を進めていきたいと考えております。

○委員長（小島智恵） よろしかったですか。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 3款民生費につきましては、ほかに質疑がないようであります。

中橋委員の質疑を留保しておりますが、次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 4款衛生費についてご説明申し上げます。

148 ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額5億1,903万円に対して、支出済額5億116万8,551円であります。

1目保健衛生総務費、本目は保健衛生全般に要した経費であります。

13節委託料、細節9産後ケア事業委託料については、平成29年度の新規事業で助産師が家庭訪問し、授乳支援、心身のケアを行うもので、利用人数は10人、利用回数は延べ19回であります。

次のページになりますが、19節負担金補助及び交付金、細節11産婦健診助成金についても、平成29年度の新規事業で助成人数は88人であります。

2目予防費、本目は感染症予防のための予防接種などに要した経費であります。

11節需用費、細節70医薬材料費は、主に予防接種に係る医薬品等で、13節委託料は、感染症の検診費及び予防接種に関する委託料であります。

152 ページをお開きください。

3目保健特別対策費、本目は健康に関する啓発事業や各種健康診査などに要した経費であります。

11節需用費、細節2健康ポイント事業記念品であります。平成29年度から健康に配慮した生活習慣を身につけるきっかけや、各種健康診査等の受診率向上による健康寿命の延伸を目的として、町独自の幕別健康ポイントラリーを実施し、1,107人の方に参加をいただき、達成者は814人であります。

13節委託料は、細節5胃検診委託料をはじめとした各種検診に係る委託料であります。

154 ページをお開きください。

4目診療所費、本目は幕別地区5か所及び忠類地区2か所の診療所の管理運営に要した経費であります。

平成29年度の開設日数及び受診者総数は、幕別地区の診療所が139日、延べ448人、忠類診療所が262日、延べ8,796人、忠類歯科診療所が229日、延べ3,427人となっております。

15節工事請負費は、忠類診療所の屋根、壁等の防水工事であります。

156 ページをお開きください。

5目環境衛生費、本目は葬斎場及び墓地の管理運営に要した経費であります。

11節需用費、12節役務費及び13節委託料は、葬斎場の管理運営に係る経費が主なものであり、15節工事請負費、細節1葬斎場改修工事は、再燃焼炉セラミック張りかえ、排気筒の屋根改修等の工事であります。

158 ページをお開きください。

6目水道費、本目は水道事業会計への補助金、十勝中部広域水道企業団への出資金、簡易水道特別会計への繰出金などに要した経費であります。

2項清掃費、予算現額4億3,982万8,000円に対して、支出済額4億3,662万1,878円であります。

1目清掃総務費、本目はごみの収集及び処理に要した経費であります。

11節需用費、細節30印刷製本費は、ごみカレンダー1万3,400部、ごみ袋102万7,500枚の製作に係る経費であります。

13節委託料、細節5ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収

集運搬に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 十勝環境複合事務組合負担金は、幕別地区のごみを 1 市 8 町村で共同処理していることに係る本町の負担分であり、細節 4 南十勝複合事務組合負担金は、忠類地区のごみを 3 町で共同処理していることに係る本町の負担分であります。

また、平成 29 年度の新規事業で、家庭ごみをごみステーションまで運搬することが困難な方を対象として、ごみを収集するごみ収集サポート事業については、実利用者が 16 人で延べ利用回数は 343 回であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたが、ここで質問を予定されている方を確認しますので、挙手をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（小島智恵） ありがとうございます。

それでは、質疑をお受けします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 2 点質問させていただきます。

1 点目は、159 ページ、清掃費、ごみ収集委託料になります。平成 29 年度からスプレー缶のごみ出し方法が変わりましたが、町内で誤った出し方をしている事例がどのくらいあったのか、このところを把握してますでしょうか、お聞きします。

○委員長（小島智恵） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） スプレー缶のご質問でございます。今現在、穴をあけないで回収するルールになっておりまして、数字的には押さえておりませんが、混合してごみとして投げている方は実際にはいらっしゃるそうです。これはくりりんセンターの方で仕分けをしているというような状況でお伺いしております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 実際に、帯広とか音更で事故があったようなのですけれども、火災とか。そういったことを未然に防ぐために、ごみの出前講座なんか 29 年度はゼロだったのですけれども、こういうところを利用して、一層こういうごみの周知を図っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小島智恵） 答弁は。

○委員（内山美穂子） 答弁いただいて終わります。

○委員長（小島智恵） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 29 年、ごみに関する出前講座はゼロ件だったのですけれども、30 年からは、ごみの出前講座のリクエストはなかったのですけれども、コミバスですとか防災の出前講座について、こちら側からごみのリサイクルですとか分別に関することを、時間をいただいてやっているところでございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） 158 ページ、1 目清掃総務費の 19 節負担金補助及び交付金なのですが、平成 29 年からごみ収集サポート事業、今 16 人 343 回という報告がありました。高齢の方ですとか障害のある方、本当にこの収集は期待しているところなのですが、まだ周知がされていないのかなというふうに思います。私たちも相談される場合には、こういう事業がありますよという説明はしますけれども、まだ特に冬場など高齢者は、冬だけでも利用したいという方もいらっしゃるのですけれども、その周知の方法はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） ごみ収集サポート事業の周知の方法でございますけれども、今現在、民生委員の連絡協議会ですとか、あとはケアマネジャーの会議、あと広報紙、このような形で周知はしているところでございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

- 委員（野原恵子） 民生委員、ケアマネジャー、介護保険に関わるそういう方たちが、お知らせしているということで。こういう中に、やはり障害のある方も、特に冬など新聞を持ったりですとかごみを持って行くのが、滑って大変危険だという方も何人か相談されているんですよね。ですから、そういうところへの周知ということでは、やはり広報紙だけでは不十分ではないかなというふうに思います。例えば、町内会の回覧するのありますよね。お知らせ広報の公区回覧、そういうところでもちょっと大きい字でこういう事業ありますよというお知らせをしていただくと、まだ利用したいと思っている方いらっしゃると思うのですよね。ですから周知の方法を再検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員長（小島智恵） 防災環境課長。
- 防災環境課長（寺田 治） 委員おっしゃるとおり、周知の方法が足りないのかもしれないので、今後検討したいと思います。
- 公区長会議という場もあるので、そういうところも含めて周知の方法について検討したいと思います。
- 委員長（小島智恵） よろしかったですか。
- ほかにありませんか。
- （なしの声あり）
- 委員長（小島智恵） ほかに質疑がないようですので、4款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。
- 次に、5款労働費に入らせていただきます。
- 5款労働費の説明を求めます。
- 経済部長。
- 経済部長（萬谷 司） 5款労働費についてご説明申し上げます。
- 162 ページをお開きください。
- 5款労働費、1項労働諸費、予算現額1,946万4,000円に対しまして、支出済額1,085万3,069円があります。
- 1目労働諸費、本目につきましては、労働者対策に要した経費であります。
- 19節負担金補助及び交付金は、援農協力会や幕別地区連合会など、労働関係団体への補助金が主なものであります。
- 21節貸付金は、労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託して貸し付けるものであり、平成29年度の新規貸し付けは1件で80万円、貸付残高は4件で189万円となっております。
- 2目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策に関わる経費であります。
- 7節賃金は、高校、大学の新規学卒者で就職未内定の方を町の臨時職員として採用し、社会人としての基礎的資質を身につけていただき、民間企業などへの就職を促進することを主目的としております。
- なお、平成29年度は3名の方を雇用し、このうち1名の方が就職につながったところであります。
- 13節委託料は、季節労働者に関わります事業であり、細節5は町道や公共施設の清掃で75名、延べ170人工の雇用、細節6は冬場の雇用対策として、町道の除排雪、焼き砂の袋詰めなど42名、延べ440人工の雇用、細節7は冬場の雇用対策として、近隣センターなど25施設の清掃、ワックスがけなどで3名、延べ75人工の雇用を確保したものであります。
- 15節工事請負費は、育苗センターの物置解体工事を、春先の仕事の少ない時期に民間企業に発注したものであります。3名、延べ21人工の季節労働者の雇用が確保されたところであります。
- 以上で、5款労働費の説明を終わらせていただきます。
- よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。
- 委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
- 野原委員。
- 委員（野原恵子） 162ページ、2目雇用対策費の委託料なのですけれども、不用額が113万3,820円となっております。この中には街路清掃委託料、町道環境整備委託料など入っております。こういう中で、これは季節労働者に関わる春の道路の清掃ですとか、そういうところにも予算が使われていると思うのです。今、この道路清掃などは冬場の仕事のない方、春先の仕事ということで大変期待されている事業でもあります。そういう中で、不用額が出たこの内容は、どういうことになるのでしょうか。
- 委員長（小島智恵） 商工観光課長。
- 商工観光課長（亀田貴仁） ご質問の委託料の中の不用額についてでありますけれども、予算の積算の

段階で申しますと、決算にもありますように街路清掃の委託、これは春先の道路の清掃の委託料です。そして、細節6番で申しますと町道環境整備委託料、こちらは街路の除排雪、あと焼き砂の袋詰めといったことを行っております。そして細節7番の公共施設清掃等委託料につきましては、近隣センターなどの公共施設のワックスがけを中心に行っているところでもありますけれども、例えば除排雪の関係とかで言いますと、積算の段階よりも、どうしても降雪の多い・少ないというのがございますので、そういった部分で少なくなってくる部分というのがございまして、予算積算上は、ある程度マックスが必要であろうという予算を計上しておりますけれども、それに対しまして、決算上はそれだけ除排雪で言うとお番が少なかったというようなことで、執行残になっているものであります。

以上です。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） 春の道路清掃ですが、これは町道の清掃の中で十分に清掃をできるだけの雇用と、そういう仕事を十分にできるだけの対策はとれたのかどうか、そこのところはどうなっているのか一つお聞きしたいと思います。

それと、除排雪なのですけれども、町道の除排雪というところでは、まだまだ町道の角ですとか、そういうようなところの排雪は希望が多いと思うのですけれども、そういう対策はこの中に含まれているのでしょうか。こういう費用を使いまして、道路の危険なところなどの排雪をきちっとすべきではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） まず、1点目の春の道路清掃であります。

今回、町の広報紙で清掃員を募集して実施したところでもありますけれども、実際の登録された人員は4人となっております。実際にこの4人ですべての道路清掃というのをもちろん行うことはできませんので、社会福祉協議会のほうのスタッフも活用させていただいて、そして必要な道路清掃をさせていただいたところでもあります。

次、町道の除排雪の関係であります。こちらにつきましては、12月から募集、登録を行いまして、実際に外作業として7人の方が登録をいただいたところでもあります。この7人の方でももちろん除雪するには、人工的には足りませんので、ここも同じように社会福祉協議会の方たちも活用しながら行っているところでもあります。

除排雪の内容が、全部完全に至ったかどうかという部分ですけれども、基本的には通学路とかそういった部分を優先的に除排雪しておりますので、こちらのほうで依頼している分野につきましては、十分その対応はさせていただいたところでもあります。

以上です。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） それぞれ登録が4人、7人ということですが、やはり春の道路清掃というのは就労などよりも単価が高いのです。ですから、希望する方も聞いてはいるのですけれども、4人というところは私はちょっと少ないというふうに思います。それで、そういう方たちにも、こういう仕事がありますよ、確かにお知らせ広報では載せていると思います。ですけれども、ホームページですとかそういうところでは、なかなか知る機会の少ない方たちが多いのではないかというふうに思います。そういう点では、やはりもっとこういう仕事ありますよ、町でせっかく企画している事業でありますので、対応できるような年齢の方にも周知、これは町道環境整備委託料、この除排雪の件も両方なのですけれども、そういう周知の方法をもっとすれば、この制度を利用される方はふえるのではないか、その辺の検討が私は求められると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 現在、こういった委託料に関わる登録募集につきましては、町の広報紙のみで行ってきたところでもありますけれども、今、委員おっしゃるように、登録の数が少ないという状況もございまして、それにつきましては、ほかにもまだニーズがあるということであれば、何か有効な広報手段がないか、そこは検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小島智恵） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 質疑がないようですので、5款労働費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りします。

本日の委員会は、6款農林業費の説明が終了するまで行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小島智恵) 異議ないようでありますので、本日の委員会は6款農林業費の説明が終了するまで行います。

6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長(萬谷 司) 6款農林業費についてご説明申し上げます。

164ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、予算現額12億5,489万6,000円に対しまして、支出済額10億9,624万1,323円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、道営農地整備事業の負担金など1億2,703万円を翌年度に繰り越いたしております。

1目農業委員会費、本目につきましては、農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償並びに事務局運営経費が主なものであります。

2目農業振興費、本目につきましては、農業振興に関わる各種補助金、事務経費が主なものであります。

166ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節10は認定農業者が借入れをいたしました農業経営基盤強化資金246件に対しまして利子補給をしたもの、細節15は町と農協で構成いたします幕別町農業振興公社に対する運営費補助金、細節16は堆肥の切り返しや堆肥及び緑肥、種子の購入をした291個に対し補助したものの、細節23は化学肥料や化学合成農薬の低減、有機農業など環境に配慮した農業生産活動に取り組む5団体に対し補助したものの。

168ページになります。

細節24は農業の多面的機能の確保を図るため、集落みずからが農村環境の改善や生産性の向上などに取り組む事業に対する交付金で、忠類地区に係るもの、細節26は次世代を担う農業者を目指し経営を開始した新規就農者に対し、経営が不安定な就農初期段階に経営確立を支援する資金を交付する国の事業で、3組6人に対し交付したものであります。

細節28から細節31は国のTPP等関連政策大綱に基づく強い農業を構築するための各種補助事業であり、細節28は国際競争力の強化を図るため、産地の高収益化に向けた取組を支援する事業で、1団体に対し補助したものの、細節29及び細節30は農業経営体が農業機械や施設について融資を活用して導入する場合、融資残に対する自己負担分に対して補助する事業であり、6経営体に補助したものの。細節31は畑作山地の生産性の向上や労働力不足の解消を図るため、馬鈴しょ等の作業の省力化を推進するもので、2団体に対し補助したものであります。

21節貸付金は町の単独事業で、農業施設整備や農業機械の導入、家畜の導入などに対して9件の貸し付けを行ったものであります。

3目農業試験圃場費、本目は試験圃場の管理運営に要した経費であり、平成29年度におきましては収量、品質、品種比較試験など22課題の試験を実施したところであります。

170ページになります。

4目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及びふるさと味覚工房に関わる管理運営経費であります。

7節賃金は味覚工房指導員2名分の賃金、11節需用費、細節40は気象観測機器、アメダスの修繕及び味覚工房の施設の修繕が主なものであります。

なお、味覚工房の平成29年度の利用状況は、利用者数が延べ757人で前年度比90人の減、利用率は63.7%、1日平均利用者数は4.2人であります。

5目畜産業費、本目につきましては、畜産振興に関わる経費であります。

13節委託料、細節5は酪農経営の安定化を図るため、草地の施設など粗飼料生産基盤の整備を公社営事業で実施したもので、忠類地域に係るものであります。

172ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 13 から細節 15 は各種畜産関係団体への補助金、細節 19 は平成 28 年の台風により流出した河川敷地内の草地の復旧費用の一部を町単独で補助するもの、細節 21 は雌雄判別精液購入に対する補助を 60 戸に、産後温風式保育乾燥機の購入に対する補助を 6 戸に行ったもの、細節 22 は町内の専門農協が実施した農業振興施設の機能向上、並びに環境改善のための施設整備に対する北海道からの間接補助金であります。

6 目町営牧場費、本目は幕別地域 1 か所、忠類地域 2 か所の町営牧場の管理運営に要した経費であります。

174 ページになります。

7 節賃金は町営牧場の嘱託職員 5 名と臨時牧夫 6 名分の費用、11 節需用費、細節 5 は牧場内草地の肥料代、13 節委託料、細節 6 は肥料散布に係る委託料が主なものであります。

なお、平成 29 年度の預託実績は、乳用牛 943 頭、肉用牛 58 頭、馬 24 頭の計 1,025 頭で、前年比 85 頭の増となりました。地域別の内訳といたしましては、幕別地域が 406 頭で前年度比 22 頭の増、忠類地域が 619 頭で 63 頭の増となっております。

7 目農地費、本目は土地改良施設の管理や国営事業の償還に要した経費であります。

176 ページになります。

11 節需用費、細節 21 は上統内排水機場、幕別ダムの電気料、細節 40 は上統内排水機場や幕別ダムの計測機器類の修繕及び畑かん用水路の修繕が主なもの、13 節委託料は、細節 7 の幕別ダムの操作点検に関わる委託料が主なものであります。

14 節使用料及び賃借料、細節 5 は明渠排水路の管理のための重機の借上料であり、平成 29 年度におきましては明渠排水路の床ざらいで延長 1,270 メートルを実施したところであります。

15 節工事請負費、細節 1 は 7 地区 14 か所の明渠補修に要した経費、細節 2 は上統内排水機場の主原動機 3 機の過給機の分解整備に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は国営かんがい排水事業幕別地区の償還金、細節 4 は国営札内川地区かんがい排水事業の施設の維持管理を行う協議会に対する負担金。

178 ページになります。

細節 6 は平成 28 年の台風被害において、暗渠など緊急的に排水整備に対する町単独の補助で、農家負担を通常の 2 分の 1 から 4 分の 1 に軽減するものであり、平成 29 年度は延べ 76 戸に対する補助。

細節 8 は町内の 14 組織による地区内の明渠など、農業用施設の維持管理に係る活動に対する交付金。

28 節繰出金は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

8 目土地改良事業費、本目につきましては、道営土地改良事業等の負担金及び事務的経費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 5 から細節 10 までは、道営農地整備事業の負担金、細節 11 は平成 30 年度着工した軍豊第 2 地区の計画樹立調査実施に係る負担金であります。

2 項林業費、予算現額 1 億 4,082 万 5,000 円に対しまして、支出済額 1 億 3,556 万 1,900 円であります。

180 ページになります。

1 目林業総務費、本目は林業振興に関わる経費であります。

7 節賃金は有害鳥獣の住民からの駆除依頼やくくりわなのとめ刺しに係る 4 名の作業員賃金、8 節報償費は有害鳥獣駆除を行ったハンター等に対する謝礼、19 節負担金補助及び交付金、細節 9 から細節 11 までは、民有林振興に係る補助金であり、細節 9 は森林組合に対する補助金、細節 10 は 63 ヘクタールの除間伐に対する補助金、細節 11 は 103 ヘクタールの再造林に対する補助金であります。

細節 12 は有害鳥獣駆除に対する国からの補助金であり、平成 29 年度における有害鳥獣の捕獲数は、鹿 652 頭、キツネ 222 頭、鳥類 1,026 羽となっております。

細節 13 は町内の事業者が実施した木質バイオマス利用促進施設等の整備に対する、北海道からの間接補助金であります。

2 目町有林管理経営費、本目は町有林の管理に要した経費であります。

182 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 は下草刈り 73 ヘクタール、除間伐 44 ヘクタールなどを行ったもの、細節 2 は皆伐 8 ヘクタールを行ったもの、細節 3 は植栽前の準備地ごしらえ 24 ヘクタール、台風等による被害木の除去作業を行う特殊地ごしらえ 3 ヘクタール、植栽 16 ヘクタールを行ったものであります。

3 目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。

13 節委託料、細節 1 はアカエゾマツ、トドマツの苗木生産業務に関わる幕別町森林組合への委託料で

あります。

なお、平成 29 年度におきましては、アカエゾマツ 6,100 本、トドマツ 11 万 1,552 本、計 11 万 7,652 本の苗木を出荷し、約 2,009 万円の売り払い収入を得ております。

以上で、6 款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりました。

本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前 10 時から開会いたします。

17：07 散会

# 平成29年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成30年9月19日 開会 10時00分 閉会 17時12分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出 席 者

① 委員 (17名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
若山和幸	小川純文	岡本眞利子	東口隆弘	野原恵子
中橋友子	藤谷謹至	田口廣之	谷口和弥	千葉幹雄
寺林俊幸	藤原 孟			

② 委員長 小島智恵

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	菅野勇次	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	乾 邦廣	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	合田利信	経 済 部 長	萬谷 司
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	原田雅則
忠類総合支所長	伊藤博明	札 内 支 所 長	坂井康悦
教 育 部 長	岡田直之	政 策 推 進 課 長	谷口英将
総 務 課 長	新居友敬	地 域 振 興 課 長	川瀬吉治
糠内出張所長	天羽 徹	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	佐藤勝博	防 災 環 境 課 長	寺田 治
防災環境課参事(消防担当)	佐藤 繁	こ ども 課 長	高橋宏邦
農 林 課 長	香田裕一	農 林 課 参 事	松井公博
農業振興担当参事	渡部賢一	商 工 観 光 課 長	亀田貴仁
土 木 課 長	小野晴正	都 市 計 画 課 長	吉本哲哉
都 市 計 画 課 参 事	河村伸二	水 道 課 長	山本 充
保 健 福 祉 課 長	半田 健	経 済 建 設 課 長	川瀬康彦
学 校 教 育 課 長	山端広和	生 涯 学 習 課 長	石野郁也
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	宮田 哲	図 書 館 長	武田健吾
農業委員会事務局長	廣瀬紀幸	監 査 委 員 事 務 局 長	妹尾 真

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

4 審査事件 平成29年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 小島智恵

# 議 事 の 経 過

(平成30年9月19日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○委員長（小島智恵） それでは、きのうに引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

ここで報告をいたします。

最初に、理事者から平成29年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の正誤表が提出されました。お手元に配付いたしました。

ここで理事者より発言が求められておりますので、これを許します。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 平成29年度幕別町一般会計・特別会計決算資料に係る一部訂正についてご報告申し上げます。

はじめに、このたび当決算資料の一部に誤りがありましたこと、深くおわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

それでは、本日お配りいたしました別紙の正誤表に基づきまして、ご説明申し上げたいと思います。

この表の左側が現行の内容でありまして、右側の網かけ部分が正しい内容ということになります。

具体的に申し上げます。

第1点目は、57ページに関わることでありますが、予約型乗り合いタクシーの運行実績ということで、駒島線に係るものであります。これにつきまして、年度に誤りがありました。平成28年4月から平成29年3月と表記しておりましたけれども、平成29年4月から平成30年3月までということが正しい内容となります。

2点目になります。90ページになりますが、発達支援センターに関わることであります。

1点目は発達相談の実績についてであります。幼児に関わる平成29年度の実績につきましては231件とありますけれども、409件が正しい内容となります。

2点目になりますが、巡回相談及び所属訪問事業につきましては、平成29年度の実績といたしまして、小中学校につきまして81回というのが、25回が正しいものであります。

続きまして、発達支援講演会についてであります。第1回講演会は支援者向けと表示しておりましたけれども、保護者向けが正しいこととなります。その下の第2回につきましては、保護者向けと表記しておりますが、支援者向けが正しい内容となります。

次のページをお開きいただきたいと思っております。

第3点目ということになりますが、144ページ、就学援助の状況についての実績であります。

小学校の新入学用品費につきまして、人数が38人と表記しておりますが、32人が正しい内容及び1人当たりの平均の金額につきましては3万4,189円と表記しておりますが、4万600円が正しい内容ということになります。

以上で説明を終わらせていただきますけれども、今後このようなことがないように努めてまいりたいと、そのように思っております。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 次に、昨日の委員会で藤谷委員から、ふるさと納税の平成27年度以降の寄附金活用事業ごとの寄附金額、基金の使い道等についてと、中橋委員会から各保育所における年齢ごとの定員数と実園児数、保育士数等についての資料請求がありました。

資料が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

ここで発言が求められておりますので、これを許します。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 昨日、藤谷委員から、ふるさと寄附に係る資料請求がございましたので、その内容についてご説明させていただきます。

資料の上段につきましては、幕別町ふるさと寄附条例の九つの事業に区分して分類しております。平成27年から29年度までのふるさと寄附金の総額と件数でございます。

総額といたしましては、7億7,900万1,087円が総額となります。その7億7,900万1,087円に対しまして、下段ふるさと寄附充当事業でございますが、この寄附金を受けました事業に対しまして、頑張

る農業を応援する事業、未来を担う子供たちを守り育てる事業に充当しております。それら充当額でございますが、それぞれの年度において小計欄で示している額がその充当額となります。

その7億7,900万1,087円から合計額でございますが、充当額の合計が、A欄が6億3,250万87円ということで、年度末の旧残高になっておりますが、先ほどの7億7,900万1,087円から28年度の充当事業の合計額824万8,000円と29年度の1億3,825万3,000円を差し引いた額がA欄の6億3,250万87円という、29年度末の寄附残高となるものでございます。

その残高でございますが、その下にふるさと寄附諸経費充当分ということで、平成29年度についてふるさと寄附の記念品等というふうに記載しております。

これにつきましては、ふるさと寄附を受けるに当たり、記念品等を返礼する際の財源として2億7,960万5,000円をこの寄附金の額から充当したということになります。

総合計でございますけれども、一番下でございます。総合計につきましては、寄附金の残高について3億5,289万5,087円となっておりますが、この数字につきましてはAの6億3,250万87円から、今ご説明しましたふるさと寄附の記念品等に財源を充当した2億7,960万5,000円を差し引いた額3億5,289万5,087円、これが寄附金をいただいた額から、今まで充当並びにふるさと寄附の諸経費充当分を差し引いた純粋なる残高ということになります。

ただし参考に書いてありますが、ふるさと寄附を受けるに当たって諸経費等がかかっております。参考のふるさと寄附諸経費ということで、平成28年から29年度計ということで、B欄にあります4億6,156万5,380円、これがこれまでふるさと寄附7億7,900万1,087円を寄附を受けた際にかかった総経費ということになります。その金額を差し引いた額、AからBを差し引いた額が、平成29年度末の差し引き寄附残高と、この名目上の寄附残高といたしましては、1億7,093万4,707円ということで、これが最終的には諸経費から全て差し引いた純粋なる残高ということになるということでございます。

これら表を提出いたしますので、ご参照いただきたいと思います。

説明を終わります。

○委員長（小島智恵） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 昨日、中橋委員から認可保育所の児童数、保育士数等について資料を求められておりましたので、その内容についてお手元の資料に基づきましてご説明申し上げます。

最初に表の構成であります。上段の一番左側の区分の欄は、町内の5か所の保育所名及び括弧書きとして定員数を記載しており、上から中央、北、さかえの町立保育所、4段目が札内青葉保育園、5段目が札内南保育園となっております。

次に、上段の真ん中の列にあります児童数の欄には、保育所ごとの児童数の状況となっております。ゼロ歳から5歳までの年齢区分に応じて、受け入れ可能人数、入所児童数とそのうちの支援が必要な児童数を記載しております。

なお、受け入れ可能人数については、欄外の下段に米印で記載がありますとおり、平成29年度末において、各保育所が施設の面積、保育所の人数、ロッカー等の備品の設備に基づき、児童の年齢ごとに設定している人数であります。

次に、上段の右側の列にあります保育士数の欄のうち、左側が必要保育士数となっております。欄外の右下に参考として、保育士配置基準を示しております。ゼロ歳児の場合は、児童数3人につき保育士1人以上、以下1歳児及び2歳児はそれぞれ6人につき1人以上、3歳児は20人につき1人以上、4歳児及び5歳児はそれぞれ30人につき1人以上となっております。合同保育の場合は年齢別に入所児童の数を配置基準の児童数で除して、それぞれの数値の小数点第2位以下を切り捨てた数値を合計した後に、小数点第1位を切り上げて配置人数を記載、算定しております。

上段の表の保育士数の列にお戻りをいただきまして、配置については実際の保育士の配置人数であり、①は正職員数、②は臨時保育士数、③は支援が必要な児童に対する保育を行うため、基準を超えて保育士を配置する、いわゆる加配の保育士数であり、一番右側はその保育士数の合計となっております。

それでは児童数及び保育士数については、中央保育所を一例としてご説明いたします。

中央保育所は、ゼロ歳児の受け入れ可能人数5人に対し、児童数が5人。1歳児の受け入れ可能人数9人に対し児童数7人、支援が必要な児童はおりません。

次に、必要保育士数については、ゼロ歳、1歳が合同保育を行っており、ゼロ歳児の児童数5人を配置基準3人で除した数値1.6と、1歳児の児童数7人を配置基準6人で除した数値1.1を合計した2.7の小数点を切り上げて3人となり、実際の保育士の配置人数は正職員が1人、臨時保育士が2人の計3

人であります。

次に、2歳児は、受け入れ可能人数15人に対し児童数は10人であり、支援が必要な児童はおりません。必要保育士数は配置基準6人を超えて2人となり、実際の保育士の配置人数は正職員が1人、臨時保育士が1人の計2人であります。

次に、3歳児は、受け入れ可能人数19人に対し児童数は12人。このうち支援が必要な児童は5人あります。必要保育士数は配置基準20人につき1人となりますが、実際の保育士の配置人数は正職員が1人、さらに加配保育士が1人の計2人であります。

次に、4歳児は、受け入れ可能人数20人に対し児童数は14人。このうち支援が必要な児童は5人あります。必要保育士数は配置基準30人につき1人となりますが、実際の保育士の配置人数は正職員が1人、さらに加配保育士が1人の計2人であります。

次に、5歳児は、受け入れ可能人数22人に対し児童数は13人。このうち支援が必要な児童は4人あります。必要保育士数は配置基準30人につき1人となりますが、実際の保育士の配置人数は正職員が1人、さらに加配保育士が1人の計2人であります。

以下、北保育所、さかえ保育所、札内青葉保育園、札内南保育園についても、児童数に応じて適正に保育士を配しておりますが、補足として1点説明を加えさせていただきます。

さかえ保育所の2歳児の欄をごらんいただきたいのですが、入所児童数22人のうち支援が必要な児童数が1人、必要保育士数は4人となりますが、実際の保育士の配置人数は正職員1人、臨時保育士3人の計4人であり、加配は行っておりません。これは支援の必要な児童の状態が、発達の遅れという軽度の症状、いわゆるグレーゾーンでありますことから、基準の保育指数で保育を行っているものであり、札内青葉保育園、札内南保育園の2歳児についても同様に加配は行っておりませんが、気になる子に対しても、早期発見、早期支援に取り組めるよう、保育所内で十分に連携を図って保育を行っております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

○委員長（小島智恵） これで報告を終わります。

ここで、きのう留保しておりました3款民生費の中橋委員の質問をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 資料の提出をいただきまして、改めて詳細を確認することができました。その上でお尋ねをいたします。

まず、定数と、それから受け入れ可能人数に対する考え方でありまして、受け入れ人数はきのうご説明いただきましたように、床面積あるいは保育士の配置も含めて、受け入れが可能な体制が整っているということで入所を受け入れているというふうに説明がありました。そういう状況でありますから、保育所の保育自体に支障は来しているとは思わないのですけれども、しかし定数というのが定められている以上は、本来的には定数に沿った児童の入所が望まれるのではないかとというふうに思います。

特にこの平成29年度は、青葉保育所が初めて民間の保育所に移行した経過があります。そのときに随分委員会等の議論も経て行ってきたのでありますが、民間になっても質の高い保育を保障する。経営というのが民間になると生じてきますので、いわゆる収入を上げるために保育をするということにならないような質の高い、バランスのある保育をしたいということでありました。

それでこの人数がオーバーしていることに、定数を超えていることに関して、それが措置費との関係でどのような結果が出てくるのかなというふうに思って、決算書を見ておりました。

139ページの決算書の委託料の中で、札内青葉保育所に対する運営委託料は1億3,667万6,712円、南保育所については1億3,824万3,960円ということで記載されております。この金額が法律が変わりまして、常設保育所から、科目では施設型・地域型保育施設費というふうに変ったわけですが、いわゆるこの項目における支出済額、全体では4億2,864万9,298円ということでありますが、この2か所の保育所で全体の64.1%を占めるという状況にもなっております。

それぞれの保育所の直営であった場合に、中央保育所、北保育所、さかえ保育所が、こういった総支出になっているのかわかればお示しいただきたいことと、それから定数が定員を超えて入所した子供さんに対する、国なりそれなりの、今は措置費とは言わないのですね、運営費に係る委託料が加算されてくると思うのですが、その増えた分に対する加算というのは幾らぐらいになっているのか、まずはお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 委託料の算定の中で、定数を超えて受け入れた分については特別に算定はございません。

算定の内訳といたしましては、通常保育分の中に入ってくると思うのですが、その内訳といたしましては、青葉保育園につきましては通常保育分で1億4,830万4,830円、それから特別保育といたしまして延長保育分として36万8,640円、それから障害児保育分としまして2,411万8,080円、それから主食の提供といたしまして48万4,702円、それから病後児保育として687万460円ということで、29年度委託料として支出しております。

それから、青葉保育園、28年度まで指定管理を行ってございましたが、その28年度の指定管理料として支出している総額につきましては1億2,619万5,000円ということで、28年と29年比較しますと約1,000万ほど増ということになっております。

町立保育所として29年度運営した場合の費用というのは、算定しておりません。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 2015年に、子ども・子育て支援法という3法が変わりまして、そしてそれぞれ保育所の性格によって、国あるいは北海道あるいは市町村が補助する割合も含めて変わりましたよね。小規模の場合と、ここは小規模ではありませんので、それぞれ3分の1ずつ負担するものと、それから国が2分の1、北海道が4分の1、幕別町が4分の1という形で変わってきていると思います。

そのときに基準額を積算するときの基本として、入所されている各クラスごとの子供さんの数というのは勘案されていないのかどうか。今のお答えでしたら、勘案はされていないということになりますよね。結局はそういうふうになると、20人とか、あるいはこうやって支援が必要な子供さんが入所されて来たときに、当然加配をされて、青葉なり南もそうですが、民間の保育所も経費を上乗せして保育士を雇って、そして運営されるということになりますと、経営そのものが圧迫していくことになるのではないのでしょうか。

そういったことで、健全な運営をしていく上では、今のようなご説明のお金の出し方、委託のあり方であれば問題が生じると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） こちらの算定に当たりましては、国で定める公定価格に児童数を掛けて算定しているものでございまして、その公定価格につきましては定員数で変動いたします。定員が少ないほうが単価的には高く設定されております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今のご説明ですと、基準のところには児童数を掛けるとおっしゃいましたね。その児童数というのは定員なのですか。それとも実質人数なのですか。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 実質の人数でございます。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうですよね。最初のご説明では、子供が増えても委託料には変わりはないのだというように受け取れたものですから、ですからそれは矛盾するというふうに思いました。当然、その児童数に見合った体制をとらなければならないので、委託料はそれに沿って変更が生じるというのは、当たり前なことではないかというふうに思います。

それで、民間になって保育の質を落とさない、逆に平成28年の青葉保育所を完全に民営化するときに、随分議会の中でも議論を行いました。というのは、12月になってからの詳しい説明であり、十分保護者に対する説明の期間もないというようなこともあって議論をしてきた中で、やっぱり経営そのものがきちんと成り立つようにならないとあわせて、やっぱり保育の質を公立と遜色のない、そのときには説明では、民間の保育のほうが行き渡っているやに説明もありましたけれども、ただそのときに、保育の質が変わらなくて、民間にするということなのだけれども、質も変わらないのであれば、何もわざわざ民間にする必要はないのではないかというような議論をしましたときに、経費の面での試算、書類で出さずしていただきまして、そのときの運営経費というのが、北保育所と青葉保育所が大体同じような経営規模であるということから、北保育所の総支出額というのを算出して提示いただいたのです。そのときの総支出額というのが8,807万1,854円だったのです。今回この出されているお金は1億3,667万ですから、単純にここから計算しても4,000万円以上違いが出てきています。

こういう開きというのがどこに根拠があるのかつかみたくて、それで予定していた子供さんの数ももっと多く入所してもらったら増えていくのか、それともほかに何か理由があったのかということと調べていたのですけれども、なかなか見えませんでした。その辺はどのように押さえていらっしゃいますか。

- 委員長（小島智恵） こども課長。
- こども課長（高橋宏邦） 北保育所との比較との違いなのですが、北保育所においては病後児保育ですか障害児保育というのも実施してございませんので、その辺でも差が出てくるというふうに考えております。
- 委員長（小島智恵） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） そのときの資料には、支弁相当額というのも出していただいていたのです。この支弁相当額というのは、障害児保育相当額を含むということになっておりました。そういうものも含めて、あくまでも平成 28 年のときに 27 年の数字を出していただきましたから、北保育所についてはこれ実数だと思うのです。ただ、今もう 29 年度の決算でありますから、それはあくまでも参考として見るべき数字であって、ここから違いが出てくるというのは当然だと思うのです。しかしあまりにも開きが多いということが見えてきましたので、今、課長がお答えされているようなことも含めて、当然、平成 28 年の 12 月ですから、算出していただける資料の中には、議員として判断するときには、既存の保育所の数字と、それから新たに民間になっていった場合に係る費用というのを比較しながら判断をしていく、民設でよし、あるいはこのまま公設でいくべきだという判断をしたわけです。そのときの数字が、基本的にはそういった障害者も含まれた想定額であったというふうに示されているのですけれども、今のお答えとはちょっと違うかなと思います、どうでしょうか。
- 委員長（小島智恵） 暫時休憩いたします。

10:30 休憩

10:33 再開

- 委員長（小島智恵） 休憩を解きます。  
住民福祉部長。
- 住民福祉部長（合田利信） 今、当時の説明資料がちょっと手元にないのですが、当時、北保育所定員 90 人で、青葉も当時指定管理だったのですけれども、定員 90 人という中で比較材料として持ち出したとは思いますが、当時と現況との違い、青葉との違いといたしましては病後児保育を行っている、あと障害児保育、さらに定員 90 人に対して今現実的には 110 人前後を青葉が受け入れておりますので、そういった受け入れ児童数の増加によって、今、当時の比較でいいますと 4,000 万円増ということなのかと思っております。  
障害児保育と病後児を行うだけで、今こちらの手元にあるちょっと資料なのですが、3,000 万円ほどやはり数字が出ていくと、多くなるということですので、あとそれと受け入れ児童数が定員に対して 20 人ほど増えているという部分が、この 1 億 3,000 万円、4,000 万円近い数字になっているのではないかと考えております。
- 委員長（小島智恵） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） あくまでも参考資料として申し上げましたので、こういった違いなどについても、民間になった以上は、民間の経営がどうなっているのかということとあわせて、適切な保育という点での責任は幕別町にありますので、その姿勢を持って臨んでいただきたいというふうに思うのですけれどもね。  
これ、ずっと今部長お答えいただきましたけれども、私は運営委託料ですか、それぞれ指定管理のときには指定管理の委託とかというふうにして、ちょうど南保育所が民間でスタートしたのが平成 25 年でしたよね。25 年から平成 29 年までの 5 年間、それと青葉保育所については、平成 29 年から民間ですけれども、それまでは指定管理ということで、それぞれかかってきた経費というのを、決算書をひもといてずっと見ていきますと、やはり児童は基本的に減少してきていますから、そんなに多くならないのですけれども、しかし大体例えば、今、青葉保育所でいけば、平成 25 年当初から見ると、やはり 5,000 万円以上やっぱり増えてきているのです。南保育所も、平成 25 年約 4,000 万円というのは、3,913 万円なのですけれども、これは保育がきつと 12 カ月通してではなかったのかなというふうに思うのですけれども、26 年でも 9,355 万円が、現状では 1 億 3,824 万円になっているのです。  
ですから、おっしゃられたような、南はでも病後児保育はやっていないですよ。ですけれども、こういった子供さんが定数を超えて、定数を超えてというのですけれども、そういうふうに入ることによって、委託料がふえていっているということになります。適切な保育がされているというふうに思うのですけれども、しかし経費がどんどんかさんでいっているという側面は否めないと思います。経

営を柱にすると、当然たくさんの子供さんを預かると、可能な限り預かるということになりますから、やっぱり保育がきちんとされているかどうかということのその視点で、町が関わるのが大事だと思います。

それで、幕別町の関わり方なのですけれども、こういった民間保育所に対して、どんな保育がどういうふうに行われているか、保育士の配置ですとかというのは、こういう数字でわかると思うのですけれども、定期的な懇談などは行われているのでしょうか。

あわせて、保育計画というのを5年に1度作成しなければならなくなっています、新しい法律のもとで。それは公立だけではなくて、民間も入れてですよ。そういうところでどう反映させていくよう臨んでおられるのか、伺います。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 事業所との懇談につきましては、事業者、それから町、それから保護者を交えた三者会議等を開いて、意見の交換等を行っております。

それから保育計画につきましても、本年度、保育指針の見直しということで、各保育所とも保育計画の見直しのごし図られると思いますが、それに対しまして、先日も町のほうで保育士研修会を開催いたしまして、それに各民営からも参加していただいて、本年度の保育計画の見直しについて研修を行いまして、そういうことを通じて民間とも保育指針、それから保育計画の見直しについても関わっております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） その際、保護者からの意見なども聞かれる中で、保育に対してのもちろん評価もありますでしょうし、改善に対する提案などもなされると思うのですが、それは定期的にやっておられるのかどうか。

例えば、今の資料で一つ申し上げるのですけれども、例えば同じ青葉保育所と南保育所、民間ですけれども、支援を必要とする子供さんというのは、青葉で11人、そして南では22人ということです。年齢は高いほうが多いということでもありますけれども、そういう状況でありながら、配置されている保育士の数を見ますと、青葉保育所と南保育所を見ますと、加配の割合などは、支援を必要とする子供さんが多いにもかかわらず、加配の先生は南のほうが少ないという状況もあるのです。

ですから、先ほど部長答えられたように、割合があつて案分して出しておられるということでもありますから、そういうことが根底にあるのだらうとは思いますが、こういったところから酌み取れば、もっと必要な人の配置だとかというのも、意見を出していく必要もあるのではないかとこのように思います。

特に2歳児のところは、23人で5人の先生がいるということでもありますけれども、加配は5人の支援者がいて、南の場合は一切ありません。グレーゾーンということでもありますけれども、5人の方のグレーゾーンの子供さんを加配なしでやるというのは、本当に大変なことだと思うのです。こういうことなども含めまして、民設も公設もそして幕別町も、町が設置責任者だということできちんと責任ある対応と、それを都度、保育内容に反映させていく、それが5年に1度の計画に結んでいくということが大事だと思います。いかがですか。

○委員長（小島智恵） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 支援が必要な子に対する加配、先生の配置ということで、前段でも私申し上げましたが、2歳という中でいくと、まだまだ状態が明確でないという部分でグレーな部分、ただその中でも保育所の中では連携をとりながら、必要な子が必要な支援に取り組んでいけるよう、全体で取り組んでいるという状況でありますので、これについては今後も何も変わらないといえますか、そういった必要なことが措置されるように、我々町といたしましても民間の保育所と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員

○委員（中橋友子） ぜひ連携してやってください。

それと、この受け入れ可能人数と定数というところですが、民間保育所については定数を上回って受け入れていると。しかし公設は違うというふうになれば、経営の面があるというふうにも推察するのですけれども、ただ、保育の設置のあり方、新しい法律になっても、その法の規定の中では、定数、総数、幕別町の子供に対して、保育所の定数、総定数というのは決めていくのですけれども、しかしそれは1か所に集中するというのではなくて、それぞれのコミュニケーションがとれる中学校ごとであるとか、小学校ごとであるとか、そういうことが望ましいということがきちんと新しい子ども支援法の中で

も制定されているのです。

ですから、子供さんの偏りがないように、できればこういったところのいろんなところから子供さん通っておられると思うので、公設も含めて、そんなに定員をオーバーして行って、ぎすぎすなっていくような状況はつくりたくないということも大事ではないかと思えます。

教育、保育の提供区域という言い方をされているのですけれども、そこに区域ごとに必要な定員を定めるということが、子ども支援法の第 61 条の中に載っております。ですから、やっぱりそういう法に基づいて子供さんの入所人数も偏ることなく、均等にやるよう指導すべきではないかと思えます。どうでしょうか。

○委員長（小島智恵） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 保育園に関しまして区域というのがございまして、一つは保護者の希望の中で、第 1 希望、第 2 希望、そういった中で、現状としては民設の保育所に希望が高いといえますか、集中している状況であります。ただ、その中でも、各施設が受け入れ状態、もう施設の容量を超えて受けるということにはなりませんので、受け入れる分については受けていただいていると。ただ、この児童数の状況においても、今私どもの推計値であります。去年、ことし、来年が一つのピークかなと。というのは、我々も定住対策、人口減少対策、少子化対策も行っておりますが、やはり今ピークを過ぎて、少しずつ減少していくのではないかということは見込んでいます。

それとあと、平成 32 年度から、子ども・子育て支援計画第 2 期が始ります。それに向けて今年度、子供のニーズ調査、こういったものを取りますので、こういった中で、今後の保育のあり方、札内地域がどういった状況にあるのかというのを踏まえながら、計画の中で保育料を見込んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。ぜひ新しい計画の中できちんと反映していただきたいと思えます。

最後に確認だけ一つさせてください。

先ほど児童福祉のほうの数字の違いというのがあったのですけれども、私も今回この保育所関係の人数がどう推移しているのかということで、過去の資料なども見ましたら、例えば今回の保育所運営に関わる入所児童数、今回、平成 27 年、28 年、29 年と示されているのですけれども、昨年出された数字とは、やはり違っているところが大きいのです。それはもう常設だけではありません。へき地保育所何かは、例えばことしの資料で古舞ですか、平成 27 年度 10 人と書いてありますけれども、昨年の資料では半分の 5 人だとか、これ随分数字が違うなというふうに思いました。お尋ねする自分の疑問として、ここが違って大きく変わるということではありませんけれども、こういう違いというのは何か根拠があるのだと思うのです。どういう根拠でこういうふうに違ってきているのか、教えてください。

○委員長（小島智恵） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） その点については、ちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、決算資料というのは、全般にわたって年度末実績ということで示させていただいております。

ただ、保育に関する部分は年度当初と、当初の人数で示させていただいた関係で、今年度、全て年度末の実績ということで表記させていただいたということで、数値が誤っているわけではなくて、今回のこの 29 年度決算資料から、年度当初ではなく年度末の児童数を表記させていただいたということでございますので、ご了承いただきたいと考えております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） では、これからはそれで統一されるということですが、これまでの資料は年度当初だったのですか。それでこういう違いが出てきているという。それも何か一言説明があってもよかったですね。いろんなことを積み上げてお尋ねしたいことが生まれてきますので、もし基準が変わったなら、変わったということを先にお示しいただければと思います。

以上です。

○委員長（小島智恵） 3 款民生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

ここでお願いを申し上げます。

委員の質問並びに説明員の答弁は、簡潔にお願いいたします。

答弁は質問の要旨に的確に答えるようお願いいたします。

次に、昨日説明が終わりました、6 款農林業費の質疑をお受けいたします。

東口委員。

○委員（東口隆弘） 6款農林業費、2項農業振興費、ページ数は166ページ、20番の有害鳥獣被害対策事業補助金46万2,000円、それから180ページ、181ページですけれども、1目林業総務費の中で有害鳥獣駆除出動謝礼442万6,400円、それからちょっと違うかもしれませんが、役務費の中の15番、有害鳥獣残渣処理手数料30万1,794円というふうに載っております。

それで資料の116ページ、鳥獣被害防止対策というところで、表の中で27、28、29年度の決算の資料が載っております。その中で、報償費、29年、合計で442万6,400円、それから補助金543万9,600円と表記をしておりますが、多分これには道からの補助金だとか、いろいろな補助金が絡んでいるのであろうというふうに推測をするわけですが、まず報償費と補助金のそれぞれの内訳、どこから出てきて、こういう数字になるのかということをお示しをいただきたい。

それからもう一つ、今現在登録をされているハンターの方の60歳以上の人数、それから60歳以下の人数をお知らせをいただきたい。

もう一つは、29年の有害駆除の中で、アライグマの頭数が載っておりません。29年度はアライグマの農作物に対する被害はなかったのかどうか、また発見をするというようなことはなかったのかどうかをお伺いをします。

○委員長（小島智恵） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） はじめに、鳥獣被害の報償費補助金の内訳でございますけれども、鳥獣被害の報償費につきましては、町の単独補助といたしまして、1回の出動に対しまして謝礼を交付しております。そのうち鹿につきましては謝礼を5,000円交付しております、頭数といたしましては652頭、金額といたしましては326万円。キツネにつきましては謝礼が3,000円、頭数で222頭の66万6,000円。それとカラスにつきましては謝礼が500円、488羽で24万4,000円。ドバトにつきましては538羽で16万1,400円となっております。

補助金につきましては、それぞれ鹿につきましては謝礼が8,000円。補助金の財源といたしましては、国の国庫補助金で道を経由して補助金として入っているもので504万円、キツネが20万円、鳥類が19万9,600円となっております。

それとハンターの60歳以上の猟友会の人数が、60歳以上が34名となっております。60歳以下につきましては24名となっております。

それとアライグマの被害についてですけれども、アライグマの被害につきましては1件ございます。1件ございましたけれども、額といたしましては少ないものとなっております。それとアライグマの平成29年度の捕獲ですけれども、わなを仕掛けておりましたけれども、捕獲頭数としてはゼロ頭となっております。平成30年度につきましては、3頭の捕獲が確認されております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 町単独の報償費の額と、この有害鳥獣被害対策事業補助金の額が違うというのは、まずなぜなのか。これは町単独の補助金だというふうに説明をいただいたわけですけれども、額が違う。

それから、まとめて再質問をしますけれども、60歳以上の猟友会の会員の方が34人でよろしいですか。60歳以下が24人ということで、ここにも高齢化ということで、我々農業者としては鹿の被害が非常に多い、酪農家としてはキツネの被害も非常に多いということで、なかなかくりわなをかけるにしても免許が必要。キツネをつかまえるにしても、とらばさみは使えない。猟友会の方に頼らざるを得ないということで、なかなか難しいとは思いますが、後継者の育成ということもぜひとも考えていただきたい。

それから次に、アライグマの被害ですが、29年は被害的には少ないようですが、30年のお話もしていただきましたけれども、次年度に向けまして、アライグマ対策を十分にとっていただきたいというふうに思います。

前のこの2点について、答弁をいただきたいと思っております。

○委員長（小島智恵） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） はじめに、鳥獣の町の単独の報償費と補助金の金額の違いですけれども、国のほうの補助金のほうで補助の対象となる金額というのが定めておりまして、それに基づきまして例えば鹿でありましたら8,000円となっております。町におきましては、報償費として5,000円を上乗せで交付しているものです。

申しわけありません。もともとはじめに町のほうで5,000円という謝礼金、報償費というのを定めておりまして、その後に国のほうで補助対象となるということで8,000円という金額が定まっております。

す。合計で現在では1万3,000円がハンターに対して支払われている額となっております。

それと、猟友会の後継者対策ですけれども、町といたしまして、ゆとりみらい21推進協議会を通じまして、それぞれ補助金等の準備をしております、次年度以降になりますけれども、ハンターの資格を取得する際に、費用がかかりますものですから、それに対しての何か助成ができないかということに関しても、ちょっと検討しているところであります。その辺に関しましては、今年度、猟友会と協議を重ねながら、支援に対して考えていきたいと思っております。

それとアライグマの捕獲に関しまして、道の補助金等活用して、わなの購入等行っておりますので、引き続き頭数確保に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（小島智恵） よろしかったですか。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵） 関連。寺林委員。

○委員（寺林俊幸） ただいま東口委員からの質問の中で、いろいろと課題等また状況等についてお聞きさせていただきました。

その中で、29年度における鳥獣害の被害の状況と、またさらには今ハンター等の今後の課題についてお話ありましたけれども、29年度の被害状況を含めた中での今後に向けての課題についてお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（小島智恵） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 鳥獣の被害に関しましては、例年、鳥獣被害調査を実施しております、それをもとに推計しておりますのでけれども、鹿の被害につきましては、被害額としては年々減少している傾向となっております。引き続き、ゆとりみらい21推進協議会等で、被害額減少には努めてまいりたいと考えております。

鳥獣被害に対する課題ですけれども、現状はハンターを通じて捕獲、それとわなを仕掛けて捕獲を行っております。今後、検討している材料といたしましては、電気柵の設置に関する防護というのもの、各農協と協議しながら、今現在、次年度以降検討しているところです。

それとあと新たな取組といたしまして、今年度につきましては一斉捕獲の際に、ドローンを活用して効果的な捕獲というものも目指しております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 116ページに載っております、27年から29年までの捕獲頭数の現状等もあわせて見せていただきますと、今答弁いただきました被害状況については、だんだん減少傾向にあるのだということでありましたけれども、その現状をしっかりとやっぱり把握していただきたいと。やはり被害は激減しているというところもあれば、逆に集中して被害が増えているのだというようなところも多々あるわけでありまして、それは地域によって偏っているというところがございます。

それは、今、ゆとりみらい21の協力、また猟友会幕別支部の皆さんにも、ご協力いただきながら駆除に当たっていただいているわけですけれども、その成果についてはすばらしい結果が出ているというふうに思いますけれども、なかなかそれが被害減少、激減までには結びついていないと。

今、今後の対策ということで、電気柵等、また今年度、一斉駆除の際に、ドローン等を活用した駆除を実施されたということでもありますけれども、お聞きしますと、やはり電気柵については、他町村の現状をお聞きしますと、大変有効であるというようなことも伺いますし、被害が多発している地域においては、ぜひ電気柵の設置について検討をいただきたい。これについては道でも鳥獣害被害防止総合対策事業ということで防護柵についても事業を組んでおります。こういうものも活用しながら、また猟友会、また被害者の方々としっかりと連携をとって、どういう方法がいいのかというようなことについても、検討をいただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） そうですね、電気柵の有効性につきましては、私どもも理解しております。各十勝管内の各市町村にも問い合わせをいたしまして、どのような方策がいいのかというのを調査しております。

管内の状況といたしましては、各農協が事業主体となって取り組んでいる状況ですので、本町におきましても、各農協が事業主体となって取り組んでいただけるように、町として働きかけて実施していこうと考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 被害発生地域の現状をしっかりと把握していただいて、それに対しての対策をしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

終わります。

○委員長（小島智恵） 審査の途中ですが、この際 11 時 15 分まで休憩いたします。

11:02 休憩

11:15 再開

○委員長（小島智恵） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、6 款農林業費の質疑をお受けします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 6 款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（萬谷 司） 7 款商工費についてご説明申し上げます。

184 ページをお開きください。

7 款商工費、1 項商工費、予算現額 7 億 8,305 万 5,000 円に対しまして、支出済額 7 億 6,147 万 4,427 円であります。

1 目商工振興費、本目は、商工振興や中小企業融資に係る経費であります。

8 節報償費は、登録事業者の施工により、住宅の新築またはリフォームを行った方に商品券を交付する事業であり、平成 29 年度の工事件数は、新築が前年度と同数の 2 件、リフォームは前年度比 15 件減の 106 件、合計 108 件でありました。また工事費ベースの実績で申し上げますと、新築 3,328 万円、リフォーム約 1 億 318 万円、合計約 1 億 3,646 万円となり、前年度比 5,071 万円の減となっております。

なお、工事にかかわった施工登録事業者数は、新築 2 社、リフォーム 22 社、登録している 60 事業者のうち約 36.7%が受注しております。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 は商工会への補助金、細節 6 及び細節 7 は、中小企業融資に係る保証料及び利子補給の補助金、細節 10 はパークプラザ整備に関わる商工会の借入返済に対する補助、細節 11 はにぎわいのある商店街づくりを推進するため、空き店舗等を利用して事業を行った方に改装費と家賃の一部を補助する事業であり、平成 29 年度は 28 年度に開店した 1 店舗分の家賃に対する補助をしたものであります。

細節 12 は、退職金共済制度に加入する中小企業の事業所に対し、共済掛金の一部を補助するもので、79 事業所に対し補助したもので、細節 13 は商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対し補助したもので、平成 29 年度の発行総額は 6,000 円分の商品券を 8,000 セット、総額 4,800 万円分の発行に支援を行ったものであります。

21 節貸付金は、中小企業融資のための原資を町内各金融機関に預託して貸し付けを行うものであり、平成 29 年度における新規貸し付けは 73 件、3 億 6,764 万円で、29 年度末の融資残高は 312 件、10 億 6,252 万 4,842 円となっております。

2 目消費者行政推進費、本目は消費者行政に係る経費であります。7 節賃金の消費生活相談員賃金が主なものであります。

なお、平成 29 年度の相談件数は、架空請求の増加により前年度比 65 件増の 225 件、このうち 16 件金額にして 228 万 275 円が相談業務により救済されたところであります。

186 ページになります。

3 目観光費、本目は観光物産振興に係る経費であります。

11 節需用費、細節 21 は道の駅忠類の電気料が主なもので、細節 40 はアルコ 236 の客室の畳、トイレ等の修繕料が主なものであります。

13 節委託料、細節 5 はアルコ 236 及び道の駅忠類の指定管理に関わる経費が主なものであり、細節

10 は協定書に規定するリスク分担に基づき、平成 29 年度の修繕料に係る町の分担額の精算を行ったもの、細節 11 はボイラー更新や客室の一部改修など、施設の機能向上を図るための改修工事に関わる実施設計等の委託料であります。

15 節工事請負費、細節 1 はアルコ 236 の施設改修や設備のオーバーホールを行ったものであります。

19 節負担金補助及び交付金、188 ページになりますが、細節 6 は観光物産協会に対する補助金、細節 7 は 1 件の特産品研究開発に対して補助したものの、細節 8 は依田・日新の宿泊施設や観光施設、日本パークゴルフ協会、幕別町パークゴルフ協会及び町で組織するプラス 8 プロジェクト in 幕別実行委員会への補助金、21 節貸付金は株式会社忠類振興公社の運転資金に係る貸付金であります。

4 目スキー場管理費、本目は白銀台スキー場及び明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金、細節 3 は白銀台スキー場の臨時職員 8 名分の賃金、細節 4 は白銀台スキー場 4 名分、明野ヶ丘スキー場 1 名分の嘱託職員の賃金、11 節需用費、細節 21 は夜間照明、スキー場ロッジなどの電気料、細節 40 は白銀台スキー場の圧雪車や宿泊ロッジの修繕が主なもの、13 節委託料、細節 8 の明野ヶ丘スキー場のリフト管理委託料が主なものであります。

190 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 はリフトのワイヤーロープ交換及び非常用制動機の整備に要した経費であります。

なお、平成 29 年度のスキー場の営業期間につきましては、明野ヶ丘スキー場が 1 月 20 日から 3 月 11 日の間の 49 日間、白銀台スキー場は 12 月 30 日から 3 月 15 日間の 73 日間であります。

当初計画していた期間より短かったことにより、各種経費が減少し、本目全体で 133 万 537 円の不用額が生じたところであります。

18 節備品購入費、細節 1 は平成 28 年度に明野ヶ丘スキー場に配備した、圧雪車購入に関わる北海道市町村備荒資金組合の償還金、細節 2 は白銀台スキー場のスノーモービルの更新に要した費用であります。

5 目企業誘致対策費、本目につきましては企業誘致に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は事業所を新增設した場合における 3 年、または 5 年間の固定資産税相当額、並びに投資した額の一定割合を企業に補助するものであり、平成 29 年度は 24 年度から 28 年度までに事業所の新增設を行った 14 件の固定資産税相当額、29 年度に投資を行った 3 件に対して補助したものであります。

細節 5 は、企業が土地を取得して工場を新增設するなど投資を行った場合に、土地取得価格に対し一定割合を補助するものであり、29 年度は 1 件に対し補助したものの、細節 7 は企業開発促進補助金の対象となる事業所で、町外から町内に本社機能の移転を伴う場合に、一定割合を加算し補助するものであり、平成 29 年度は帯広市から本社機能を移転した 1 件に対し補助したものの、細節 8 は借入金支払利息等相当分及び工業団地の土地売買契約に伴う販売価格と帳簿価格の差額分を土地開発公社に補助したものであります。

21 節貸付金は、工業団地内に事業所を新增設する企業が新增設に伴い、用地を取得する場合に金融機関が貸し付ける用地取得資金の原資とするものであります。

なお平成 29 年度の新規貸し付けはゼロ件で、29 年度末における融資残高は 12 件、9,352 万 4,933 円となっております。

以上で、7 款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1 点だけお伺いいたします。

185 ページ、1 目商工振興費、8 節の報償費、細節 3 の住宅新築リフォーム奨励事業の商品券であります。資料の 118 ページに、この事業は町内の住宅関係業者、利用した町民から大変喜ばれている事業でありまして、今後も継続的にやっていただければと思っております。平成 29 年度は、商品券発行額で 412 万円、地域経済の活性化にもつながっているというふうに思っています。

しかし、周知が大変不十分であって、関連業者からお話をいただきました。経営者から従業員まで周知されていなかったりという問題や、あとそのことを住民に知らせていなかったり、そして町民自身もこの事業を知らないという声が聞かれています。やはり経営者だけではなく、従業員の方々にも周知す

るようにお話しただくとか、やはり町民の方にも周知する手だてを講じる必要が、もう一步町として必要なかなというふうに思っております。

この周知方法について、町としてこれまでどのようにしてきたのか、そして今後どのように考えているのかお聞かせ願えますか。

○委員長（小島智恵） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 住宅リフォーム奨励事業の周知の方法であります。

これまで周知につきましては、広報紙を通じて周知をしているものと、あとホームページで周知をしてまいりました。今のお話で、さらなる周知についてということでもありますけれども、特にことは見直しの時期でもありましたことから、事業者に対するアンケート調査を行ってまいりますので、その中でも事業者に対しまして再度事業の把握についてお願いしているところではありますけれども、今後またさらに何か必要な部分があるのであれば、また広報のほか周知方法については検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（小島智恵） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 事業者につきましてはわかりました。

住民のほうについて少しお話ししたいと思います。リフォームをしようと思う方、それなりに事業者が対応して、この事業が使えますよと言っていた場合はよかったと思うのです。でも例えば、この部分だけやりたいなと思った。でも、本当は例えばカーポートをしたいなというお話がありました。でも、実際にそのカーポートがこの事業に乗るのかどうか分からないのです。要は箇所、どういったところがリフォームの対象になるのかというのが、町のホームページでは全く分からないのです。やはり細かく載せていただきたいのです。今ホームページや広報まくべつでも載せているというお話がありましたけれども、やはりどういったところに対応になるのかというのを細かく、例えばリーフォームカーポートは、風除室や車庫といったところを使えるのか使えないのかというのがあります。やはり結構こういったものが使えるのであれば、やはり使いたい、直したいなら直したい。でも、今必要なのかどうかといったらなかなかそうはならないというところもありますので、やはり利用するのであれば、使えるように考えていただければと思います。

そういった細かいところをぜひ啓蒙していただければと思うのですが、町としてはどのように考えておりますか。

○委員長（小島智恵） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 周知の内容の見直しという部分ですけれども、今お話あったように、例えばカーポートとか具体的な部分がどういうふうに該当になってくるのであろうかというお話もいただきましたので、広報の掲載に当たっては、その辺がもう少しわかりやすくなるように広報掲載に当たって検討してまいりたいと思います。

また事業者にも周知はしておりますので、事業者側からもそういった相談があったときには、具体的な説明がしていただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵） よろしかったですか。

ほかにございませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 荒委員と同じページになるのですけれども、商工振興費の商工プレミアム商品券発行事業補助金なのですけれども、継続してこの事業を行っておりますが、町の経済振興の観点からこの事業をどのように検証しているのか、また今の時点でわかる範囲でお答え願います。

○委員長（小島智恵） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） プレミアム商品券の事業の検証内容です。まず、このプレミアム商品券の事業自体は、事業主体が商工会ということになります。今、商工会のほうにもその辺のお話をさせていただいておまして、町としましてはこういった形でプレミアム分を乗せて事業を行っておりますので、ぜひともこういった事業を事業者の方がさらに集客につながるような取組をして、これをきっかけに集客につなげていただきたいという思いで進めておりますので、そういった取組が今後も続くというような内容ですとか、そういった部分をしっかり商工会とも検証させていただいて、今後の商工振興策の検討につなげてまいりたいと考えております。

○委員長（小島智恵） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 実は8月の議会報告会の中で、プレミアム商品券の当選に漏れて不平等感を抱く方がいたということから、町全体に周知されているのかとか、また利用する加盟店が限られているのではないかなどということが話題になったのです。

それで今後はこれまでの方法で果たしていいのか、一度立ちどまって見直して考えて、なるべく広く多くの町民に利用してもらって、地域振興にもつながるように改善することが必要かと思いますが、いかがですか。

○委員長（小島智恵） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） ただいまのご質問ですけれども、まず当選率につきましては、夏季、冬季とございますけれども、大体合わせますと7割前後が当選率となっております。こちらにつきましても、今お話のあったように、広く当選できるようにということで、商工会に対しましては、今1世帯当たりの上限数が6セットというふうになっておりますので、そちらの見直しにつきましても町のほうから依頼をかけて、要請をしているところでありますので、その辺につきましても今年度ではなく来年度以降になってしまいますけれども、その依頼はさせていただいているところであります。

あと取扱事業所につきましても、商工会のほうで毎年参加事業所のほうを事業所に対して依頼しておりますので、なるべく利用できる事業所が増えるようにという部分も、町からもお願いをさせていただいております。

以上です。

○委員長（小島智恵） ほかにございませんか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 3目観光費、ページ数が189ページ、19節、細節8プラス8プロジェクト in 幕別実行委員会補助金、これについて若干お伺いをしたいと思います。

この事業につきましては、国の地方創生推進交付金事業ということで、恒久的ではなくて、2年間に限ってということで時限立法というのでしょうか、こういった国の補助事業で委員会を立ち上げてやってきたということで、資料の122ページ、実行委員会の開催と。それでいろいろなことをやったということで、私も若干携わらせていただいたのですけれども、今までにないような取組というのでしょうか、やってきたのだろうというふうに思います。通常こういったことはなかなか通常の予算ではできない部分、それを今回はこういった特別な事業ということで行ったのだろうというふうに思っております。私はこれについては、非常にそれなりの効果、成果があったのだろうというふうに思っております。

ここには書いてありませんけれども、ノベルティグッズ等を作成して、それを有効活用しながら観光客の誘致に、こういった事業を含めて行ってきたということでもあります。

そこで非常に有効な私は施策だったなというふうに思っているのですけれども、残念ながら今年度で終わりということで、そのように聞いております。次年度に向けて、非常に今までは取り組めなかった、通常の予算の中ではなかなか取り組めなかったことを、こういった機会に取り組んできたということでもありますけれども、これ次年度向けに行政として町として、こういったことをどのように次につなげていくのか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 経済部長。

○経済部長（萬谷 司） プラス8の関係でございますけれども、委員がおっしゃっているとおり、30年度で終了するというところでございますけれども、この事業はこの後観光物産協会の中に取り込む形で、受け皿として協会のほうで受けていただいて、さらに部会を設けて、今までやってきたことをさらに拡大をして事業を取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、この2年間が無駄にならないように、さらにこういった新しい事業が発展していけるように、町としても頑張っていきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 観光物産協会の中に取り込んでということでもあります。私はそれは否定はしませんけれども、やはり大きな組織の中の一つの部会ということよりも、私はこういった流れを継続させていくような観光協会への部会、観光物産協会の一部の部会として、それは否定はしませんけれども、でも実際問題考えたときには、やっぱりこういった別組織をきちんと継続していくことが僕は大事だと思うのです。これなかなか観光物産協会の一部門ということになると、ほかにもありますよね、特産品の開発だとかいろいろありますよね。それと同じ、頭から否定するものではないのですけれども、やはり組織のあり方として、別組織で継続させていくべきでないかというふうに私は思います。

それと今部長がおっしゃった、観光物産協会の中に云々ということになると、当然この当該年度、こ

としもそうでしょうけれども、400万円を超えるぐらいの予算を組んでやってきているわけですが、この予算の対策はどうなるのですか。上乘せされるのかということ。

○委員長（小島智恵） 経済部長。

○経済部長（萬谷 司） 次年度に向けての考え方でございますけれども、こういった予算ですとか、別組織という話にはならないと思うのですが、その部会をどういった形で運営していくのか、そこら辺も含めまして協会のほうと十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 観光というのは、北海道は第一次産業が基幹産業、そしてもう一方はやっぱり大きな柱として観光というのは非常にこれから僕は大事になってくるのだろうと思うのです。

それで特に、私は広くはわかりませんが、特に東南アジア、ここにも明野ヶ丘スキー場でマレーシアから60名ぐらい来て、新聞にも出てましたよね。特に東南アジアなのですけれども、やはり日本に対する思い、そしてまた北海道に対する憧れが非常に強いのです。ですから、やっぱり間断なく一過性でこういったことを終わらせるのではなくて、そういった地道な活動、観光インバウンドを引き込むための施策を打っていくことが大事だというふうに思うのです。なかなか一朝一夕には答えというか、成果は出てこないと思いますけれども、でも昔から言うように、まかぬ種は生えないのです。やっぱり何年か後、10年、20年先を見据えて、今からそういった活動を継続していくということが大事だと思うのです。

そのためには、しつこいようですけれども観光物産協会の中で一部の部会としてというのではなくて、やはり全く新しい組織として継続していくこと、それはやっぱり委員の人たちの考え方、やっぱり観光物産協会の中の一部会よりも、全く新しい組織でやったほうが、僕はやっぱりやる人たちもある程度意気を感じてやるのだろうというふうに思うのです。そのようなことを今後また内部で検討してもらって、そういった方向に私はいくべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

これ以上言うことはないのですが、いずれにしても我が町も観光客を入り込みを増やして、そして商店街ですとか宿泊施設等々ございますので、やっぱりその活性化のためにも、直接的にそういったところに金を出すのではなくて、そういった施策に金を使って、間接的にそしてインバウンドを取り込む、こういったことが大事だというふうに思いますので、その辺十分理解はされていると思いますけれども、深く考えて検討してもらいたいというふうに思います。

できれば答弁があれば、お願いしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 経済部長。

○経済部長（萬谷 司） 町としましても観光部門、今まで力が入っていなかったわけではないのですが、北海道全体が今観光に対して力を入れています。本町におきましてもインバウンド、東南アジア系の方も昨年度ちょこちょこ来られておられますので、そういったものをどんどん拡大しながら、経済振興につながるよう、町としても意を用いてまいりたいというふうに思います。

○委員長（小島智恵） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 済みません。それで基本的な考え方として、今、部長がおっしゃったように、観光物産協会の中に取り込んで云々と、そうした場合、これイコールではないのですが、450万何がしぐらいの予算をずっと見てましたよね、当該年度、29年度。当然これを踏まえて、中で取り込むにしても、それなりの予算措置をして取り組んでいくということになっていくのだろうと思うのですが、その辺はいかがですか。

○委員長（小島智恵） 経済部長。

○経済部長（萬谷 司） 先ほどもお話をさせていただきましたけれども、予算の中身、あと運営関係につきましても、今後協会のほうと十分協議しながら詰めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） ほかに質疑はありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 1点だけお尋ねしたいと思います。

ページ数では185ページになりますけれども、商工費の商工振興費、1の19負担金補助の中の11商店街活性化店舗改築資金です。資料の120ページであります、平成29年度の実績はありませんでした。

過去に、ただ家賃補助として、平成28年開店したところについて助成されているということでありまして、事業がスタートしたときには、何とか町のにぎわいがつながるのではないかとということで期待をしたところなのですけれども、この資料を見る限り活用が少ないこととあわせまして、平成

27年度1件、28年度2件ということでありませけれども、1件しか家賃補助されていないということであれば、意欲を持って開店をしたけれども、しかし1年、2年で事業をやめてしまったということが、ここから読み取れるのですけれども、そういったことについての捉え方、この事業の有効性も含めて、町としてはどういうふうには押さえていらっしゃるのか伺います。

○委員長（小島智恵） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 商店街活性化店舗等支援事業の関係でございますけれども、これまで13件の利用がございまして、その中にはもちろん結果的には撤退された事業所もいらっしゃいます。

その辺につきましては、町のほうとしても入って来た際の事業計画なども見させていただいています。また政策金融公庫など創業支援の融資も受けられておりますので、そういった金融機関のほうの一定の審査も受けられた上で来られているところでもありますけれども、実態といたしまして、撤退という部分が、ちょっと避ける部分と現実的には難しい部分もあろうかというふうには思っております。

ただ、13件の利用がこれまでであったという部分を考えますと、撤退がありますので厳しい部分もありますけれども、ただ全く利用がなかったわけではないものですから、そういった部分は事業をつくったことで利用があったのは効果があったものというふうには考えております。

また、近年確かに利用状況少ないのですけれども、実は30年度におきましては、今3件の見込みがございまして、1件はもう申請を受けておりますので、間違いのないところですが、残り2件も出てくる見込みでありますので、ちょっと時期的に昨年は全くなくてゼロとなってしまうけれども、今年度、30年度は3件という見込みがありますので、この辺も事業者の方には事業を有効に活用していただきたいなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今年度については、見込みがあるということによかったなと思います。これまでの13件、この事業を受けられて、撤退した事業というのは何件になるのでしょうか。

結局、希望を持って改修にし、町も支援して投資をされたのだけれども、残念ながらそれが続かなかったと、事業として成り立たなかったということだと思っております。商店街の空き店舗というのは、本町もそうですし、札内地域もあります。最近では、店舗が介護施設になっていっているなんていう事例も見受けられるようになりました。いろんな形で、そのときの地域のニーズに応えた活用の仕方ということで、いろいろ町のあり方も変わってくるのかなと。流れに任せて変わっていくのを見るのか、それとも商店街として、お店として商いをやっていただくまちづくりを継承していくために、この事業を売っていくのかというようなところが、政策判断として問われてきているときなのではないかというふうに思います。

撤退された理由と、それからその事業数、そして今申し上げたことに対する考え方がありましたらお示しください。

○委員長（小島智恵） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 撤退された事業所ですけれども、6件の事業所が撤退をされております。その理由ですけれども、経営上の理由で撤退されたのが4件、あとは店舗所有者の都合で撤退となったのが1件、そして経営者がお亡くなりになった関係で撤退されたのが1件の6件となっております。

また、今後のこの事業ですけれども、以前にもお答えしたことがあるのですけれども、実際に今利用された事業者がおりますので、その事業者にも例えばこの事業の支援の内容として、どういったものがあつたらよかつたかとか、そういったちょっと声も聞かせていただきながら、今後どういった支援が町のほうで取り組めるのかというものを、また検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） やはり消費者も含めたニーズ調査というか、そういうところが大事なのだらうなというふうに思うのです。希望を持って来られても、なかなか人口減少の中でやっていけないと、4件がそうだったということでもありますから、本当に残念だと思いますし、また町としても投資が生きないという二重のマイナス面と申しますか、残念なところがあるのだと思うのです。

4件あるということは、大変今までの割合からいって、大変高いのではないかと思いますので、そこはぜひ経営が継続されるような、来ていただいただけではなくて、その後の相談も支援もつなげていただけて、これが生きるようにということが大事ではないかというふうに思います。

あわせて、前段申し上げましたように、全体として町の商店街のあり方についての町民の意識調査み

たいなものも、何らかの形でやっていただいて、反映できる仕組みがつくられたらいいなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） 経済部長。

○経済部長（萬谷 司） この事業でございますけれども、町として補助金を出しておりますので、そこら辺は有効に活用されて事業が継続されるよう、町としてもいろいろ相談業務も行ってきますし、経営的な部分でいきますと、商工会も連携しながら、力を合わせながら継続できるよう頑張っていきたいと思っております。

この事業、商店街の活性化ということがやっぱり本来の目的というか、大きな目的でございますので、そこら辺も十分加味しながら、町としても頑張っていきたいと思っております。

それと意識調査でございますけれども、ここら辺の実施につきましては検討させていただきたいと思っております。

○委員長（小島智恵） よろしかったかったですか。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） ほかに質疑がないようでありますので、7款商工費につきましては以上をもって終了させていただきます。

それでは8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 8款土木費についてご説明いたします。

192 ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額4億8,205万9,000円、支出済額4億5,160万1,726円であります。

1目道路管理費、本目は町道の維持管理に要した経費であり、町道の管理委託料、除排雪機械借上料が主なものであります。

13節委託料、細節1の町道管理委託料は、幕別及び忠類地域の町道管理に要した経費、細節2は幕別地域の町道清掃業務の委託料、細節6は札内駅自由通路のエレベーター保守点検に要した経費であります。

14節使用料及び賃借料、細節5は除排雪機械52台の借上料、細節6は町道管理に必要な土木車両の借上料であります。

16節原材料費は道路附帯施設の資材購入のほか、簡易な補修に必要な資材の購入に要した経費であります。

2目地籍調査費、本目は地籍調査事業に要した経費であり、13節委託料、細節5は地籍情報システムの保守点検、細節6は弘和及び駒島の各一部、計26.77キロ平方メートルの調査測量、次のページに行きまして、細節7は土地の移動に伴う地番図の修正など、各委託料に要した経費であります。

2項道路橋梁費、予算現額3億8,638万8,000円、支出済額3億7,912万5,020円であります。

1目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費であり、7節賃金は北海道の管理河川に設置されている樋門・樋管101か所、町管理の樋門6か所に係る管理人61名に支払った賃金、13節委託料は道路台帳の修正に係る委託料であります。

2目道路新設改良費、本目は町道の改良及び舗装の整備に要した経費であり、事務的経費のほか、次のページに行きまして、13節委託料、細節5は主に道道に昇格する幕別札内線の用地復元測量、細節6及び7は道路整備に係る調査設計に要した経費であります。

15節工事請負費は町道10路線の道路整備に要した経費で、そのうち社会資本整備総合交付金事業によるものが、札内2線、忠類24号線、明野6線の3路線、単独事業によるものが千代田通りのほか6路線となっております。

3目道路維持費、本目は町道の維持管理に要した経費であり、14節使用料及び賃借料は道路側溝の土砂除去に使用した機械借り上げに要した経費であります。

15節工事請負費の細節1は町道の補修工事であり、軍岡12線舗装補修工事など154件、細節2は区画線設置工事など12件、細節3は支障木枝払いなど緊急的な工事に要した経費であります。

4目橋梁維持費、本目は橋梁の維持管理費であり、13節委託料は橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁定期点検業務に要した経費、次のページに行きまして、15節工事請負費、細節2は同じく橋梁長寿命

化修繕計画に基づき実施した、相川 20 号線の修繕工事に要した経費であります。

以上が道路橋梁費であります。平成 29 年度の道路事業の実績につきましては、道路改良及び舗装は 2 次改築も含めると 729 メートル、歩道整備が 2 次改築も含めると 883 メートル、車道オーバーレイが 1,207 メートルとなっております。

3 項都市計画費、予算現額 9 億 8,889 万 2,000 円、支出済額 8 億 7,630 万 9,663 円であります。

1 目都市計画総務費、本目は都市計画に係る経費であり、1 節報酬は都市計画審議会 4 回分の委員報酬、19 節負担金補助及び交付金は、帯広圏広域都市計画協議会のほか各種協議会などへの負担金、28 節繰出金は公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本目は公園及びパークゴルフコースなどの維持管理及び施設補修に要した経費であります。

次のページに行きまして、13 節委託料、細節 5 は公園清掃管理委託料であり、公園及びパークゴルフコースのほか、フラワーガーデンにおける草刈り、ごみ拾いなどの維持管理に要した経費、細節 7 は依田公園など 8 カ所の浄化槽の管理に要した経費、細節 11 は公園及びパークゴルフコースの樹木剪定、遊具の点検など、各施設の管理に要した経費、細節 12 は主に就労センターに委託したトイレの清掃、花壇の草取りなどに要した経費であります。

15 節工事請負費、細節 1 は滑り台などの遊具の補修に要した経費、細節 2 はトイレや浄化槽、芝生の修繕などに要した経費であります。

16 節原材料費はパークゴルフコースの肥料や芝の種、公園の花の苗などの購入に要した経費であります。

3 目都市施設整備費、本目は公園施設などの整備に要した経費であり、事務的経費のほか、次のページに行きまして、13 節委託料は公園施設の長寿命化計画策定に要した経費、15 節工事請負費、細節 1 は公園施設長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業で実施した、新田の森、猿別川河川緑地の木製施設の改築・更新に要した経費、細節 2 は依田公園のガーデンハウス改修、ナウマン公園の親水滑り台の整備に要した経費が主なものであります。

4 目都市防災施設整備費、本目は社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業を活用し、避難所でもある札内コミュニティプラザや耐震性貯水槽の建設など、防災拠点施設の整備に要した経費であります。

なお、翌年度繰越額の明許繰越費として記載の 1 億 805 万円は、30 年度予算へ繰り越しをしたものであります。

13 節委託料は札内コミュニティプラザ敷地内に整備する防災備蓄倉庫の実施設計委託料、15 節工事請負費の細節 1 は、地域緊急輸送道路に指定されている町道さつき北通りの道路整備に要した経費、細節 2 及び 3 は、札内コミュニティプラザ敷地内に整備した耐震性貯水槽の整備に要した経費、細節 4 及び 5 は、札内コミュニティプラザの外構工事のほか、附帯工事に要した経費、細節 6 は旧札内福祉センターの解体に要した経費であります。

18 節備品購入費は、耐震性貯水槽の運用に必要な各種備品の購入に要した経費であります。

4 項住宅費、予算現額 2 億 5,600 万 3,000 円、支出済額 2 億 5,562 万 3,260 円であります。

1 目住宅総務費、本目は町営住宅の管理に係る経常的な経費が主なものであり、7 節賃金は住宅料の徴収に係る嘱託職員 1 名分の賃金であります。

次のページに行きまして、2 目住宅管理費、本目は町営住宅 872 戸の維持管理及び修繕などの経費であります。

1 節報酬につきましては、公営住宅委員会 2 回分の委員報酬、7 節賃金は 22 名分の町営住宅管理人賃金、11 節需用費、細節 40 は 281 件の修繕に要した経費、15 節工事請負費は 216 件の修繕工事及び泉町団地の駐車場整備に要した経費であります。

次のページに行きまして、3 目公営住宅建設事業費、本目は春日東団地建替事業に係る経費であります。

13 節委託料、細節 5 は建替事業に係る工事管理委託料、細節 6 は住生活基本計画及び公営住宅長寿命化計画の見直しに係る策定委託料に要した経費であります。

15 節工事請負費は、建替事業に係る新たな住宅 2 棟 8 戸の建設工事、それと駐車場を中心とした外構工事、それと既存の住宅 3 棟 12 戸の解体工事にそれぞれ要した経費であります。

22 節補償補填及び賠償金は、建替事業に伴う移転補償 13 件分に要した経費であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

- 委員長（小島智恵） 説明が終わりましたが、ここで質問を予定されている方を確認しますので、挙手をお願いいたします。

（挙手する者あり）

はい、ありがとうございます。

説明が終わったところですが、この際 13 時まで休憩をいたします。

12:03 休憩

13:00 再開

- 委員長（小島智恵） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8 款土木費の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

内山委員。

- 委員（内山美穂子） 一つだけ質問させていただきます。ページで言いましたら 201 ページ、公園遊具補修工事、緊急整備工事、208 ページの都市公園整備費、ちょっとどこに係るかわからないので、そのページ数で。あと資料が 128 ページです。都市公園の遊具に関して質問させていただきます。

既存の遊具の更新については、幕別町公園施設長寿命化計画に基づいて進められているのだと理解しています。町内の公園台帳を見ますと、街区公園といった小規模な公園から大規模な公園まで 92 か所あり、全国的に見ても十分な面積があると認識しています。身近な場所にあつて、子供たちが体を使って思い切り遊べるような、行きたくなるような、子供に親しまれるような公園、こうした公園は札内地区と忠類地区に遊具を備えた中規模な公園が複数箇所あります。そして、町内外から子供が訪れて遊んでいる姿を見かけます。

そこで、こうした中規模な公園が幕別地区にはないといった声や幕別地区の公園にある遊具を充実してほしいといった要望がなかったかどうか伺います。

- 委員長（小島智恵） 土木課長。

- 土木課長（小野晴正） 公園の遊具の関係なのですが、幕別地区には確かに委員おっしゃいますとおり、近隣公園が止若公園一つしかなく、遊具として大きな遊具とか数がそろっているというような状況にはない状況であります。その中で、幕別地区の遊具について今まで要望があったかどうかということなのですが、土木課のほうにはそういった要望としての大きな声は届いていないような状況でございます。

- 委員長（小島智恵） 内山委員。

- 委員（内山美穂子） 私は、その要望を聞いているのですね。本町の小学生から、本町には思い切って遊べる楽しそうな大きな公園がないということを聞いています。その小学生は、そういうことでクラス全員に「幕別町の公園の未来」というテーマでアンケートをとって、「どうして公園が欲しいのか」、また「増やしてほしい遊具など」という項目について意見を集計し、そういう内容で結果をまとめたものを見せてもらいました。それで、私もその子供たちと一緒に実際に幕別の公園を回ってみましたが、中でも総合公園である明野ヶ丘公園は広いのですが、遊具が老朽していて、さきの一般質問にもありましたように、更新できずにロープが張られていたりして、子供たちの切実な思いを痛感した次第です。子供の遊び環境を考えると、忠類、札内、幕別をそれぞれの地域バランスも大切であると思えますし、幕別地区にも中規模な公園が必要だと思っています。

新町にのぞみ公園があります。ここは街区公園としての位置付けなのですが、周囲には町民プール、学童、あと図書館などがあつて、その公園もどこまでが公園なのかわからないような感じで、ただ広い敷地に遊具が点在しているという感じで、子供の目線になっていないのではないかなというのを感じました。本当に地域の子供にとってはあまり親しめるような公園になっていないのを感じました。

プールの北側がそういう状況で、プールの西側もプールの何か倉庫みたいなのがあつて、ちょっと公園デザインという視点で考えると、何となくこちゃこちゃとしているのですが、その西側の部分まで実質的には緑地が広がっているので、そこの緑地まで拡大して、近隣公園ということではなくて、近隣公園のような街区公園ではなくて、中規模な公園とすることができないのかどうかお聞きします。

- 委員長（小島智恵） 土木課長。

- 土木課長（小野晴正） のぞみ公園なのですが、のぞみ公園は平成 17 年に供用開始されて、面

積が 0.34 ヘクタールある街区公園になってございます。内山委員おっしゃりましたとおり、図書館、それからプール、それから保健福祉センターに隣接する公園で、図書館の外構と一体となった整備というように形になって、どこまでが公園かというようなわからないような状況ではあります。

大きな遊具をそこに設置する場合には、面積が街区公園ということで小さいものですから、まず遊具の安全管理として、遊具を置けるような配置計画の面積がとれるかどうかとかは、そういった部分の検討が必要になると思うのですけれども、今まで街区公園では大きな遊具というのはまだ設置した例がないものですから、その辺も含めて慎重に検討していかなければならないかなというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 慎重に検討されて、近隣公園という少し広い公園という位置付けになる可能性もあると考えてよろしいですね。

○委員長（小島智恵） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 検討して近隣公園にするということではなくて、遊具を設置するのが望ましいのか、現在、緑地が多いと思うのですけれども、公園は子供たちばかりではなく、高齢者も遊歩道とかいう形で散歩したりとかと使っているものですから、そういった部分も含めて、緑地を残すほうがいいのかという部分も含めて、慎重に検討しなければならぬかなというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 確かに利用するのは子供だけではなくて高齢者もいるかと思えますし、近くの街区公園にも、最近お年寄りのための遊具というのですか、何かいろんなものが設置されてきてはいます。ただ、本当に差別化をして、子供が本当に、幕別地区にも、こういうような遊べる公園があるのだというふうに思えるところをつくることも大事だと思うのですね。私、すごいなと思ったのは、この言ってきたくれた、声を届けてくれた小学校の子供が、自分で主体的にいろいろ調べて、それで仲間に声をかけて、大人に働きかけて、そしてこういう形で実際にできるできないは別にして届けたというのは、すごく大きいことではないかなと思うのです。

幕別町には 2010 年、「子ども権利に関する条例」というのが制定されていて、四つの権利を保障しています。さらっと流すのですけれども、中でも主体的に参加する権利では、子供の意見を表明でき、大人は真摯に受けとめなければならないということが盛り込まれているのですけれども、可能性があるのだったら、大人は実現に向けて努力しなければならないというふうに思っています。

それと同時に、幕別町は、子育て世代の移住を推進しています。きのうの質疑で出生率について議論されましたが、この町で子供を生んで育ててみたいといった気持ちの根っこの部分に、子育て支援とかあると思うのですけれども、それと同時に、今、子供は公園に行ってもゲームしている子がたくさんいる中で、やっぱり体力とか昔の遊びで、いろんなものを身につけていく必要があると思うのです。それで、本当に子供自身が伸び伸びと体を動かせるような、子供の遊び環境の整備といった視点での政策も、今後必要だと思っております。この点についてはいかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 幕別地域の本町地区のほうに、比較的規模の大きな公園がないというような現状については、当然押さえております。今後において、公園のあり方、整備の内容、そうしたものの考え方をまとめた計画というのが「緑の基本計画」というものがございまして、今後、見直す、それを予定しております。そうした中にありましては、公園整備そのものにもついても、住民の方々からのご意見もいただいて、どうあるべきなのかというようなことを考えていかなければならないというふうに考えておりますので、そうした中で、委員おっしゃるように、のぞみ公園を規模を拡大するのが適当なのか、別の場所に配置するのが適当なのかというようなことも含めて、検討をしまいたいというふうに考えています。

○委員長（小島智恵） 内山委員。

○委員（内山美穂子） のぞみ公園、今後、緑の計画に向けてどうしたらいいかというふうに検討されるということなのですが、大きい遊具を置くというのも一つなのですが、公園を魅力あるようにデザインするというのも、遊具を置くだけではなくて選択肢の一つだと思っています。

そして今後、地域の声を聞いたりして進めていく中では、ぜひ子供の声も聞いていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 建設部長。

- 建設部長（笹原敏文） これまでも公園の整備につきましては、ナウマン公園の遊具の整備に当たりましても、小学生の方の声を聞いて、どのような整備をするのかというようなことで実施に至っているというようなこともありますので、それは今後においても、大人だけではなくてお子様の声も聞きながら整備に努めてまいりたいというふうに考えています。
- 委員長（小島智恵） ほかにございませんか。  
板垣委員。
- 委員（板垣良輔） 決算書の202ページ、3ページ、4目都市防災施設整備費、工事請負費の細節4と5、札内コミプラの工事についてです。ちょっと細かい話になりますが、よろしくお願ひします。  
札内のコミプラが、そのコミプラの建物を挟むように東側と西側に駐車場がありまして、それを連絡通路と言ったらいいのでしょうか。道路がその建物の南側と南西側と言ったらいいのか、もう建物に沿うように道路の往来というのですか、連絡を予定した車両の連絡通路用の道路が設置されております。アスファルトというか合材がもう転圧されてラインも引かれて、もうでき上がっているように見かけているのですが、その連絡通行といいましょうか、通行禁止になっている状況、利用ができない状況になっております。その理由について、まず伺いたいと思います。
- 委員長（小島智恵） 土木課長。
- 土木課長（小野晴正） コミプラの駐車場の通路の部分ができているのに、そこが利用できないという部分なのですけれども、駐車場の部分で、本年度、駐車場の工事、東側、西側という形でやって、今進めているところなのですけれども、昨年度の段階では、駐車場の整備はできていなかった関係もありまして、そこで一定程度の段差が生じるような状況になっていまして、そこの部分で危険なので通行を禁止させたというのが実態でございます。
- 委員長（小島智恵） 板垣委員。
- 委員（板垣良輔） 段差というのは、多分西側の段差かなというふうに思います。スロープになって、何か緩やかなスロープになっているので、そのスロープ側ではないということですか、そのほうは結構急な段差になっているというふうなことだと思います。  
あと、もう2点ほど危ないなとか、通行に適さないなというふうに感じているところがあるのですが、西側のコミプラの出入り口に、高齢者用というわけではないのかもしれませんが、手すりを設置しておりますね。その手すりのせいで車が進入できないということが、これ1点。  
あともう一点、隣接している郵便局のブロック塀が本当のところまでありまして、見通しが非常に悪くなっております。事故の危険性が非常に高いのではないかなというふうに思っておりますことから、通行利用に関して、もうちょっと慎重に考えていただきたいなというふうに思っておりますが、今後の見通し等あれば伺いたいと思います。
- 委員長（小島智恵） 土木課長。
- 土木課長（小野晴正） 西側のほうの手すりのあるところと、それから郵便局のブロック塀のところと、通行を制限したほうがいいのではないかなということだとは思っておりますけれども、現在、駐車場の整備に当たりまして、その部分に関しましては、危険な範囲は通行止めにして、それ以外の部分に関しては通行可能ということで整備してまいりましたが、再度確認して、もう一度慎重な検討をしながら、ブロック塀の部分、考えていきたいと思ひます。
- 委員長（小島智恵） 建設部長。
- 建設部長（笹原敏文） 多分、高齢者用の手すりといひますのは、スロープについているものですよね。西側の、今もう発注して工事やっているかと思ひますのですけれども、外構工事が今年度にずれ込んだと。ただ、出入りはしていただいて、ご利用いただきたいというようなことで、暫定的に現地盤にすりつけるためにスロープを設けて、高齢者用の手すりを現状としてつけたというものでございまして仮設的なものであります。ですので、外構工事が終わりました際には、それらが撤去されている状況になるというふうに考えております。  
あと、郵便局側のほうに面した通路ですね、確かにちょっとブロック塀側のほうに寄っているということなのですけれども、これはあくまで施設内通路ということで、通常の町道とはちょっと状況が違いますので、そこら辺はスピードもそれほど出せない状況なのかなというふうには考えています。必要に応じて何か手だてを打たなければならないのであれば、講じてまいりたいというふうに考えております。
- 委員長（小島智恵） ほかにございませんか。  
岡本委員。

○委員（岡本眞利子） では、3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず、ページ数が192ページ、道路管理費についてなのですが、ここではパトロールを実施しておりますが、毎年、町が損害賠償を払うような事故が起きておりますが、このパトロールはどこまで責任を持って行っているのかということをお聞きしたいと思います。

2点目ですが、同じページ数、192ページの地籍調査費についての細節6の地籍調査測量委託料についてお伺いしたいと思います。

この地籍調査は、昭和26年に国土交通調査法によりまして、主に市町村が実施しているわけですが、この土地の境界、面積は登記簿などに記載はされておりますが、登記と実際が異なるということがあるようで、我が町の山間部などではどれだけ進んでいるのかということをお聞きしたいと思います。

そして3点目ですが、ページ数が198ページの都市環境管理費、13節の委託料の細節6スマイル公園のフラワーガーデンについてお伺いしたいと思います。このフラワーガーデンの管理というか清掃についてなのですが、こちらは国道38号線と、そして札内10号線が交わる交差点のところからちょうど見えるような位置にありまして、とても本町に向かうときのポプラ並木がきれいな状況であります。その手前のちょうど交差点のところの樹木が茂り過ぎまして、全然このフラワーガーデンが見えない状況であります。国道38号線を通る車には、アピールが全然できないのではないかなと思います。こちらに関しては、25ヘクタールもある総合公園でありますので、もっとたくさんの人が集える、またアピールをもっとするべきではないかなと思いますので、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○委員長（小島智恵） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） まず1点目のパトロールについてなのですが、町内の道路が882キロあるような状況でございます。この道路を何か状況が悪いことがないかということで慎重にパトロールすることになりますと1日ではちょっと終わらないような状況になりまして、今現在行っているのは1週間、5日間で全道路を回ってくるような形で1週間に1回各道路がパトロールされているような状況でございます。その中で、さきの議会でもあったのですが、穴とかで事故があったりとかということも場合によってあるのですが、そういった部分も慎重に確認しながら、実際パトロールを行っているところではあります。雨が降ったときに、場合によっては改良舗装ができていない道路につきましては、進行が早くなって穴が大きくなってしまう場合もございますので、そういった状況で事故も発生する場合があるということでございます。

パトロールの責任につきましては、パトロールを実際実施して確認していった後に、そういうことがあった場合には、パトロールの責任を問うような状況にはないと考えてございます。

2点目の地籍なのですが、進捗状況ですが、今、幕別町は忠類地域につきましては、地籍調査終わっております。幕別地域のほうに関しましては、平成16年から地籍調査を実施してございます。現在、進捗状況は、忠類地区も合わせまして38.6%が全体の地籍の事業の中の進捗状況ということになってございます。

今、説明しました進捗状況なのですが、これは全体の面積に対して地籍調査が完了した面積ということで捉えてございます。

3点目のフラワーガーデンの関係なのですが、国道側からせっかく花を整備しても、そういった部分で見えない状況があつて、もうちょっとアピールするにはそういった樹木の剪定等、伐採等も検討が必要なのではないかということだとは思っておりますが、国道側に街路樹があるものですから、国道側のほうで要望をして、国のほうで来年度、伐採、剪定等をしていただける形で今現在進めているようなところでございます。

○委員長（小島智恵） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） まず1点目なのですが、パトロールということで、以前も私ちょっと何か質問した記憶があるのですが、パトロール車が通った後に、そういうようなことにもなったというようなこともあり得ることなのなのですが、毎回、副町長が「この次からこのようなことがないように」ということで言っているのですが、なかなか道路も使われているから、1回直したらそのままの状況ではないということのはわかるのですが、やはりパトロールした後、する前だったら、こういうふうになっているということもあるかと思うので、しっかりとパトロールをしていただきたい。副町長におわびの言葉がないように、ぜひともしていただきたいなというように感じるところであります。

そして2点目の質問でありますけれども、地籍調査についてお聞きしたのは、今回の胆振東部地震のような地震や土砂崩れが発生した場合、地籍調査の未実施だと境界線がわからず、復旧工事や用地取得が難航するという要因があるということで、我が町はどれくらい進んでいるのかなということでお聞きしたのでありますけれども、現在の進捗状況については、どのように考えていらっしゃるかお聞きいたします。

○委員長（小島智恵） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 地籍調査の進捗状況なのでありますけれども、28年までは4,000万円から5,000万円間での事業費で進んできたような状況でございます。29年と30年につきましては、今現在、28年までの事業費の3分の2程度の事業費になっております。これは、地籍調査が補助事業により行っているところですが、私としましては、災害の部分で地籍が進むことにつきましては、大変有効なのかなと思っておりますし、できればそういうことで早く終わるような形が望ましいと考えております。

しかしながら、地籍事業自体が補助事業によって行っている関係で、今現在、そういった形で3分の2の事業費に変わってきているという部分がございます。平成78年に最終地区が着手するような形で考えていますけれども、今、言いましたように事業費が少なくなっている部分がありまして、その部分は延びてくるのかなというふうに考えてございます。担当者としてしましては、できる限り早く進めていきたいというふうに考えております。

また、道路の部分なのでありますけれども、パトロールにつきましては先ほど言いましたように、パトロールの瑕疵責任はないものと考えてございますが、ただし、道路利用者に無用な損害を与えるようなことはないようにしたいというふうに考えてございますので、引き続き、適正なパトロールに努めていきたいと考えております。

○委員長（小島智恵） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） パトロールの件は了解しました。

では、地籍調査なのでありますけれども、平成78年ぐらいまでということ、もう既に私たちは生きてはいないと思うのですけれども、では市街地までこの調査をするということ、市街地までの予定が平成78年ということですか。ということは、市街地を調査するときに、今の所有者からさらに息子さんや娘さんの所有者が変わってとなると、さらにこれ複雑になってくるのではないかなと思います。そういうことも踏まえまして、今、国土交通省では、土地の境界や面積を調べるのに地籍調査を促進するためには、所有者による立ち会いの省略を一部で認めるような手続も、これから簡略化をする方針を固めているということでもありますので、しっかり国の動向なども見ていただきながら、できるだけ時間がかからないように進めていただきたいなということを申し上げたいと思います。

そして、最後のスマイルパークのフラワーガーデンなのでありますけれども、こちらも沿道の樹木はうちの管理ではないということですので、うちが要望していただきたいたいということなのでありますけれども、せっかくスマイルパークのあれだけの大きな公園ですので、もっともっと町の人たちが集まってくれるような、先ほど内山委員も言っていましたけれども、本当に子供たちが遊べるような公園にぜひとも、あの建てたとき、つくったときもたくさんのお金がかかってつくっていると思うので、たくさんの子供たち、未来の子供たちが遊べるような公園に、もっと国道からも見えるような公園にしていきたいと思います。そして、せっかく花をあれだけ植えているのですから、例えばの話ですが、花時計のような、ああいうような感じのものもまた考えながら人が集まれるような居場所にしていただきたいなと思います。

以上です。答弁ありましたらお願いします。

○委員長（小島智恵） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） まず、地籍調査に関しましては、従前は、取組をしている市町村の数も少なかったというのもありまして、まず要望した事業費、補助金なりがついていたという状況でございます。ただ、委員もおっしゃったように、全国各地で地震災害ですとかが頻発していて、特に東南海地方の大規模な地震が発生するのではないかなというように、そちらの地方の要望も数多くなってきたというのと、当然そういう大規模な地震が発生する恐れのある場所に国としても予算を重点配分していると、そのような背景から、先ほど土木課長が申し上げたように、要望の約3分の2程度の事業費しかついていないという状況になっています。なるべく町としてしまして、国や道に対しまして満額の事業費がつくように、今後ともこれについては強く要望してまいりたいというふうに考えています。

あと、フラワーガーデンにつきましては、これ造成当時、外部から見たときに、緑の城壁に囲まれたようなイメージの公園整備というようなことでつくってまいりました。現状でポプラ並木がありますように、そのようなイメージも抱くような公園になってきたのかなというふうに思っています。

視界を遮っている部分が、先ほどの説明のとおり、国道敷地内ののり面部分に生えている雑草ですとか、あと雑木が主なものでございますので、これについて東10号から11号まで、ちょうど国道に面した部分ですね、その部分の雑木等の整理をことしと来年2か年かけてやっていただけるというようなことになっております。その他、ご意見もいただいておりますけれども、それについて今後とも留意しながら行っていきたいと思います。

以上です。

○委員長（小島智恵） 関連、野原委員。

○委員（野原恵子） 町道管理委託料の件についてお聞きいたします。

今、岡本委員はパトロールの件について質問していましたが、私は町道の雨水ます、明渠の管理状況、今までどのようにされてきたのかお聞きしたいと思いますが、今、ゲリラ豪雨ですとか、それから雪解けのときの排水ですとか、そういう点で道路よりも雨水ますが上に上がったりですとか、明渠に雑木が生えていたりですとか、そういうふうになりますと水がスムーズに排水されない、そういう状況になっているところが多々見られます。整備状況がどうだったのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 雨水ますの管理と排水等の管理ということだと思っておりますけれども、道路パトロールの中で、雨水ますが道路面よりも高くなって機能を発揮していないような状況に関しましては、その都度パトロールを実施している業者のほうから連絡をいただいております。

また、道路側溝等につきましても、樹木、それから草等がございまして、流れないような状況がありましたら、そういう部分を清掃するような形で現在、管理しております。

雨水ますに関しましては、冬場の場合に、例えばことしの3月7日だと思っておりますけれども、雪降った後に、かなりの雨量の雨が降るといったような状況がございました。まだ3月の初めでしたので、その部分につきましても、まだ道路面の縁のほうに縁石の付近に雨水ますがあるのでございますけれども、その部分は凍っているような状況がございました。通常の管理の部分で業者に委託しながら、その氷割りをして雨水ますに水が流れるようにして、災害にならないように対応したというような形にしておりますので、そういった形で現在、管理しているような状況でございます。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） 道路パトロールの中で確認しているというお答えでした。そして、流れないところは清掃している。しかし、雨水ますの高いところはパトロールして確認して、その後、どのように手だてをとったのか、そこがやはりゲリラ豪雨ですとか、そういうときに必要な手だてだと思っておりますよね。確認してその後、どのような手だてをとったのか、それから明渠や何かも1か所ではなくて多々あると思っておりますが、そういうところもしっかり確認して雑木などを清掃しているのかどうか、そこが大事だと思っておりますが、その点はどのように押さえているのでしょうか。

○委員長（小島智恵） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） まず、雨水ますなのでございますけれども、先ほど言いましたような雨水ますに水が流れない状況がありましたときには、その都度、軽度な補修工事でおさまるのか、それとも全体を舗装を1回剥がして雨水ますを下げないとならないのかという部分を確認しながら軽度の部分はすぐに対応し、一定程度工事金額が上がるものに関しましては、まとめて対応しているような部分で、先ほど言いましたように災害の大雨が来るような状況があった場合には、その都度、水が流れるような形で対応しているというような状況でございます。

明渠なのでございますけれども、土木のほうで道路管理とあわせて行っているのが道路側溝という部分になってございます。側溝につきましても、側溝の床ざらいという形で、底に泥がたまって水が流れづらい状況にあるのか、例えば木とか草によって水が流れない状況にあるのかという部分を確認しながら、流れないような状況がありましたら、対応しているような状況でございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） 説明はわかりましたけれども、対処の仕方が説明されていないと思います。高いところは、すぐ修理できるところは手だてをとっていますという説明でしたけれども、道路よりも雨水ますが高くなっているときには、ある程度工事しなければ低くならないと思うのですね。そういうところの手だてをどのように今後考えて対処していきたいと考えているのか、そこが説明が私には伝わりませんでした。そこをもう一度説明してください。

そして、明渠はきちんとパトロールして、パトロールした業者から連絡があったところはきちんと整備されている、その確認はされているのでしょうか。その点、もう一つお聞きします。

○委員長（小島智恵） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 雨水ますのパトロールの終わった後の対処方法なのですけれども、段差が雨水ますに入らない状況も、例えばそれが1センチぐらいなのか、それとも極点に言うと1、2センチなのか、それとも10センチ近く段差が生じているような状況なのかという部分ありまして、簡単に直るような状況の場合は、ちょっと施工方法によって違ってくるのですけれども、早急に対応しているのですけれども、大きく工事をしなければならないような部分に関しましては、一定程度その路線をまとめて工事発注しているというような形で対応しています。

また、先ほど言いました段差が少ないのか大きいのかという部分の状況によって、段差がまだ少ない部分に関しましては、まだ水が入る可能性があるということで、そういう部分に対応が少し遅くなるというような状況になっているようなところでございます。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） その高いところの工事は簡単に工事はできませんよね。だから、そういうところは計画を持ってきちんと整備していくという計画を持っているのかどうか、そのところをお聞きしたいのです。

○委員長（小島智恵） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 雨水ますも町道が882キロございますので、かなりの数の雨水ますがございます。対応できていない部分の雨水ますもまだまだたくさんありますが、かなりの数なものですから、今、野原委員がおっしゃるように、計画的に進めなければ対応していけないような状況でございます。道路補修費の中で、どこの地区を何年にやるというような計画はできてはいないのですけれども、前年に対応できなかった部分に関しましては、次年度対応していくような形で、計画的まではいかないかもしれないのですけれども、そういう形で進んでいるような状況でございます。

○委員長（小島智恵） よろしかったですか。

ほかにございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 193ページ、土木管理費の道路管理費の14使用料及び賃借料の除雪に関わりましてお尋ねをいたします。

平成29年度は機械借上げは52台であったという説明でありました。この年は大変雪が多くて、除雪に対する町民の意見・要望がたくさん出された年でありました。加えて、業者の指導であるとか、オペレーターの確保であるとか、いろいろご苦労なされて29年度実施されたと思うのですが、これはずっと継続されていく事業であり、きのうからも除雪のことがいろいろ質問で出ておりますが、これからの適切な除雪につなげていただかなければならないと思いますので、まず一つは、一番苦情の多い除雪のあり方、幕別町では10センチの積雪を基準にしながら、その前後で出発されているということでありましたが、基本的にはそれは変わっていかないのか。それと大量に雪が降ったときには、かき分け除雪ということでやってられます。このかき分け除雪が雪の多いときには、どうしても片側偏っていくということがありまして、高齢者の方たちから随時出ているように、そこを自分の通り抜ける道をつくるのに苦労をしているというのは、こちらにもいっぱい届いていると思います。したがって、そういったことについて極力オペレーターの方の協力もいただきながら、なるべく適切な均等な往復除雪も含めて徹底してやられることが大事だと思うのですが、29年度はどういうふうにされたのか、そしてそれをこれからどういうふうにつないでいこうとしているのか。それと除雪機の52台の機械というのは、それで間に合っているのかどうか、この辺についても伺いたいと思います。

次に、207ページ、3の公営住宅建設事業費の13委託料、6公営住宅につきまして、長寿命化計画を委託し策定をされたということになっています。その計画の中身、そしてその計画どおりに進むのかということについて伺いたいのですが、これまで住宅の計画につきましては、この長寿命化計画のもとになる町住生活基本計画というのをういながら、それに加えて長寿命化計画、パブコメなどもやりながらつくり上げてきていると思うのですけれども、往々にして札幌地域の場合には、これまで住民の方から要望の高かった大変古くなっているあかしや南団地の建て替えなどが、なかなか計画があるやに聞きながらも、それが延びていくということが繰り返されてきているように思います。この中でどんなふうに位置付けられているのか伺います。

○委員長（小島智恵） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 私のほうから除雪の関係なのですけれども、まず1点目、除雪の出動基準の部分の中で、今現在行っている10センチ程度というお話の中なのですけれども、今現在、出動基準につきましては、積雪がおおむね10センチを超えて、さらに降雪が見込まれる場合に出勤しているような状況でございます。これにつきましては、いろいろなご意見、それから苦情等もありますけれども、今現在は、この基準を変えるようなことを考えてはございません。

ただし、雪も多くなってきているような状況もございますので、今後、そういうことを踏まえながら、気候状況も考えながら、それから他の市町村の状況も加味しながら考えていきたいと思っております。

2点目のかき分け除雪の関係なのですけれども、どうしても札幌地域、幕別地域につきましては、住宅用地の除雪ということで用地のない中で除雪をしなければならないので、かき分け除雪をするしかございません。29年度の除雪に関してましても、一斉除雪につきましては8回一斉除雪を出勤したのですけれども、かき分け除雪ということで、往復1回行ってまた戻ってきて、その路線は終わりというような形で対応しているような状況でございます。

また、52台の借り上げ車両の関係なのですけれども、今現在、借り上げ車両は委員がおっしゃるよう52台でございます。そのほかに町の対応車両として委託業者に20台、それから委託業者で用意している車両が17台ありまして、合計89台の機械で除雪、町道管理を行っているような状況でございます。

1次除雪につきましては、60台が1次除雪で道路での除雪には出るような状況でございます。一緒に施設の除雪もありますので、そちらは17台除雪車が出ているような状況でございます。この台数につきましては、今現在、これで十分足りているかと申しますと、これでぎりぎり行っているというような状況でございます。平均の除雪時間が7時間程度今かかっているのですけれども、雪の状況によっても違うのですけれども、場合によっては7時間から12時間かかる地域もございますので、もうちょっと除雪機械、オペレーターがいれば、そういった部分が解消されるのかなというふうに考えてございますので、今現在52台で行っているのですけれども、これが足りているというところまでは考えていない状況でございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 公営住宅等長寿命化計画についてでございます。今までもそうでしたが、公営住宅の建て替えとか整備につきましては、この長寿命化計画に基づきまして進めております。今回、新しく策定いたしました、特にあかしや南について、議員の皆様にもちょっとお話しさせていただきながら進めていたところでございますが、今回の計画におきまして、あかしや南団地そのものにつきましては、平成33年から着手ということで、ただ今回、低層での建て替えを考えておりますので、現地のみでは大変戸数が減ってしまうということで、桂町の旧教員住宅の敷地のほうに新たに団地を形成いたしまして、そちらのほうを先行して建てて、その後、あかしや南の今、現地のほうを建て替えを考えております。したがって、現在、春日東団地建て替えを行っておりますが、これが終わりましたら桂町のほうの教員住宅跡地、こちらのほうに新団地を建設いたしまして、それで1年かぶりながら平成33年からあかしや南、現地のほうを建て替えを進めるというような計画になっております。

以上でございます。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 除雪のほうですけれども、異常気象も含めてなのでしょうけれども、本当にこれまで考えられなかったような雪、そして春先などには雨が降るというようなことでご苦労されているのだろうと思います。

加えて、これまでの議会質問のやりとりの中でご答弁でいただいていたことは、なかなかオペレーターの方を確保するというのも難しいのだということも聞いておりました。それだけに過去に、建設会社の方たちが道路の形式まで熟知された方たちが、何年も同じ場所を除雪してくださっていた時期もあったように思いますけれども、そういった方たちのやっただけの除雪と、新しいオペレーターの方たちがやる除雪におのずと差が出てくるというのは、これはもう当たり前のことで、それはまた次の担い手も含めて住民としては、受けとめながらやらなければならないとは思いますが、いかんせん目の前に降った雪が、高齢者の方たちがどっかり家の前に置かれていて参ったというようなことで、ご近所で助け合ってやりながらも、助け合う人たちも高齢になってきているというのが、今の幕別の市街地の実態ではないかというふうに思うのですよね。

したがって、まずは52台で足りてはいないということだと思っておりますけれども、オペレーターの方たちの指導といいますか、かき分けで1回往復してやっていくということの、同じかき分け1回

でもざっくり残る1回と、きちっとやっていただける均等にといいところが、随分住民の方たちの関心といますか、困りごと解消の大切などところなるものですから、その辺の指導をぜひ徹底していただきたいというふうに思います。

それと、ご説明では借り上げが52台と業者の方が20台と、さらに業者の方が持っている機械17台、合わせて89台、これは89台が一斉に出動できるというふうに考えていいのでしょうか。出動したというふうに考えていいのでしょうか。もちろん施設の特別除雪しなければならないところも含めてですけれども、そういう体制でやって何とかぎりぎりということなののでしょうか。

それと、これまでもお尋ねしてきていましたから、2020年、桂の西団地24戸、そしてかぶってあかしやのほうというふうになってきています。なかなか予定どおり来なかったということがあるものから、非常に待たれております。どんどん水周りも含めて、結露も含めて、担当の方はよくご存じだと思うのですけれども、住宅とっては気の毒なぐらいの湿気呼んで、いろいろ中から外からという段ボールやいろんな断熱材とかというふうにして頑張っている。それは、それぞれ努力していただくことありがたいし、大切だとは思いますが、そういう状況を見れば、何とか繰り上げてでも、古いところの改築が早められないものなのかというふうに思います。

あかしやは、たしか80戸で計画ということでありましたけれども、今、課長のお答えでは低層での建て替えということでありました。全部壊して建設されるのだというふうに思うのですけれども、変わりはないのでしょうか。

○委員長（小島智恵） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） まず最初に、除雪機械の台数の関係だったのですけれども、新雪除雪の場合、まず道路の新雪除雪が60台です。それから、施設の除雪が17台、そのほかに車道の砂散布用だとか、それから大型ロータリー、後から2次除雪的な部分で排雪するときとかに使うのですけれども、大型ロータリー、それからバックホーやブルドーザーという部分、その他の機械が12台あって、合計で89台です。ですので、1次除雪、一斉除雪で出動するのが60台プラス17台ということで、77台ということになります。

除雪の機械の借り上げ業者は、29年度では14社ございました。この14社と、それから道路管理の委託業者と除雪の始まる前の10月に打ち合わせをしながら、その年の除雪について意見交換したり、それから前の年に苦情があった部分について、理解してもらえるように説明したりする機会を設けて、お互いに共有しながら進んでいるというような状況でございます。

また、オペレーターの方につきましては、それとは別にオペレーターと町の意見交換会というような形で、昨年に行っておりませんが、28年、27年に行っているような状況でございます。今年度も10月にそういった部分を進めていきたいというふうに考えてございますので、町民の方のご意見があった部分、それから路線的に難しい部分とか、そういう部分を含めながらオペレーターに伝えていきたいというふうに考えてございます。なかなか業者の育成だとか、オペレーターの育成というのはすぐにはできるような状況にないものから、そういった部分を通じながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） あかしや南団地の建て替えについてでございますが、現在のところ、あかしや南団地、町営の部分、全て数年に分けて解体し建て直すというような計画で考えております。

また、前倒しをというご意見もございましたが、この計画をつくるに当たりまして、財政当局とも調整をしながらこのスケジュールが精いっぱいということで、現状につきましては、平成33年から複数年にわたって建て替え事業を年次ごとに進めていくということで考えております。

以上でございます。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 住宅のほうはわかりました。

除雪のほうです。オペレーターの方たちとの懇談が10月に予定されているということでありまして、29年度は実施されなかったということなのですね。本当に住宅が密集してきているということはもちろんですが、とりわけ南北の道路というよりは東西の道路、どうしても南側に建物がずらっと並んでいて北側の住宅というような、そういった配置の住宅地につきましては、非常に雪そのものが凍ってしまって日常の生活に支障を来す。建物の裏側に例えば灯油のホームタンクがあるですとか、いろいろありますよね、住宅地ですからね。そういうところがもう雪がかぶってしまって、凍りついてしまうという

ようなこともありまして、回ってみると本当に細かな意見がたくさん出されてきます。

そういうこともありますので、オペレーターの皆さんに対する指導と協力、それとあわせて春になると縁石がたくさんえぐられているというようなことも、もうそれも届いていると思います。この縁石も最近の住宅地では大変低くなっているのですが、札幌で言えば、西町であるとか、古いところの住宅地は、まだまだ縁石の高いところがありまして、それでそういったところも支障を来すというような状況もありますので、ぜひそういった町の成り立ちをよくよくお伝えいただきながら、適切な除雪につながるよう指導、懇談も含めて取り組まれるということでもありますから、やっていただきたいというふうに思います。

あとは、もう雪が増えていくというふうになれば、台数を増やすしかないのではないかとこのように思うのです。ただ、そこでオペレーターの方あるいは工事業者の方の今日の状況から言うと、そういった土木仕事も少ないという中で、確保するということができれば、これは本当に厳しい状況だと思うのですが、29年度も予算としては1億3,000万円以上使いましたよね、1億3,400万円でありますから、そういったところの予算の配分も十分考えながら、瞬時の除雪につながるように求めて質問は終わりたいと思います。お答えがあればお願いします。

○委員長（小島智恵） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） まず、オペレーターの方への除雪に対する協力ですとか指導のあり方、これにつきましては今年度も引き続いてとり行っていきたいと。そんな中で、今、委員おっしゃったようなご意見についても留意するように伝えていきたいなというふうに思っています。

あと、年代ごとに、住宅団地の道路整備のあり方が少しずつ変わって行って、ここ最近で言えば委員おっしゃるように、縁石の高さがほとんどないようなフラットな縁石になってきたと。当然、除雪のほうも、そのほうがしやすいというような状況になっております。年代の古い団地を除雪する場合にあっては、当然、雪の降るシーズンに入る前に、路面状況などを十分確認をして、来る除雪に向けた準備をするように、これについてもオペレーターの方に、またお話をしていきたいなというふうに思っております。

あと、除雪に関わる台数自体を増やすというようなことについては、これは我々もずっと増やせるのであればという思いで、関係各方面に働きかけなどをしながら今に至っているという状況です。方法として、今のやり方がベストであるということではなくして、これ以外のやり方も含めて、除雪のあり方については今後とも検討をして、少なくとも現状維持、できるのであれば台数を増やしたいと、そうしたところについては、引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（小島智恵） よろしかったですか。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） ほかに質疑がないようですので、8款土木費につきましては、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

208 ページをお開きください。

9款1項消防費、予算現額6億86万円に対して、支出済額5億9,531万1,089円であります。

1目常備消防費は、とちかち広域消防事務組合の分担金であります。

2目非常備消防費は、幕別消防団に係る経費で、1節の消防団員報酬、9節の災害訓練出動等に係る費用弁償のほか、次のページになりますが、15節の工事請負費、糠内分遣所の外構工事及び解体工事に要した経費が主なものであります。

3目水防費、本目につきましては、昨年台風18号による避難所食糧賄いのほか、毛布の洗濯料に要した経費であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） ほかに質疑がございませんので、9款消防費につきましては、以上をもって終了

させていただきます。

この際、14時15分まで休憩をいたします。

14:06 休憩

14:15 再開

○委員長（小島智恵） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（岡田直之） 10款教育費につきましてご説明を申し上げます。

212ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額5億9,329万2,000円に対しまして、支出済額5億8,364万3,903円であります。

1目教育委員会費は、教育委員4名の報酬及び費用弁償並びに交際費、会議等の負担金であります。平成29年度は、15回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施しております。

2目事務局費であります。

1節報酬は、教育支援委員会及びいじめ防止対策推進委員会の開催に伴う委員報酬であります。

4節共済費のうち細節14は、学校教育推進員等の嘱託職員及び特別支援教育支援員等の臨時職員、合計70名分の経費であります。

8節報償費は、京都産業大学から講師を招き実施した小中一貫教育に係る講演会の開催に伴う講師謝礼であります。

214ページになります。

19節負担金補助及び交付金のうち細節9は、町内にある高校の魅力ある高校づくりを支援するための補助、細節10から12までは町内小中学校の周年事業に対する補助、細節13は、学校教育振興のために町内の小中学校で組織しております教育振興会に交付したものであります。

3目教育財産費は、小中学校とわかば幼稚園並びに教員住宅72戸の維持管理経費であります。

216ページになります。

11節需用費のうち細節40は、学校施設の修繕が全体の約8割であり、その他、教員住宅やわかば幼稚園等の修繕に要した費用であります。

13節委託料のうち細節13は、札内南小学校の特別支援教室の増築工事に伴う実施設計委託料であります。

15節工事請負費のうち細節1は、幕別小学校シャワーブース設置等工事、札内東中学校特別支援教室改修工事、札内北小学校温水パネルヒーター改修工事が主なものであります。

細節2は、白人小学校の学校林整備工事、細節3は、札内南小学校、糠内中学校及び札内東中学校の暖房用煙突に含まれていた石綿断熱材の除去工事を行ったものであります。

細節4は、糠内小学校、古舞小学校、途別小学校及び糠内中学校の照明器具やバスケットゴールの落下物防止対策工事。

細節5の幕別小学校屋内運動場屋根改修工事は、雨漏り対策としてカバー工法による屋根の改修工事を行ったものであります。

細節6は、糠内中学校の屋内消火栓ポンプユニット交換工事であります。

4目スクールバス管理費は、スクールバスの運行に要した経費であります。

スクールバス運行12路線のうち、13節委託料で町有車両を貸与して8路線を運行するとともに、4路線について車両を借り上げて運行しており、それらの運行に要した経費であります。

218ページになります。

18節備品購入費は、中里線を運行していた車両を更新したものであります。

5目国際化教育推進事業費であります。

7節賃金は、嘱託職員である国際交流員2名分の賃金であります。

2名の国際交流員は、町内5校の中学校を分担して訪問し、英語担当教諭とのチームティーチングにより英語指導を行うほか、幼稚園や小学校にも訪問し指導を行っているところであります。

6 目学校給食センター管理費は、幕別、忠類学校給食センターの管理運営に係る経費であります。  
220 ページになります。

7 節賃金は、臨時職員 19 名、嘱託職員 7 名分であります。

11 節需用費は、光熱水費のほか細節 60 の給食材料費が主なものであります。

13 節委託料は、細節 5 の 6 路線に係る給食配送委託料が主なものであります。

222 ページになります。

18 節備品購入費、細節 1 は、幕別学校給食センターの連続式揚物機用油ろ過器や食缶等の更新に要した費用であります。

なお、幕別学校給食センターでは、小中学校以外に糠内保育所をはじめ、へき地保育所 4 か所に毎日、町立わかば幼稚園と私立幼稚園の 2 か所に週 2 日提供しているほか、平成 25 年度から中札内高等養護学校幕別分校にも毎日提供しているところであります。

また、忠類学校給食センターは、忠類保育所と駒畠へき地保育所の 2 か所にも毎日給食を提供しております。

2 項小学校費、予算現額 2 億 3,908 万 5,000 円に対しまして、支出済額 2 億 2,581 万 678 円であります。

1 目学校管理費は、小学校 9 校の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金の細節 2 は、学校事務補助職員 4 名の賃金、細節 6 は、支援を要する児童に対し、個に応じた教育を行うための小学校 7 校の特別支援教育支援員 37 名の賃金であります。

224 ページになります。

13 節委託料の細節 1 は、学校内外の清掃や管理等の業務を行うため、小規模校を除く 6 校の小学校に配置している用務員等に要する経費。

細節 6 は、小学校教職員 146 名のストレスチェックに要した費用であります。

18 節備品購入費のうち細節 2 は、机や椅子など学校管理上必要な備品整備に係る費用であります。

19 節負担金補助及び交付金のうち細節 5 は、各学校の環境整備等に要するもの、細節 6 は、学校行事や特別活動などに要する費用を交付しております。

2 目教育振興費であります。

18 節備品購入費のうち、細節 1 は、授業等で必要となる教材備品整備に係る費用であります。

細節 2 は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンやタブレットなどの償還金、細節 3 は学校図書購入に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 は、小学校 7 校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

20 節扶助費のうち、細節 1 から 5 及び次のページになりますが、細節 7 は就学援助に要した経費であります。

なお、前のページの細節 5 には、平成 30 年度入学児童に対する入学準備金の年度前支給 29 名分を含んでおります。

226 ページになります。

3 項中学校費、予算現額 1 億 9,395 万 5,000 円に対しまして、支出済額 1 億 8,469 万 9,592 円であります。

1 目学校管理費は、中学校 5 校の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金の細節 2 は、学校事務補助職員 3 名の賃金。

細節 6 の心の教室相談員は 1 名分で、心の教室相談員は札内東中学校を拠点とし、各中学校で相談を受けております。

細節 7 は、支援を要する生徒などに対し、個に応じた教育を行うための中学校 4 校の特別支援教育支援員 7 名の賃金であります。

13 節委託料のうち細節 1 は、学校の清掃や管理等を行うため、中学校 5 校に配置している用務員等の経費。

細節 5 は、中学校教職員 100 名のストレスチェックに要した費用であります。

228 ページになります。

2 目教育振興費であります。

8 節報償費、細節 3 は全道全国文化スポーツ大会参加に係る個人 548 名と 81 団体分の参加奨励金であり、細節 4 は部活動指導員 79 名分の謝礼であります。

18 節備品購入費、細節 1 は、授業等で必要となる教材備品の経費、細節 2 は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンやタブレットなどの償還金であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 は、義務教育期間の経済的負担の軽減を図るため、中学校 5 校の修学旅行費に係る経費のうち 3 万 5,000 円を限度とし、2 分の 1 の補助を行ったものであります。

20 節扶助費、細節 1 から 5 及び細節 7 から 9 までは、就学援助に要した経費であります。

なお、細節 5 には、平成 30 年度入学生とに対する入学準備金の年度前支給 45 名分を含んでおります。

4 項幼稚園費、予算現額 4,300 万 3,000 円に対しまして、支出済額 4,158 万 2,861 円であります。

1 目幼稚園管理費は、わかば幼稚園の管理運営に要する経費であり、7 節賃金は臨時職員 1 名、代替職員 3 名、特別支援教育支援員 2 名及び嘱託職員であります園長の賃金が主なものであります。

230 ページになります。

2 目教育振興費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は町単独事業であります。就園奨励費扶助の対象とならなかった保護者の園児 60 名に対し、入園料 7,000 円を限度として補助をするとともに、19 名の園児に対し保育料月額 3,500 円を補助したものであります。

20 節扶助費は、公立及び私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、所得階層に応じて入園料及び保育料の一部を扶助したものであります。

5 項社会教育費、予算現額 2 億 8,007 万 2,000 円に対しまして、支出済額 2 億 7,685 万 2,442 円であります。

1 目社会教育総務費は、社会教育委員 15 名の報酬及び各種団体に対する負担金、補助金などに要した経費であります。

232 ページになります。

9 節旅費の細節 3 は、小学生の埼玉県上尾市、神奈川県開成町及び高知県中土佐町への国内研修の引率各 3 名と中学生、高校生のオーストラリアへの海外研修の引率 3 名に要した経費であります。

19 節負担金及び交付金、細節 8 はオーストラリアを訪問した中学生 16 名と高校生 2 名分に対する補助金であります。

2 目公民館費は、糠内駒島公民館及びまなびや相川と中里の管理運営に要した経費が主なものであり、7 節賃金は公民館及びまなびやの管理人 4 名の賃金、8 節報償費は、しらかば大学の講師の謝礼に要した経費であります。

234 ページになります。

3 目町民会館費は、町民会館の管理運営経費であります。

236 ページになります。

4 目郷土館費は、文化財審議委員会の開催に要した経費のほか、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営経費であります。

1 節報酬は、文化財審議委員会 5 名分の報酬。

7 節賃金は、ふるさと館の臨時職員 1 名分の賃金であります。

8 節報償費の細節 6 は、郷土文化研究員 1 名に対する謝礼。

細節 7 は、郷土文化特別相談員 1 名に対する謝礼であります。

238 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 7 は、ふるさと館の運営に協力をいただいている事業委員会への交付金であります。

5 目ナウマン象記念館管理費であります。

記念館の管理運営に要した経費が主なものであります。

7 節賃金の細節 2 は、臨時職員 3 名分の賃金であります。

240 ページになります。

6 目集団研修施設費であります。

本目は、集団研修施設駒島の管理運営経費であります。

7 目図書館管理費であります。

図書館本館、分館及び移動図書館の管理運営に要した経費であります。

1 節報酬は、図書館アドバイザー 10 名の報酬であり、アドバイザー会議につきましては 3 回開催しております。

7 節賃金は、臨時職員司書 7 名、臨時職員 1 名、移動図書館車運転手 1 名の賃金であります。

8 節報償費の細節 1 は、地方創生交付金事業として開催いたしました落語会 2 回と講談会の謝礼が主なものであります。

242 ページになります。

15 節工事請負費の細節 1 は、高圧受電設備の老朽化に伴う修繕工事であります。

18 節備品購入費の細節 1 及び 2 は、図書資料 5,229 冊と映像資料 44 点の購入に要した経費であります。

244 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 6 は、町民文芸「まくべつ」第 33 号の発刊に要した経費であります。

8 目百年記念ホール管理費であります。

百年記念ホールの管理運営及び忠類地域の生涯学習講座等に要した費用であり、8 節報償費は、忠類地域で実施した生涯学習講座の 3 講座と文化講演会に係る講師謝礼であります。

13 節委託料の細節 1 は、百年記念ホールの指定管理業務に要した経費。

細節 5 は、百年記念ホール改修工事に係る工事管理委託料であります。

15 節工事請負費は、百年記念ホール大ホールの舞台照明及びつり物制御設備の改修工事に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、文化団体への活動費補助や NPO 法人まくべつ町民芸術劇場への交付金が多くなっております。

6 項保健体育費、予算現額 1 億 1,901 万 1,000 円に対しまして、支出済額 1 億 1,747 万 6,688 円であります。

1 目保健体育総務費は、スポーツ推進委員 12 名の報酬、全道全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助金などに要した経費であります。

8 節報償費の細節 3 は、個人 71 人と 17 団体分に対して支給したものであり、細節 5 は平成 28 年度から取り組んでおります未来のオリンピック選手を育てる事業における各種教室の講師謝礼に係る費用であります。

246 ページになります。

13 節委託料の細節 5 は、未来のオリンピック選手を育てる事業の一環として実施したスポーツセミナーの開催に係る委託料であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 8 は、ことし 2 月に行われました平昌オリンピックに出場した本町出身の高木菜那選手と高木美帆選手を応援するため、6 回のパブリックビューイングを開催するなどした実行委員会への補助であります。

2 目体育施設費は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、町民プールなどの体育施設に係る管理運営経費であります。

7 節賃金の細節 2 は、トレーニング補助員 3 名と代替職員 1 名分、クマガラハウスの臨時職員 2 名分の賃金、細節 3 は町民プール監視員 18 名分の賃金、細節 4 はトレーニング指導員 1 名分の賃金であります。

248 ページになります。

13 節委託料は、細節 9 の陸上競技場芝管理委託料のほか、運動公園野球場、農業者トレーニングセンター及び札内スポーツセンターなどの管理に要した経費が多くなっております。

15 節工事請負費の細節 1 は、幕別運動公園野球場の内野不陸整備に要した経費、細節 3 は札内南町民プールのろ過器の補修に要した経費であります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

小田委員。

○委員（小田新紀） 4 番小田です。3 点質問させていただきます。

まず、1 点目は 213 ページ、教育総務費、2 目事務局費、8 節報償費の細節 1 講師謝礼、その他 215 ページの教育総務費の負担金補助及び交付金、学校運営協議会交付金等にも関わってくるかと思えます。いわゆる小中一貫コミュニティ・スクールに関わる件になります。

これまで何度かいろんな場面で話をさせていただいておりますけれども、またいろんな説明も受けております。29 年度、講師を招いているような研修会等々開いて、それから運営協議会のほうでも審議

をされてということで伺っておりますが、その中で30年度からモデル事業が始まるという中で、29年度中にどの程度まで内容が固まってきたのか。いろんな場面を聞く中で、いろんなメリットであったりとか、それから小中一貫連携あるいはコミュニティ・スクールに関する手法についてとか、そういった部分の説明を受けてはいるのですけれども、要は、根拠となる教育課題であったりとか、それから何のためにという部分が確立されていないのではないかとこのように見えております。そういった部分が確立していくということが、やっておくべきことだったのではないかなというふうに考えるわけですけれども、そのあたりの進捗状況はいかがでしょう。

それから、2点目、217ページになります。

1項教育総務費、3目教育財産費、15節の工事請負費、細節3の部分ですが、いわゆる石綿対策の工事ということであります。3校の27年度に検査をして28年度除去作業をされたらと、3校分をされたらということで、教育委員会から出されております、点検評価表のほうの50ページに関わっての説明のほうにも多少ありましたけれども、まだ7本の煙突について今後課題があるということでありました。30年度予算の中には見受けられなかったもので、緊急性という部分については、そこまでではないのかなというふうに考えているわけですけれども、29年度中の緊急性のあるものについては除去したと。その後、それらの残りの部分についての進捗状況というか、現在の段階での状況をお示しいただければと思います。

最後3点目ですが、230ページ、5項社会教育費です。1目社会教育総務費、これは全体に関わることになりますけれども、社会教育事業の中で、特に小中学生に関わるさまざまな事業を展開されております。これも点検評価表を拝見する限りですが、参加人数のという部分が極端ではないのですけれども、やはりここ3年ぐらいの状況を見ていくと、やや減少傾向にあるのかなというふうに見受けられます。もともとそもそもがこの幕別町内の小中学校児童数、生徒数の母数に対して、参加数が今まで多かったのか少なかったのかという評価もあるわけですけれども、若干減ってきていると。その評価表の中では、広報の仕方について今後も課題があるというようなことがありましたが、広報だけで解決できるものなのか、それともその活動自体を3年ほど同じずっとやっているわけですので、その活動の改善ということも含めて検討されていくべきなのか、そのあたりの評価についていかがでしょう、以上、3点です。

○委員長（小島智恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） まず1点目でございます。小中一貫教育の取組の進捗状況という点でございます。昨年度、京都産業大学の西川教授を招きまして百年記念ホールで研修を行い、教職員が350人が参加していただいたところでございます。このほかにも研修は実施しておりますが、こういった中で昨年の取組といたしましては、まず小中の先生方のお互いの顔や文化、そういったものの仕組みを理解することが大事であろうという部分や、講座を通してできることから進めていくことが大事である。あるいは、先生の指導能力、指導力の向上が子供の質向上につながるというようなことを踏まえまして、29年度におきましては、まず目指す子供像を設定するための協議でしたり、小中間のまず教職員間の交流、さらには組織体制の構築準備などなど単発的な乗り入れ授業も実施してまいりましたけれども、こういった部分、研修等を踏まえた中で実施しているところでございます。

続きまして、2点目の石綿対策、アスベストの除去工事は昨年実施しておりますが、そのほかの残りの部分の状況ということでございますけれども、残りの部分につきましては、毎年1回、気中濃度測定を実施しております経過観察といった状況でございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 小中学生の各種、特に研修関係だと思うのですけれども、今、委員おっしゃられたように、特に国内研修の派遣事業の募集等を行っている中で、応募等が若干極端に少なくなっている部分もございまして、その部分につきましては、内部でも検討しているのですが、学校枠とかの配分をつくってしているのですけれども、学校のほうにお伺いしますと、その枠配分の決め方によって応募しづらい状況もあるということでお伺いしておりますので、今回、29年度派遣の年で次回31年度になるのですが、31年度の派遣に向けまして、枠配分の抜本的な見直しと申しますか、各学校から小中学生のお子さんたち、応募しやすいような形どういった形がいいのか、学校のほうともご相談させていただきながら検討している状況でございます。

○委員長（小島智恵） 小田委員。

○委員（小田新紀） 三つありましたけれども、まず一つ目ですけれども、そういった研修をされているということについては承知しているのですけれども、学校の現場の先生たちも、それから地域の方もそ

うなのですけれども、問題意識がはっきりわからないというところがそもそものところでありまして、どういった小中一貫、それからコミュニティ・スクールがうまくいけば、こんなメリットがあるというようなことは、いろんな研修の中で説明もあってということで、広くざっと概要としてはわかるわけですけれども、この幕別町においてどこが必要なのか、どんな課題があるのかという部分が整理されていないということで、その評価の点検評価表も施策の方向ということで見ていくと、「中1ギャップの解消を目指す」というふうに記載されているわけですが、もしそれが主の目的であるのであれば、そういった目的のもとで町民に投げかけ、それから教職員に投げかけ、それを解決するためのどういった小中一貫の、小中一貫ですので教育過程の編成というのが必要になってくるわけですが、どういった教育課程がいいのか、何の教科がいいのかという部分になってくると思いますし、そこに対して、コミュニティ・スクールがどういう関わりになってくるのかということが、検証されやすくなってくると思うのですが、そのあたりのやはり何を指すのか、目的が全く見えないという部分で、先生たちもやっぱりやらされてる感が非常に強い中で、今、取り組まれているということです。

それについて深く審議することはこの場ではあれですけれども、前回の荒議員の一般質問でもありましたけれども、コミュニティ・スクールまで関わってくると、本当に教育委員会云々ということではなくて、町全体の施策、まちづくり、どういうまちづくりをしていくかということに関わってくるということであるわけですので、少なくともこの施策については、教育委員会はもちろんのこと、町職員全員の共有、共通理解というものがどんな町にしていくかという部分が、まずやらなければいけなかったことではないかと、それからそれらの評価を含めて、今後やっていくべきことではないかというふうに考えます。ご見解を伺わせていただければと思います。

それから、二つ目の工事の件、経過観察されていくということについては、評価表のほうで見させてもらいました。差し当たってちょっと緊急性を要するような可能性のあるというものについては、ないというような押さえでよろしかったでしょうか。

それから三つ目、小中社会教育事業についてですけれども、国内研修のこのみならず、そのほかのふるさと館のジュニアスクール、ジュニアサタデースクール、いろいろとあるわけですが、数字が単年度で上がっているというのももちろんあります。ありますけれども、全体の傾向を見て、私が分析するに当たって、少し減少傾向にあるのではないかとこの部分がありますので、活動自体がだめだとかということではなくて、そういった活動をそういった視点から評価し直していくということが、今後、必要ではないかというふうに考えるわけですが、以上、見解をお願いいたします。

○委員長（小島智恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） まず1点目、小中一貫の部分でございます。課題の共有という部分でございますけれども、まず内部といいますか、小中一貫教育等推進会議というのが28年度に立ち上げまして、そういった中にもPTAの関係者も構成した中で、広く小中一貫の取組という部分の理解を深めていくという部分で進めてきたところであります。今回、ことし30年度に入りまして、モデル校という形で動いておりますけれども、それぞれモデル校の取組の中でも広く、例えば今既存の協議会の中でもそういった小中一貫の目的、あるいはネットワーク会議における中学校エリアの中でも、そういった話といいますか、小中一貫の部分の課題の共有ということで、広く小中一貫だよりという形も改めてそういった部分でも、地域の方に取組を理解していただくということで実施しているところであります。

なかなか今申し上げました、小中一貫の9年間見通した教育課程という部分が、一番これから必要なのではないかということで、現在その部分についてモデル校の中で、9年間を見通した教育課程の編成ということで取り組んでいるところでございます。

具体的な小中一貫の教育課程の取組と合わせて、これまでの研修等の中で、それぞれの小学生と中学生の交流の場を設けることで、感想としましては、いわゆる中学生が小学生を見て見守るという形のアンケートの中でも、そういった声、生徒児童の中からも、そういった乗り入れ授業等を通じて、感覚として児童生徒は受けているのかなというふうに認識しております。

それともう一点、石綿の工事の部分の緊急性があるかどうかという部分の判断でございますけれども、現状においては劣化度、いわゆる撤去、除去するまでには至っていないということでございます。

○委員長（小島智恵） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） ふるさと館の例えばジュニアスクールということでお話しいただいたところでございますが、確かに今の小学生のお子さん、いろいろ習い事とかも増えて、お忙しいのも実質あるのかなとは思っておりますけれども、ただいづれにいたしましても、毎年内容につきましては、少しでもお子さんたちの応募したくなるような魅力あるものということで、見直しをしていくことを考えており

ますので、ふるさと館のジュニアスクールにつきましては、ご協力いただいております事業委員のスタッフの皆さんとも、今後さらに検討を進めていきたいと思っております。

○委員長（小島智恵） 小田委員。

○委員（小田新紀） 石綿工事の件については了解しました。

小中一貫コミュニティ・スクールについてもまたずっとやっているとおあれなのですけれども、何度も申し上げますけれども、やはりまちづくりがどうするかというところの事業に関わってくるものなので、その部分が教育委員会なり町なりにしっかりとした見える、わかりやすい、テーマ一つでもいいと思うので、さきの一般質問で荒議員が上士幌は上士幌の課題があって、コミュニティ・スクールでやっていくのだから、例えば先進地である浦幌なんかも、やはり人口減少、それからふるさと魅力を発信すると、子供たちに知ってもらって、そこから人口減少を食い止めるのだというようなものもあって、最終的にコミュニティ・スクールにたどり着いたというような流れがあります。何かそういった幕別の中で、教育課題であっていいでしょうし、それからこれからこういうふうに通を良くしていくのだ、子供たちを育てるのだという部分がある程度やはり町の中で意思統一されて、まちづくり全体にそれが関わってきて生かされるような取組という視点で、改めて評価していただいて、次につなげていただければというふうに考えます。

それから三つ目について、これもふるさと館ジュニアスクール一つに絞った話ではなくて、全体としてということでの分析なものですから、また単年度だけで見たら、またはっきりした分析はできないというふうには思います、いろんな学校の事情や子供の事情がありますので。それら含めて今、答弁ありましたとおり、ふるさとジュニアスクールもそうですけれども、ほかのことも含めて、前年度ありきということではなくて、今後もこの町の子供たちに何が必要かという部分で、どういった事業を展開していくかということを進めていただくとことを期待しまして、もし答弁がありましたら。

○委員長（小島智恵） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 1点目の小中一貫教育とコミュニティ・スクールの関係でありますけれども、小中学生、小学生がメインですけれども、課題といたしましては、やはり中1ギャップというアンケート、現状においてもあります。実際に小学校から中学校に行くときに、制度的または文化的な違いから、不登校が増えているという現状もあります。不登校は、1人だからいいとか2人だからいいとかそういう問題ではないと思います。私たちとしてはゼロにしたいというふうに考えております。町の教育目標であります「郷土を愛し 自ら学び 心豊かに生きる人」この実現に向けて最大限取り組んでいきたいというふうに思っております。

学校が楽しく行けなかったら、この町に戻ってきたいなんていう子供は現れないと思います。我々は東京で活躍する人間を育てているのではなくて、将来この町に戻ってきてほしい、戻ってきて働きたい、そういう子供たちを育てていきたいというふうに考えておまして、そのためには、まず学校が楽しく学べる場ではなくてはいけません。そのために社会総ぐるみで子供たちを育てていくということで、小中一貫教育、コミュニティ・スクールを町全体としてももちろん取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 小田委員。

○委員（小田新紀） 終わるつもりでいたのですが、済みません。確認だけなのですが、不登校件数ありますよね、27年度、28年、25年、29年、31年、中学校での不登校というふうに考えているわけなのですが、これが中1ギャップということが理由の不登校であるのか、そしてほかの市町村と比べ、1人で少ないからいいという話ではないと、部長がおっしゃられたとおりで同感なのですが、ほかの町と比べてこれが大きな数字になっているのか、課題になっているのかということも見きわめた上で、中1ギャップを解消するための小中一貫教育でありコミュニティ・スクールだということであれば、そういったことをはっきりした根拠を指し示していかないと、教職員全体も地域の方も、よく理解できないのではないかとこのように考えますので、今後のという部分で押さえておいていただければと思います。

終わります。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵） 関連、野原委員。

○委員（野原恵子） 不登校について質問したかったのですが、関連、別でよろしいですか。

○委員長（小島智恵） マイクのほうをお願いします。

○委員（野原恵子） 関連でやったほうがいいのか、不登校について質問したいと思ったのです

が、関連でよろしいですか。

○委員長（小島智恵） 別にしますか。

○委員（野原恵子） 別のほうでいいですか。はい、わかりました。では、別に質問いたします。

○委員長（小島智恵） ほかにございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） それでは、222 ページ、1 目学校管理費、7 節賃金、資料の 139 ページ、今、小田委員が不登校について一部質問をしていました。ですが、私もこの件について質問したいと思っております。いじめと、それから資料によりますと、139 ページにいじめ、それから不登校の件数が載っております。私は、このいじめも件数は少なくなってきておりますけれども、不登校の子供たちが平成 23 年度、平成 29 年度にかけて、小学校では約 2.2 倍、中学校では 2.8 倍となっております。それで、この中でやはり今、教育部長が中 1 ギャップで、小中一貫のその目的は、中 1 ギャップもその一つの要因だというふうにお答えになっておりましたけれども、この資料から見まして、必ずしもそうではないのではないか、私はそう思います。

といいますのは、小学校の不登校の件数が年々増えております。ですから、今、不登校の子供たちのその要因というのは、中学に入るときではなくて、既にもう小学校 4 年生、5 年生のころからそういう課題があるのではないかと、こういう状況だと私は思っております。ですから、小学校のときからきちっと手だてをとっていくということが必要だと思っております。

それで、226 ページの中学校の賃金のところなのですが、中学校の 1 目学校管理費、7 節賃金、6 心の教育相談員賃金、中学校にはこれが予算化されております。ですから、小学校にもこの心の教育相談員を配置すべきではないかというふうに思っております。こういう小学校からきちっと手だてをとっていくことによりまして、子供たちがなかなかお友達ですとか保護者とかに相談できないようなことも、こういう相談員に相談しながら心の問題を解決していける、こういう手だても一つとれると思いますので、その配置を求めていきたいと思いますが、その点をお聞きします。

もう一点は、228 ページ、2 目教育振興費、資料は 148 ページです。

19 負担金補助及び交付金、4 の修学旅行支援事業補助金です。これは、修学旅行費半額助成、これは本当に、今、教育費にお金がかかります。子供を育てる基本的な衣食住にもお金がかかります。そのほかに教育補助代、教材ですとか制服代、非常に子育てにお金がかかりまして、保護者だけではなく、そういう若い世代を応援しているおじいちゃん、おばあちゃんたちからも、この修学旅行の半額助成というのは非常に喜ばれております。

それで、資料なのですが、資料の 148 ページを見ますと、学校によって修学旅行の経費が違います。一番高いところ、それから低いところでは 1 万 3,700 円の差があります。これは、学校の裁量によって決められるものだと思いますのですが、こういう中で、今、前段にお話しいたしましたように、さまざまな経費がかかるときに、こういう学校によって差があるというのは、やはり考えはあると思うのですが、やはり是正も必要ではないかというふうに思いますので、そういう検討もしていくことが必要ではないかと思ひまして、この 2 点についてお伺いをいたします。

○委員長（小島智恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） まず 1 点目、小学校にも心の相談員的な配置がどうなのだろうかという部分だと思いますけれども、小学校につきましては、町の予算ではございませんが、道費の予算で 29 年度については、小学校に 1 名巡回する形で、これは相談があった場合に対応するという形で巡回しているスクールカウンセラーが 1 名いらっしゃいます。引き続き、今後も小学校においても道費のこの配置を要望した中で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それと 2 点目につきまして、修学旅行の是正の必要性ということでございますけれども、修学旅行につきましては、それぞれ学校において行き先といいますか、どこに行くかというのは検討する部分でございます。道外でしたり道内といった学校もございまして、ただ、これを一律うちのほうでここという枠をなかなかちょっと範囲を決めるのは、果たしてどうなのかなというのが現実問題としてあるのかなというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） 小学校には、スクールカウンセラーが巡回しているというお答えでしたけれども、こういう巡回は、教職員、子供たちにきちっと周知されているのでしょうか、こういう点が子供たちにきちっと周知されていなければ、やはりこういう相談もしたいなという思いの子供たちにもきちっと伝わる、そういう手だてが必要だと思ひます。それで、中 1 ギャップではなくて、小学校のときからとい

うことでは、今いろんなところで子供たちに対する手厚い手だてが必要だということがうたわれておりまして、そういうことをすることによって、中学に行く前からの手だて、ここが大事だと思いますので、その周知のところ、それから子供たちにきちっと伝わっているのか、その点をもう一度お聞きいたします。

それから、修学旅行費ですが、これはやはり学校の裁量ということでしたけれども、今の家庭状況、保護者の状況などを考えますと、やはり制服代ですとか、教材費だとか、そのほかに塾のお金ですとか、いろいろかかります。若いお母さんたちに聞いても、本当にお金のかかることは、もうこれ以上避けたいのだと言いながらも、教育環境がこういう方向に行っている中で、やはりこれもなかなか保護者から声を上げられない、そういう状況の中で、問題を提起して是正していく、そういうことも考えられるのではないかと思ひまして、その点をお聞きいたします。

○委員長（小島智恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 小学校の部分でございますけれども、これは逆に言えば、先生方も含めて、ふだん様子をうかがった中でおかしいなというような部分も含めて、スクールカウンセラーが必要かどうかというのは、こちらのほうにも教育相談を保護者も通じて受けたほうがいいのではないかという部分で、逆にこちらの学校側のほうで気づいてという部分のパターンも実はございます。そういった形で、学校から通じて保護者にそういった教育相談といいますか、スクールカウンセラーを受ける機会があるよというのは、一律広報で周知という部分ではございませんけれども、学校からはそういった部分で周知されているものと認識しております。それとは逆に、それを発端に保護者も気づくという部分もあるのかなというふうに考えております。

それと、修学旅行の部分でございますが、こちらの部分もそもそもこの修学旅行の支援を開始した際にも、どの程度教材費で負担的なものがあるかという中で、その中で一番負担感の高いといひますか、ウェートを占めるような修学旅行という部分も非常に負担だという声を聞いた上で、今回こういった支援をしているといった状況で、全体の部分で今後もそういった調査の中で、そういった部分について把握していきたいというふうに考えおります。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） そういう不登校で、まず手だてをとっているということでしたけれども、その不登校の要因はさまざまだと思いますけれども、教育委員会としては、この不登校の要因というのは、どういふ部分でこのように子供たちの不登校が増えてきているのか、その辺をどのように押さえているのか、1点お聞きしたいと思ひます。

○委員長（小島智恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 29年度の部分で言ひますと、一番多いのが体調不良というのが一番多いのかなというふうに認識しております。そのほかにつきましては、体調不良のほか、実際に保護者だとか本人ともちょっと会えないといったような事例も若干ではあります。

あと、定義が30日以上欠席ということで、必ずしも不登校ではなくて病欠という部分も一部、欠席の中での把握の中では押さえておりますけれども、一番多いのは体調不良という回答が一番多いという部分でございます。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） 体調不良のその要因、原因というのは30日以上休んだということなのですが、こういう中になかなか相談はできないけれども、いじめですとか、そういうこともあるのではないかというふうに思ひますよね。だから、そういう手だてがきめ細やかに対応していくということが、今、非常に求められていると思ひます。一くりに体調不良だけでおさめていいのでしょうか。その辺もきちっと分析して、やはり対応していく、こういうことが今本当に大切だと思ひますが、その点はどういふようにお考えでしょうか。

○委員長（小島智恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） あくまでも不登校で扱っている部分といじめというのは、また別の部分でございまして、いじめはいじめできちっとそういった調査もした中で、精神的な部分ですとか、嫌な思ひをするですとか、そういった部分で把握しております。

また、不登校の部分につきましても、これは学校においても、都度、家庭訪問に行ったりですとか、そういった状況、こちらのほうにも入ってきております。そういった中で、原因的にはいじめがという部分ではなく、正直はつきりこれだという部分がわからないのが、正直不登校という部分の精神的なものですとか、気分的なものですとか、いろんなそういった抱えているものというのが、それぞれ育つて

いる環境の中において家庭だったりいろいろそういった部分はあります。その部分は、随時、学校のほうも訪問して、なおかつ先ほど言いましたカウンセラー等も活用しながら対応しているところでございます。

○委員長（小島智恵） この際、休憩を15時20分まで休憩いたします。

15:08 休憩

15:20 再開

○委員長（小島智恵） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、10款教育費の質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 2点お伺いいたします。

242ページ、7目図書館管理費全体に関わることなのですが、資料の157ページ、図書の貸出冊数についてであります。

平成29年度、前年比で6,000冊ほど減ってきました、年々貸し出しが減っているのではないかなというふうに感じております。単純に活字離れというのがあるのですが、幕別町の知の拠点としてこれからも図書サービスの充実を考えていただきたいと思うのですが、教育委員会としては、どのような分析を持って、この間どのような取組をされたのか、お聞きしたいと思います。

もう一つ、244ページ、6目保健体育費、保健体育総務費であります。

資料の160ページ、社会体育事業の初心者スポーツについて、少しお聞きしたいと思います。

幕別町では、初心者教室ということで、毎年行われておりまして、子供たちが苦手意識を持ってなかなかこの事業に、体育の時間が嫌だというような感じにならないために、町として取り組んでいただくこと、大変いいのかなというふうに思っております。

学校でも授業日数が減ってきました、プールやスケートの授業、本当に少なくなってきました、本当にどれだけできるのかというのを大変危惧しているところでありまして、ただ、このスケート教室、プール教室なのですが、町としてこれはどのような検証をされてきたのかについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） 図書館の貸し出しの冊数が減少してきているところでございます。

資料にもございますとおり、平成29年度は16万7,650冊と、その前の28年度が17万3,682冊と、年々、若干ではありますけれども、減少傾向にあるということは認識しているところでございます。

分析といたしましては、委員おっしゃりますように、活字離れというのもございますでしょうし、また今、インターネットが大きく普及している中で、簡単に家の中から本を注文したりできるという、そういった事情も大きくこれに作用しているのかなというふうに考えているところでございます。

それに対応する取組といたしましては、地方創生の推進事業の中でも取り組んでいるところでございますけれども、「図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業」、その大きなテーマといたしましては、図書館・文化施設にさまざまな人が集まっていたいて、そこを拠点にまちづくりを進めていくというところでございますけれども、例えば、人が集まる事業といたしましては、落語会の開催でございましたり、あとは子供たち向けには、ポップと言いまして、本の紹介文をつくっていただいて、それを来館いただいた方に審査していただくという取り組みもして、子供たちも図書館に足を運んでいただくような取組をしているところでございます。

足を運んでいただくということがまず大事でございまして、それでまた中にある本に興味を持っていただく、そのようなことに結びつけられないかということで取り組んでいるところでございます。

○委員長（小島智恵） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 初心者スポーツ教室についてのご質問でございますが、あくまで初心者スポーツ教室につきましては、お子さんたちにスポーツに親しんでいただくきっかけづくりということで、主としてやっております。その後につきましては、例えばスキーでしたら、スキー学校に入学されてスキーをさらに続けられる、またはスケートでしたら小学校等で少年団に入られて活動されて、スポーツを続けていただくということになるかと思っております。

あくまで、そういういろんなもののスポーツに触れていただいて、そういうものに進んでいただくきっかけづくりとして行っているものと考えております。

- 委員長（小島智恵） 荒委員。
- 委員（荒 貴賀） 1点ずつしていきたいと思うのですが、今、子供たちの取組についてお話いただきましたけれども、本当にそのとおりであると思います。大人になってからいきなり本を読めと言われても、なかなか難しいのがあるのかと思いますので、やっぱり子供のうちから本を読む機会を町として提供していくというのが、大変重要なことだと思います。
- 町としても、スワディ号を稼働していると思っているのですが、なかなか資料にも出てこないものから、こちらの活用が今どういうふうになっているのかについても、1点お聞きしたいと思います。
- あとですね、初心者教室、きっかけづくりというお話がありました。
- 例えばですけれども、スケート教室、幕別運動公園で行われているのです。12月の月上旬に土日で行われているのだと思います。町営のリンクは、ほかに札内にもあるのですよね。ここには、忠類のほうでもやられてはいるのですが、札内地域にはやられていないのです。やはり、きっかけづくりというのがあるのだら、札内地域にもこういうふうな初心者教室を持って、もっと参加できるような環境づくりをしていくというの、教育委員会として必要ではないかと思うのですが、その辺についてお考えをお聞かせ願いますか。
- 委員長（小島智恵） 図書館長
- 図書館長（武田健吾） 移動図書館車の活用の状況でございますけれども、移動図書館車、今、本館のほうに1台ございまして、月に8コース、31ステーションあるのですけれども、これを月に2回程度は回れるように巡回しているところでございます。平成29年度の運行日数で申し上げますと、174日でございます。あと移動図書館車の中には約2,300冊の書籍を積んでおりまして、小学校ですとか、忠類も含めまして農村部のほうにも巡回しているところでございます。
- 委員長（小島智恵） 生涯学習課長
- 生涯学習課長（石野郁也） 初心者スケート教室、本町の運動公園と忠類では行っているということでございます。議員おっしゃるとおりでございます。今後、ご協力いただいているスケート協会の方々とも、ご相談しながら検討を進めてまいりたいと思います。
- 委員長（小島智恵） 荒委員。
- 2番（荒 貴賀） スワディ号、すごくいい機会だなというふうに思っております。
- ただ、本がないときに、これは要望なのですけれども、本がないときに、この本がないのですかと言われて、いや、ごめんなさい、ないのですよね、でも実際、前、図書館で借りたことがあるのですよといったときの対応については、どのようにされていますか。ちょっと細くなるのですが。
- 委員長（小島智恵） 図書館長。
- 図書館長（武田健吾） ご要望があったものにつきましては、次回、訪問の際に、間に合うのであれば、その際にその本を用意して持ってきているようにしておりますし、また何かの機会に、本館ですとか分館ですとか、別な館のほうに寄っていただくことが可能であれば、そちらのほうでご用意するようにお話をさせていただいているところでございます。
- 委員長（小島智恵） よろしかったですか。
- ほかにございませんか。
- 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 2点だけお伺いいたします。
- ページ数が、240ページの図書館管理費の14節の使用料及び賃借料についてお伺いいたします。
- まず、図書館の29年度の来館数をお聞きするというのと、また14節の使用料及び賃借料の中に、AEDの借上料が記載がされていないのですけれども、この点につきましてはAEDがないということで受けとめてよろしいのでしょうか。
- そしてもう一点が、ページ数が246ページの2目体育施設費の13節の委託料、細節14の町営リンク造成管理委託料についてお伺いいたします。町営リンク造成管理委託料ですけれども、オリンピック選手を生んだこのリンクでありますので、スケート競技の普及、発展、技術向上のために、今後このリンクをどのようにして活用していこうと考えているのか、お伺いしたいと思います。
- 委員長（小島智恵） 図書館長。
- 図書館長（武田健吾） はじめに、図書館の利用者の人数でございますけれども、平成29年度の数字になりますけれども、館内の閲覧ですとか行事の参加も含めまして、4万6,812人となっております。委員おっしゃられます、使用料及び賃借料のところには、AEDの費用は含まれていないところでございます。AEDの設置はしておりません。

- 委員長（小島智恵） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（石野郁也） 町営リンクの今後のあり方ということだと思います。  
基本的に町でつくっておりますリンクは、あくまで屋外リンクでございますので、主体は子供たちということで、本格的な専門的なスケート活動ということになれば、極端な話、帯広のオーバルとか、そういうところを活用していただくのがいいのかなということ考えております。
- 委員長（小島智恵） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） まず1点目の図書館ですけれども、28年度が1,530人の来館数があり、今年度が、今、課長がおっしゃいましたように、4万6,000人ということでございます。失礼しました、前年度、28年度は1万5,030人の来館数で、本年度が4万6,812人ということでございます。これだけの利用数がありながら、AEDがないというのはどうなのかなというふうに考えます。  
やはりたくさんの人、今、課長がおっしゃいましたように、足を運んでいただくという図書館であります。まして、本町地域の中では、一番、役場とまた図書館と保健センターとというようなこともございますので、やはりAEDは予算の関係もあるかと思うのですけれども、AEDは今後考えていくべきではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。  
また、町営リンクですけれども、ことし高木姉妹があのような活躍を見せていただきまして、我が町では未来のオリンピック選手を育てるとか、オリンピアの町ということをやっておりますので、もう少しランクを上げたリンクづくりに力を尽くしてもいいのではないかなと思います。というのも、整氷技術の面なのですけれども、そういう対策にももう少し力を入れていくべきではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。
- 委員長（小島智恵） 図書館長。
- 図書館長（武田健吾） AEDについてでございます。委員おっしゃいますように、保健福祉センターですとか身近な施設には設置されているところでございます。近くに幕別消防が比較的近隣にあるわけでございますけれども、やはり高齢者ですとか、そういった方も訪れる施設でございますので、AEDにつきましては、置く方向で協議を進めてまいりたいというふうに考えております。
- 委員長（小島智恵） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（石野郁也） リンクのことについてでございますが、現状といたしましては、教育委員会といたしましては、基本的には先ほどの答弁と同じになりますが、子供たちを主体として屋外リンク、従来どおりのものということで、それより上のランクのものといいますと、やはり十勝オーバルとかご利用いただくという形で考えております。
- 委員長（小島智恵） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 決算の数字といたしましても、前年より40万円くらい多いのですけれども、決算されていますけれども、やはり十勝のオーバルですと料金のほうもかかるということで、保護者の方からも何度も何度も連れて行く面も考えますと、大変な思いをしているということなのですけれども、せっかくこの町から本当に高木姉妹が出たというようなこともございますので、またそのようなオリンピック選手を育てるためにも、ぜひともできる限りで力を尽くしていただきたいなということを申し上げて終わります。
- 委員長（小島智恵） ほかにございませんか。  
藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 221ページ、学校給食センター管理費、11節需用費、60の給食材料費、1番の地場産食材料費、それと決算の85ページの学校給食費の一番下段にあります、平成29年度収納未済額及び収納率についてお尋ねいたします。  
学校給食費の収納率は、前年度の97.79%から98.6%と改善されております。給食材料費から学校給食費の現年調定額1億3,475万5,536円を引きますと、約2,300万円の赤字になっております。これは平成27年度から年々拡大しております。  
学校給食法では、経費分の負担は設置者負担と、給食費については保護者負担というふうに定めてございますが、今年度決算における現状をどういうふうに考えるか、また給食費でございますけれども、たしか平成26年、消費税が8%に上がった時点で上げられたというふうに思っておりますけれども、来年度、消費税10%になった場合の考え方。  
また給食費の現在の状況が条例を見ますと、小学校が幕別が235円、忠類が237円、中学校が幕別284円、忠類が284円、幼稚園、へき地保育所では幕別が194円、忠類が197円と、小学校と幼稚園、へき地保育所、いずれも3円の開きがあります。今後の考え方について、お尋ねいたします。

○委員長（小島智恵） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮田 哲） まず、平成 29 年度の学校給食費の赤字の部分でございます。

給食センターといたしましては、平成 26 年度に、委員おっしゃられるように、給食費の改定を行いました。その後、食材料費どんどんどんどん上がってきている状況でございます。給食センターといたしましては、上がっている状況の中ではございますが、例えば年間を通じて利用がある程度確保できるものにつきましては、年間契約を行うなどして、入札を行いまして経費の抑制に努めているところでございます。また、毎月の食材の価格の変動のあるもの、例えば野菜ですとか、日々使うおかず、副食につきましては、毎月入札を行いまして、業者入札の後、一番低い業者と入札契約を行いまして、給食の提供を行っておりまして、できるだけ我々も赤字幅少ない方がいいと思っておりますが、そういったことも行いながら給食の提供を行っているという現状でございます。

あと、10%消費税の上がる状況をどう考えるかというところでございます。消費税の 10%の改定に伴いましては、一説によりますと、食料費につきましては 10%対象外というような情報も出ております。そういった情報も集めながら、必要に応じまして、もし必要ということであれば改定もやむなしというところは考えておりますが、今後の情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、今おっしゃられました、幕別と忠類の給食費の違いでございます。これにつきましては、給食費の改定を行う業務の中で、結果的に同じ金額になったという現状がございます。決して寄せるとかいうわけではございません。これにつきましても、今後、改定が生じましたら、改めまして給食費の中身について精査をいたしまして、金額につきましては協議のほうを行っていきたいというところでございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） わかりました。

最近、新聞紙上で、帯広市の現状、芽室町の現状というふうに、給食費の値上げについて新聞報道がなされました。

芽室町におきましては、調理師不足ということが深刻化されて、給食のあり方について報道ございましたし、また反面、全国の小中学校で給食費無料化という流れも確かにございます。

私は、特に給食費は上げなさいと言っているわけではなくて、どういうふうに町として考えているのかという方針でございまして、29年の幕別町の学校給食センターの運営委員会の会議録を見たところ、学校給食費については答弁の中で、1食当たり、小学校で242円、中学校で292円、忠類の給食センターでは小学校245円、中学校で292円、地場産食料費として1食当たり8円を町から補助しておりますという会議録がございました。条例では、先ほど私言った、234円、237円、小学校、中学校で284円、284円というふうになってございますけれども、これ本来だったら、補助金を引いた額を載せるべきではと考えていたのですけれども、その辺はどうか。

それと、年々これ、27年から差額が多くなってきているわけです。その辺で、理事者側の考え方として、理事者側の政策として給食費を補助するのだという考え方にはならないのか、その辺をお伺いします。

○委員長（小島智恵） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮田 哲） 給食センターの規則に掲載しております234円につきましては、プラス、町の補助分の8円上乗せをいたしまして、1食当たり242円で提供させていただいているという現状でございます。忠類につきましても、小学校は237円プラス8円で245円ですか、1食当たり。そのように8円上乗せした1食当たりとして、給食センターとしては給食のほうを提供させていただいているという現状でございます。

○委員長（小島智恵） 教育長。

○教育長（菅野勇次） 町からの補助の関係ということでございますけれども、今現在、実質的な補助ということになるのかもしれないですけれども、221ページの需用費、細節61番の地場産食材料費、666万6,768円。この部分が、先ほど委員おっしゃられました8円の差があったと思うのですけれども、8円の差の部分、町が地場産の食材を使ってふるさと給食等を行うということで、町のほうで負担をしているということでございます。1食当たり8円、この部分が実質的な補助といいましようか、そういった部分に当たるかなというふうには思います。

それと、言われますように、他町村の事例では全額給食費を補助しているような町も数町ございます。管内でもございます。本町、これからこういった差があるというか、赤字といいましようか、そういう

状況の中にあつて、今後どうしていくかというところなのですけれども、基本的には給食費については、保護者負担ということが原則としてあろうかと思ひます。消費税の値上げ等も、アップも予想されているということもありまして、今後そういった部分も含めて、実質的な給食費のあり方といひましようか、今後どうしていくかということについては、今後、検討をさせていただきたいというふうには思ひます。ただ、全額補助ということは、これはちょっと考えづらいなというふうには思ひております。

○委員長（小島智恵） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） わかりました。

その条例の関係ですけれども、私の考え方がおかしかつたらあれなのですけれども、やはりこれ町が補助しているわけですね。実際は、給食費が幾らというふうにはセンター長から答弁ありましたよね。給食費の実際の金額というのを、条例の中にうたっていると思うのですけれども、その辺の考え方ですね。

それと、地場産品で確かに600万円載つてございます。歳入のほうにも、これ関わつてきちゃうのかなと思うのですけれども、本来であれば、補助するのであれば、歳入も載つてこない、差し引きがおかしくなつてくるのではと思うのですけれども、その辺をお願いします。

○委員長（小島智恵） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮田 哲） まず、給食センターの管理規則でございます。こちらにつきましては、あくまでも保護者負担額を記載しているものでございますので、1食あたり234円というような記載をさせていただいている現状でございます。

なお、毎年4月に保護者にお送りしますお知らせの中で、町から8円を補助をしているよというところは記載した中で、保護者にお知らせをしているという現状でございます。

○委員長（小島智恵） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 町としての考え方で、先ほど野原委員からも言ひましたように、修学旅行にはお金がかかると、これ以上給食費が上がつては困るという部分もございまして。しかし、このままの状態がいいのかという、何もしないで2,300万円、来年は多分、食材費が下がる可能性は多分ないと思うのですよね。そうすると、やはり町としての考え方を一回整理する必要があると思うのですけれども、その辺についてお伺ひします。

○委員長（小島智恵） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 給食費の適切な考え方でありますけれども、基本的には給食の質を落とさないで、できる限りの経費の節減に努めながら、基本的には学校給食法に基づいて、適切な保護者負担のあり方は、しかるべきときに考えていかなければならないというふうには考えております。

○委員長（小島智恵） よろしかったですか。

ほかにございせんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 215ページ、教育費の事務局費の負担金補助及び交付金の16の就学支援資金交付金76万7,900円。これは、資料が出ておひまして、高校生の就学に対する支援金として実施されているものですが、極端に申請に対して対象となつた方が少なくなつていまして。平成29年度申請者数が106人に対しまして、認定者が18人ということでありました。資料では、前年度は92人に対して38人、その前は68人に対して40人ということでありまして、ほとんど対象になっていないという現実なのですけれども、これは規定がありまして、非課税世帯が除かれて、生保の1.3倍以下ということでは世帯ごとの金額は決まっているのですけれども、単純に漏れた方たちというのは、ここに該当しなかつたということだけでしょうか。

二つ目、218ページの学校給食センター管理費に関わりまして、これ小学校、中学校の状態もお聞きしたいのですけれども、学校給食センターの調理をされる方たちの喫煙の状況と分煙の対策というのが、どのようにとられているか伺ひたいと思ひます。

なお、小学校、中学校、各学校における状況についてもご説明いただきたいと思ひます。

223ページ、小学校の学校管理費の中の賃金、ここで特別支援教育支援員賃金、これは中学校でも出てまいりますが、この特別支援員に対する、平成29年度につきましては、福祉のほうでもありましたけれども、発達支援センターと関連しながら相談業務を行つていくということと、それから支援員そのものの研修を行うということが、年度当初で示されておひました。具体的にどのようになされていたのか、実績について伺ひます。

それと、小学校、中学校に関わりまして、これも年度当初の教育長の行政執行方針の中で位置付けら

れていたのですけれども、いわゆるスマートフォンや携帯電話などを利用することによって、子供たちが巻き込まれるトラブルが全国的に報告されていたということがありまして、この幕別においても、そういうことを極力抑えていくために、特別な対策をとって教育委員会やPTAと一丸となって進めていくということが、所信の意思として表明されておりました。これの具体化についてもお伺いいたします。

以上です。

○委員長（小島智恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 1点目の就学資金の部分でございますけれども、こちらにつきましては、29年と28年を比較しまして、非課税の世帯が大きく増加しているために認定率が下がっております。給付額も減少しております。

ただ、非課税世帯につきましては、北海道の給付金を受けることができるため、合算するとほぼ横ばいという形になっております。したがって、数字上は認定者数18人になっておりますが、実際は、町または道のいずれかの制度の認定率という形でございますと、ほぼ50%、前年も50%、ことしも50%、町の認定を受けていないものは道のほうで認定を受けているという形になっております。

それと、特別支援員の内容でございます。こちらにつきましては、昨年度、年に3回研修会を実施しております。実際には講師を招いて、特別支援教育支援員に対する講話を2日間、これに加えて、町の臨床心理士や元養護教諭を講師として招いて、年3回実施しているところでございます。

それともう一点、スマートフォンの部分でございますけれども、こちらにつきましては、現状の取組といたしましては、スマートフォンのルールを位置付けております。

町のほうで策定しまして、これを学校のほうに普及しております。

内容につきましては、19日毎月教育の日に確認日ということで周知しておりまして、児童生徒が守る四つの約束としまして、例えば「夜9時以降は携帯電話、スマートフォンを使用しません」ですとか、「メールアドレス、個人を特定するような情報は流しません」といった部分、さらには、「メールやSNSを利用するときは、自分が言われて嫌だと思えることは絶対に書きません」、それと、「困ったことやわからないことがあったら、必ず保護者や先生に相談します」。以上、こういったルールをつくっております。それを学校を通じて周知しているところでございます。

小中学校の分煙の状況でございます。小中学校14校のうち、敷地内禁煙としている部分につきましては12、そして建物内は全面禁煙しております。

○委員長（小島智恵） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮田 哲） 給食センターにおける調理員の喫煙の状況でございます。実際に調理している方で喫煙者は実際におりますので、建物内の区切られた空間でたばこのほうを吸っているという状況でございます。忠類につきましては、喫煙者はおりませんので、喫煙率はゼロということでございます。来年度に向けましては、敷地内禁煙に向けて取組のほうを進めていきたいと、今考えている現状でございます。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、高校生の就学資金支援のことでありますが、今回申し込まれた方たちの中で、この数字では50%に達しないのですけれども、達するというのであれば、この申し込みされた中に、非課税世帯が多く含まれていたというふうには押さえてよろしいでしょうか。そうであるならば、もちろんその人の権利でありますから、きちっと申し込まれるのは大事なことだとは思っておりますけれども、制度の周知、道の周知、町の制度の周知、それをきちっと分けて徹底されれば、ここでの数字ももっと変わってくるのではないかと、つまりこの資料自体に50%というのが上がってくるのではないかとというふうには思うのですよね。もっと言えば、町の政策ではありませんが、道の対象になっている人たちなども示していただければ、心配することもないのかなというふうには思います。

全体としては、私はこの数字を見ただけでは、なかなか該当が難しいというふうには押さえたものから、1.3倍の基準というのをもうちょっと上げてもらわないと、受けられる人が少なくなってしまうのではないかとというふうに思ったものですから、お尋ねいたしました。実態がわかるような資料を、今後改善していただければというふうに思います。

次に、特別支援の研修です。支援員だけで50名近くいらっしゃいますので、それと担任の先生を入れると相当数になっていくと思います。これ、全員一堂に会してこういった講習を受けることができる、その時間は勤務時間として保障されているのかどうか、そこも確認をさせていただきたいと思います。

また、発達支援センターとの連携ということも、この平成29年度から打ち出されまして、最初81回ですばらしいと思ったら、25回の間違いだつたと、朝の資料でいただいたのですけれどもね。これも、

将来的には、小学生も中学生もみんなそうですけれども、町が一体となって発達支援を応援していく仕組みづくりとしては、本当に大事なことだと思うのですよね。これの実際の効果などについても、まだ1年目ではありますけれども、ありましたらお示してください。

それからスマホです。実は、トラブルなども一番心配なところではありますが、既にもう小学校から依存症というのが出てきているということで、古い数字、2013年ですけれども、その時点で小学校6%、中学校9%という数字、全国では70万から80万人、恐らく今はその勢いから考えると、相当数広がっているのではないかというふうに思います。使い方の誤りを正していくことと、あわせてそういったまだまだ判断力が十分備わらない中でのこういった利用についての一定程度の決め事、今、課長がお答えいただいたのももちろん決めごとではあるのですけれども、そういった依存症に陥らないような、そういったことも今の時代でありますから、教育機関としては位置付ける必要もあるのではないかとこのように思います、いかがでしょうか。

分煙のことです。学校14校のうち、敷地内12校で分煙しているということではありますが、あとの2校はどんなふうになっているのでしょうか。

それと、受動喫煙のことは、過去から随分問題にしていまいりました。子供たちが通う学校でありますから、本来的には喫煙そのものが学校という敷地の中ではないというのが理想だと思うのですが、そちらに向かっていく要素はあるのかどうか。

給食センターは、今後の考え方をお示しいただきましたので、ぜひそういう方向でいっていただきたい。調理をしているということもあるのですけれども、今の場所は確かに別室になっていて、努力なされたと思うのですけれども、本当に薄い戸一枚で別に煙を吸い込む施設も何もありませんよね。そうなってくると、当然、全体に広がってしまうという危険性を感じておりました。ぜひ、建物の外にということで、どんな形とっていただけるのか、別な建物というのが理想なのですけれども、今予定されているということでもありますから、そのことも含めて対策を実らせていただきたい、このように思います。

○委員長（小島智恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） まず、就学資金の関係なのですけれども、資料のほうにつきましては、わかりやすくするように改正したいと思っております。

それと、周知のほうなのですけれども、この部分につきましては、町のほうで該当にならなかった場合につきましては、高校のほうにそういった情報はお知らせしております。

逆に、道のほうからの情報はこちらのほうに入ってこないものですから、その辺の部分はうちで非該当、いわゆる非課税世帯、そういった方については、学校のほうを通じて保護者のほうに伝わるような形でっております。

それと、特別支援教育支援員の部分だと思いますけれども、こちらの部分につきましては、基本的には研修という中で、勤務時間内の中で実施しております。先ほど、臨床心理士ということなのですが、町の発達支援センターの職員も活用した中で、いわゆる発達支援センターの流れの中で、そういった情報も含めて研修の中に取り入れているといった状況でございます。

それとスマートフォン、いわゆる依存症、そういった携帯、スマートフォン等の依存症の部分の取り組みでございますけれども、これは先ほど学校に対する、児童生徒に対する守るべきこともお話ししましたけれども、当然、保護者が守るといったルールも設けております。なかなか今実施している中で、これを教育といいますか、こういった部分の周知を通した中で、いろいろSNS、いわゆるこういったものを使った部分の危険性ですとか、そういったものは、合わせて周知した中で、携帯の使用のルール、それと依存症という部分はなかなかそれぞれの個人差といいますか、こういった形で周知はしているけれども、あとはどうなんだという部分は、家庭に帰ってからの部分も非常にあることで、なかなかこの部分を徹底してできる手法があるのかなどうなのかなという部分ではございます。

できる限り、今言いましたスマートフォンのルール、こういった部分で時間内にある程度めり張りをつけて使っていきたいという形で、今後も推進していきたいと思いますというふうに考えております。

それと、学校の分煙の部分でございますけれども、建物内は基本的に全面禁煙としております。先ほど言いました、敷地内の部分が2校まだ禁煙となっていないという形でございます。ただ、この部分につきましても、来年度に向けて今そういった部分も含めて検討していかなければいけないかなというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大体、理解をするところです。

特別支援員の方の研修は、勤務時間の中で年3回研修が行われてきたということは、大きな前進だと

いうふうに思います。資料の中で、発達支援センターのほうの巡回指導という中に、小学校、中学校合わせて25回訪問をいたしましたよと、そこで授業を展開しましたよという資料が出されているのですが、それは講話が2日、そのほかに臨床心理士の方の講演だと思うのですが、1回が入っているということなのだと思うのです。

同時に、巡回して25回の指導をされているというのは、また別な直接子供さんに対する指導、支援ではないかというふうに思うのですけれども、そういった外部から指導に入っていただく、学校側では発達支援の担任の先生、そして支援員の方という形でそれぞれ体制をとられていると、そういう中で、うまく連携をしながら指導の効果を上げていくということにつなげていくのだというふうに思うのですよね。

その辺、具体的にどんなふうな巡回して指導がされているのか、結果として、これからもよい結果であればどんどん進めて行っていただかなければならないと思いますので、細かい内容についてもお聞きしたいというふうに思います。

スマホですけれども、課長おっしゃられるとおりだとは思いますが。

もちろん学校だけで対処できるものではありませんので、決め事をして、それをどれだけ徹底することができるかというところが、ここがやっぱり要なのだと思うのですよね。これ、教育長が行政執行でお話しされたのは、そのルールについては、PTA 連合会、校長会、教育委員会、ここが一体となって決めたルール、ルールも決めるし、取組を推進しますよというふうにしていらっしゃるの、これが具体的にどんなふうにされたのかなというふうには、ルールを決められることはわかりました。その取組というのは、一体どんなふうにされたのかということをお伺いしたいと思います。

分煙につきましては、次年度に向けて、できれば全校で敷地内喫煙ということはないという方向が望ましいと思います。その辺については、理解を得ながらやっていかなければならないことだと思いますので、ぜひそういう姿勢を持って望んでください。

○委員長（小島智恵） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 発達支援センターの関係でございました学齢児童に対する学校訪問、ちょっと今回、資料訂正で、81回から25回ということになりました。平成28年度に臨床心理士、技師を採用いたしまして、学校訪問につきましては、28年度1回だったところが25回と、臨床心理士による学校訪問が増えてきている状況でありまして、その内容につきましては、25回の細かい内訳はちょっと今資料がないのですが、学校行った際には、支援を要する児童の引き継ぎ、様子や確認と療育の制度に関する情報提供、こういったことを行うことと、あと不登校等に問題のある児童生徒に関するケース会議等に参加しているといった状況で、学校と連携をとりながら学齢児童に対する支援に努めているところでございます。

○委員長（小島智恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） スマホの関係でございまして、こちらにつきましては、基本的には6月と11月にそういった実態調査をしており、そういった中で、保護者あるいは学校も含めて、こういった取組を普及・啓発していきたいというふうに考えております。

敷地内禁煙の部分につきましては、もちろん今、現状で、喫煙されている教員もいると思いますので、そういった部分につきましては理解を得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） ほかに質疑がないようですので、10款教育費につきましては以上をもって終了とさせていただきます。

この際、16時20分まで休憩いたします。

16:11 休憩

16:20 再開

○委員長（小島智恵） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款災害復旧費、14款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款災害復旧費、14款予備費の説明を一括して求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 11款公債費につきまして、ご説明を申し上げます。

252 ページをごらんください。

11 款 1 項公債費、予算現額 19 億 6,420 万 8,000 円に対しまして、支出済額 19 億 6,378 万 3,172 円です。

1 目負担金は、借り入れいたしました起債の償還元金、2 目利子は、借り入れいたしました起債の償還利子と一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、3 月 30 日から 4 月 2 日までの 4 日間で 1 件 7 億円の借り入れ事項に係る利子であります。

3 目公債諸費は、起債償還に係る支払利息であります。

次のページになります。

12 款職員費につきまして、ご説明申し上げます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算現額 18 億 5,004 万 3,000 円に対しまして、支出済額 18 億 3,961 万 4,446 円です。

1 目職員給与費は、特別職及び 218 人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものでありますが、3 節職員手当等の時間外勤務手当につきましては、前年度に比べ 2,299 万 1,000 円、率にして 24.2%減となったところであります。

7 節の賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金、19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

次のページをごらんください。

13 款災害復旧費についてご説明申し上げます。

256 ページでございます。

本款は、平成 28 年及び平成 29 年の台風により被災した、土木施設や農業用施設の復旧に要した経費です。

13 款災害復旧費、1 項土木災害復旧費、予算現額 2 億 9,097 万 3,000 円に対しまして、支出済額 2 億 6,138 万 1,732 円です。

なお、年度内に完了できなかった途別新川線ほか、9 路線の災害復旧費用 2,259 万 8,000 円を繰越明許費として平成 30 年度に繰り越しております。

1 目単独災害復旧費、本目は平成 28 年及び 29 年の台風により被災した道路公営施設の復旧に要した経費です。

11 節需用費は、被災箇所に設置するラバーコーンやバリケード等の購入に要した経費。

14 節使用料及び賃借料の細節 5 は、道路側溝の床さらい及び砂利道の復旧に要した経費であり、細節 6 は、樋門の閉鎖等による道路及び家屋の冠水を防ぐために設置した排水ポンプの借り上げに要した経費です。

15 節工事請負費の 1、節 1 札内川河川緑地など 2 公園の公園災害復旧に要した経費及び平成 28 年度からの繰越事業である途別新川線など、8 か所の道路災害普及に要した経費でございます。

細節 3、4、5 は、平成 29 年の台風による大雨で被災した途別新川線など、65 か所の道路災害復旧に要した経費、沖田川の河川災害復旧に要した経費、猿別川河川緑地など 2 公園の公園災害復旧に要した経費です。

16 節原材料費は、砂利道の復旧に必要な切り込み砂利等の購入に要した経費です。

2 目補助災害復旧費、本目は平成 28 年の台風により被災した公園施設の復旧に要した経費です。

15 節工事請負費は、平成 28 年度の繰越事業として実施した、札内川河川緑地の公園災害復旧に要した経費です。

2 項農林業災害復旧費、予算現額 7,887 万 7,000 円に対しまして、支出済額 4,085 万 8,672 円です。

なお、年度内に完了できなかった明渠の災害復旧など、3,503 万円を繰越明許費として平成 30 年度に繰り越しております。

1 目単独災害復旧費、本目は平成 28 年及び 29 年の台風により被災した農業施設の復旧に要した経費です。

14 節使用料及び賃借料は、明渠排水路に堆積した土砂の除去に要した重機等の借り上げに要した経費です。

15 節工事請負費は、相川地区など 21 地区の明渠排水路 38 か所及び南勢牧場などの 2 牧場の管理用道路の復旧を行ったものであります。

なお、細節1及び2の一部につきましては、平成28年度の繰越事業として実施したものであります。16節原材料費は、農林業施設の復旧に必要な切り込み砂利等の購入に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、被災された農業形態が、融資を活用して被災施設や機械の復旧を行う場合に、国の補助に町単独で補助率の上乗せ支援を行ったもので、平成28年度の繰越事業として実施したものであります。

次のページをごらんください。

2目補助災害復旧費、本目は平成29年の台風により被災した明渠排水路の復旧に要した経費で、13節委託料は駒島地区ほか1地区の明渠排水路の測量設計に要した経費であります。

3項その他施設災害復旧費、予算現額451万5,000円に対しまして、支出済額447万8,468円であります。

1目単独災害復旧費、本目は平成28年の台風により被災した公用施設の復旧に要した経費であります。

15節工事請負費は、相川南近隣センターの災害復旧工事であります。

28年度の繰越事業として実施したものであります。

次のページでございます。

14款予備費についてご説明いたします。

260ページをごらんください。

14款1項予備費、予算現額500万円に対しまして、支出はありません。

以上で、11款公債費、12款職員費、13款災害復旧費、14款予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けします。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 質疑がないようですので、11款公債費、12款職員費、13款災害復旧費、14款予備費につきましては、以上をもって終了とさせていただきます。

以上をもちまして、歳出、1款議会費から14款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 13ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入であります。

1款町税、1項町民税、調定額14億9,385万2,724円に対しまして、収入済額14億4,332万9,169円であります。

不納欠損額につきましては64件で260万9,501円、収入未済額は4,791万4,054円あります。

1目個人であります。現年課税分の調定額は12億3,588万8,097円で、前年比3,501万3,055円の増となっております。

給与所得及び営業所得の増が主な要因であります。

2目法人であります。現年課税分の調定額は2億85万7,200円で、前年度に比較して4,043万3,100円の増となっております。

建設・製造業の企業業績が好調によるものが、主な要因であります。

なお、町民税の現年課税分のみは収納実績を申し上げますと、個人の収納率では99.43%で、前年比0.32ポイントの増、また法人につきましては収納率99.91%で、前年比0.07ポイントの増であります。

2項固定資産税、調定額11億9,961万8,842円に対しまして、収入済額11億6,756万3,117円あります。

不納欠損額が60件で、949万6,716円、収入未済額は2,255万9,009円あります。

1目固定資産税は、現年課税分の調定額では11億5,017万8,600円で、前年より2,590万6,700円の増となっております。

新築家屋の軽減期間終了及び農業機械等の償却資産の新規取得による増が主な要因であります。

なお、現年課税分の収納率は99.70%で、前年比0.14ポイントの増となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、調定額、収入済額ともに同額の1,695万9,200円で、前年に比較し464万1,900円の減であります。

この交付金は、JRの軌道敷地や道営住宅、幕別高校用地などに係る固定資産税相当分が、国や道から交付されているものであります。

3項軽自動車税、調定額7,639万9,723円に対しまして、収入済額7,490万3,181円、不納欠損額は23件で8万5,535円、収入未済額では141万1,007円であります。

現年課税分の調定額では7,475万9,800円で、前年より264万8,400円の増となっております。

登録台数及び重課税率対象車両の増によるものであります。

なお、現年課税分の収納率は99.59%で、前年比0.45ポイントの増となっております。

4項町たばこ税、調定額1億8,121万2,360円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比調定額で1,129万1,504円の減であります。主な要因は喫煙率の低下に伴う販売総本数の減少によるものであります。

5項入湯税、調定額1,309万1,130円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比36万7,880円の増であります。

次に15ページをごらんください。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、調定額7,966万円に対しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額で120万1,000円、率で1.48%の減であります。

2項自動車重量譲与税、調定額1億9,526万3,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額で70万8,000円、率で0.36%の減であります。

17ページになります。

3款1項利子割交付金、調定額542万6,000円に対しまして、同額の収入であります。

前年度対比、金額にして239万5,000円、率で79.0%の増であります。

19ページになります。

4款1項配当割交付金、調定額773万3,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比で金額にして210万3,000円、率で37.4%の増であります。株式等の配当所得増によるものであります。

次のページになります。

5款1項株式等譲渡所得割交付金、調定額784万2,000円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして444万8,000円、率で131.1%の増であります。株式等譲渡所得の増によるものです。

23ページになります。

6款1項地方消費税交付金、調定額4億8,957万円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして3,831万6,000円、率で8.5%の増であります。

25ページになります。

7款1項ゴルフ場利用税交付金、調定額1,366万1,480円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして32万5,220円、率で2.3%の減であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場は、台風被害によるコース閉鎖の影響により、利用者数につきましては9,158人で、前年度と比較しまして9,222人の減でありましたが、帯広国際ゴルフ場の利用者数は3万1,274人で、3,828人の増となったところであります。

27ページになります。

8款1項自動車取得税交付金、調定額6,806万1,000円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にして2,141万1,000円、率で45.9%の増であります。

29ページになります。

9款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額30万円に対して、収入額も同額であります。

31ページになります。

10款1項地方特例交付金、調定額1,799万8,000円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額に対して69万8,000円、率で4.0%の増であります。

33ページになります。

11款1項地方交付税であります。

調定額57億4,161万7,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

平成28年度の比較では、普通交付税では2億3,021万3,000円、4.1%の減、特別交付税では2,491万4,000円、5.6%の減となり、地方交付税全体では2億5,513万円、4.3%の減となったところであります。

35 ページになります。

12 款 1 項交通安全対策特別交付金、調定額 402 万 4,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比 8,000 円、率で 0.2%の増であります。

37 ページになります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 1 億 5,743 万 7,617 円に対しまして、収入済額 1 億 5,037 万 497 円、収入未済額 706 万 7,120 円であります。

1 目農林業費分担金は、農業基盤整備事業等に係る受益費分担金でありまして、2 項負担金調定額 1 億 2,585 万 2,768 円に対しまして、収入済額 1 億 1,523 万 5,745 円、不納欠損額 2 万 9,400 円、収入未済額、1,058 万 7,623 円であります。

1 目民生費負担金は、老人福祉施設入所者に係る負担金及び施設型保育施設保育料が主なものであります。

なお、不納欠損は施設型保育施設保育料が 2 件であります。

39 ページになります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 4,916 万 6,851 円に対しまして、収入済額 2 億 3,443 万 4,643 円、不納欠損額 17 万 1,000 円、収入未済額 1,456 万 1,208 円であります。

1 目総務使用料以下各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所保育料、入牧料、スキー場リフト使用料、町道の道路占用料、公営住宅使用料などが主なものであります。

不納欠損につきましては、2 目民生使用料の 2 節児童福祉使用料、細節 3 の学童保育所保育料 16 件となっております。

また、収入未済額の主なものは、公営住宅使用料などとなっております。

41 ページになります。

2 項手数料、調定額 7,872 万 4,000 円に対しまして、同額収入であります。

本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や諸証明に係る手数料。

2 目民生手数料の介護予防サービス計画等作成手数料、3 目衛生手数料はごみ処理手数料、4 目農林業手数料は、次のページになりますが、嘱託登記手数料であります。

次のページになりますが、5 目の土木手数料、建築確認関係手数料が主なものであります。

45 ページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 7 億 5,242 万 4,968 円に対しまして、収入済額も同額になります。

主なものは、1 目民生費負担金の障害者自立支援給付費や児童手当に係る国の負担金であります。

2 項国庫補助金、調定額 4 億 8,095 万 2,252 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では、細節 2 社会保障税番号制度システム整備費交付金が主なものであります。

2 目民生費補助金では、1 節社会福祉費補助金の細節 1 地域生活支援事業費補助金や、細節 2 臨時福祉給付金に対する補助金、2 節児童福祉費補助金の細節 1 地域子ども・子育て支援事業交付金などが主なものであります。

3 目衛生費補助金は、疾病予防対策に係る補助金であります。

次のページになります。

4 目商工費補助金は、地方創生推進交付金（観光）であります。地方創生事業で実施しておりますプラス 8 プロジェクト in 幕別に対する交付金であります。

5 目土木費補助金では、各種道路事業や公園、公営住宅などに係る社会資本総合整備交付金、6 目教育費補助金では、1 節教育総務費補助金の細節 2 へき地児童生徒援助費補助金、2 節小学校費補助金の特別支援教育就学奨励に係る補助金、5 節社会教育費補助金では、地方創生推進交付金（図書館）であります。地方創生事業で実施しております図書館の各種事業に対する交付金であります。

次のページになりますが、7 目災害復旧補助金につきましては、繰越事業に係る平成 28 年台風 10 号災害に伴う札内川河川緑地整備の災害復旧補助金であります。

3 項国庫委託金、調定額 696 万 9,638 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では、外国人の中長期在留者事務に係るもの、2 目の民生費委託金は、基礎年金事務に関わる委託金が主なものであります。

51 ページになります。

16 款道支出金、1 項道負担金、調定額 4 億 9,405 万 7,409 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金につきましては、障害者自立支援や児童手当に係る負担金が主なものであります。  
2 目農林業費負担金につきましては、農業委員会職員設置費に係る道負担金が主なものとなっております。

3 目土木費負担金は、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2 項道補助金、調定額 6 億 874 万 8,392 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金、1 節総務費補助金、細節 1 は防災備蓄品の整備、細節 2 は新庁舎建設に係る地域づくり交付金になります。

2 目民生費補助金になりますが、次のページになります。

1 節社会福祉費補助金では、細節 1 の地域生活支援事業費補助金や、細節 4 の重度心身障害者の医療費補助金など、2 節の児童福祉費補助金では乳幼児医療費の補助金、放課後児童対策などに係る地域子ども・子育て支援事業交付金などが主なものであります。

3 目衛生費補助金は健康増進に係る補助金、4 目農林業費補助金は次のページになりますが、農林業関係に対する道補助金で、細節 6 の中山間地域直接払事業や、細節 10 産地パワーアップ事業、細節 12 担い手確保・経営強化支援事業補助金などが主なものであります。

2 節畜産費補助金では、細節 7 地域づくり総合交付金は、十勝畜産農協が行った施設整備に対する間接補助などが主なものであります。

3 節土地改良事業費では、細節 3 の地域の活動組織が担う農地の保全活動に対する多面的機能支払交付金事業補助金、細節 5 の担い手への農地集積集約化を進めるための基盤整備に対する農業者の負担軽減である、農業経営高度化支援事業補助金などが主なものであります。

4 節の林業費補助金は、各種造林事業及び盛土事業関係補助金であります。

次のページになります。

5 目商工費補助金は消費者行政に関する交付金、6 目教育費補助金は学校支援本部事業に係る補助金、7 目災害復旧費補助金、細節 2 経営体育成支援事業は繰越事業であります。平成 28 年度台風 10 号に伴う被害を受けた農業施設・機械の復旧に当たり融資を受けて実施した際に、融資残に対する緊急支援としての補助金であります。

3 項道委託金、調定額 6,459 万 7,376 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費委託金では、2 節徴税費委託金の道民税徴収事務や、4 節の衆議院選挙費に係る委託金、2 目衛生費委託金、次のページになりますが、3 目農林業費委託金では、3 節土地改良事業費委託金の道営土地改良事業に係る監督等補助の委託金が主なものであります。

4 目商工費委託金では権限移譲等に伴います各種委託金、5 目土木費委託金では、1 節道路橋梁費委託金の細節 1 樋門管理に係る道委託金が主なものであります。

6 目教育費委託金は、スクールソーシャルワーカーの配置に伴います委託金です。

61 ページになります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 1,962 万 3,841 円に対しまして、収入済額 1,874 万 8,641 円、収入未済額 87 万 5,200 円であります。

1 目財産貸付収入は土地及び建物貸付収入、2 目利子及び配当金は各種基金の利子収入などでありま

す。  
2 項財産売払収入、調定額 5,039 万 7,515 円に対しまして、収入済額 4,385 万 4,465 円、収入未済額 654 万 3,050 円であります。

1 目不動産売払収入、1 節その他不動産売払収入は除間伐材、皆伐材の売払収入であります。

2 節土地売払収入は、忠類白銀町の分譲地の売り払いが主なものであります。

2 目物品売払収入は、主に苗木などの売り払いに係る収入が主なものであります。

63 ページになります。

18 款 1 項寄付金、調定額 4 億 1,722 万 3,208 円に対しまして、同額収入であります。ふるさと寄附金の収入であります。

65 ページになります。

11 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 10 億 1,480 万 9,000 円に対しまして、同額収入であります。

1 目の財政調整基金繰入金は一般財源の調整分として、2 目の減債基金繰入金は当該年度の公債費に、3 目のまちづくり基金繰入金は、マイホーム応援事業補助金や緊急農用地排水改善対策事業補助金などに充当したところでありま

す。  
4 目の庁舎建設基金繰入金は、新庁舎建設事業に充当するために繰り入れたものであります。

次のページになります。

20 款 1 項繰越金、調定額 2 億 1,212 万 6,718 円に対しまして、収入済額も同額になります。  
前年度からの繰越金であります。

次のページになります。

21 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、調定額 230 万 8,196 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項町預金利子、調定額 400 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 項貸付金元利収入、調定額 5 億 7,802 万 5,991 円に対しまして、収入済額 5 億 7,802 万 5,999 円に対しまして、収入済額 5 億 7,605 万 5,991 円、収入未済額 197 万円になります。

各種貸付金の返済による収入であります。

次のページになりますが、4 項受託事業収入であります。

調定額 800 万 8,812 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 目衛生費受託事業収入、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入。

4 目教育費受託事業収入、学校給食に係る受託事業収入などあります。

5 項雑入、調定額 3 億 3,712 万 6,661 円に対しまして、収入済額 2 億 9,003 万 5,623 円、不納欠損額 155 万 6,362 円、収入未済額は 4,553 万 4,676 円あります。

なお、不納欠損額につきましては、学校給食費の 14 件分でございます。

次のページになりますが、4 目雑入は 1 節の住民健診等負担金から 77 ページの 6 節国民健康保険特別会計負担金まで、他の科目に属さない収入であります。

次に、79 ページをお開きいただきたいと思います。

22 款 1 項町債、調定額 15 億 1,006 万 6,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務債から 83 ページの 9 目災害復旧債まで、各種事業に充当するための地方債の借り入れであります。

なお、10 目臨時財政対策債は普通交付税の振替分であり、この起債の元利償還金につきましては後年次に全額交付税措置されることとなっております。

また、85 ページに未収金及び収納率の一覧を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

16:52 休憩

16:52 再開

○委員長（小島智恵） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、一般会計の審査が終了するまで行いたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 異議がないようでありますので、本日の委員会は一般会計の審査が終了するまで行います。

一般会計の歳入について質疑を求めます。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では、33 ページ、34 ページの地方交付税の中身について教えていただきましたのですけれども、町の財政計画というのが、平成 29 年 9 月時点における推計値ということで出させていただいております。

そのときの説明では、合併に関する一本算定になっていっているのですが、その影響が平成 29 年ほどのぐらいあったのかなということでお尋ねしたいのですけれども、完全になくなってしまふのは、平成 33 年ということでお聞きしているのですが、何度もその制度、本来的にはもう既に特例というのは

なくなっていたはずなのですけれども、2015 年から段階的に終了するかわりに、新たに算定の見直しが減額されて引き続き行われてきたということになります。

したがって、合併したことによる特別交付税措置というのは、今も残っているのだけれども、しかし段階的に見直されて減額されていくということでもありますから、この平成 29 年度はその影響というのはどのぐらいあったのか、わかったら教えていただきたい、このように思います。

さらに、ちょっと将来的な計画も、決算でありますから可能な限りでいいのですけれども、そういうふうにながら、いずれ合併前の一つの町のときの交付税措置に完全になってしまいます。その影響も含めて、以前に財政計画出していただきましたら、平成 34 年度にはもう基金は 13 億しかありませんよということでありました。今もこの状況の中で推移している本決算だというふうに見てよろしいのでしょうか。

○委員長（小島智恵） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 合併算定が、一本算定と合併算定替の差でございます。

29 年度の縮減の額でございますが、29 年度につきましては、1,754 万 5,000 円が縮減をされているという状況でございます。

その縮減の結果、一本算定と合併算定替の差は、約 5,000 万円程度あるという状況になっております。

続いて、昨年 12 月に総合計画の関係でお示しをさせていただきました財政計画と、今のこの決算の状況の基金、このような計画になっているのかどうかということでございますが、29 年度の現時点の基金の残高については、おおむね推計どおりとなっております。

今後につきましては、また大型事業ですとか、そういったことが考えられます。

将来推計の中には、ふるさと納税の基金はすごく低額で見えておりますので、厳しく見ているところがありますので、そういったところでは今後またちょっと若干動向が変わってくるのかなというふうを考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私たち党派としては、基金というのはたくさんあればあるほどいいよという立場はとってこなかったのですけれども、しかし大体隔年 30 億を超えてずっと推移してきたものが、まもなく 5 年ぐらいの先にもう三分の一になってしまうというふうになると、やはりいささか不安を感じてしまうのですよね。ないよりはあったほうがいい、しかしたっぷりとする必要はない、政策には生かすべきだと思っているのですけれども、毎年毎年きちっと確認させていただかないと、本当に先細りの財政運用になるのではないかという心配をしております。

それで、ふるさと納税のお話も今ありましたけれども、私、きのう、実は発言もしたいなとは思ったのですが、このふるさと納税につきましては、税という名前は使っておりますけれども、いわゆる所得の再配分に関する税というような位置付けではない。これは、あくまでもふるさとを愛する人たちの思いを受けとめる税というような、何というのでしょうか、私は本来こんなことを国がやるべきことではないと思っているのですけれども、だからといってしなかったら、うちの町から寄附をする人ばかりであれば減っていく一方ですので、それで政策を打つことはやむを得ないなという立場でいます。だから、これはちょっとした動向で依存できる財源にはなっていない、たまたま今はうまくいっていますけれども、これも返礼品は下がっていくわけですから、そういったことを考えると、そして隣の帯広などは真っ赤かなわけですから、いろんな情勢を考えると、今、近隣で仲よく広域行政をなさいななんて言われているときに、そういう財政のあり方そのものがやっぱり問われるときだと思えるのですよね。

そうなってくると、ふるさと納税に頼るといようなことは、頼るとは言いませんでしたけれども、低く見ているということ、もしこれがたっぷり入ってきたら、財政に運用できるよという意味合いだったとは思いますが、そこはちょっと慎重に押さえられるべきことではないかなというふうに思います。

いずれにしても、今年度で 1,754 万円程度、しかし前年度から比べたら交付税措置は 2 億円以上減額になっているということでもありますから、さらに縮減は続いていくと思いますので、今年度の決算を通して、直近、来年の 30 年度だけでいいのですけれども、この辺の計画と見通しは大体一致しているのでしょうか。

○委員長（小島智恵） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 29 年の推計の段階は 9 月現在で、歳出であれば決算と 1 億円あまり差があります。歳入であれば 6 億 5,000 万円ほど差があります。今年度の予算と推計額なのですが、あくまでもこの推計は決算額で見込んでおりますので、かつ歳入については、かなり絞った形で厳しく見込んで

おります。ですから、歳入歳出、収支がゼロになるように計画を位置付けておりますので、30年度、これから補正もまた出てくると思います。除雪の関係も出てくると思うのですが、そういうことを見込んだ推計ではあるのですが、現状においては推計では非常に厳しく見ておりますので、今後の交付税の動向も踏まえて、最終的には少し乖離は出てくるかもしれませんが、おおむね基金はある程度計画よりも少し残るだろうと。歳入についても、29年度は、合併してから町税、固定資産税、軽自動車税は過去最高になっておりますので、そういったことも踏まえて、ただ今後人口が減少していきます、そういったことを踏まえて、今、現時点ではこの計画より若干決算額は多くなるのではないかとこの見込みで考えております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと、ここまで厳しくはならないぞと置いていいのかなと、今の説明で思いましたけれども、わかりました。

合併の部分だけでは、来年度はさらに減額になっていくのだろうと、縮減になるのだろうと思うのですが、そこは心配しなくてよろしいですか。

○委員長（小島智恵） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） はい、30年度の交付税が決定になりました。

実は、一本算定のほうが上回りました。

今まで10年間で平均しますと、大体一本算定と算定替の差が3億2,000万円ほどあったのですが、昨年は5,000万円弱ということなのですが、今回は一本算定のほうが360万円ほど上回る結果になりました。全国では10団体ございまして、うち8団体が政令指定都市でありました。まだ縮減の途中で、どうして一本算定が増えるのかということ、道の担当者にも照会をさせていただきました、幕別町だけではなくて他団体の比較が必要になりますので、そこで教えていただいた内容といたしましては、幕別町本町と忠類総合支所の距離が長いと、離れているということが一つ。それと、もともと一本算定と合併算定替の差が幕別町の場合はそんなに多くはなかったというところで、一本算定のほうが上回ったということでもあります。

一本算定、どういうふうな仕組みに今なっているかということ、26年から段階的に合併団体だけ一本算定を上乗せする措置がとられてきております。

例えば、総合支所との距離ですとか、そういったことに関して、5年間で全国で6,700億円措置しますよという段階で来ておまして、そういう段階であるのですが、30年度に限っては縮減というよりも、一本算定のほうが上回ったという結果になっております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました、よかったです。

そういう考えが肯定的に見ていいものかどうか。つまり一本算定が上回る、忠類支所と幕別の距離というのは、今後も33年もずっと変わらないですよ。そういう条件からいくと、今後もそんなに悲観的に見なくていいのではないかなというふうにするのですけれども、それは約束してもらっていないことですよ。どうですか。

○委員長（小島智恵） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 先ほど、国の財源6,700億円というのは、26年から各費目ごとがあって、3年間は措置しますよというものでございます。ですから、ことし一本算定が上回りました。今後3年間はある程度は、単位表が毎年変わりますので何とも言えないのですが、特別な費目の減額がなければ、同じような状況になるのかなというふうにご覧いただいておりますけれども、その後についてはやはり国の財政もありますので、どうなるかはちょっと先行きが不透明という状況でございます。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。

これまで9,500億円、全国で措置されていたのが6,700億円に下がり、さらに18年度からは残りの500億円分について、配分するのだというような資料に基づいてお尋ねしたものですから、自分としては割と悲観的に見ていたところです。

今のご答弁であれば、楽観はできないけれども、一定の財源は確保できそうだということでもありますから、そういったことも踏まえて、できればこの財政計画も、恐らくこれは29年の9月の時点での推計値でありますから、一つ一つ決算をくぐり抜けて、次の5年間という形での見直しを出していただければと思うのですよね。

そういうものをぜひ示していただいて、健全財政に向けて、議会としても自信を持っていろんな政策

の提案をさせていただきたいというふうに思いますので、さらにこの確実な次の計画が出せる時点では、出していただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（小島智恵） ほかにございませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 一つだけ、歳入の76ページの32番の保育所職員費でございますけれども、427万3,780円。保育所の職員費、給食費というふうに載ってございますけれども、疑問が、小学校、中学校の教職員の給食費はどこに載っているのか、その辺をお尋ねしたいのですけれども。

○委員長（小島智恵） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮田 哲） 小中学校におけます学校給食費についてでございます。決算書になりますが、73ページ、74ページでございます。こちらのほうの雑入の中の2節学校給食費ということで、現年度、過年度、このように記載をさせていただいている状況でございます。

現年度分につきましては、児童生徒、あと先生の分、そういったへき地保育所の保育所に通われている園児の方、職員分、それら全てをこちらのほうで歳入として受けているというものでございます。

○委員長（小島智恵） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 給食費見ていて何かおかしいなと思っていたのですけれども、そうすると、収納率に何か影響するのではないかなと思うのですけれども。学校の先生が滞納するというのはないと思うのですけれども。

それと、あと中札内高等学校の養護学校等も全てこの中に入るといっていいのでしょうか。何かわかりにくいかなと思うのですけれども、それであれば、なぜ保育所の職員費だけ別に分けるのか、その辺をお伺いします。

○委員長（小島智恵） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮田 哲） 済みません。答弁漏れました、申しわけございません。

学校給食センターから提供しております給食、小学校、中学校、へき地保育所、あとわかば幼稚園と幕別幼稚園、それと、中札内高等養護学校、こちらのほうに給食のほうを提供しておりますが、そちらに係る給食費に係りまして全てをこちらの給食費ということで歳入を受けている状況でございます。それに伴いまして、材料費はここから出ているということがありますので、全てここで受けているというものでございます。

○委員長（小島智恵） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 保育所に関しましては、自園調理を行っている分を歳入でみています。

○委員長（小島智恵） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 厳密な収納率は上がっているわけなのですけれども、教員の給食費というのは別立てで収入に入れたほうが、決算としてはわかりやすいと私は思うのですけれども。現年度分の調定額に全部含めないで、職員費と別立てで歳入にしたほうがわかりやすいと思うのですけれども。その辺、答弁をお願いします。

○委員長（小島智恵） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（宮田 哲） 現状につきましては、今、申し上げましたとおり、全てこの給食、現年度分ということで記載はしてございます。委員おっしゃられるように、今後についてわかりづらいということであれば、財政当局とも相談をしながら進めていきたいというところでございます。

○委員長（小島智恵） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） ほかに質疑がないようですので、一般会計歳入につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 質疑がないようですので、総括質疑につきましては、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次の委員会は9月21日金曜日、午前10時から開会いたします。

17:12 閉会

# 平成29年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成30年9月21日 開会 10時00分 閉会 12時39分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出 席 者

① 委員 (17名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
若山和幸	小川純文	岡本眞利子	東口隆弘	野原恵子
中橋友子	藤谷謹至	田口廣之	谷口和弥	千葉幹雄
寺林俊幸	藤原 孟			

② 委員長 小島智恵

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	菅野勇次	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	乾 邦廣	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	合田利信	経 済 部 長	萬谷 司
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	原田雅則
忠類総合支所長	伊藤博明	札 内 支 所 長	坂井康悦
教 育 部 長	岡田直之	政 策 推 進 課 長	谷口英将
総 務 課 長	新居友敬	地 域 振 興 課 長	川瀬吉治
糠内出張所長	天羽 徹	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	佐藤勝博	保 健 課 長	白坂博司
水 道 課 長	山本 充	保 健 福 祉 課 長	半田 健
経 済 建 設 課 長	川瀬康彦	監査委員事務局長	妹尾 真

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

4 審査事件 平成29年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 小島智恵

# 議 事 の 経 過

(平成30年9月21日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○委員長（小島智恵） それでは、一昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開催いたします。

ここで事務局より諸般の報告があります。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 藤谷委員より遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（小島智恵） これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出を一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 平成29年度幕別町国民健康保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

はじめに、概要についてであります。

平成29年度における年間平均としての被保険者数は6,952人であり、前年度と比較いたしますと385人の減、率にして5.2%の減となっております。

また、同様に年間平均としての被保険者世帯数は3,888世帯であり、前年度と比較しますと148世帯の減、率にして3.7%の減となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1款国民健康保険税から11款財産収入までの歳入合計については、調定額36億4,516万3,642円に対して、収入済額35億1,308万2,989円となっております。

5ページをお開きください。

歳出、総括についてであります。

1款総務費から12款基金積立金までの歳出合計については、予算現額35億7,356万1,000円に対して、支出済額34億3,041万3,962円となっております。

次に、6ページの右下の欄外をごらんください。

平成29年度決算における歳入歳出差し引き残額は8,266万9,027円であります。

このうちの8,000万円を地方自治法の規定に基づきまして、国民健康保険基金に繰り入れをしまして、残りの266万9,027円につきましては、平成30年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

31ページをお開きください。

はじめに、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額9,510万2,000円に対して、支出済額9,293万5,868円あります。

1目一般管理費、本目は担当職員9人分の人件費及び事務経費など、国保事務に要した経費であります。

33ページをお開きください。

2目連合会負担金、本目は医療費の審査支払事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

2項徴税费、予算現額671万7,000円に対して、支出済額623万2,738円あります。

1目賦課徴収費、本目は国保税の賦課及び徴収の事務に要した経費であり、19節負担金補助及び交付金、細節3は滞納整理機構に対する幕別町の国保会計分に係る負担金であります。

3項1目運営協議会費、予算現額44万9,000円に対して、支出済額21万3,295円であり、国保運営協議会の運営に要した経費であります。

37ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額18億5,637万2,000円に対して、支出済額17億5,651万

4,377円であります。

1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者等療養給付費については、被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要した経費であります。

3目一般被保険者療養費及び4目退職被保険者等療養費については、被保険者が補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に要した経費であります。

5目審査支払手数料、本目は医療費の支払い等の事務に要した経費であります。

2項高額療養費、予算現額2億2,540万円に対して、支出済額2億1,300万5,997円であります。

1目一般被保険者高額療養費及び2目退職被保険者等高額療養費については、高額療養費に要した経費であります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費及び4目退職被保険者等高額介護合算療養費については、世帯の1年間における医療給付と介護給付の自己負担額の合算額が一定の基準を超える場合に、その超えた分を本人に戻すものであり、それに要した経費であります。

39ページをお開きください。

3項移送費、予算現額21万円に対して、支出はありません。

4項出産育児諸費、予算現額2,101万1,000円に対して、支出済額959万1,340円であります。

1目出産育児一時金、平成29年度の実績では24件であります。

5項葬祭諸費、予算現額150万円に対して、支出済額132万円であります。

1目葬祭費、平成29年度の実績は44件であります。

41ページをお開きください。

3款1項後期高齢者支援金等、予算現額3億8,997万6,000円に対して、支出済額3億8,197万4,333円であります。

後期高齢者医療制度で医療給付を受けられる方の医療費に対する町保険者としての支援金分と事務費に係る拠出金であり、支払基金に支出したものであります。

43ページをお開きください。

4款1項前期高齢者等納付金等、予算現額142万9,000円に対して、支出済額142万7,695円あります。

前期高齢者が保険者間で偏在していることから、保険者間の負担の不均衡を調整するための納付金と事務費に係る拠出金であり、支払基金に支出したものであります。

45ページをお開きください。

5款1項老人保健拠出金、予算現額2万1,000円に対して、支出済額8,086円あります。

老人保健制度は既に廃止されておりますが、過年度の精算等に係る医療費及び事務費に係る拠出金であり、支払基金に支出したものであります。

47ページをお開きください。

6款1項介護納付金、予算現額1億4,462万6,000円に対して、支出済額1億4,462万5,638円あります。

国保被保険者のうち40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る保険料負担分を支払基金に納付したものであります。

49ページをお開きください。

7款1項共同事業拠出金、予算現額7億8,820万5,000円に対して、支出済額7億8,820万1,578円あります。

1目高額医療費拠出金、本目は高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が行う再保険事業に対して必要経費を拠出するものであり、1件80万円を超える高額医療費が対象となります。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、本目は1目と同様のものでありますが、1件80万円以下の高額医療費が対象となります。

51ページをお開きください。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、予算現額1,900万2,000円に対して、支出済額1,477万5,554円であり、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の事業に要した経費であります。

2項保健事業費、予算現額558万2,000円に対して、支出済額524万8,156円であり、被保険者の健康の保持増進を図るために要した経費であります。

53 ページをお開きください。

9 款 1 項公債費、予算現額 5 万円に対して、支出はありません。

55 ページをお開きください。

10 款 諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 1,576 万 9,000 円に対して、支出済額 1,419 万 9,691 円であります。

1 目一般被保険者保険税還付金、平成 29 年度の実績は 35 件分であります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、平成 29 年度の実績は 2 件分であります。

3 目償還金、本目は前年度の医療費等の確定に伴う国及び道への精算還付金であります。

4 目一般被保険者還付加算金、平成 29 年度の実績は 16 件であります。

5 目退職被保険者等還付加算金、平成 29 年度の実績はありません。

57 ページをお開きください。

11 款 1 項予備費、予算現額 1,000 万円に対して、支出はありません。

59 ページをお開きください。

12 款 1 項基金積立金、予算減額 14 万円に対して、支出済額 13 万 9,616 円で、国民健康保険基金の積立金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

7 ページにお戻りください。

1 款 1 項国民健康保険税、調定額 8 億 9,903 万 570 円に対して、収入済額は 7 億 6,934 万 8,456 円、不納欠損額は 133 件で 907 万 8,310 円、収入未済額は 1 億 2,060 万 3,804 円であります。

なお、収入済額には過誤納金還付未済額 38 万 2,390 円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 1 億 2,098 万 6,194 円であります。

1 目一般被保険者国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。過誤納金還付未済額を除き、1 節の医療給付費については 97.97%で、前年度と比較しますと 0.81 ポイントの増、3 節の後期高齢者支援金分については 98.04%で、前年度と比較しますと 0.78 ポイントの増、5 節の介護納付金分については 97.59%で、前年度と比較しますと 0.52 ポイントの増となっております。

これらの現年課税分の合計の収納率については 97.95%で、前年度と比較しますと 0.78 ポイントの増となっております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。1 節の医療給付費分については 95.92%で、前年度と比較しますと 0.59 ポイントの減、3 節の後期高齢者支援金分については 95.98%で、前年度と比較しますと 0.51 ポイントの減、5 節の介護納付金分については 96.12%で、前年度と比較しますと 0.16 ポイントの減、これらの現年課税分の合計の収納率については 95.97%で、前年度と比較しますと 0.5 ポイントの減となっております。

なお、一般被保険者と退職被保険者とを合わせた現年課税分の収納率については 97.94%で、前年度と比較しますと 0.78 ポイントの増となっております。

9 ページをお開きください。

2 款 国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額及び収入済額とともに 5 億 6,022 万 599 円あります。

1 目療養給付費等負担金、本目は療養給付費等に係る国の定率負担分であり、負担率は 32%であります。

2 目高額医療費共同事業負担金、本目は高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率負担分であり、負担率は 4 分の 1 であります。

3 目特定健康診査等負担金、本目は特定健康審査等に係る国の定率負担分であり、負担率は 3 分の 1 であります。

2 項 国庫補助金、調定額及び収入済額ともに 8,161 万 3,000 円あります。

1 目 財政調整交付金、本目は市町村間の財政力格差の是正を全国レベルにて調整した上で交付されるものであります。

2 目 国民健康保険制度関係業務準備事業費国庫補助金、本目は国保の運営主体が北海道に移行することに伴う国民健康保険システムの改修に係る補助金であります。

11 ページをお開きください。

3 款 1 項療養給付費等交付金、調定額及び収入済額ともに 2,953 万 2,099 円あります。

退職被保険者等の療養給付費等に対する財源として、支払基金から交付されたものであります。

13 ページをお開きください。

4 款 1 項前期高齢者交付金、調定額及び収入済額ともに 7 億 1,522 万 5,759 円であります。前期高齢者の療養給付費等に対する財源として、支払基金から交付されたものであります。

15 ページをお開きください。

5 款道支出金、1 項道負担金、調定額及び収入済額ともに 1,923 万 3,000 円であります。

1 目高額医療費共同事業負担金、本目は高額医療費共同事業拠出金に対する北海道の定率負担分であり、負担率は 4 分の 1 であります。

2 目特定健康診査等負担金、本目は特定健康審査等に係る北海道の定率負担分であり、負担率は 3 分の 1 であります。

2 項道補助金、調定額及び収入済額ともに 1 億 4,689 万 8,000 円であります。

1 目都道府県財政調整交付金、本目は市町村間の財政力格差の是正と地域の実情に応じた調整を、全道レベルにおいて行った上で交付されたものであります。

17 ページをお開きください。

6 款 1 項共同事業交付金、調定額及び収入済額ともに 8 億 1,476 万 4,685 円であります。

1 目高額医療費共同事業交付金、本目は 1 件 80 万円を超える高額医療費に係る国保連からの交付金であります。

2 目保険財政共同安定化事業交付金、本目は 1 件 80 万円以下の高額医療費に係る国保連からの交付金であります。

19 ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 3 億 2,034 万 5,557 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節は低所得者等に適用されている国保税の軽減措置相当分、2 節は保険者に対する国の支援分、3 節は国保事務に係る担当職員の人件費等相当分、4 節は出産・育児の給付に係る町の負担分、5 節は保険者の責めに帰することができない事情による国保財政の負担増に対する支援分、6 節はその他として町国保財政の財源不足等に対処したものであります。

2 目基金繰入金、調定額及び収入済額ともに 5,000 万円で、国民健康保険基金繰入金であります。

21 ページをお開きください。

8 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 56 万 4,326 円であります。

23 ページをお開きください。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料、調定額及び収入済額ともに 170 万 2,484 円であります。

4 項雑入、調定額 563 万 6,297 円に対して、収入済額 323 万 7,758 円、収入未済額は 239 万 8,539 円であります。

2 目一般被保険者第三者納付金、本目は交通事故により生じた保険給付の支払いに対して、損害賠償金として加害者から支払いを受けたものであり、2 件分であります。

25 ページになります。

6 目の保険医療費保険医療機関返納金、本目は医療機関の不当請求より返還金が生じたもので 17 件分であります。

7 目雑入、本目は償還払いの一般療養費のうち高齢受給者の公費負担分が国保連等から交付されたものであります。

27 ページをお開きください。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、調定額及び収入済額ともに 25 万 7,650 円で 420 万円を超える超高額療養費の 200 万円を超える分に対して、国保連から一定の割合で交付されたものであります。

29 ページをお開きください。

11 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額及び収入済額ともに 13 万 9,616 円で、国民健康保険基金の利子であります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 質問をいたします。

資料の 170 ページ、10 の国保加入者所得階層別未納件数内訳の点についてお伺いいたします。

ここでは、国保世帯の加入者の未納者の数字が出ております。平成 28 年度と平成 29 年度、ここを比較いたしましても、未申告から 100 万円未満のところでは、若干減っている数字でなっております。けれども、100 万円から 200 万円、それから 200 万円から 300 万円のところでは、滞納者が増えております。こういう数字から見ましても、やはり低所得の方々の経済状況が見えてくるのではないかと思います。それで、各階層別の資格証、短期証の滞納者の世帯数、発行数をお知らせください。

○委員長（小島智恵） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 国保加入者の所得階層別の未納者のうち、資格証明書の交付者の状況でございますけれども、資料の方は、5 月 31 日現在ということでございますが、本年 3 月末現在の資格証の交付世帯につきましては、9 世帯 12 人、このうち、居所不明者が 3 世帯 3 人おりますので、それを控除した 6 世帯 9 人が 3 月末現在で、資格証の交付を受けている方になります。

このうち、居所不明者を除きました 6 世帯 9 人の所得についてでございますが、未申告者が 3 世帯、そしてゼロ円から 100 万円未満に該当する方が 1 世帯、そして 100 万円から 200 万円に該当する方が 2 世帯と、合わせて 6 世帯という状況でございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） 答弁も短期証も求めました。

○住民生活課長（佐藤勝博） 短期証の交付世帯につきましては、同じく本年 3 月末現在で、155 世帯 285 人でございます。ただ、この世帯に該当する方の所得階層別の状況までは、数値を捉えておりません。

以上です。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） 短期証の発行数もきちっと把握することによって、どういう世帯でどういう状況なのか、町民の経済状況が見えてくると思います。その数字も明らかにしていただきたいと思いますが。

それで資格証なのですけれども、この 6 世帯 9 人ですね、いずれも 200 万円未満の世帯の方に資格証ということです。そういう滞納している方々に対しまして、どのような対処をしてくているのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） この 6 世帯に対する対応でございますけれども、このうち 1 件につきましては、分納誓約をいただいております。そしてこのうち 3 件につきましては、預金の差し押さえを行っております。残り 2 件につきましては、残念ながらご本人との接触を持っていない状況でございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 野原委員。

○委員（野原恵子） はい。預金の差し押さえ、こういう中で、この預金の差し押さえをされた世帯は、200 万円以下の世帯の方ですよ。こういう中で子供さんのいらっしゃる家庭とか、そういう家庭はなかったのでしょうか。そういう中で、町民の暮らし、安心して暮らせる、そういう状況になっているかどうか、そういう状況を押さえた上での預金の差し押さえなののでしょうか。その点をお聞きいたします。

それと、短期証なのですけれども、短期証の場合には、数字は世帯別には押さえてないということですが、やはりそこもきちっと把握すべきと考えます。また、短期証のとめ置きということはないと思うのですが、その辺の確認と、子供さんのいる家庭はいらっしゃるかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 預金の差し押さえをしております世帯につきましては、お子さんはおりません。ごめんなさい、18 歳未満のお子さまはおりません。これまでも、もし 18 歳未満のお子さんがいた場合につきましては、資格証の交付は控えておりますので、現状としては子供さんの家の資格証の交付は行っておりません。

合わせて、短期証の 155 世帯の状況につきましては、委員おっしゃるとおり、所得階層を含めた世帯の状況、もちろん判断をする上では、詳細を確認した中で決定をしておりますけれども、今ちょっとこの場で資料を持ち寄せていないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、保険証のとめ置きにつきましては、平成 25 年の 10 月からは、全て有効期限内に保険証を交付するという形をとっておりますので、とめ置きについては行っておりません。

以上でございます。

○委員長（小島智恵） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 質疑がないようですので、国民健康保険特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第3号、平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算についてご説明申し上げます。

62ページをお開きください。

はじめに、概要についてであります。

平成29年度末現在における被保険者数は4,235人であり、前年度と比較しますと99人の増、率にして2.4%の増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの歳入合計については、調定額3億6,522万2,516円に対して、収入済額3億6,510万3,416円となっております。

64ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1款総務費から4款予備費までの歳出合計については、予算現額3億6,974万2,000円に対して、支出済額3億6,460万1,743円となっております。

次に、65ページの右下の欄外をごらんください。

平成29年度決算における歳入歳出差し引き残額は50万1,673円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

76ページをお開きください。

はじめに、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額1,137万3,000円に対して、支出済額1,102万1,647円であります。

1目一般管理費、本目は担当職員1人分の人件費及び事務経費など、後期高齢者医療事務に要した経費であります。

2項徴収費、予算現額100万4,000円に対して、支出済額91万9,125円であります。

後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務に要した経費であります。

80ページをお開きください。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額3億5,521万5,000円に対して、支出済額3億5,196万3,571円であります。

事務費負担金分と保険料納付金分を広域連合に納めるものであり、保険料納付金分については、本町の被保険者から徴収した保険料分と保険料軽減に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

82ページをお開きください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額205万円に対して、支出済額69万7,400円あります。

保険料の還付金は、67件分であります。

84ページをお開きください。

4款1項予備費、予算現額10万円に対して、支出済額ゼロ円あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

66ページにお戻りください。

1款1項後期高齢者医療保険料、調定額2億5,733万493円に対して、収入済額は2億5,721万1,393円、不納欠損額は4,100円、収入未済額は11万5,000円あります。

なお、収入済額に過誤納金還付未済額27万6,900円が含まれておりますので、実質の収入未済額は39万1,900円あります。

現年分の収納率は、過誤納金還付未済額を除き99.96%で、前年度と比較しますと0.04ポイントの増となっております。

なお、広域連合会全体の現年分の収納率は99.42%で、前年度と比較いたしますと0.04ポイントの増となっております。

68ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項手数料、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

70ページをお開きください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに1億665万2,662円であります。

1目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1節事務費等繰入金は、広域連合の事務に係る負担分と本町の事務に要した人件費などの経費を繰り入れしたものであり、2節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料に適用されている軽減措置相当額を繰り入れしたものであります。

72ページをお開きください。

4款1項繰越金、調定額及び収入済額ともに49万6,581円であります。

74ページをお開きください。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、調定額及び収入済額ともに3,600円であります。

2項償還金及び還付加算金、調定額及び収入済額ともに67万9,100円であります。

過年度の保険料に係る還付金67件分であり、広域連合から収入され、対象者に還付したものであります。

4項雑入、調定額及び収入済額ともに6万80円で制度改正の広報経費等に係る広域連合特別調整交付金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点についてお伺いしたいと思います。

1点目は先ほどの国保の滞納と関連することにはなるのですが、同じようなことで、収納率につきまして、資料の178ページ上段の表、普通徴収におきまして若干の未納があります。この未納者の保険証、交付されているかどうか、全額負担になっていないのかどうか伺っておきたいと思っております。

戻りますが、資料の177ページ、二つ目の質問ですが、後期高齢者医療保険制度ができましたときに、障害者について40歳から64歳までです。その方たちと、それから65歳になったら、それまで障害者の制度の中で医療の給付を受けていた人たちが、後期高齢に移っていくという優先的に移るべきだというような指導もありまして、移行せざるを得なかったと、そうした場合に、幕別町ではそういった人たち、対象になる人はどのぐらいいて、結果として障害者給付のときと、後期高齢者給付のときの差異が出てこないのか、保障される部分が少なくなってきたりませんかということなのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） まず1点目の未納者に対する保険証の交付なのですけれども、後期高齢者医療につきましては、短期証、資格証とございますけれども、幕別町におきましては、2名の方が短期証の交付をさせていただいており、資格証の交付者はありません。

なお、北海道の広域連合全体で申し上げても、資格証の交付は今現在行っていない状況でございます。

それから2点目の65歳以上になりますけれども、本来後期高齢者医療は基本的には75歳以上の方ということではありますけれども、65歳から74歳までの方で、障害をお持ちの方につきましては、後期高齢者医療の方に移行するかしないか、最終的な選択はご本人の意向になるのですけれども、ただ、後期高齢者医療に移行しないときには、重度心身障害者の医療費の助成の適用が受けられないということがございまして、かかる医療費、その方の状況にもよりますけれども、医療費がかかるのか、あるいは保険料が多くなるのか、そういう状況でその方によって、どちらを選択するかというようなことがございますので、ご本人にそれぞれかかるであろう医療費、あるいは移行するかしないことによる保険料の変化が、こうなりますよというものをお示した中で、どちらを選択するかということを確認をさせていただいておりますので、そういう意味では本人の意向に踏まえて、最終的にご判断をいただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

- 委員（中橋友子） 本人の判断でということでありますから、大事なところなのだろうなというふうに思います。ここで、数字に載っているのは、移行された方の人数というふうに、122人になっておりますから、移行された方だと思えるのですけれども、65歳未満で障害を持って、本来的には後期高齢者の移行を推薦されているのだけれども、踏みとどまっているといえますか、移行していないという、数字的に押さえてらっしゃいますか。
- 委員長（小島智恵） 住民生活課長。
- 住民生活課長（佐藤勝博） 29年度で申し上げますと、障害があるけれども後期高齢者医療に移行しないという方は一人もおりませんでした。
- 以上です。
- 委員長（小島智恵） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） わかりました。最終的には本人の選択だということでありますから、幕別町での事例がなかったのも、こういうお尋ね、事例を自分自身は押さえていなかったのも、お尋ねしたのですけれども、全国的には65歳から74歳までの間で移行することによって、今、課長も若干触れられたのですけれども、受けていたサービス、それが受けられなくなってきた事例がありまして、それで、補完するような手だてを自治体をとるなりというようなことも聞いておりました。今回は全員受けられていて、そういった事例、要するに本人の意思で移行したわけですから、結果としてその制度の違いによって生まれる差異というものもあるのでしょうかけれども、本人たちがのみ込んでいるという状況ではないかと思うのです。できれば、そういった状況などもつかんでいただいて、制度として移行することによってサービスが低下するということが極力起きないように、そういう方向に行っていたいただきたいと思います。
- 委員長（小島智恵） ほかにございませんか。
- （なしの声あり）
- 委員長（小島智恵） 質疑がないようですので、後期高齢者医療特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。
- 次に、認定第4号、平成29年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。
- 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（合田利信） 平成29年度幕別町介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。
- 87ページをお開きください。
- はじめに、概要についてであります。
- 平成29年度末現在における第1号被保険者は8,424人であり、前年度と比較しますと140人の増、率にして1.7%の増となっております。
- 要介護等認定の状況については、平成29年度末現在で要支援1から要介護5までの認定を受けている方は1,625人であり、前年度と比較しますと25人の減、率にして1.5%の減となっております。
- また、第1号被保険者の要介護認定者は1,625人であり、第1号被保険者に対する割合は平成29年度末現在で18.9%であり、前年度と比較しますと0.61ポイントの減となっております。
- 次に、歳入総括についてであります。
- 1款保険料から10款諸収入までの歳入合計については、調定額24億5,981万5,631円に対して、収入済額24億5,591万5,140円であります。
- 89ページをお開きください。
- 次に、歳出総括についてであります。
- 1款総務費から5款諸支出金までの歳出合計については、予算現額25億2,354万1,000円に対して、支出済額24億3,072万3,236円であります。
- 次に、90ページの右下の欄外をごらんください。
- 平成29年度決算における歳入歳出差し引き残額は2,519万1,904円であります。
- 次に、歳入歳出事項別明細についてであります。
- 111ページをお開きください。
- はじめに、歳出であります。
- 1款総務費、1項総務管理費、予算現額2,183万円に対して、支出済額2,174万1,430円であります。
- 1目一般管理費、本目は担当職員2人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要した経費であります。
- 2項徴収費、予算現額119万7,000円に対して、支出済額108万8,916円あります。

1 目賦課徴収費、本目は保険料の賦課及び徴収の事務に要した経費であります。

113 ページをお開きください。

3 項介護認定審査会費、予算現額 3,181 万 4,000 円に対して、支出済額 2,873 万 7,541 円であります。

1 目東十勝介護認定審査会費、本目は審査会の委員報酬及び事務担当職員 1 人分の人件費等審査会の運営に要した経費であります。

115 ページをお開きください。

2 目認定調査等費、本目は認定調査に要した経費であります。

12 節役務費、細節 15 主治医意見書作成手数料は 1,723 件分であります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 59 万 9,000 円に対して、支出済額 49 万 7,555 円であります。協議会の委員報酬など、協議会の運営に要した経費であります。

117 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 20 億 2,955 万 6,000 円に対して、支出済額 19 億 6,965 万 6,649 円であります。

1 目居宅介護サービス等給付費、本目はホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、本目は認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、小規模特養などのサービスに係る保険給付費であります。

3 目施設介護サービス給付費、本目は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であります。

4 目居宅介護サービス計画給付費、本目は要介護者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

2 項介護予防サービス等諸費、予算現額 1 億 1,389 万 6,000 円に対して、支出済額 1 億 262 万 2,006 円であります。

1 目介護予防サービス等給付費、本目は要支援者の介護予防サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費、本目は介護予防、小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付費であります。

3 目介護予防サービス計画給付費、本目は要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

119 ページをお開きください。

3 項その他諸費、予算現額 282 万 4,000 円に対して、支出済額 208 万 7,278 円であります。

1 目審査支払手数料、本目は介護サービスを提供した事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料で、国保連に支払ったものであります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 5,410 万円に対して、支出済額 4,928 万 3,454 円であります。利用者の月額負担額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、予算現額 1,100 万円に対して、支出済額 988 万 1,476 円であります。

1 年間の医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

6 項市町村特別給付費、予算現額 40 万円に対しまして、支出済額 29 万 6,517 円であります。

介護保険給付対象外の滑りどめバスマットの購入などの経費に対して給付したものであります。

7 項特定入所者介護サービス等費、予算現額 1 億 1,300 万円に対しまして、支出済額 1 億 1,018 万 6,070 円であります。

自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に対して基準費用額と負担限度額との差額分を補足給付として支給したものであります。

121 ページをお開きください。

3 款 1 項基金積立金、予算現額 15 万 3,000 円に対しまして、支出済額 15 万 2,816 円で、介護給付費準備基金へ積み立てしたものであります。

123 ページをお開きください。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、予算現額 4,119 万 6,000 円に対して、支出済額 3,699 万 1,933 円であります。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費、本目は介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業における要支援 1、2 及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスに係る給付費が主なものであります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、本目は総合事業対象者のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

125 ページをお開きください。

2 項 1 目一般介護予防事業費、予算現額 995 万 6,000 円に対して、支出済額 928 万 191 円であります。本目は要支援、要介護になるおそれのある方への、介護予防事業等に要した経費が主なものであります。

3 項包括的支援事業・任意事業費、予算現額 3,128 万 6,000 円に対して、支出済額 2,795 万 6,839 円であります。

1 目包括的支援事業費、本目は 127 ページになりますが、13 節委託料、細節 5 成年後見推進事業や、細節 7 生活支援コーディネーターの委託料等が主なものであります。

2 目任意事業費、本目は道営とかち野団地シルバーハウジングの生活援助員派遣事業や、グループホームに入所されている低所得者に対する家賃補助が主なものであります。

3 目地域包括支援センター運営費、本目は介護予防事業や相談業務などを担当する職員 1 名分及び嘱託職員 1 名分の人件費が主なものであります。

129 ページをお開きください。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算現額 10 万円に対しまして、支出済額 8 万 8,956 円で、総合事業のサービスを提供した事業者を支払う報酬の審査に係る手数料であります。

131 ページをお開きください。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 6,063 万 4,000 円に対して、支出済額 6,017 万 3,609 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金、本目は平成 28 年度以前分の保険料還付未済分 37 件を還付したものであります。

3 目償還金、本目は平成 28 年度の保険給付費等の確定に伴う国・道支払基金への返還金であります。以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

91 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 4 億 9,848 万 9,085 円に対して、収入済額は 4 億 9,458 万 8,594 円、不納欠損額は 74 件で 55 万 2,000 円、収入未済額は 334 万 8,491 円であります。

現年度分の収納率は過誤納金還付未済額 6 万 5,324 円を除き 99.8%で、前年度と比較しますと 0.13 ポイントの増となっております。

93 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額及び収入済額ともに 778 万 6,000 円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

95 ページをお開きください。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともに 4 万 2,740 円であります。

1 目総務手数料は情報公開等請求手数料、2 目民生手数料は道営とかち野団地内のシルバーハウジングの生活援助員派遣に係る手数料であります。

97 ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額及び収入済額ともに 4 億 2,009 万 407 円であります。

1 目介護給付費国庫負担金、本目は介護給付費に対する国の負担分で、負担率は施設分が 15%、それ以外が 20%であります。

2 項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに 1 億 4,303 万 1,596 円であります。

1 目調整交付金、本目は市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されたものであり、本町への交付割合は 5.51%となっております。

また総合事業に係る交付割合は、5.42%となっております。

2 目地域支援事業交付金、本目は総合事業及び介護予防事業に対する国の交付金で、1 節の総合事業に対しては 20%、2 節の総合事業以外に対しては 39%の交付率となっております。

3 目介護保険事業費国庫補助金、本目は介護報酬改定に伴うシステム改修に係る国庫補助金でありま

す。

99 ページをお開きください。

5 款 1 項 支 払 基 金 交 付 金、調 定 額 及 び 収 入 済 額 と も に 6 億 5,175 万 9,000 円 で あ り ま す。

1 目 介 護 給 付 費 支 払 基 金 交 付 金、本 目 は 40 歳 から 64 歳 ま で の い わ ゆ る 第 2 号 被 保 険 者 の 介 護 給 付 費 に 対 す る 支 払 基 金 の 負 担 分 で あ り、負 担 率 は 28% で あ り ま す。

2 目 地 域 支 援 事 業 支 払 基 金 交 付 金、本 目 は 総 合 事 業 に 係 る 支 払 基 金 か ら の 交 付 金 で あ り ま す。

101 ページをお開きください。

6 款 道 支 出 金、1 項 道 負 担 金、調 定 額 及 び 収 入 済 額 と も に 3 億 2,180 万 2 円 で あ り ま す。

1 目 介 護 給 付 費 道 負 担 金、本 目 は 介 護 給 付 費 に 対 す る 道 の 負 担 分 で、負 担 率 は 施 設 分 が 17.5%、そ れ 以 外 が 12.5% で あ り ま す。

2 項 道 補 助 金、調 定 額 及 び 収 入 済 額 と も に 1,349 万 5,447 円 で あ り ま す。

1 目 地 域 支 援 事 業 道 交 付 金、本 目 は 総 合 事 業 な ど に 対 す る 国 の 交 付 金 で、1 節 の 総 合 事 業 に 対 し て は 12.5%、2 節 の 総 合 事 業 以 外 に 対 し て は 19.5% の 交 付 率 と な っ て お り ま す。

2 目 権 利 擁 護 人 材 育 成 事 業 道 補 助 金、本 目 は 成 年 後 見 実 施 機 関 に お け る 人 材 育 成 事 業 に 係 る 道 補 助 金 で あ り ま す。

103 ページをお開きください。

7 款 財 産 収 入、1 項 財 産 運 用 収 入、調 定 額 及 び 収 入 済 額 と も に 15 万 2,816 円 で、介 護 給 付 費 準 備 基 金 利 子 で あ り ま す。

105 ページをお開きください。

8 款 繰 入 金、1 項 他 会 計 繰 入 金、調 定 額 及 び 収 入 済 額 と も に 3 億 3,960 万 2,785 円 で あ り ま す。

1 目 一 般 会 計 繰 入 金、本 目 は 一 般 会 計 か ら の 繰 入 金 で あ り ま す。

1 節 は 介 護 給 付 費 に 対 す る 町 の 負 担 分 で、率 は 12.5% で あ り ま す。

2 節、3 節 は、総 合 事 業 に 対 す る 町 の 負 担 分 で、2 節 が 12.5%、3 節 が 19.5% の 負 担 率 で あ り ま す。

4 節 は、低 所 得 者 に 係 る 保 険 料 軽 減 分 で あ り ま す。

5 節 は 担 当 職 員 の 人 件 費 及 び 事 務 費 相 当 分 で あ り ま す。

2 目 基 金 繰 入 金、調 定 額 及 び 収 入 済 額 と も に 404 万 9,390 円 で、介 護 給 付 費 準 備 基 金 繰 入 金 で あ り ま す。

107 ページをお開きください。

9 款 1 項 繰 越 金、調 定 額 及 び 収 入 済 額 と も に 5,936 万 4,279 円 で あ り ま す。

109 ページをお開きください。

10 款 諸 収 入、1 項 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料、調 定 額 及 び 収 入 済 額 と も に 1 万 4,400 円 で あ り ま す。

1 目 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料 延 滞 金、本 目 は 保 険 料 に 係 る 延 滞 金 で あ り ま す。

3 項 4 目 雑 入、生 活 保 護 で 第 2 号 被 保 険 者 の 認 定 調 査 費 に 係 る 16 件 分 の 費 用 に 対 し て 道 か ら 収 入 し た も の が 主 な も の で あ り ま す。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

済みません。審査の途中ですが、この際、11時10分まで休憩いたします。

11:00 休憩

11:10 再開

（休憩中 藤谷議員入場）

○委員長（小島智恵） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

介護保険特別会計の説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 117 ページ、2 保険給付費の 3 施設介護サービス給付費にかかわりまして、資料では 179 ページの下段になります。

例年お伺いしているのですけれども、施設の入所を待っている方たちが今もどのぐらいいらっしゃるのかなど、対処はどうされているのかなということでもあります。資料でいきますと、介護認定を受けていられる方で、対象となる要介護の 5、4、3、ここで在宅の方が 368 人いらっしゃるということでもあります。この中で、前段申し上げましたように、入所を申請をし、待っているという方はどのぐらい

らっしゃるでしょうか。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 施設の待機者の状況なのですがすけれども、平成 30 年 7 月末現在になりますけれども、町内の地域密着型を含めました特別養護老人ホームの待機者が 111 名となっております。このうち、要介護 4、5、特に必要性が高いと言われている 4、5 につきましては 49 名、そのうち入院ですとか、ほかの施設に入所されているという方が 41 名いらっしゃいますので、それを除きますと 8 名の方が在宅で入所を待機しているという状況です。介護度 3 につきましては、待機者が 46 名で、そのうち在宅の待機者は 13 名となっております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 相変わらず、申し込んでもなかなか入りづらいという状況は、緩和されたようには見えるのですがすけれどもいらっしゃることでもあります。制度が変わりましてから、必要性に応じて入所が決まっていく、判定されていくという状況になっておりますけれども、最大どのぐらい待機されているのか、長く待っていらっしゃる方ですね、申請されてすぐ対応していただける場合は困難はないと思うのですがすけれども、長期になればなるほど、いろんな面で困難が生じていると思います。いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 待機の状況、年月なのですがすけれども、最大の方ですと 5 年 2 か月という方がいらっしゃいます。ただ、この 5 年 2 か月の方につきましては、入居の状況がその都度来まして、施設のほうから順番が来ましたというお話をしているのですがすけれども、今のところは家族なりで対応しますということで、先送り先送りとなっているような方というような状況であります。

実はその待機者 111 名というお話をさせていただいたのですがすけれども、例年、大体年間に 50 名から 60 名前後が入所をされているということなので、平均の待機期間としましては 1 年 2 か月程度というような状況となっております。

在宅の方も先ほど人数お話しさせていただいたのですがすけれども、この方たちも年間ですと 10 名から 20 名前後なのですがすけれども、施設から順番がきましたというお話をされたときに、今のところは在宅サービス等を活用して家族と一緒に暮らしていきたいということで、先送りをしている方が、年間で大体 10 から 20 前後いらっしゃるというような状況であります。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 介護の体制が自宅なり応援して下さる方がいらっしゃるということで、みずから先送りされるということは、それは構わないことだと思うのですがすけれども、やはり希望しながら入れないでいる人が存在しているということは、やっぱり解消していかなければならないというふうに思います。

それともう一つは、施設側の状況として、受け入れ態勢、これが拡大されてきているのかどうかということなのですがすけれども、最近、随分問題になっております介護に従事する方、職員の方の不足ということがあって、なかなかベッドが空いてもすぐ入っていただけないのだということも、施設の職員の方たちから聞いております。そういう現状は依然残っておりますか、解消されてはいませんか。受け入れの状況はどうでしょうか。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 今言ったような職員の不足によって、施設のほうで受け入れを控えているというような状況は、今のところはございません。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと全体で、施設側の総ベッド数といいますか、入居の定員というのがあると思うのですがすけれども、それが増やされて、1 年以上待たなくても入っていくという状況は、施設の職員不足でないということであれば、あとは施設を増やしていくということしかないのではないかと思いますのですがすけれども、それだけでしょうか。改善策としては、どんなことを考えてられますか。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 今お話しさせていただきましたように、現状としては、施設のほうで職員不足ということでの入居の拒否というかですか、施設の控えというのはございませんので、待機者を解消するとなりますと、施設のほうの整備を、床数を増やしていくというような状況にはなっていくのかなと思っておりますけれども、今回の第 7 期計画の中でも、一応、広域型の特養になりますけれども、15 床増設ということで計画をしているところでありまして、こちらにつきましては、来年度冬場ぐらいをめどに、

施設のほう拡充していくというような予定となっておりますので、そういった形を活用しながら、待機者解消には努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 幕別町の施設で増えていくというふうに押さえてよろしいんですね。

結局いろいろ議論してきましたけれども、最終的には十勝圏、あるいは特に帯広などに隣接しておりまして、そういった施設に依拠するというのも多いと思います。実際に、そういうふうに広域であっても、受け入れていただける状況が整っていくということが、一番大事だというふうに思いますので、十勝圏ではどのぐらいの増床といたしますか、受け入れを拡充する計画があるのか、その中での来年の15というのは、幕別町の施設に限って行われるのか伺います。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 十勝圏での増床の体制の見込みなのですが、ちょっと今数字のほう持ち合わせておりませんが、7期計画をつくるに当たって、全市町村のほうで、振興局のほうで会合等進めていったのですけれども、その中では帯広市ですとか、そういったところも増床計画があるという話はしておりましたので、広域型ではありますので、幕別町の町民もそちらの方に申し込みをすれば、順番がくればというか、状況がくれば入所できるというような状況にはなっております。

町の15床増設につきましては、あくまでも広域型ということなので、全部が町民にというような割り当てというものでは、地域密着型とは違いますので、ただ、結果的に全員が幕別町ということはあるかもしれませんが、基本的に15床というのは、あくまでも広域型ということとなっております。

15床については、町内の特例です。済みません。申しわけございません。

○委員長（小島智恵） ほかにございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 113ページ、介護認定審査会費にかかわって質問させていただきたいと思います。

資料のほう179ページになりますけれども、この資料に基づいて1点質問させていただきたいと思いません。

この平成29年度の介護保険特別会計は、第6期計画の3年目、最終年度であり、そしてこの29年度から総合事業が始まって、大きな制度変更があった、そういう中での特別会計だということでの認識でいるところであります。

資料179ページの中ほどに、要介護認定の状況ということで、いろいろと数字をいただいているところであります。その中の（2）審査判定数であります。東十勝分4町分と、その中の幕別町分ということで数字をお示しいただいているところなのですが、平成28年度の数字に対して、平成29年度の審査判定数が減少しているということが、ここで示されています。その制度の変更の中では、心当たりはないわけではないのですが、一応ここでその理由について確認をさせていただきたいと思いません。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 実際、認定するしないというのは、その人たちの状況に応じてとなりますので、被保険者数は伸びていってはいるのですが、状況が認定まで至らないような人たち、元気な人たちが多ければ、当然人数についても少なくなるというような状況ではあると思うのですが、あと一つ要因としましては、平成29年の4月から総合事業のほうが始まりましたので、そちらの事業対象者につきましては、認定審査会に諮ることなく、チェックリストのみでそちらのほうに移行できるということなので、そういった方たちもいらっしゃるというのが一つの要因かなというふうには思っております。

○委員長（小島智恵） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 制度変更の中で、チェックリストで総合事業のサービスを継続されたということは、あるんだろうなというふうに思っております。その件数はチェックリストで要介護認定を受けなかった、チェックリストだけで総合事業のサービスを受けていらっしゃる方は、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

それから、先ほどの資料の中で、1次判定変更数というのも、2年間にわたって数字を示していただいているところでありますけれども、ここで結局、1次判定で出された結果が、介護認定審査会の中で、主治医検証を含めて、5人の協議の結果、変更になったということの件数だということになるわけですが、それが幕別町の場合だと、平成28年度は62件、29年度は68件で、変更率がそれぞれ3.数%と示されているわけですが、この数字について、私は平成12年の介護保険のできた当時か

ら、要介護認定を受けた結果で限度額が決まるような、そしてその後も、認定の度合いによってサービス制限の発生がどんどんつくられていくような、そういうやり方については、大変遺憾に思っているところで、この認定審査会の2次審査、そここのところについては、とても大事な部分だというふうに認識しているところなのですが、この変更率については、どうでしょう、この数字は、私はもっと変更があってもいいのではないかと、そういう思いでいるのです。まずは、その前にこの変更が上がるほうに変わったのか、下がるほうに変わったのか、もし下がるほうがあるのだったら、その数字もお聞かせいただきたいし、この数字は、町としてはどういう認識でいらっしゃるのだろうかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） まず1点目の総合事業に移行した方の人数ですけれども、平成29年度で35名となっております。

2点目の1次判定の変更に関してなのですが、私も認定審査会のほう、当然毎回出席させていただいております、出ているのですが、変更する内容としましては、ほとんどが介護度が上がるというような状況であります。と言いますのは、大体更新申請が上がってきたときに、1次判定で前回の判定より低いという方が出ることがあるのですが、体の状況は当然そういったかたちにはなっているのですが、今まで受けてたサービス、例えばデイサービスが月何回ですとか、ホームヘルプが月何回とか、そういったサービスを受けている中で、何とか体の方を維持してきたですとか、状況のほう改善してきたというような方たちにつきまして、介護度が下がることで、そういったサービスが、回数が制限されるような状況も当然出てくるということで、それらにつきましては、先ほど言いましたような、委員おっしゃったようなお医者さんですとか、そういった方々が実際に本当にその人にとっては、どういったサービスが必要で、どういった介護度がふさわしいのかという話はかなり議論をして、そういった中で変更を行っていくというような状況が主なものであります。

○委員長（小島智恵） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 認定審査会においては、保健課長も入って、加わって、成り行きについてはしっかりと確認をされているということがわかって、そのことは安心をしたところであります。何度も繰り返しになりますけれども、本当にこの2次判定が重要だという認識にしているものですから、これからはしっかりとさせていただきたいし、この第6期においては、認定審査会の委員の数も増やして、審査会の回数も増やしたという、そんなことがあったのだと思うのです。それはとても大事なことで、十分な審査の時間を、一人一人の確保も必要でしょうから、もしその辺でも十分でないような、そんな認識に町が立ったときには、さらに審査の回数を増やしていただくような、そんな手立ても取っていただきたいなというふうに思います。

最後に、審査結果が不満で再審査請求などするという権利もあるわけですが、そういうケースが幕別町にあるのかどうか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 再審査請求につきまして、今ちょっと数字のほうは持ち合わせていないのですが、実際のところ、年間数件程度は実際にありまして、再審査をして介護度がその再審査の結果で変わるといったような状況も今の中ではございました。

○委員長（小島智恵） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 申しわけございません。私のほうでちょっと認識が間違っておりました。再審査につきましては、国保連のほうに出す関係だったので、そちらについては幕別町ではございません。済みません。

○委員長（小島智恵） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） ほかに質疑がないようですので、介護保険特別会計につきましては、以上を持って終了をさせていただきます。

次に、認定第5号、平成29年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 平成29年度幕別町簡易水道特別会計決算についてご説明いたします。

134ページをお開きください。

歳入決算額は、1款分担金及び負担金から6款町債までの合計が、予算現額3億5,069万1,000円に對しまして、調定額3億5,377万5,736円、収入済額3億5,252万6,308円であります。

次のページに行きまして、次に歳出決算額は、1 款水道費と 2 款予備費の合計が、予算現額 3 億 5,069 万 1,000 円、支出済額 3 億 4,546 万 9,889 円であり、歳入歳出差し引き残額は、705 万 6,419 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書についてご説明いたします。

歳入から申し上げますので、150 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、予算現額 3 億 5,059 万 1,000 円、支出済額 3 億 4,546 万 9,889 円、1 目一般管理費、本目は簡易水道施設の維持管理及び整備に係る経費で、担当職員 1 名分の人件費のほか、排水管敷設などに係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

12 節役務費、細節 2 は各水道施設の遠方監視に係る電話料、細節 15 は法定の水質検査手数料であり、原水検査が 92 回、浄水検査が 96 回の合計 188 回分の手数料であります。

13 節委託料、細節 1 は各水道施設 29 か所の管理点検に係る委託料であります。

次のページに行きまして、細節 12 は駒島及び大豊簡易水道区域内の排水管路 30 キロ分の漏水調査に係る委託料、細節 13 は道道豊頃糠内芽室線の栄橋架け替え工事に伴う排水管移設に係る実施設計委託料が主なものであります。

15 節工事請負費、細節 1 は検定満了量水器取替工事 272 か所分、細節 3 は糠内浄水場の浄水設備の更新工事、細節 4 は道営事業に伴う排水管の移設工事、細節 5 は忠類西部浄水場の計装設備の更新工事が主なものであります。

16 節原材料費、細節 1 は量水器の新設分として 41 個の購入経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は更別村の給水区域となっている駒島及び元忠類地区の一部について、更別村へ支払った施設の維持管理に係る負担金であります。

23 節償還金利子及び割引料は、起債の償還に要した経費であります。

次のページに行きまして、2 款予備費、1 項予備費、予算現額は 10 万円で支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

138 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 286 万 8,954 円に対しまして、同額収入で水道管移設工事などにかかわる負担金であります。

140 ページ、次のページに行きまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 9,836 万 5,301 円、収入済額 9,711 万 5,873 円であります。駒島ほか 4 地区の 1,114 個分の現年及び滞納繰り越し分の使用料であり、現年分の収納率は 99.71%であります。

2 項手数料、調定額 57 万 6,000 円に対しまして、同額収入で給水申請に係る設計手数料であります。

次のページに行きまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 8,858 万 4,000 円に対しまして、同額収入であり、一般会計繰入金であります。

次のページに行きまして、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 751 万 2,769 円に対しまして、同額収入であり、前年度繰越金であります。

次のページに行きまして、5 款諸収入、1 項雑入、調定額 102 万 9,198 円に対しまして、同額収入であります。昨年 5 月 2 日に発生した忠類簡水東部地区における破損事故に伴う補償金が主なものであります。

2 項消費税還付金、調定額 73 万 9,514 円に対しまして、同額収入であり、消費税の確定申告に伴う還付金であります。

次のページに行きまして、6 款町債、1 項町債、調定額 5,410 万円に対しまして、同額収入であり、幕別簡水ほか 2 地区に係る事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 質疑がないようですので、簡易水道特別会計につきましては、以上をもって終了とさせていただきます。

次に、認定第 6 号、平成 29 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 平成 29 年度幕別町公共下水道特別会計決算についてご説明いたします。

157 ページをお開きください。

歳入決算額は、1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの合計が予算現額 10 億 7,527 万 5,000 円、調定額 10 億 9,594 万 1,942 円、収入済額 10 億 8,091 万 1,986 円であります。

次のページに行きまして、歳出決算額は、1 款総務費から 4 款予備費までの合計が予算現額 10 億 7,527 万 5,000 円、支出済額が 10 億 7,000 万 2,555 円であり、歳入歳出差し引き残額が 1,090 万 9,431 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、175 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1 億 257 万 4,000 円、支出済額 1 億 225 万 6,090 円、1 目一般管理費、本目は会計全般の管理に要する経常的な経費であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、19 節負担金補助及び交付金の細節 6 は十勝川流域下水道の運営に係る経費として、十勝環境複合事務組合への負担金、細節 7 は下水道使用料収納業務等にかかわる経費として、水道事業会計へ支払った負担金としてそれぞれ要したものであります。

次のページに行きまして、2 款事業費、1 項下水道施設費、予算現額 7,679 万 1,000 円、支出済額 7,539 万 9,141 円、1 目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員 2 名分の人件費のほか、13 節の委託料は下水道事業計画の変更と下水道ストックマネジメント基本計画策定などに要した委託料であります。

15 節工事請負費は札内中継ポンプ場及び雨水排水施設の電気設備の更新工事に要したものが主であります。

次のページに行きまして、2 項下水道管理費、予算現額 1 億 2,634 万 7,000 円に對しまして、支出済額 1 億 2,288 万 5,497 円です。

1 目浄化センター管理費、本目は幕別処理区における浄化センターの維持管理費であり、年間流入汚水料 60 万 4,105 トンの汚水処理に要した経費であります。

2 目札内中継ポンプ場管理費、本目は札内処理区における中継ポンプ場の維持管理費であり、年間流入汚水量 168 万 1,870 トンを十勝川浄化センターへ発送するのに要した経費であります。

3 目管渠維持管理費、本目は汚水及び雨水管渠、マンホール、公共ます、雨水排水ポンプ車などの維持管理に要した経費であります。

183 ページに行きまして、3 款公債費、1 項公債費、予算現額 7 億 6,946 万 3,000 円、支出済額 7 億 6,946 万 1,827 円、起債償還の元金及び利子であります。

次のページに行きまして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

161 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 91 万 4,060 円に對しまして同額収入であり、受益者負担金であります。

次のページに行きまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 3 億 4,572 万 99 円、収入済額 3 億 3,069 万 143 円、幕別処理区及び札内処理区の現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 98.94%であります。

次のページに行きまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 2,397 万 4,920 円に對しまして、同額収入であります。下水道建設に係る社会資本整備総合交付金であります。

次のページに行きまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 4 億 2,933 万 5,000 円に對しまして、同額収入であり、一般会計からの繰入金であります。

次のページに行きまして、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 2,192 万 9,772 円に對しまして、同額収入であり、前年度繰越金であります。

次のページに行きまして、6 款諸収入、1 項雑入、調定額 26 万 8,091 円に對しまして、同額収入であり、浄化センター管理棟に設置している簡易水道及び上水道の水道施設監視装置に係る電気料が主なものであります。

次のページに行きまして、7 款町債、1 項町債、調定額 2 億 7,380 万円に對しまして、同額収入であり、1 目都市計画事業債は、公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債、2 目は資本費平準化債、3 目は下水道事業債の特別措置分であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 何点かお尋ねしたいと思います。

一つは、札内の中継ポンプ場、179 ページ、2 項下水道管理費にかかわりまして、町長の行政執行方針の中にありましたように、このたび平成 29 年度ではないのですけれども、このたび地震の際に不具合が生じたということがありました。それで、札内の中継ポンプ場というのは、平成元年の 9 月にオープンをしているのですけれども、一体その原因と老朽化に伴う不具合というのが生じていないのか。同じくこれは上段の特にもっと古い幕別町の浄化センターの管理費、9,300 万円ほどの出費になっておりますけれども、これも昭和 59 年の事業開始ということでもありますから、これらのいわゆるどんなときにもライフラインとして、きちんと保障していくことという点において、今回の不具合がどうだったのか、そういった心配、老朽化している施設に、今後考えて対処していく必要があるのかどうか、まずお聞きしておきたいと思います。

もう一つは、会計として、私ずっと思っていたことなののですが、前段、簡水のほうでもありましたけれども、特別会計ということで簡水ですとか下水ですとか処理をされております。一番最後の上水については企業会計ということでやってこられていますが、下水につきましても年間 10 億円もの費用を要しまして、そして特別会計でやっているということがありまして、聞くところによりますと、音更やそれから清水町など、帯広はもっと早いのですけれども、企業会計に移行されているというふうに聞いております。この辺は、幕別町の考え方としては、どんなふうに押さえていらっしゃるのか、というのは、私たち町民側、議会側としても、なかなか特別会計とか企業会計難しいのですけれども、しかし、きちんと損益計算書あるいは貸借対照表が示されて、一体どういったところに財産の状況であるとか、負債の状況であるとか、あるいは繰り入れの状況であるとかというのは、やはり企業会計の方がわかりやすいというのがあるのですよね。それで、どんなふうに考えてられるのか伺います。

○委員長（小島智恵） 水道課長。

○水道課長（山本 充） まず、1 番目の中継ポンプ場及び浄化センターの今回地震における停電がございまして、札内中継ポンプ場につきましては、今回、自家発電機が、本来、想定していなかった自家発電機が運転を停止したということで、これにつきまして原因を確認したところ、自家発電機自体には問題はなかったのですが、その自家発電機に電力を供給する直流電源盤という装置のほうブレーカーが故障したために起きたものでございまして、その自家発電機の故障の要因となったブレーカーにつきましては、今後、対応していきたいということで、そのブレーカーの部分の修繕で対応できるということになっております。

浄化センターにつきましては、札内中継ポンプ場よりも古い施設ということで、これにかかる、今回の停電においては、浄化センターについては、何も不具合等は生じませんでしたけれども、幕別浄化センターにつきましては、維持管理費等、コストがかかっておりますので、これにつきましては、幕別処理区と札内処理区を、下水道統一するという方針の中で、今後、施設等についてのあり方等は検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、公営企業化についてでございますけれども、公営企業化につきましては平成 27 年の総務大臣通知によりまして、将来の安定した経営を目指し、効率的な施設整備や維持管理を行うために、地方公営企業法の財政規定を適用していない公営企業、特に下水道や簡水については、重点事業ということで、公営企業化ということで、総務省から通知がございまして、ただし人口 3 万人以上の団体につきましては、期間内ということで、これにつきましては移行しなければならなかったのですが、人口 3 万人未満の団体につきましては、できる限り移行ということで、努力規定ということでございまして、本町におきましては、下水道状況による雨水対策や簡易水道のように、使用者が少ない状況で施設がたくさんあるものですから、1 人当たりというのですか、水の費用が高くなっているのです、そういう部分については、一般会計からの繰り入れ等、対応してもらっている状況もございまして、そういった関係で、その辺の一般会計を企業化したときにどう求めていくかの調整とか、あと企業会計に向けては固定資産情報の資産の現状把握、あとは複式簿記等への切りかえ、そういったことで時間や費用が要するというところで、幕別町については、努力規定ということで、今回は、見直しについては保留しているところなののですが、総務省のほうから今後については、小規模自治体が一層そういった公営企業化に向けて推進するよう、今後ロードマップを策定いたしまして、提示するというところで、今後その総務省から出されたロードマップ等の内容を確認して、企業化に向けての検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 不具合については、わかりました。原因がわかれば対処も早いと思いますので、かなりの不安が広がった課題でありましたので、速やかな対処を求めたいと思います。

今、企業会計のほうですけれども、人口3万人と、それから3万人以下と分けて総務省の通達があったということは承知しているところです。それで、私はこの幕別町でも10億円の事業をやるに当たっては、かなり古い施設ですから、相当な投資をしながら、これまで下水事業を維持されてこられたと思うのですよね。ページ数168ページになりますけれども、10億円の事業に対して、一般会計からの繰り入れは、3番と4番を合計しただけでも約4億円近くなるというようなことで、これはこの29年度に限ってではなくて、過去からずっとそういう流れの中で事業をされてきたということを押さえております。

それで、これから施設の老朽化であるとか、一本化にしていく、それはそれでまた切りかえていくことですから、相当な経費を要することだと思うのですよね。そうなれば、なおのこと、財産管理など明確にした上で移行していくということは、大事ではないかというふうに思うのですよね。企業会計になっても一般会計からの繰り入れというのは可能でありますよね。いろんな面が出てくるとは思うのですけれども、そういったところをきちんと解消しながら、わかりやすい会計処理といいますか、そういうことが必要ではないかというふうに思うのですが、これから今後に向けてということでありましたので、大分遠いのかなというふうに課長のご答弁では思ったのですけれども、そうではないでしょうか。

○委員長（小島智恵） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 公営企業会計化の件でございますけれども、今現在、全体約10億円の会計に対しまして、4億円強の繰入金があると、約4割は一般会計の繰入金によって賄われていると。使用料収入に関しましては、約3億3,000万円ということで、公営企業会計にするということは、基本的には独立採算性のめどがついているという前提条件でやってきているというのが、これまでの経過、考え方でございました。言うなれば、この繰入金が使用料収入として計上できるような、要は使用料がかなり高くすることができるのかというようなこともございます。

帯広ですとか、音更、芽室に関しましては、既に公営企業会計に移行しておりますけれども、このような繰入金にそれほど大きく頼らなくても、会計処理ができるというめどがたった段階で、直近でいえば音更ですとか、芽室町については移行しているという実態がございます。その原因としては、やはり企業さんの大口の汚水量の排せつがあったり、そういう使用料収入が見込める状況に立ったようなことがあって移行していると。当然、一般会計の繰入金が極端に少なくて済むということになりますので、幕別町の場合にありましては、今後においても、しばらくは多額の繰入金が必要な状況になりますので、今すぐに公営企業会計化のほうに踏み切れるかということ、なかなかそういう状況ではないのかなというふうにも考えております。

あと、総務省通知につきましては、今の通知の計画が、一応平成32年度までを目途にしてすすめられております。ロードマップにつきましても、その前31年ですとかには示されるのではないのか。その中では、先ほど課長申し上げたように、今は3万人以上の自治体に公営企業会計化が求められているのが、多分引き下げになってくるのではないのかということもささやかれております。その際には、一般会計の繰入金の扱いをどうするべきなのかというようなこと、あと使用料がどうあるべきなのか、そういったことを検討の上、公営企業会計化のほうの切りかえについて、検討することになるのではないのかというふうに考えております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そういった過去の一般会計に依拠しながらやっていくという、うちの町の下水道会計の流れがあつて、現時点で判断されてきたということでもあります。よく上水道のときもそうだったのですけれども、町が二分していて、施設が二つあつて、そしてそれが経費がかさんでというようなことで、しかし、かさんだ経費が全部受益者の負担ということにはならない、その分を一般会計から繰り入れてやってきたという経過があつたのだと思うのです。それで、特に幕別町の下水処理場は、ここは相当古くなってきておまして、過去にも何度も修理をしてきた経過があつたと思うのですよね。そういうことを思えば、いろんな意味で経費を安くしていくための整理といいますか、先ほど課長は統合ということをおっしゃられました、そんなことももちろん検討されているのだろうというふうに思うのですけれども、もう一つはこういった大きな災害があつたときに、ライフラインというのは統合されるよりも、きちんと地域ごとに設置されていることのほうが被害が少ないという側面もあります。そんなことを考えると、相当なきちんとした下水道の将来的な計画を持ちながら、そういう中で見通しを立てて、

会計のあり方も切りかえていくというような、そういった手法しかないのかなというふうに思うのですが、そういった将来に対する計画というのは、いろんなところで長寿命化計画っていうのが、やっ  
ていらっしやいますけれども、この下水道にかかわっても町としては、そういうお考えを持ってやっ  
ていらっしやるのですか。

○委員長（小島智恵） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 公営企業会計の一般会計からの繰り入れにつきましては、法令の定めにもあり  
ますけれども、災害などが引き起ったときには、災害の復旧に要する経費ですとか、あとは高料金対策  
の補助金、これは平成 27 年度まででしたか、一般会計から繰り入れをしていたのですけれども、基準  
内繰り入れといまして、ルールに基づいてやっていた、許される範囲の中でやっていたというもので  
ありまして、そうしたものの以外の一般会計からの繰り入れなどに関しましては、一切いただくことなく、  
独立採算性で会計管理をしております。基本的にはそのような考え方、原則的な考え方に基づいて、  
会計処理をやっているというものであります。

あと、幕別、札内のそれぞれの下水道施設につきましては、これまでも長寿命化計画などを策定の上、  
毎年施設の更新などを行ってまいりました。今後においてもストックマネジメント計画、長寿命化計画  
に今度かわって、新たな制度が設けられまして、ストックマネジメント計画というものを、今、策定中  
でございますけれども、それに基づいて、必要な更新事業を行っていく予定であります。

あと、統合に関しましては、幕別本町市街の浄化センターを有しながら処理をしておりますけれども、  
単独の 4,000 人弱の規模のこういった処理をやるに当たって、多額の維持管理費がかかっておりまし  
て、統合することで維持管理費の軽減にもかなりつながっていくという見込みもございますので、これ  
は最終的には将来的な公営企業会計の移行も含めて考えますと、有効な手段ではないのかなというふう  
に考えております。

○委員長（小島智恵） 中橋委員。

○委員（中橋友子） きちんと整理されていくことが大事だと思いますけれども、最後に、1 点だけ伺っ  
ておきますが、札内の下水処理の単価、それから幕別 4,000 人の単価、これはどのぐらい開きがあるで  
しょうか。そうすることによって将来の会計のあり方も変わってくる、そういう中で整理もされていく  
というふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵） 水道課長。

○水道課長（山本 充） 直近の数字はちょっと持ち合わせていないのですけれども、平成 28 年度現在  
ですけれども、幕別市街については、汚水処理単価については、立米当たり 235 円ほど、そして札内  
については 40 円ほどということで差があるところでございます。

申しわけございません。平成 29 年度の 1 立米当たりの幕別における単価につきましては 154 円、そ  
して札内に係る 1 立米当たりの費用については 40 円ということになっております。

○委員長（小島智恵） よろしかったですか。

ほかにございませんか。

若山委員。

○委員（若山和幸） 179 ページ、2 項下水道管理費の 1 目浄化センター管理費、12 節、細節 16 汚泥運  
搬手数料、13 節、細節 5 汚泥処理委託料ですけれども、ちょっとお聞きしたいのですが、今現在、汚  
泥はどのような処理を委託されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 水道課長。

○水道課長（山本 充） 幕別浄化センターに集められましたし尿に係る汚泥につきましては、濃縮汚泥  
ということで、年間 5,292 トンを帯広川の終末処理場のほうに運搬をしております、帯広川の終末処  
理場におきましては、乾燥してそのうち 346 トンを肥料にして利用しているということでございます。

○委員長（小島智恵） 若山委員。

○委員（若山和幸） 毎年この二つ合わせると 4,000 万円を超えた金額が支出されているわけですが  
も、町単独でということはなかなか難しいのでしょうかけれども、先ほど広域化というお話もありまし  
たけれども、堆肥化の中身ですか、一般的に売られている堆肥としてされているのか、それとも何かと混  
ぜた堆肥にされているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 下水処理の中では、汚泥を乾燥させる処理まで行った後に、家畜の堆肥と混ぜ  
て、最終的に堆肥化をして農地に還元をしていくという、そのような工程で処理をいただいている  
という状況であります。

○委員長（小島智恵） ほかにございませんか。

小川委員。

○委員（小川純文） 先ほど中橋委員からも質問があって、大体の趣旨はわかったのですが、札内中継ポンプ場の関係でございます。

原因はブレーカーであったということでもありますけれども、日常使わないところの異常というのが一般の台風被害のときも、水門のブレーカーで動かなかったということがありますので、そういう面での維持管理の点検、管理業務の中での日常点検というものも、常にやっていただきたいのですが、何に置いても下水道と上水道においては、町でやるライフラインの一番根幹でございますので、今回、上水道は出なかったということはなかったのですが、下水道の中で上水道が出るということは下水道に流れ込んでくるということは間違いのないことでもありますし、特に札内においては168万トン年間送っているということは、1日すると約5,000トンを切れるくらいの量が毎日処理されているわけですから、今回もいい経験で終わったという状況でありますからいいのですが、今後こういう災害時の停電だとか、異常事態のときの初期の初動体制というのは、検証をする予定なのかどうなのか、今後についての今回の経験を踏まえて対処していく方向なのかお伺いしたいと思います。

○委員長（小島智恵） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 札内中継ポンプ場の発電機の停止から、今回の事故の発端がそこだったのですが、停電発生から約36時間後に停止したという状況でありました。その後において最近も調べてみますと、それだけ長時間、自家発電機を動かして施設の電気を賄うという状況になったのが、なかなか実はないのですよね。類似する施設、ほかの自治体の自家発電機でも、加熱してとまってしまったのですとか、というような事例があったりですとかというお話を聞いております。36時間は動いたのですが、36時間経過した段階でとまってしまったということですので、小川委員おっしゃったようなそのときの初動の我々の体制ですとか、その後の対応ですとか、あとそれに基づいて、今後、通常の維持管理の中では、これは電気保安協会さんのほうに委託をして点検をしていただいておりますけれども、それに加えて、今回のような事態を想定したような訓練的なものも含めて、行ってまいりたいと考えております。

○委員長（小島智恵） 小川委員。

○委員（小川純文） 想定内で動いているのだけれども、想定外の時間数の中でとまってしまったと、これは本当に予想できない事態だということが、今お聞きしてわかったわけでもありますけれども、最低限のライフラインを今後とも確実に守っていただくことが、やっぱり災害時の住民生活につながりますので、よろしく今後とも検討をお願いいたします。

以上です。

○委員長（小島智恵） 答弁よろしいですか。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） ほかに質疑がないようですので、公共下水道特別会計につきましては、以上を持って終了とさせていただきます。

次に、認定第7号、平成29年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 平成29年度幕別町個別排水処理特別会計決算について説明いたします。

188ページをお開きください。

歳入決算額は、1款分担金及び負担金から6款町債までの合計が予算現額1億8,059万7,000円、調定額1億8,080万6,739円、収入済額1億8,060万9,739円であります。

次のページに行きまして、歳出決算額は、1款総務費から4款予備費までの合計が予算現額1億8,059万7,000円、支出済額が1億7,979万8,644円であり、歳入歳出差し引き残額は81万1,095円あります。

それでは、歳入歳出事項別明細書についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、204ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額97万1,000円に對しまして、支出済額は92万9,991円あります。1目一般管理費、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。19節負担金補助及び交付金、細節3水洗便所設置補助金は、8件分の水洗便所改造に係る補助金であります。

次のページに行きまして、2款事業費、1項排水処理施設費、予算現額5,084万8,000円、支出済額5,053万6,504円、1目排水処理建設費、本目は排水処理施設の建設に要する経費で、合併浄化槽16基分の整備に要した経費であります。

2項排水処理管理費、予算現額6,284万3,000円、支出済額6,249万8,241円。1目排水処理施設管理費、本目は排水処理施設の維持管理に要する経費であり、13節委託料は合併浄化槽729基分の保守点検及び清掃に要した経費であります。

次のページに行きまして、3款公債費、1項公債費、予算現額6,583万5,000円、支出済額6,583万3,908円、起債償還の元金及び利子であります。

次のページに行きまして、4款予備費、1項予備費、予算現額10万円で支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

192ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、調定額210万6,000円に対しまして同額収入であり、受益者分担金であります。

次のページに行きまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2,793万7,600円、収入済額2,774万600円、現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は99.35%であります。

次のページに行きまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額1億1,288万5,000円に対しまして、同額収入であり、一般会計からの繰入金であります。

次のページに行きまして、4款繰越金、1項繰越金、調定額330万1,127円に対しまして、同額収入であり、前年度繰越金であります。

次のページに行きまして、5款諸収入、1項貸付金元利収入、調定額45万円に対しまして、同額収入であり、水洗便所改造等資金貸付金の元金収入であります。

2項消費税還付金、調定額242万7,012円に対しまして、同額収入であり、消費税の確定申告に伴う還付金であります。

次のページに行きまして、6款町債、1項町債、調定額3,170万円に対しまして、同額収入であり、排水処理施設の整備に伴う事業債であります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 質疑がないようですので、個別排水処理特別会計につきましては、以上をもって終了とさせていただきます。

次に、認定第8号、平成29年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 平成29年度幕別町農業集落排水特別会計決算についてご説明いたします。

213ページをお開きください。

歳入決算額は、1款使用料及び手数料から5款町債までの合計が予算現額6,787万9,000円、調定額6,855万4,334円、収入済額6,826万854円であります。

次のページに行きまして、歳出決算額は、1款総務費から4款予備費までの合計が予算現額6,787万9,000円、支出済額6,687万6,853円であり、歳入歳出差し引き残額は138万4,001円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、227ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額52万8,000円に対しまして、支出済額は49万6,819円あります。1目一般管理費、本目は農業集落排水事業に係る事務的経費であります。

次のページに行きまして、2款事業費、1項排水処理管理費、予算現額4,466万9,000円、支出済額4,379万8,611円、1目排水処理施設管理費、本目は農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費であり、年間流入汚水量11万8,805トンの汚水処理に要した経費であります。

2目排水処理施設管渠維持管理費、本目は管渠マンホール及び汚水ますの維持管理及び新たな公共ます設置に係る経費であります。

次のページに行きまして、3款公債費、1項公債費、予算現額2,258万2,000円、支出済額2,258万1,423円、起債償還の元金及び利子であります。

次のページに行きまして、4款予備費、1項予備費、予算現額10万円で支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

217 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1,749 万 7,796 円、収入済額 1,720 万 4,316 円、532 個分の現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.28%であります。

次のページに行きまして、2 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 1,493 円に対しまして、同額収入であり、農業集落排水事業償還基金利子であります。

次のページに行きまして、3 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 85 万 5,506 円に対しまして、同額収入であり、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2 項他会計繰入金、調定額 4,633 万 4,000 円に対しまして、同額収入であり、一般会計繰入金であります。

次のページに行きまして、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 156 万 5,539 円に対しまして、同額収入であり、前年度繰越金であります。

次のページに行きまして、5 款町債、1 項町債、調定額 230 万円に対しまして、同額収入であり、忠類浄化センターの機械設備更新に係る事業債であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 質疑がないようですので、農業集落排水特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 9 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 平成 29 年度幕別町水道事業会計決算についてご説明いたします。

最初に、事業報告書の説明を行いますので、246 ページをお開きください。

このページから 249 ページまでは、平成 29 年度の幕別町水道事業報告書であります。

はじめに、1、概要の総括事項についてであります。

最初に、平成 29 年度の経常収益につきましては、5 億 4,715 万 5,000 円で、前年度に比べ 52 万 3,000 円、率にして 0.1%の増となったものであります。

次に、経常費用につきましては、5 億 3,182 万 2,000 円で、前年度に比べ 758 万 2,000 円、率にして 1.4%の増でありました。

主な要因といたしましては、受水費や企業債利息で 613 万 2,000 円の減となったものの、人件費で 209 万 6,000 円、その他営業費用が 1,199 万 2,000 円の増となったものが影響したものであります。

次に、年間有収率につきましては、漏水調査の継続実施と 11 か所の漏水修理を行ったことなどにより 85.6%、前年度と比較して 2.9%改善したものであります。

今後とも漏水の早期発見、修理に万全を期して、有収率の向上につなげてまいりたいと考えております。

このほか、詳細な業務内容の報告につきましては、248、249 ページの 3、業務の各報告事項をごらんいただきたいと思っております。

次のページに行きまして、2、工事についてであります。

量水器取替工事につきましては、13 ミリから 75 ミリまでの 1,185 件について、2,942 万 5,937 円の工事費をもって取りかえを行ったものであります。配水本管などの布設工事につきましては、約 1,071 メートルについて、6,518 万円の工事費により実施したものであります。

次に、240 ページにお戻りください。

このページは、平成 29 年度幕別町水道事業会計の損益計算書であり、29 年度 1 年間の経営成績を明らかにしたものであります。

1、営業収益から、4、営業外費用までを計算した経常利益、右側の上から 3 番目の数字であります。1,533 万 3,683 円であり、その下の当年度純利益につきましても同額であります。

前年度の純利益と比較して 705 万 9,453 円の減額となったものであります。その主な要因といたしましては、営業費用の中の配水及び給水費が、前年度と比較して 1,196 万 2,000 円の増額となったことが、主な要因となっております。

なお、前年度の未処分利益剰余金が 9 億 5,136 万 6,206 円でありましたことから、当年度純利益を合

算した当年度末未処分利益余剰金は9億6,669万9,889円となったところであります。

次のページに行きまして、このページから243ページまでは、平成29年度幕別町水道事業会計の貸借対照表であり、資産や負債及び資本の状況から、水道事業会計全体の財政状態を明らかにした書類であります。

最初に、資産の部であります。

1、固定資産につきましては、平成29年度末の合計が54億1,081万4,190円、2、流動資産につきましては、同じく平成29年度末の合計が7億2,090万354円となり、固定資産及び流動資産を合算した資産の合計につきましては、61億3,171万4,544円となったものであります。

次のページに行きまして、次に負債の部であります。

3、固定負債につきましては、平成31年度以降に償還を予定している企業負債残高で18億210万7,596円、4、流動負債につきましては、その合計が2億2,585万9,232円となり、このうち1億5,487万5,581円が平成30年度に償還予定の企業負債となっております。

5、繰延収益につきましては、その合計が15億9,294万984円となり、固定負債、流動負債及び繰延収益を合算した負債の合計が36億2,090万7,812円となったものであります。

次に、資本の部であります。

6、資本金につきましては12億9,923万7,333円、剰余金につきましては、次のページに行きまして、剰余金の合計が12億1,156万9,399円、資本金及び剰余金を合算した資本の合計は25億1,080万6,732円となり、負債資本の合計が61億3,171万4,544円となりまして、241ページの一番下の資産の合計と一致するものであります。

次に、250ページをお開きください。

このページと次のページは、平成29年度幕別町水道事業会計キャッシュ・フロー計算書であり、現金の流れに着目して、財務状況をあらわものであります。

大きな項目の1番、業務活動によるキャッシュ・フローでは、ちょっと下に行きまして、合計が1億8,573万8,395円の増額となっております。

2番目の投資活動によるキャッシュ・フローでは1億1,491万9,590円の減額、次のページに行きまして、3番目の財務活動によるキャッシュ・フローでは1億391万8,889円の減額となったものであり、以上により、平成29年度における現金及び現金同等物につきましては、これらを合算して3,310万84円の減額となり、前年度末の残高から差し引きますと、当年度末の残高につきましては5億8,517万3,750円となったところであります。

次に、平成29年度の具体的な決算状況についてご説明をいたします。

次のページをお開きください。

平成29年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

ここの金額は、消費税抜き額となっております。

はじめに、収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益4億4,746万5,500円でありまして、1万460戸の水道使用料であります。現年分の収納率は98.79%であります。

3目その他営業収益は456万5,088円であります。加入者負担金などが主なものであります。

2項営業外収益、3目長期前受金戻入7,215万6,642円でありまして、固定資産の取得に充当した補助金等を収益化したものであります。

7目雑収益は2,294万445円であり、下水道使用料に係る収納業務の負担金などが主なものであります。

次のページに行きまして、次に支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費1億6,172万1,162円であります。本目は原水及び受水に係る経費でありまして、29節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用であり、241万9,600トンを受水したものであります。

2目配水及び給水費は4,209万1,667円であり、主なものとしたしましては、職員1名分の人件費のほか、13節委託料は、排水管水量水圧調査業務、施設管理委託料及び漏水調査業務などに要した経費であり、16節修繕費は、漏水修理などに要した経費であります。

次のページに行きまして、5目総係費4,760万5,351円であります。主なものとしたしましては、職員2名分の人件費のほか、13節委託料は検針業務、31節貸倒引当金は、平成30年度の不納欠損による損失に備えるため計上したものであります。

6目減価償却費2億2,649万8,925円は、有形固定資産に係る減価償却費であります。

7目資産減耗費 681万3,412円は、排水管の布設がえなどにより固定資産を除却した費用であります。  
2項営業外費用、1目支払利息 4,707万5,940円は、企業債の償還利息であります。

256ページをお開きください。

平成29年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

はじめに、収入であります。

1款資本的収入、1項企業債 5,260万円は、企業債の借入れであります。

6項負担金、1目負担金 445万4,158円は、消火栓更新工事に係る工事負担金が主なものであります。  
次のページに行きまして、支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目排水管整備費 8,994万7,811円、主なものは、桂町2号ほか  
6路線の排水管整備などに要した経費であります。

2目営業設備費 2,942万5,937円、1,185件の検定満了量水器の購入及び取かえに要した経費であり  
ます。

4項企業債償還金、1目企業債償還金 1億5,651万8,889円は、企業債の元金に係る償還金であり  
ます。

以上で、幕別町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 質疑がないようですので、水道事業会計につきましては、以上をもって終了させ  
ていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りします。

認定第1号、平成29年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありま  
せんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することと決定いたしま  
した。

次に、お諮りします。

認定第2号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定すること  
にご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定すること  
に決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第3号、平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定すること  
にご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定すること  
に決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第4号、平成29年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異  
議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵） 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定  
いたしました。

次に、お諮りします。

認定第5号、平成29年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小島智恵) 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第6号、平成29年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小島智恵) 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第7号、平成29年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小島智恵) 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第8号、平成29年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小島智恵) 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第9号、平成29年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小島智恵) 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

発言を認めます。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 済みません。ありがとうございます。

資料の提出のあり方で、要望といいますか、発言をさせていただきたいと思います。

審査の中で、今回初めて、民間に委託になりました保育所につきまして、施設型地域型保育施設費につきまして、委託料として2か所の保育所に、合わせまして2億6,000万円委託料ということで、決算として提案されました。

この資料につきまして、指定管理であれば、一番最初に説明をいただきまして、評価シートというのを出していただいて、説明をいただいたのですけれども、それ以上に費用を要するこの委託については、こういったものは性格上ないわけですね。ここまで求めるということではないのですけれども、少なくともこの委託に関して事業が適切には行われているとは思いますが、町としての評価に値するような資料を提出していただければというふうに思います。もっと簡単に言ってしまうと、追加資料で求めたような資料については、最初から提出していただいて、審査に臨むに当たって、評価ができるといいですか、状況がわかる資料を用意していただきたい。このように思うのですが、諮っていただけませんか。

○委員長(小島智恵) ただいまの中橋委員の発言は、審査に足る資料の提出について委員会の意見として付記されたいというものでありました。

本委員会の報告に、ただいまの意見を付記することにご異議ありませんか。  
暫時休憩いたします。

12:34 休憩

12:38 再開

○委員長（小島智恵） 休憩を解きます。

ただいまの中橋委員のご意見は、意見として受けとめることでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵） そのようにさせていただきます。

審査終了に当たり、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、3日間にわたる審査に際し、終始熱心に審査をいただきましたことを心からお礼申し上げます。また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに、お礼を申し上げます。ふなれな委員長ではありましたが、皆様のおかげをもちまして無事審査を終了することができました。心から感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。（拍手）

[閉会]

○委員長（小島智恵） これをもちまして、平成 29 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

12:39 閉会